

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月から 52 年 12 月まで  
② 昭和 53 年 4 月から同年 9 月まで

昭和 50 年に結婚したときに、夫婦で区役所に行き国民年金の加入手続をしたところ、今ならさかのぼって納付できると言われたので、後日、区役所の窓口か区役所内の金融機関で納付した。その後は、妻が夫婦二人分を納付していたのに、自分の分だけが未納となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 50 年に区役所で国民年金の加入手続を行い、20 歳にさかのぼってまとめて納付し、その後は妻が納付していたと主張するが、50 年当時、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことは確認できないとともに、申立人がさかのぼって納付したとする区役所の窓口及び区役所内の金融機関では特例納付等の取扱いは行っていなかったことが確認されており、また、さかのぼって納付したとする金額についての申立人夫婦の記憶は曖昧であるなど、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

一方、申立期間②については、申立期間の前後は納付済みであるとともに、申立期間は 6 か月と短期間であり、一緒に納付していたとする妻も納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から同年5月までの期間、4年4月及び8年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年1月から同年5月まで  
② 平成4年4月  
③ 平成8年4月から同年10月まで

当時、転職や転居の都度、市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を同時に行い、国民年金保険料を納付しており、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、いずれも短期間であるとともに、申立人は、申立期間以後の厚生年金保険と国民年金の切替手続を複数回行っているが、いずれも適切に手続を行っており、未納期間は存在しない。

また、会社を退職後、2週間以内に市役所へ行き、国民健康保険と国民年金の手続をして、国民年金保険料を納付していたとの申立人の主張は具体的であるとともに、当時の市役所では国民健康保険の手続を行いに来た人については、国民年金の手続を行うよう促していたことが確認されるなど、申立人の主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 国民年金 事案 187

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から53年3月まで  
申立期間については、家業を手伝っていたが、母親が自分の分と一緒に、私の20歳以降の保険料を集金にて支払っていた記憶があるし、母親が自分の分も保険料を支払っていると言っていたことを覚えているため、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、同居していた申立人の母が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の両親は、昭和37年4月の国民年金への加入以降、60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付しているほか、申立人の姉及び妹についても、国民年金に加入すべき期間当初から、特に申立人の姉については申立人の母と別居していたものの、申立人の母により納付済みとされていることから、申立人の母と同居し家業を手伝っていた申立人のみが未納とされているのは不自然である。また、申立人の姉及び妹は、申立人の母が申立人の分のみの国民年金保険料を納付していなかったとは考えられないと証言している。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間において、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から48年3月までの期間及び48年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から50年3月まで  
昭和50年12月ごろに家族4人で市役所に出向き、国民年金への加入  
手続を行い、父から借りたお金で過去の未納分を納付したことを記憶し  
ており、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が一括納付したと主張する時期は、特例納付が実施されていた時期であり、納付したと記憶する金額も未納分を一括納付した場合の金額におおむね一致している。また、当時の市役所では特例納付等の納付書を発行し、庁舎内の金融機関で納付することができたことが確認されるとともに、申立人及び申立人の夫ともに、申立人が申立人の父に借りたお金で一括納付したことについて明確に記憶している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しているほか、申立人の夫は国民年金保険料をすべて納付している。

一方、申立人が一括納付したと主張する時期において、特例納付が可能なのは、制度上、昭和48年3月までの分であるとともに、過年度納付が可能なのは同年10月以降の分であることから、同年4月から同年9月までの分は、制度上、納付ができない期間である。また、申立人と同時期に国民年金に加入し特例納付等を行っている者の納付状況を確認したところ、特例納付も過年度納付もできない期間は未納とされており、制度どおりの運用がなされていたことが確認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 39 年 4 月から 48 年 3 月までの期間及び 48 年 10 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から48年3月まで  
昭和36年2月ごろ、区役所の出張所で国民健康保険の加入手続をした際に、4月からの国民年金への加入を勧められ、同月に国民年金に加入し、納付していた。当時の年金手帳については、48年6月ごろに、区役所で新たな年金手帳の交付を受けた際に処分してしまったが、その手帳に印紙を貼って納付していたことも覚えており、未納であることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続についての記憶は、国民健康保険の加入手続を行った際に国民年金への加入を勧められ国民年金に加入したという経緯を含め具体的なものであり、国民年金保険料の納付についての記憶も、当時所持していた手帳に収入印紙を貼付し印を押していたとするなど、鮮明なものである。また、申立人が国民年金への加入手続を行ったとする区役所の出張所についても、昭和36年1月に存在していたことが確認されるとともに、申立人の姉の国民年金手帳について、43年10月の発行後、48年4月にも発行されていることが確認され、申立人の居住していた区においては、48年に年金手帳の更新が行われた可能性がうかがわれるなど、申立人の主張に不合理な点は見られない。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間において、国民

年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年6月まで  
申立期間の国民年金保険料について、前後の期間を納付しているのにこの3か月だけ納付していない事は考えられない。領収書等は保存していないが、申立期間について納付を認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年4月から国民年金に任意加入しており、申立期間と任意加入の喪失月の1か月を除く任意加入後の国民年金加入期間は、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立期間の直後である昭和50年7月以降は口座振替により保険料を納付していたことが確認でき、申立期間の保険料を納付せずに口座振替の手続だけを行ったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間後、数回の引っ越しをしており、昭和56年4月から居住していたA町の国民年金被保険者名簿では、申立期間について、納付済みとされていたものが取り消されていることが確認できることから、記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年1月から同年6月まで  
申立期間の国民年金保険料について、領収書等は保管していないが、金融機関で納付したと思う。特例納付で全期間納付した記憶がある。未納となっていることが納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年6月に国民年金の加入手続を行い、同時に特例納付の申し込みをしたと主張しており、同年7月に20歳到達時から昭和47年12月までの保険料を特例納付していることから、48年1月から同年3月までの保険料もこの時に併せて納付したと考えるのが自然である。

また、昭和48年4月から同年6月までの保険料については、過年度保険料の納付期間となるが、50年7月に送付された納付書で順次納付したとの申立てのとおり、37か月の納付期間のうちこの3か月だけを納付しなかったというのは不自然である。

さらに、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間については、保険料をすべて納付しており、申立人の夫は、申立期間も含めてすべて納付していることから、保険料の納付意識が高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から同年3月まで

社会保険庁に昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料について、納付記録を照会したところ、納付事実が無い旨の回答があった。保険料は、夫が3か月ごとに郵便局に支払っていたので納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、結婚後、昭和47年4月から国民年金に任意加入し、夫が退職後も国民年金に加入し、まじめに国民年金保険料を納付しており、保険料の納付意識は高かったものと思われる。

さらに、申立期間直後の昭和57年4月から61年3月までの期間については、申立人が所持する「国民年金保険料納付書兼領収証書」で国民年金保険料の納付日を確認できるが、すべて納付期限内に納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、昭和36年4月から37年3月までの期間について納付が確認できなかったとの回答をもらった。

当時父が、所属する農協の組合員勘定口座から兄二人と母の分と共に国民年金保険料を納付していたことを記憶しており、未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は短期間であり、申立人は、申立期間を除き、保険料の未納は無い。

また、申立期間当時、申立人と同居していた兄二人は、国民年金手帳記号番号の払出し状況から、申立人と同時に国民年金の加入手続を行ったと考えられ、兄二人について、申立期間の保険料は納付済みである。さらに、国民年金に任意加入していた申立人の母についても申立期間の保険料は納付済みであり、家族全員の保険料を申立人の父が納付していたという申立人の主張は信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月から62年3月まで

申立期間中、私は勤め関係から外出できず、父や兄や弟にお金と納付書を渡して払ってもらい、後で領収書をもっていた。領収書等は、保管していないが、当該期間について納付の事実を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

また、申立人は、これまで国民年金と厚生年金保険の切替手続を複数回行っているが、いずれも適切に手続が行われていることから、申立人の国民年金に対する意識は高かったことがうかがえる。

さらに、申立人の兄及び弟からは、時期までは特定できないものの、申立人から国民年金保険料の納付の依頼を受けていたことについての証言が得られ、申立内容に不自然な点は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から50年3月まで

私は、高校を卒業してから、自営業の実家の手伝いをしており、20歳になった昭和49年11月からの保険料については、両親の分と一緒に自分か母親が金融機関に支払に行っていた。申立期間については、両親の国民年金保険料が納付済みになっているにもかかわらず、自分だけが未納になっているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、5か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年11月に払い出されていると推認されることから、このころ、国民年金の加入手続が行われたと認められ、加入した当初の申立期間のみ未納としておくことは不自然である。

さらに、申立人は申立期間当時、その両親と同居し、一緒に納付していたと主張しているが、申立人の両親については、申立期間を含む国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 釧路国民年金 事案 22

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月及び同年 4 月

昭和 47 年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料が未納とされているが、納付期間が「昭和 39 年 4 月から昭和 47 年 4 月までの 8 年 4 月間」と書かれた領収証書があり、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書には、納付期間が「昭和 39 年 4 月から昭和 47 年 3 月までの 8 年 4 月間」と記載されているが、申立人は 5 月生まれであることから、「昭和 39 年 5 月から昭和 47 年 4 月までの 8 年間」(96 か月分)と記載するのが正しい。しかし、当該領収証書から、申立人は、未納であった期間(昭和 39 年 5 月から 47 年 4 月まで)の保険料を一括して納付していることが確認でき、当時、申立人が申立期間を含む未納保険料すべてを納付する意思を有していたことは明らかである。

また、当該領収証書の金額は 94 か月分を特例納付した場合の額に相当するものであるが、当該領収証書は申立人が届出した特例納付の申出書に基づいて当時行政庁が真正に作成したものと認められ、納付した金額に不足があれば、その差額は当然納付していたものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は 2 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金保険料をすべて納付していることを踏まえると、申立期間が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年5月から45年3月まで  
昭和43年5月から45年3月までの23か月間が未納とされているが、20歳になった時に、養父から、国民年金に加入し保険料を納付していることを聞いていた。養父及び養母の保険料が納付済みとなっているのに、自分の分だけ未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の養父が、申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、①申立人の養父は、申立人が20歳に到達した後間もなく、申立人の国民年金加入手続をし、しかも、申立人の養父及び養母については、申立期間を含め国民年金保険料はすべて納付済みとなっていること、②申立人の妹についても、20歳到達時から婚姻するまで保険料はすべて納付済みとなっていることなどを考慮すると、申立人の養父は、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

このことから、申立人の申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 宮城国民年金 事案 77

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から同年 9 月まで

20 歳になった昭和 37 年 7 月には定職についておらず収入が無かったので、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたのは、父親である。

その後、昭和 38 年 1 月から臨時職員として A 社で働き始め、39 年 10 月からは正職員に採用された。父親から「お金もらっているんだから、これからは自分で支払え。」と言われ自分で払い始めたことを覚えている。

父親は、国民年金保険料の納付について厳しく言っていたので、父親が私の国民年金の加入手続を行いながら未納にすることは考えられない。

### 第3 委員会の判断の理由

未納は申立期間の 3 か月分のみである。

また、申立人の保険料を納付したとされる父親は、申立人が 20 歳になってから 1 か月以内に国民年金の加入手続を行っており、兄、妹及び弟についても父親と同居した期間については国民年金保険料の未納は無く、父親の納付意識は高かったものと認められ、申立人についてのみ、資格取得直後の昭和 37 年 7 月から同年 9 月が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の母親は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から任意加入し、60 歳まで完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 宮城国民年金 事案 78

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から同年 12 月まで

申立期間の国民年金保険料を納めた際の納付書・領収証書を所持しているが、社会保険事務所の回答は、時効により納付できない期間なので納付済期間とすることはできないとのことであった。

しかし、納付書・領収証書に記載されている納付期限内に納付しており納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金保険料を納付した昭和 57 年 4 月 28 日付けの領収書があり、これが還付された事実は認められないから、申立人が、時効により納付できない期間も含めて申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

以上のような事情を考慮すると、昭和 57 年 4 月 28 日は特例納付の実施期間中ではなく、時効により保険料を納付できないことを理由として保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

私は、市役所で昭和47年6月に婚姻届を提出した際に国民年金の手続も行い、夫の保険料については47年4月分から納付し、私の保険料については翌年度分からきちんと納付することとしたのを記憶している。

私は、申立期間について、市役所の窓口で夫の国民年金保険料と一緒に納付書により納付してきたにもかかわらず、夫の保険料は納付済みであるのに、私の保険料のみが未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続や保険料の納付状況の記憶が具体的であり、「夫の保険料については昭和47年4月分から納付し、私の保険料については翌年度分からきちんと納付することとした。」とする内容に不合理な点は認められない。

また、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料の未納が無く、申立人と一緒に保険料を納付したとする申立人の夫は、国民年金加入期間について、申立期間を含め、保険料をすべて納付している。

さらに、社会保険庁の特殊台帳において、申立期間に係る、昭和48年度及び49年度の納付記録が不自然に訂正された痕跡<sup>こんせき</sup>が認められる。

加えて、申立人は、社会保険庁の記録で納付日が確認できる昭和59年4月から平成17年10月までの期間のほとんどすべてにおいて、国民年金保険料を納付期限内に納付していることから、納付意識が高かったものと考え

えられるほか、夫婦で同一日に保険料を納付していることから、申立内容のとおり、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 青森国民年金 事案 41

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで  
国民年金保険料について、私は、銀行又は市役所の窓口で納付してきた。

自営業のため、保険料の納付時期は不定期であるが、納付書が届いた分については、遅れることがあってもすべて納付してきた。それにもかかわらず、申立期間のみが未納とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、約39年間にわたる国民年金被保険者期間のうち、申立期間を除き、保険料をすべて納付している上、昭和50年度及び51年度の国民年金保険料について前納していることから、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間直後の昭和50年度分の国民年金保険料を1年間分まとめて50年8月に一括納付しており、その時点において、過年度納付が可能であった申立期間のみを納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 岩手国民年金 事案 30

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から同年 12 月まで  
昭和 60 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料は、A 市に住んでいるときに前住所地から納付書が郵送されてきたので、銀行又は前住所地の役場で納付したはずであり、年金記録が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市に住んでいるときに前住所地から納付書が郵送されてきたと主張しているが、社会保険庁の住所変更記録によると、昭和 60 年 11 月に同市への異動が確認されており、申立人が納付したとする金融機関も当時既に存在していたことから、申立人の主張には信ぴょう性があり、申立期間のみを納付しないのは不自然である。

また、申立人は国民年金に加入して以降、住所を数回変えているにもかかわらず、申立期間並びに平成 13 年に厚生年金保険との統合処理で生じた 8 年 8 月及び 9 年 10 月の 2 か月の期間を除き未納が無い。

さらに、その後の申請免除期間についても全期間を追納し、平成 13 年に追加された期間以外は厚生年金保険との切替えも適切に行われているなど、年金制度に対する理解が深く、納付意識が高かったと考えられる。

加えて、社会保険庁の年金記録は、申立期間である昭和 60 年度を含む複数年度にわたり、資格記録の訂正及び納付記録の追加が繰り返され、年金記録管理に不十分な点があったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 岩手国民年金 事案 31

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 54 年 4 月に国民年金へ加入後は、夫の現年度分と私の過年度分及び現年度分の保険料を一緒に納めてきた。

昭和 52 年 4 月から同年 6 月までの保険料が未納とされていたが、領収書を提出したところ、平成 3 年に納付記録が訂正された。

昭和 53 年 4 月から同年 9 月までの保険料が未納とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入時点で納付可能な昭和 52 年 1 月以降、申立期間以外の保険料をすべて納付している。

また、申立人が一緒に納めたとしている申立人の夫の保険料についてもすべての期間において納付されており、A 市保管の被保険者名簿によると、申立人の申立期間以外の過年度保険料は 3 か月又は 6 か月ごとに時効となる前に納められていることから、現年度保険料と併せて納付していたとする申立人の主張に不自然さは無い。

さらに、社会保険庁の記録は、昭和 52 年 4 月から同年 6 月までの 3 か月間が未納とされていたが、平成 3 年 5 月に申立人が領収書を提出したことにより、納付記録が訂正されており、年金記録管理に不十分な点があったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 12 月 27 日に、それまで未納であった申立期間の保険料を妻の分と一緒に郵便局で特例納付した。

当時私は、12 月のボーナスの一部で保険料を納めた。

妻の分の領収書しかないが私の分も納付しているので、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保険料を納付したとする昭和 50 年 12 月は、第 2 回特例納付実施期間中であり、申立人の妻については、同月に申立期間の国民年金保険料を特例納付していることが確認でき、当時勤務していた事業所からの 12 月のボーナスの金額は、申立人とその妻の分を一括して納付した場合の金額を大幅に上回ることが確認されるなど、申立人の主張に不合理な点は見られない。

また、申立人とその妻の国民年金手帳記号番号は連番で交付されており、申立期間以降は未納が無く、夫婦ともほとんど同一日に納付していることから、保険料は基本的に夫婦一緒に納付していたと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 山形国民年金 事案 59

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間の国民年金保険料は、金融機関で納付しており、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間について未加入となっているが、申立人が所持している国民年金手帳には、昭和 51 年 7 月 9 日に国民年金の被保険者資格を取得した旨の記載があり、行政の手續に過誤があったことも否定できない。

また、申立期間は、1 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、国民年金の加入期間は、すべての期間について付加保険料を納付しており、申立人の納付意欲は高かったと考えられ、申立期間のみが未加入及び未納とされていることは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 山形国民年金 事案 66

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 7 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月から 45 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間当時は、父、母及び私の 3 人が一緒に国民年金に加入し、家族の国民年金保険料は、母が一括して町内の納付組織に持参して納付していたはずである。

父と母の国民年金保険料が納付済みとされているのに、私の分が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳で国民年金に加入して以来、申立期間を除き昭和 58 年 3 月に厚生年金保険に加入するまで、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人と同居している両親についても、いずれも国民年金制度が発足した 36 年 4 月から国民年金に加入し、保険料を完納していることから、申立人の家族は、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人が当時居住していた地域では、納付組織による集金が行われていたことが確認でき、同居していた両親の分と一緒に納付組織を通じて納付したとする、申立人の母の証言を裏付けている。

さらに、申立期間内の昭和 44 年度の国民年金保険料の納付記録は、未納期間について社会保険庁と A 市の記録に相違があり、社会保険庁は、その記録を訂正していることから、国民年金の事務処理に誤りがあったことも否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 山形国民年金 事案 67

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から同年4月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

平成4年1月に20歳になってからすぐに、市役所で国民年金の加入手続きを行い、その後送付されてきた納付書により銀行の窓口で納付していたはずなのに、申立期間のみが未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になってからすぐに、市役所で国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、そのことは申立期間当時に申立人が居住していた市の国民年金加入状況の記録（A市の記録）から、20歳の誕生日の直後に加入手続きが行われていることが確認でき、また、申立人が納付したとする保険料の納付金額が当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立人の証言は信用できる。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金の加入期間すべての保険料を納付期限内に納付していることが確認でき、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和40年11月から42年3月まで

昭和40年5月から42年3月までA社でアルバイトしていた。

昭和40年11月から42年3月までの期間、国道B号（C市～D市）の工事現場で働き、毎月の給料3万円の一部を父親に渡して、その中から父親が毎月国民年金保険料を納付していた。

A社を辞めた昭和42年4月以降は父親に給与を渡していなかったため、国民年金保険料は未納と記憶している。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金に加入し、一部共済組合及び厚生年金保険の加入期間があるものの、申立期間を含む42年3月まで自身の給与を父親に渡し、国民年金保険料を納めてもらったと主張している。

一方、社会保険庁の記録によれば、申立人は昭和36年4月から国民年金に加入し、40年10月まで申立人の国民年金保険料はすべて納付されており、その間、厚生年金保険に加入していた期間についても国民年金保険料が納付され、後日、還付された経緯があることから、申立人の厚生年金保険加入の事実を了知しなかった申立人の父親が、毎月渡されていた給料から引き続き国民年金保険料の納付を行っていたことが推測され、申立内容を裏付けている。

また、昭和40年5月から42年3月までA社で働いていたことは、国道B号の工事現場で一緒に作業した者の証言などから基本的に信用できるものと考えられる。

さらに、申立人の父親は、申立期間を含め、国民年金保険料を完納

しており、納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から同年 7 月まで

A 社を退職した後、保険証がなければ不安と感じ、市役所で国民健康保険に加入し、同時に国民年金の加入手続を行ったはずである。国民健康保険と国民年金の窓口が異なるため、不便を感じたことを記憶している。

国民年金保険料については、すべて亡父が納めていてくれた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 4 か月と短期間であるほか、申立人は、申立期間を除き、厚生年金保険及び国民年金の加入期間の両保険料はすべて納付している。

また、申立期間は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後再び資格取得するまで国民年金に加入となった期間であるが、申立期間の 1 年前の同様の期間（昭和 57 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで）において、申立人は速やかに国民年金の加入手続を行い（昭和 57 年 4 月 30 日に社会保険事務所で事務処理）、国民年金保険料の納付を行っていたことが確認できることから、申立内容の信憑<sup>びよう</sup>性は高いと考えられる。

さらに、申立人の両親は共に国民年金保険料を完納している上、申立人の同保険料の納付年月日を見ると、それが確認できた平成元年 4 月分から 3 年 1 月分まではいずれも納期限内に納付していたことが確認できるなど、申立人の国民年金保険料を納めていたとする父親の納付意識は高かったと考えられることから、申立期間のみ未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から同年 3 月まで  
昭和 42 年 4 月以降の国民年金保険料のうち、44 年 1 月から同年 3 月までが未納となっていることには納得できない。  
当時は、母子家庭であったが生活保護は受給せず、飲食店で働き、その収入できちんと国民年金保険料を納付していた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、収入が安定したとしている昭和 42 年 4 月から 60 歳になる平成 15 年 1 月まで、申立期間を除き国民年金保険料はすべて納付済みであり、申立人は、42 年 3 月以前の国民年金保険料については、その当時は生活していくのが精一杯であったとして、未納であることを認めている。

また、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間の前後は納付しながら申立期間のみ未納とすることは不自然である。

さらに、社会保険庁の国民年金被保険者台帳によれば、申立期間の納付記録に押印されていた「納」印が、鉛筆書きとみられる二重線で取り消され、これに伴い納付月数も 12 月から 9 月に訂正されているが、その後、社会保険事務所が督促等を行った形跡は無く、申立期間の納付記録だけが取り消された合理的な理由が見当たらないなど、社会保険庁の記録管理に不合理な点が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から同年 9 月まで

当時は、一人暮らしをしており、コンピューター関係の仕事をしていました。国民年金保険料については、期日までに金融機関で納付していたため、督促等を受けたことはなく、昭和 55 年 7 月から同年 9 月までの分だけが未納となっていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるほか、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行われており、年金制度に対する理解も深いと思われる。

また、国民年金保険料が納付済みとなっている昭和 55 年から申立てを行った平成 20 年 3 月までの国民年金加入期間 156 か月のうち、117 か月は保険料を前納しているほか、前納した期間を除く 39 か月のうち、納付年月日が確認できた平成 12 年 7 月から 13 年 3 月までの 9 か月分についてみると、いずれも納期限内に納付していることが確認でき、申立人の納付意識は高いと考えられ、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

さらに、社会保険庁には、年度内に一部未納記録がある場合に保管するはずの特殊台帳が無いことから、申立人は、申立期間を含む昭和 55 年度の国民年金保険料をすべて納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 埼玉国民年金事案 75

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から40年3月まで

A社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間について未納とされていた。しかし、昭和37年11月にB町（現在は、C市）職員を退職した後、37年12月に受領した退職金の一部を申立期間の国民年金保険料としてB町の国民年金担当職員に預けた。

このことを当時の退職所得申告書に記録したメモもあるので、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した退職所得申告書には、①昭和37年12月15日に受領した退職金15万4,800円から37年11月以降の国民年金保険料30か月分、3,000円を預けたこと、②受取人はB町国民年金係D氏で、立会人が同町職員E氏であることがメモ書きしてあり、C市に照会したところ、職員2人が実在し、かつ、職名も一致していることが確認できたことから、その内容は信用できる。

また、B町では、申立人が昭和28年7月1日から37年11月15日までB町職員として勤務していたにもかかわらず、申立人の国民年金被保険者資格取得年月日を35年10月1日と誤り、同町の国民年金被保険者名簿備考欄のメモ書きによると、一度はこの資格取得年月日に疑問を持ったことが分かるが、調査を行わずに、結局、資格取得年月日の訂正を行っていない。このため、申立人の共済組合加入期間も国民年金被保険者期間と誤ったまま記録されており、共済組合加入期間も含めて40年3月まで国民年金保険料が未納と記録されている。



さらに、申立人は申立期間以外の国民年金保険料については完納しており、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から43年3月まで

A社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和41年10月から43年3月までの18か月が未納となっていることが分かったが、41年10月から43年3月までの18か月分の保険料は、国民年金の加入手続をした後、43年度の保険料と同時に納付した。申立期間が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続をした後、国民年金保険料を納付した際、「夫婦二人分の昭和43年度（現年度）保険料と、少なくとも3か年度にまたがって、さかのぼれる限りの自分の保険料を支払ったら、1万円でお釣が来た。」と主張している。申立人の国民年金手帳記号番号の払出しが昭和43年11月と推認されるため、当時さかのぼれる限度の過年度保険料と、夫婦二人分の昭和43年度の現年度保険料を一括納付したとすると、その保険料は、41年10月から42年3月までの41年度の保険料額が900円、42年度の保険料額が2,400円、及び43年度の夫婦二人分の保険料額が4,800円で、合計8,100円となり、1万円でお釣が出るのが分かることから、申立人の主張と一致し、その主張は信憑性が高いと認められる。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入日以降の保険料をすべて納付していることから、納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳には、発行日が昭和43年11月26日と記載されていることが確認でき、申立期間の保険料を過年度納付することは可能であり、現に43年11月29日に現年度の保険料をさかのぼって一括納付して

いることから、さかのぼれる限りの保険料を納付する意志をもっていたと認められる申立人が、過年度納付が可能であったにもかかわらず、申立期間の保険料を納付していないと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 埼玉国民年金 事案 77

### 第1 委員会の結論

申立人は、昭和44年4月から47年3月までの国民年金保険料について納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から47年3月まで

国民年金制度発足時の昭和36年4月から60歳に到達する前月まで国民年金保険料をすべて納付していたはずであるが、途中の3年間で未納とされている。この3年間は同一集金人が毎月集金に来ていた時期であり、夫婦二人分の保険料をその都度、手渡しており、確かに納付している。妻も同様に、申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人とその妻は、毎月保険料の集金に来ていた当時の集金人の氏名（既に死去）を明確に記憶しており、その集金人については、申立人とその妻が住んでいた当時の同じ町内に住んでいたことや同町内の役員をしていたことが確認できる。

また、申立人とその妻が申立期間当時住んでいた同じ町内に居住していた者の中から同一集金人の集金範囲と考えられる国民年金被保険者を抽出して申立期間の保険料納付状況を調査したところ、抽出した6人はすべて納付済みであることが確認でき、申立人とその妻のみが未納となっているのは不自然である。

さらに、未納であれば、本来、存在すべき申立人に係る特殊台帳が存在しない。

加えて、申立人とその妻は、申立期間を除き、未納は無く、国民年金制度発足時の昭和36年4月から60歳に到達する前月まで保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、昭和44年4月から47年3月までの国民年金保険料について納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から47年3月まで

国民年金制度発足時の昭和36年4月から60歳に到達する前月まで国民年金保険料をすべて納付していたはずであるが、途中の3年間で未納とされている。この3年間は同一集金人が毎月集金に来ていた時期であり、夫婦二人分の保険料をその都度、手渡しており、確かに納付している。夫も同様に、申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人とその夫は、毎月保険料の集金に来ていた当時の集金人の氏名（既に死去）を明確に記憶しており、その集金人については、申立人とその夫が住んでいた当時の同じ町内に住んでいたことや同町内の役員をしていたことが確認できる。

また、申立人とその夫が申立期間当時住んでいた同じ町内に居住していた者の中から同一集金人の集金範囲と考えられる国民年金被保険者を抽出して申立期間の保険料納付状況を調査したところ、抽出した6人はすべて納付済みであることが確認でき、申立人とその夫のみが未納となっているのは不自然である。

さらに、未納であれば、本来、存在すべき申立人に係る特殊台帳が存在しない。

加えて、申立人とその夫は、申立期間を除き、未納は無く、国民年金制度発足時の昭和36年4月から60歳に到達する前月まで保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から同年10月までの期間及び昭和42年4月から44年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月及び同年10月  
② 昭和42年4月から44年2月まで

社会保険庁に照会したところ、上記申立期間について国民年金の加入記録が無いことが判明した。申立期間①については、厚生年金保険加入期間との重複が無いにもかかわらず、国民年金保険料が誤って還付されていることに納得できない。申立期間②については、国民年金保険料は昭和36年4月から、ずっと、妻の分と一緒に地元の納付組織に納付しており、妻の納付記録はあることから、私の記録のみが無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁の記録では申立人は国民年金の被保険者でなかった期間とされ、納付した国民年金保険料が還付されている。

しかしながら、申立期間①については、申立人は厚生年金保険の被保険者となっていなかったため、国民年金の強制加入対象者となる期間であり、社会保険庁の記録を前提とした場合、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたことが認められる。

2 申立人は、昭和36年12月から42年3月までの国民年金保険料を過誤納により還付されたものとなっているが、その後の申立期間②は、申立人の国民年金の強制加入期間となり、申立人が国民年金の資格喪失手続を取る理由が見当たらず、保険料納付も継続されていたものと考えられる。

また、昭和36年4月から共に保険料を納付していたその妻の納付記録は、任意加入期間も含めすべての期間が納付済みとなっており、夫にのみ未納が

あるのは不自然である。

さらに、申立人が居住していた地区では、申立内容のとおり、納付組織が存在していたことが確認できる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月から44年3月まで  
② 昭和45年4月から46年3月まで

申立期間①については、父親が国民年金の加入手続を行ってその後の保険料の納付も代わって行い、また、申立期間②については、A市から納付書が送付されたら必ず保険料を納付していたので、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人がA市に転入した直後の昭和45年度の1年間であり、市は、昭和45年2月17日（転入日当日）に発行した国民年金手帳保管証により転入時に申立人の国民年金手帳を預かったことが確認できる。当時、市は、納付書を被保険者に送付し、納付後に代わって国民年金手帳に印紙を貼り検認していたことから、納付書が送付されたら必ず納付していたとする申立人の主張に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、昭和46年6月から61年3月までは任意加入し、さらに、昭和57年度から60年度までの期間及び平成18年度は前納しているなど、納付意識が高かったと認められる。

2 申立期間①については、納付が行われたとすれば過年度納付によることとなるが、父親が代わって納付していたとする申立人の主張以外、このことをうかがわせる事情が見当たらないため、保険料の納付が行われたと認めることは困難である。



- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から40年3月まで

社会保険庁に照会したところ、昭和38年9月から40年3月までの国民年金保険料が未納となっていることが分かったが、20歳から国民年金に加入し、同居していた姉や叔母と共に保険料を納付してきたので、申立期間のみ未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その姉や叔母と共に国民年金保険料を納付していたとしており、収納組織の関係者も、申立人の父が、申立人一家の保険料を一括して収納組織に納付していたことを記憶していると証言している。

また、A市(当時)の国民年金被保険者名簿によると、当該収納組織が過年度納付を取り扱ってしていたことが推認でき、申立人の父が、過年度納付により申立人の未納期間の解消に努めていたことが読み取れることから、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点から過年度納付が可能な期間については、保険料を納付していたものとするのが自然である。

さらに、申立人が共に保険料を納付していたと主張している姉や叔母は、申立期間において申立人と同居していたことが確認でき、姉や叔母に申立期間の未納は無い。

加えて、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、特に昭和46年3月から61年3月までは任意加入期間であったにもかかわらず、保険料を納付していることから、納付意識が高かったものと考えられる。

ただし、申立期間のうち、昭和38年9月から39年9月までの保険料は、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では時効により過年度納付できない

期間であり、この期間について保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から40年3月までの国民年金保険料を納付したものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から41年3月までの期間及び41年7月から42年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年11月から41年3月まで  
② 昭和41年7月から42年2月まで

社会保険事務所で昭和40年11月から42年2月までの国民年金保険料の納付記録を確認したところ、厚生年金保険加入による国民年金被保険者資格取消となり、全額還付されているとの回答を受けたが、一部厚生年金保険に加入していたことは承知していたが、還付の手続を行った覚えが無く、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、社会保険庁の記録では、申立期間は厚生年金保険被保険者期間であったため、国民年金被保険者でなかった期間とされ、国民年金保険料が還付されている。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者期間は、申立期間のうち、7か月に過ぎず、それ以外の期間は国民年金の強制被保険者となる期間であり、社会保険庁の記録を前提とした場合、事実と異なる資格取消により還付手続が行われたことが認められる。

さらに、申立人は、申立期間を除き未納は無い上、複数回にわたる国民年金及び厚生年金保険の切替手続も適正に行っていることから、年金に対する意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間当時は学生であったが、父が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと聞かされていた。昭和 37 年 3 月に大学を卒業後、同年 4 月に就職し、厚生年金保険に加入した。

このため、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、事実、申立人の記録は、保険料納付開始前の昭和 36 年 3 月 6 日に国民年金に任意加入していることが確認でき、しかも、同年 4 月から同年 12 月までの保険料が納付済みとなっており、申立人の主張を裏付けているとともに、保険料を納付したとする申立人の父の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人には、年度内で納付済期間と未納期間が混在する場合に存在するはずの特殊台帳が存在せず、申立人に係る行政側の台帳管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立期間を含む国民年金の加入期間を通じて、申立人の父の生活環境に大きな変化は認められず、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 茨城国民年金 事案 90

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から同年 12 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 55 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料が未納とされていた。申立期間の保険料は納付書により自宅近くの A 銀行 B 支店又は同行 C 支店で納付していたと記憶しているので、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間は 9 か月と比較的短期間であり、申立人は、昭和 51 年 5 月に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことを契機に、国民年金に加入し、その後再び厚生年金保険被保険者資格を取得するまで、申立期間を除き、国民年金の加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和 56 年 1 月から厚生年金保険被保険者となったにもかかわらず、同年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を納付しており、その後当該保険料の還付を受けているなど、納付意識は高かったものと考えられ、かつ、この還付は、申立人に未納期間が無かったことをうかがわせるものである。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料の納付場所及び納付方法等についての申立人の証言は具体的で、申立内容は事実であると推認するのが合理的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 茨城国民年金 事案 91

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から同年 12 月まで

市役所の年金相談で納付記録を確認したところ、昭和 51 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料が未納とされていた。申立期間当時は自営業であり、事業主である父がまとめて家族の分の保険料を納付期限に間に合うように納付していた。妻の保険料も父に納付を任せていたので、申立期間について、妻の分が納付済みとなっていて自分の分だけ未納とされているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、自営業を営んでいた父が同居していた家族全員分の保険料を納付していたと主張しており、事実、申立人を除く同居家族の保険料はすべて納付済みであることから、申立人のみの保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、昭和 43 年 3 月に国民年金に加入して以来、52 年 1 月に厚生年金保険に加入するまでの国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、申立人の妻は、申立期間を含め、国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みであり、申立期間当時に同居していた父、実姉及び義兄についても国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び40年4月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和40年4月から41年3月まで

国民年金制度が始まってから夫婦一緒に国民年金に加入し、保険料を納付してきた。申立期間の国民年金保険料についても、妻が夫婦二人分を一緒に納付したと思うので、妻の国民年金保険料が納付済みとなっているのに、私の分のみ未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されている上、社会保険庁の被保険者台帳で納付日を確認できる期間について、夫婦が同一日に国民年金保険料を納付していることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられ、申立人の妻が、申立期間について第2回目の特例納付実施期間中に特例納付した際に、申立人の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立人は、申立期間以外に未納が無い上、その妻は、未納が全く無く、保険料の納付意識が高かったことがうかがえ、妻が自分の保険料だけ特例納付することは考えられないと述べていることに不自然さは無い。

さらに、申立人は、工場兼住居の一戸建て住宅を賃貸して家賃収入を得ていたとしており、夫婦二人分の国民年金保険料を特例納付するだけの資力はあったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について、社会保険庁に照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。私が持っている年金手帳の資格取得年月日に「昭和 59 年 4 月 25 日」と記載されており、申立期間の保険料を納付していた記憶がある。納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁及び市の記録では、資格取得年月日が昭和 60 年 4 月 25 日と記録されているが、申立人が所持している年金手帳の資格取得年月日には「昭和 59 年 4 月 25 日」と記載されており、市の被保険者名簿のうち 61 年 7 月作成の同名簿は、資格取得年月日が「60 年」から「59 年」に書き直されているなど、申立人は 59 年 4 月から被保険者となっていたことは明らかであり、行政側の記録管理に過誤があると考えざるを得ない。

また、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 61 年 3 月まで

申立期間について、国民年金保険料収納記録について照会したところ、納付事実は確認できなかったとの回答をもらった。昭和 46 年 6 月に任意加入の手続きを行い、四半期ごとに地区の「A組合」に集金に来てもらって申立期間の保険料を納付していたので、未納となっているのは納得できない。61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者となるまでは、資格喪失の手続きをした記憶は全く無い。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた国民年金手帳によれば、申立人が、昭和 46 年 6 月 19 日に任意加入の手続きを行い、その後、61 年 4 月 1 日付けで第 3 号被保険者に種別変更となっていることから、申立期間は、任意加入の被保険者として取り扱われていたことが確認でき、57 年 7 月 13 日付けて資格喪失としている行政側の記録には過誤があったと考えられる。

また、当時、申立人が居住していた地区において国民年金保険料を徴収する「A組合」が存在していたことも確認でき、同組合を通じて保険料を納付していたとする申立内容には不自然さはみられない。

さらに、申立人は、申立期間について国民年金資格喪失の手続きをした記憶は無いと主張しているところ、夫が長年自動車メーカーに勤務しており、資力は十分あったと考えられることから、申立内容は信憑性<sup>びよう</sup>が高いと考えられる。

加えて、申立人は、任意加入を含む 32 年の国民年金加入期間において申立期間以外に未納は無く、数回にわたる厚生年金保険及び国民年金の切替手続

も適正に行われていることなどから、保険料納付意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 群馬国民年金 事案 30

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 38 年 11 月から 39 年 7 月まで  
②昭和 58 年 6 月

会社を辞めた後、市役所から通知が来たので、国民年金に加入した。加入当時、国民年金保険料を納付できなかったため、免除申請して、後に納付した記憶がある。オレンジ色の手帳が後から送付されて来た。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 10 月 16 日の払出しであるが、この時点で、申立期間①の保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間①の保険料については、申立人の記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>なため、具体的な納付状況が不明である上、納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、オレンジ色調の年金手帳が発行されたのは昭和 49 年 11 月からであり、申立期間①に発行されていた国民年金手帳の色とは大きく相違する上、申立期間①に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

2 昭和 53 年度の保険料について、特殊台帳及び市の被保険者名簿では申請免除後に追納保険料を納付していることが確認できるが、社会保険庁及び市のオンライン記録では定額納付と記録されているほか、昭和 58 年 4 月及び同年 5 月の保険料については、当初未納とされていたものが、60 年 7 月 29 日に納付済みに修正されており、申立期間②の未納記録は何らかの事務手続の誤りによるものである可能性が高い。

また、申立期間は1か月と短く、その前後に未納は無い上、申立人は昭和48年10月の国民年金加入後に46年6月から48年3月までの保険料及び48年10月から50年3月までの保険料を特例納付していること、昭和53年度及び59年度の保険料については申請免除を受けた後に保険料を追納していることなどから、申立人の納付意識は高かったものと推認される。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

昭和49年5月から54年6月まで居住していたA町B地区では納税組合の集金人が、戸別訪問で国民年金保険料を集金していた。

申立期間の当時、自分は専業主婦で、家を長期にわたって留守にしたことなどないので、保険料はすべて年配の女性集金人に払っており、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の当時、申立人が居住していた地域にはA町保険料納付組織が存在し、集金人が持参した保険料と納付書により町役場の職員が町指定金融機関に納入していたことが確認でき、申立人の納付方法に関する主張と一致する。

また、申立人の夫も、転職時の厚生年金保険の資格喪失と取得の間の1か月の未納を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、夫婦とも数回の被保険者種別の変更手続をいずれも適正に行っていることから、夫婦共に年金制度をよく理解し、保険料の納付意識も高かったものとみられる。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、かつ、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を昭和49年1月にA市役所B出張所（当時）で行い、申立期間の保険料は納付書によってC市役所（当時）で間違いなく納付したので、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、かつ、申立期間は3か月と短期間である。

また、被保険者種別の変更手続等を適正に行っている上、平成10年度以降は、前納制度を利用しているなど、国民年金制度への関心が強く、納付意識も高いことがうかがえる。

さらに、申立期間に近接する昭和49年4月から50年1月までの期間の納付記録が未納から納付済みに訂正されており、申立人に係る行政の納付記録の管理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月から37年3月まで

私は、昭和36年9月から37年3月までの期間及び44年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料をA区の郵便局において、45年4月22日に一括で納めた際の「納付書・領収証書」を持っており、当該期間が未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付した昭和45年4月22日付けの領収証書を所持しており、この保険料が還付されたことをうかがわせる特段の事情は認められないことから、申立人が、時効により納付できない期間を含めて申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたものとみられる。

昭和45年4月22日は、特例納付の実施期間中ではなく、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反する。これらの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで  
昭和52年4月に結婚を契機に国民年金の任意加入手続をし、保険料もすべて支払ってきたはずであり、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁及びA市の記録では、申立人が国民年金の被保険者資格を再取得したのは昭和53年4月6日とされているが、申立人から提出された国民年金手帳には、「昭和52年4月1日住所変更」及び「昭和52年4月6日任意資格取得」の記載があり、申立人の主張どおり、結婚し、転居する際に市役所で加入手続を行ったことが推認できる上、結婚を契機に任意加入しておきながら、その直後である申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、婚姻後、申立期間を除き任意加入期間96か月を含めて国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

昭和42年11月に国民年金に加入して以来、51年9月までは亡き父の厳しい指導の下で亡き母が国民年金保険料を納付してくれていたと聞いているのに、申立期間が未納とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和42年11月から60歳で資格喪失する平成19年11月までの40年間にわたり、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、かつ、申立期間は12か月と比較的短期間であり、申立期間の保険料を納付していたとするその母が、国民年金保険料の納付義務の履行に厳しかったとする申立人の父の強い影響を受けて納付を行っていたことがうかがえる。

また、申立人は、昭和51年10月に結婚してすぐに国民年金に任意加入し、その後、長期間にわたり未納もなくすべて保険料を納付しており、その父親の影響によるとみられる納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の実姉も申立人と同様に独身時代は母親が国民年金保険料を納付していたとしており、結婚の前後ともに未納もなく、40年間保険料をすべて納付していることからその父親の影響の強さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉国民年金 事案 106

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 50 年 2 月に国民年金に任意加入して以来、国民年金保険料をすべて納付してきたはずである。申立期間は、私が A 区から B 市に転居した時期だが、納付し忘れるはずがないので、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、10 年以上の長期間にわたって付加保険料を納付している上、被保険者種別の変更手続等も適切に行っており、申立期間当時、B 市役所では、転入手続に訪れた住民に対し、国民年金についての周知を行っていたことが確認でき、転入手続の際に、保険料を納付したとするのが自然である。

また、申立人の住民票の転入届出は昭和 59 年 3 月であるが、C 社会保険事務所の国民年金受付処理簿の申立人の欄には 59 年 6 月に移管された旨の記載が確認でき、管轄社会保険事務所間の検認記録移管事務までに数か月要したことが推測され、この間、申立人の記録が適切に管理されていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人は、昭和 50 年 2 月に国民年金に任意加入して以降、加入期間についてはすべて保険料を納付しており、かつ、申立期間は 3 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から54年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年10月から54年8月まで

私は、国民年金の任意加入期間においても区役所で加入手続を行って保険料を納付している。年金は老後のために必要であり遅れても納付しなければならないものと認識していた。平成6、7年ごろに区役所及び社会保険事務所に照会して「未納は無い。」と言われているので、申立期間の保険料は必ず納付しているはずであり、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の強制加入期間については、保険料をすべて納付している上10年7か月の任意加入期間についても、このうち7年3か月分の保険料は納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間の直前の期間である昭和52年10月から53年9月までの保険料については、3回にわたって過年度納付又は現年度納付しており、申立期間の保険料のみ納付しなかったと考えることは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間の直後から会社に勤務し収入が安定していたと認められ、申立期間の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったと考えられる。

加えて、申立人の納付記録は、昭和43年2月から同年3月までの保険料が未納とされていたが、申立人の照会に基づいて社会保険庁が平成19年7月3日に同期間を納付済みに訂正しているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性を否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から41年3月まで

私は、昭和37年3月に婚姻したころ、A区役所の国民年金協力員に勧められて夫婦一緒に国民年金に加入し、それから毎月自宅に集金に来てもらい保険料を納付していた。その後、60歳まで欠かさずに保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が当時居住していた地区の住民の証言から、申立人夫婦が国民年金加入を勧められたとしている国民年金協力員が実在し、現在は孫の世代が居住していることが確認でき、さらに、申立人夫婦は、当時、現在の番号とは異なる別の国民年金手帳を保有していたが、古い手帳は不要と思い転居した時に焼却したと説明しているところ、昭和40年11月発行の「A区お知らせ」では、41年4月から使用される新しい国民年金手帳が同年1月から2月に郵送されることが記載されており、新しい年金手帳の再交付を受けたという申立人夫婦の主張は、当時の状況に沿うものとなっており、信憑性が認められる。

また、申立人夫婦が現在所持している昭和41年発行の国民年金手帳に係る国民年金手帳記号番号払出簿は、同一住居表示の地番順に、国民年金の加入申請の有無に関係なく、加入義務がある者全員に年金番号を強制付番し、このうち既に年金番号を持っていた者には重複印等が押印され、調整が図られたものとみられるが、重複印等をさらに訂正した書き込みがある上、申立人の名前の読みが誤ったままになっているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。このことから、申立人夫婦は、当該払出簿で付番される前に、申立人が主張するとおり、別の年金番号を持っていたと考える

ことに不自然さは見られない。

さらに、申立人夫婦は、申立期間以降 60 歳となるまで、申立人は 27 年 2 か月、妻は 34 年 3 か月の期間、共に国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間当時の保険料額についても記憶している。

なお、申立人夫婦に国民年金加入を勧めた国民年金協力員は、昭和 37 年 4 月から A 区に委嘱されていることから、同協力員が申立人夫婦に国民年金加入を勧めた時期は同年 3 月ではなく、同年 4 月であると推認され、申立期間のうち同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から41年3月まで

私は、昭和37年3月に婚姻したころ、A区役所の国民年金協力員に勧められて夫婦一緒に国民年金に加入し、それから毎月自宅に集金に来てもらい保険料を納付していた。その後、60歳まで欠かさずに保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が当時居住していた地区の住民の証言から、申立人夫婦が国民年金加入を勧められたとしている国民年金協力員が実在し、現在は孫の世代が居住していることが確認でき、さらに、申立人夫婦は、当時、現在の番号とは異なる別の国民年金手帳を保有していたが、古い手帳は不要と思い転居した時に焼却したと説明しているところ、昭和40年11月発行の「A区お知らせ」では、41年4月から使用される新しい国民年金手帳が同年1月から2月に郵送されることが記載されており、新しい年金手帳の再交付を受けたという申立人夫婦の主張は、当時の状況に沿うものとなっており、信憑性が認められる。

また、申立人夫婦が現在所持している昭和41年発行の国民年金手帳に係る国民年金手帳記号番号払出簿は、同一住居表示の地番順に、国民年金の加入申請の有無に関係なく、加入義務がある者全員に年金番号を強制付番し、このうち既に年金番号を持っていた者には重複印等が押印され、調整が図られたものとみられるが、重複印等をさらに訂正した書き込みがある上、申立人の夫の名前の読みが誤ったままになっているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。このことから、申立人夫婦は、当該払出簿で付番される前に、申立人が主張するとおり、別の年金番号を持っていたと考

えることに不自然さは見られない。

さらに、申立人夫婦は、申立期間以降 60 歳となるまで、申立人は 34 年 3 か月、夫は 27 年 2 か月の期間、共に国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間当時の保険料額についても記憶している。

なお、申立人夫婦に国民年金加入を勧めた国民年金協力員は、昭和 37 年 4 月から A 区に委嘱されていることから、同協力員が申立人夫婦に国民年金加入を勧めた時期は同年 3 月ではなく、同年 4 月であると推認され、申立期間のうち同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月まで

昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月までの 10 か月間が未納とされているが、当時、私の世帯では、主に夫が家計を管理しており、保険料の納付は夫が夫と私の二人分を納付していた。申立期間について、夫の分は納付済みとなっているのに、自分の分だけ未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年に結婚し、その後 44 年 4 月に国民年金保険料の納付を開始してから 60 歳となる平成 15 年 12 月まで、厚生年金保険の被保険者であった期間及び申立期間を除き、未納となっているのは昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月のみであり、これ以外の 32 年 1 か月分の保険料は厚生年金保険との切替えの時期も含めてすべて納付している上、申立人の夫も、結婚以降について、昭和 44 年 4 月から 60 歳となる平成 7 年 11 月まで、申立人と同じ昭和 47 年 1 月から 3 月までの未納期間を除き、26 年 5 か月の期間の保険料をすべて納付しており、申立人及びその夫の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、家計を管理していた申立人の夫が、毎回、夫婦二人分の保険料を納付していたとしているところ、申立人とその夫は、昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで同じ期間が未納となっているなど、納付記録はおおむね一致しており、夫が納付済みとなっている申立期間について、「夫が自分の分だけを納付し、私の分を納付しなかったことは考えられない。」という申立人の主張は信用することができる。

さらに、申立人の夫は、昭和 30 年代から継続して個人事業を営み、経営は安定し、申立人は専業主婦に専念しており、保険料を納付するのに経済的な問題は無かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 49 年 3 月に国民年金に任意加入してから 60 歳に到達した平成 19 年 4 月までの間、保険料はすべて納付している。申立期間においても昭和 57 年 6 月末、夫にボーナスが支給された後、他の税金等と一緒に A 市役所 B 支所で納付しており、社会保険庁の記録で未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 3 月に国民年金に任意加入した後、申立期間を除き、60 歳に到達するまでの 32 年 11 か月分の保険料をすべて納付しているとともに、保険料を前納した期間及び付加保険料を納付した期間が長期に及んでいる。このことから、申立人は納付意識が高く、積極的に保険料を納付していたと認められ、申立期間に限って未納となっていることは不自然である。

また、申立人は、申立期間の保険料について、昭和 57 年 6 月末、夫にボーナスが支給された後、他の税金等と一緒に A 市役所 B 支所で納付したことを鮮明に記憶しており、同市役所からは、当時、同支所で保険料の納付が可能であったことが確認でき、申立人の説明は信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの期間及び49年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から同年3月まで  
② 昭和49年4月から同年6月まで

私の国民年金保険料は、夫が自分の分と併せて納付していた。夫は昔気質で、税金や社会保険料の納付は欠かしたことはない人だったので、申立期間の保険料は必ず納付しているはずであり、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとする夫は、申立人の申立期間①と同じ昭和48年1月から同年3月までの3か月を除き、未納は無い上、申立人も結婚して国民年金加入手続を行った後は、申立期間を除き、未納は無く、申立人及びその夫の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人及びその夫は、惣菜店を営み、経営状況は継続して良好であり、保険料を納付するのに問題は無かったと考えられる。

さらに、申立期間は併せて6か月と短期間であり、申立期間①は、夫婦ともに未納となっているが、納付意識の高かった夫がこの期間のみ納付していなかったとは考え難く、納付していないと推測できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、加えて、申立期間②は、夫の保険料は納付されており、夫が申立人の保険料のみ納付しなかったと考えることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年11月まで

昭和36年4月から37年11月までの期間について、社会保険事務所から国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。両親が国民年金制度発足に伴い加入手続を行い、36年4月から37年11月まで保険料を納付してきたにもかかわらず未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金に加入し、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、41年4月から57年12月までの期間は任意加入するなど納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の姉も、当時市役所の職員が集金に来た際に印紙を貼<sup>は</sup>っている様子を記憶していることや、申立人以外の同居していた家族は父親が事業主である適用事業所の厚生年金保険被保険者となっているなど年金制度への理解は深いと考えられ、申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、昭和35年12月19日に国民年金手帳記号番号が払い出され、納付意欲はあったことや、申立期間において保険料を納めていた両親に経済的な問題が無かったことから、申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然と考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 51 年 3 月に国民年金に任意加入してから 60 歳に到達した平成 19 年 8 月までの間、保険料はすべて納付している。申立期間においても保険料を納付書で納付しており、社会保険庁の記録で未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 3 月に婚姻すると同時に国民年金に任意加入しており、それに引き続く任意加入期間であった 61 年 3 月までの 9 年 10 か月分の保険料は、申立期間を除き、すべて納付している上、強制加入期間であった平成 16 年 1 月から 60 歳に到達する 19 年 9 月までの 3 年 8 か月分の保険料もすべて納付しており（昭和 61 年 4 月から平成 15 年 12 月までは第 3 号被保険者）、申立人の納付意識が高かったものと考えられ、申立期間に限って未納となっていることは不自然である。

また、申立人は、申立期間に係る昭和 57 年末から 58 年始めごろに、子供を通わせたい学校の通学区域内に住所を移しており、当該転居に係る行政側の事務処理の過程で、申立人の納付事実の記録が漏れた可能性も否定できない。

さらに、行政側の記録では、年度別納付状況リストの納付方法欄に口座振替を示す記号が記載されているものの、その開始時期の記載は無く、当該記録から申立期間における納付方法が口座振替であったかどうかは特定できず、一方、申立人は、当時は、居住していた自宅近くにある複数の金融機関や郵便局で納付書により保険料を納付し口座振替を利用したことは無いと主張しており、当該地域には、当時から多数の金融機関等が所在していたことが確認できること等から、申立人は、当時、納付書により金融機関等で保険料を納付していたと考えるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私と夫は、国民年金制度が始まる時に、当時居住していたアパートに同制度の説明に来た区役所の方に勧められて国民年金に加入した。昭和36年4月分から集金人に毎月100円ずつ納付していた。その後、60歳となった平成4年8月まで、保険料はすべて納付しており、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金制度創設時に、当時居住していたアパートの住民に同制度の説明に訪れた区役所職員の勧めで国民年金加入手続きを行い、昭和36年4月から区内で転居する38年11月まで、集金人に毎月100円ずつ納付し、その際、国民年金手帳に領収印が押印され国民年金印紙が貼付されたところ、当時、区役所では、国民年金制度の普及のために担当者が対象者を巡回訪問して勧奨を行い、集金も行っていたことが確認でき、申立人夫婦の主張は、当時の状況に沿うものとなっており、信憑性が認められる。

また、申立人夫婦の氏名が記載された国民年金手帳記号番号払出簿は、その手帳払出しが昭和38年6月11日と記録されているものの、既に加入していた者等に対する重複付番による訂正が目立ち、加えて、38年6月11日の払出日を別の日付に訂正したと考えられる者等も見られるなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。このことから、申立人夫婦が制度創設時に別の年金番号が付番されていたと考えることに不自然さは見られない。

さらに、申立人夫婦は、昭和37年4月以降60歳となるまでの間、夫の厚生年金の切替時の1か月を除き、共に国民年金保険料の未納は無く、納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和5年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私と妻は、国民年金制度が始まる時に、当時居住していたアパートに同制度の説明に来た区役所の方に勧められて国民年金に加入した。昭和36年4月分から集金人に毎月100円ずつ納付していた。その後、60歳となった平成4年8月まで、保険料はすべて納付しており、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金制度創設時に、当時居住していたアパートの住民に同制度の説明に訪れた区役所職員の勧めで国民年金加入手続きを行い、昭和36年4月から区内で転居する38年11月まで、集金人に毎月100円ずつ納付し、その際、国民年金手帳に領収印が押印され国民年金印紙が貼付されたところ、当時、区役所では、国民年金制度の普及のために担当者が対象者を巡回訪問して勧奨を行い、集金も行っていたことが確認でき、申立人夫婦の主張は、当時の状況に沿うものとなっており、信憑性が認められる。

また、申立人夫婦の氏名が記載された国民年金手帳記号番号払出簿は、その手帳払出しが昭和38年6月11日と記録されているものの、既に加入していた者等に対する重複付番による訂正が目立ち、加えて、38年6月11日の払出日を別の日付に訂正したと考えられる者等も見られるなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。このことから、申立人夫婦が制度創設時に別の年金番号が付番されていたと考えることに不自然さは見られない。

さらに、申立人夫婦は、昭和37年4月以降60歳となるまでの間、申立人の厚生年金の切替時の1か月を除き、共に国民年金保険料の未納は無く、納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から同年3月まで

昭和55年1月から同年3月までの期間について、社会保険事務所から国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。50年7月以降、すべて保険料を納付してきたにもかかわらず未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年7月から国民年金保険料を納付し始めて以降、申立期間を除き、約32年間すべて保険料を納付しているとともに、口座振替を活用するなど納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、かつ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年9月22日に払い出されているが、その時点で納付が可能な50年7月までさかのぼって納付していることが確認できる。

さらに、申立期間前後において、申立人の生活状況に大きな変化は認められず、かつ、経済的に問題が無かったことから、申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然と考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から同年3月まで

昭和55年1月から同年3月までの期間について、社会保険事務所から国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。51年4月以降、すべて保険料を納付してきたにもかかわらず未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月から国民年金保険料を納付し始めて以降、申立期間を除き、約31年間すべて保険料を納付しているとともに、口座振替を活用するなど納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、かつ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年7月28日に払い出されているが、51年4月までさかのぼって納付していることが確認できる。

さらに、申立期間前後において、申立人の生活状況に大きな変化は認められず、かつ、経済的に問題が無かったことから、申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然と考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から46年3月まで

夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を昭和47年12月に夫（現在は離婚）が一括して納付し、夫婦それぞれの手帳に領収書を保管しておいた。私は、私の分の領収書を手帳と共に処分してしまったが、夫は、夫婦二人分の保険料を納付していたはずであり、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金の加入期間である約29年間、申請免除期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、また、申立人の夫は、昭和43年4月以降、保険料をすべて納付している。

さらに、申立人及びその夫の国民年金手帳の記号番号は夫婦連番で付されている上、昭和61年度から平成5年度までの保険料は、夫婦ともに前納されているなど、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられ、申立人の申立期間について、夫の保険料が特例納付により納められていることが記録上確認できることから、申立人の保険料のみ未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から44年3月までの期間及び45年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月から44年3月まで  
② 昭和45年1月から同年3月まで

私は、20歳ごろに区役所へ勤務先（診療所）の婦長と一緒に行って国民年金の加入手続きをし、その後、区役所又は郵便局で国民年金保険料を納付した。保険料は20歳から納付するものと思っていたし、国民年金に加入して保険料を納付したことを父に報告した記憶もあるため、申立期間の保険料を未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料を納付した当時の状況並びに父親に電話で報告したことなどを詳細かつ具体的に記憶している上、母親は約22年間にわたり国民年金に任意加入し、申立人の申立期間を含め保険料をすべて納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から同年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和42年1月から同年3月までの期間について納付事実が確認できないとの回答をもらった。私の国民年金に関しては、結婚前は父が納付し、結婚後は夫が納付していたので、納付漏れがあることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、当初、社会保険庁の記録では申立期間後の昭和44年4月から45年3月までの期間については未納とされていたが、申立人が所持していた領収書によって平成19年7月に納付済みと記録の訂正が行われていることから、申立期間についても誤りのある可能性が高いと考えられる。

さらに、当時、申立人は夫と一緒にバーを経営し経営状態も良かったので、国民年金保険料を支払うのに問題は無く、申立人の保険料を納付していた夫には昭和42年4月から49年12月までの未納期間があるものの申立人の国民年金保険料はその期間も納付しており、申立人の国民年金に対する夫の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和48年3月の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。20歳の誕生日が過ぎたころ、近所の郵便局で付加保険料も含めて納付したはずであり、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続や納付状況についての証言は、詳細かつ具体的であり、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料はすべて納付済みであり、かつ、納付済みのすべての期間は付加保険料も併せて納付していることから、納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立期間は1か月と短期間であり、20歳以降の国民年金保険料をすべて納付していることから、申立期間の保険料のみを納付しないとするのは不自然と考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

なお、申立人の国民年金手帳記号番号の直前に払い出されている任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年4月に払い出されていたことが確認でき、これ以前に別の国民年金手帳記号番号も含めて払い出されている形跡は無いことから、申立期間の付加保険料を納付したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から同年11月まで

私は、会社を退職するたびに、区役所で国民年金の加入手続きを行い、納付書により妻の分と一緒に国民年金保険料を納めていたので、私の申立期間の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険と国民年金の切替手続きを9回適切に行っており、また、手帳記号番号が払い出された昭和56年12月以降、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い。

さらに、申立人が一緒に納付したと主張する申立人の妻は、申立人の申立期間を含め保険料を納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から41年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から41年6月まで

昭和38年に国民年金の加入勧奨の通知があり、住み込み先の病院の院長の妻が加入手続をしてくれ、数か月分の保険料を納付してくれた。その後、私は、近くの区の出張所で、毎月、保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚して以降、国民年金の加入期間については、国民年金保険料をすべて納付しており、60歳以降も任意加入し付加保険料を含め納付している上、複数回の厚生年金保険と国民年金との切替手続をすべて適切に行っている。

また、申立人の保険料の納付場所、納付方法、区役所での収納・検認方法等に関する記憶は詳細かつ具体的であり、申立人の主張するとおり、申立人の居住していた区では、出張所において国民年金の加入手続及び保険料の収納事務を行っていたこと並びに未加入者を対象に加入勧奨が行われていたことが確認できる上、申立人は医師国民健康保険組合に加入していたことが確認できることから区の出張所での納付は国民年金保険料のみであると考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、国民年金の加入を勧めたとされる住み込み先の病院の院長及びその妻は、昭和36年4月から60歳まで保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から42年3月まで

私は、申立期間当時、区役所近くの商店街で洋品店を開業しており、区役所から国民年金保険料の集金人が来ていたので納付していた。保険料は3か月に一度集金人が店に来て国民年金手帳に国民年金印紙を貼っていたことや、区役所で納付したことを覚えているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後に洋品店を開業し、国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、会社を退職した後に保険料を納付した当時の状況を具体的に記憶しており、また、申立人が納付したとする金額は申立期間当時の保険料額とおおむね一致していること、保険料の納付方法、納付頻度等の申立内容も確認できた当時の状況と合致していること、申立期間当時に申立人が居住していた区では職員が戸別訪問により国民年金の加入勧奨及び保険料の収納事務を行っていたことが確認できることなどから、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 9 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月から 39 年 3 月まで

私は、20 歳の誕生日の前日に A 町役場に行って国民年金に加入し、保険料は毎周年払いで納めてきたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳の誕生日の前日に、A 町役場 B 出張所の窓口で、明日から 20 歳になるんだという責任感と、日本国民という意識で国民年金に加入した日のことを忘れることはできない。」としており、当時の加入手続に関する申立人の主張は具体的であり、当時の同出張所の状況を知る同町の元職員からも、同出張所の職員数や暖房器具の設置状況など、申立人の主張を裏付ける証言を得られたことから、申立内容は信憑性<sup>びよう</sup>があると考えられる。

また、社会保険庁の記録では、申立人が、昭和 39 年 4 月中旬ごろに C 市において国民年金加入手続を行ったこととされているが、申立人は、「A 町（当時は D 村）で生まれ、39 年 6 月ごろに結婚した際に初めて C 市に転居した。」としており、事実、A 町の被保険者名簿には「39. 6. 18 C 市転出」と記載されていることから、39 年 4 月中旬ごろには、申立人はまだ同町に居住していたことが推認でき、社会保険庁の記録に誤りがある可能性がある。

さらに、A 町の「国民年金被保険者索引カード」には、申立人の旧姓が記載されており、婚姻日は昭和 39 年 5 月 16 日であることから、申立人は、申立内容のとおり、同日より前に、同町の国民年金被保険者であったことが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 77

### 第1 委員会の結論

申立人の未納期間とされている昭和 36 年度の 3 か月及び 37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年度の未納期間とされている 3 か月及び  
37 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 1 月 25 日に A 市で国民年金に任意加入し、その後は、同市 B 区にあった C 公団住宅に集金に来ていた同市の係員に国民年金保険料を納付していた。しかし、社会保険庁の記録を確認したところ、昭和 36 年度の 3 か月及び 37 年 4 月から 38 年 3 月までの保険料が未納になっていた。当時は、事前にハガキで納付場所、日時等が通知され、私自身が赴いて納付していたので未納であるはずがなく、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の記憶（国民年金保険料を納付した際の状況、保険料額等）は具体的であり、申立人が主張している集合住宅における国民年金保険料の集金方法も A 市の照会結果と一致するなど、申立内容には信憑性が認められる。

また、申立人は、国民年金制度準備期間の昭和 36 年 1 月 25 日に国民年金の加入手続を行っており、申立期間を除くすべての期間は保険料を納付済みであるなど、国民年金制度に対する理解と保険料の納付意欲は高かったものと考えられる。

さらに、社会保険庁の国民年金保険料収納記録では、申立人の昭和 36 年の未納期間（3 か月分）について、具体的な未納月の特定ができないなど、行政側の記録管理にも不備な点が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 78

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年3月まで  
私の将来を心配した母親が、昭和41年11月に区役所で国民年金加入手続を行い、結婚（昭和43年5月）するまでの期間、国民年金保険料を納付していた。  
ところが、今回A社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和41年度分の保険料のみが未納とされており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間（昭和41年度）の前後の国民年金加入期間については、保険料が納付済みとなっており、申立人の母親が、娘の将来を心配して昭和41年11月に国民年金加入手続を行ったとしながらも、申立期間直前の昭和40年度の国民年金加入期間が納付済みであるにもかかわらず、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された当の41年度の保険料は未納としたまま、翌42年度の保険料を納付していたと考えるのは不自然である。

また、申立人が結婚した際、その母親が「今までの国民年金保険料はすべて納付済みです。」と言い、申立人の夫に申立人の国民年金手帳を手渡したとの夫の証言があり、その内容は具体的かつ詳細で、真実性が感じられる。

さらに、申立人及びその母親は、申立期間を除き、申立人の国民年金加入期間について保険料をすべて納付しているほか、婚姻後も申立人が国民年金に任意加入するなど、保険料の納付意識が高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 79

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年7月から48年3月まで  
申立期間当時、私は、飲食店を経営しており、その飲食店に女性の集金人が国民年金保険料の集金に来ていた。当初は印紙による納付だったが、しばらくするとそれが、現金による納付に変わった。一緒にその飲食店で仕事をしていた妻もそのことを記憶している。申立期間を保険料納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年7月の民間会社退職後、国民年金の加入手続きを行い、その後、申立人が妻と共に経営を始めた飲食店に来た集金人に保険料を納付していたと主張しているが、その際の集金人の対応ぶり、集金時間等を鮮明に記憶しており、その内容は詳細かつ具体的で、特段不合理な点は認められない。

また、申立人が主張するとおり、申立期間当時、国民年金保険料の集金人による集金制度が存在したこと及び申立期間の途中で、保険料の集金方法が印紙検認方式から納付書方式に変わったことが確認できることから、申立内容は信用できるものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間と、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の間に生じた1か月の未加入期間を除き、保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 80

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 2 月から 51 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月から 51 年 9 月まで  
昭和 53 年 12 月ころ、金融機関の出張所みたいな所で、国民年金保険料 46 万 4,000 円を特例納付している。63 年に家を建て替えた際、将来、年金を受給する時に必要な書類を社会保険事務所に聞いたところ、領収書のことと言われなかったもので、その折に領収書は処分してしまった。しかし、間違いなく納付しており、未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 12 月ごろ、申立期間の国民年金保険料を特例納付したと主張しているが、その当時は特例納付の実施期間中であり、申立人が、国民年金手帳記号番号の払出しを受けた昭和 53 年 11 月に、申立人の主張する特例納付保険料に相当する納付書が発行されていたことが、特殊台帳の記載内容により推認でき、申立人の申出により発行されるべき納付書が発行されいながら、申立人が申立期間の保険料を納付していないと考えるのは不自然である。事実、申立人の所持する年金手帳の最初のページに、「53 年 11 月 24 日 附 4 条」のスタンプが押されて、「42. 2 ~ 51. 9 9 年 8 月 ¥464,000 円-」と手書きで記載されており、申立期間の保険料の特例納付を行った形跡がうかがえる。

また、申立人が特例納付したと主張する 40 数万円の保険料は、「自分が、以前勤務していた会社を辞めた時の退職金を主に充当し、不足分は、当時病院に勤務していた母親のボーナスで補った。」とする申立人の主張は基本的に信用できるものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から45年3月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から45年3月まで  
② 昭和48年1月から同年3月まで

高校卒業してからすぐに家業を手伝っていたが、父親が両親、伯母、自分の分の国民年金保険料をまとめて納付していたのを覚えている。国民年金保険料は町内で集金をしており、当時の町内会長が集金していた。証拠となる書類は無く、父親も既に死亡しているため、詳しい内容は分からないが、未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A市(旧B市)保管の国民年金被保険者名簿では、「転入前未納」との記載があるが、社会保険庁保管の国民年金被保険者台帳の住所変更欄は市内での転居のみであり、申立人も市外への転居は無いとしていること、及び社会保険庁保管の国民年金被保険者台帳では、申立人の氏名の記載に誤りが見られ、住所の記載についても旧字名となっていることなど、申立人の国民年金保険料納付記録の管理に不備があったと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時、両親及び伯母(母親の姉)との4人で同居し、国民年金保険料はその父親が家族4人分をまとめて集金人に納付していたとしており、申立人の申立期間を除き、家族4人の国民年金保険料については、すべて納付済みである。さらに、社会保険庁保管の国民年金被保険者台帳において納付年月日が確認できる昭和45年度及び46年度の家族4人の納付年月日は同一日であり、父親が家族全員の保険料を一緒に納付していたとする主張に不自然さは無く、かつ、その父親の納付意識は高かったものと認められる。

加えて、その母親は、申立内容のとおり、申立期間当時、町内の組長が国民

年金保険料を集金し、家族4人分の保険料をまとめて納付していたと証言しており、当時、申立人が居住していた市では、納付組織が存在していたことが確認できることから、申立人の主張には信憑<sup>びよう</sup>性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの期間及び38年10月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年10月から37年3月まで  
② 昭和38年10月から39年3月まで

私は、昭和32年ごろから洋品店を営み、夫はサラリーマンをしていたが、役場の職員から、商売をしているため国民年金に加入しなければならないと言われ、加入した。当初は国民年金保険料を納めていなかったが、役場の職員が集金に来たのでさかのぼって納めた。その後、時期ははっきりしないが、町内の集金で納めるようになった。いったん納め始めたにもかかわらず途中でやめるはずがなく、商売も順調だったのでお金に困るようなことも無かった。以上のことから、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録では国民年金保険料は未納とされているが、A市保管の国民年金被保険者名簿では納付済みとなっていることが確認できる。

また、申立期間②について、A市保管の国民年金被保険者名簿を見ると、同期間は未納となっているものの、申立人は、同期間前の昭和36年10月から38年9月までの2年間の国民年金保険料を約3か月間の短期間に納付していたことが確認でき、商売が順調な時期であったことから、あえて申立期間②のみを未納とすることは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金保険料を納め始めた当初は、役場職員が集金に来ており、その後、町内会で集金していたと主張しているが、国民年金被保険者名簿にA市が昭和42年2月から申立人の国民年金手帳を保管した記録があることから推察すると、この時期以降、申立人は町内の集金で保険料の納付を



始め、この時期以前は市役所職員が保険料を集金していた時期と考えられ、申立内容の信憑<sup>びよう</sup>性も認められる。

加えて、ねんきん特別便で昭和46年2月から48年4月までの期間、申立人が、厚生年金保険に加入していたことが判明しており、申立人はこの期間も国民年金保険料をすべて納めていたなど、納付意識は高いと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 新潟国民年金 事案 104

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から55年3月まで  
② 昭和55年4月から56年3月まで

私は、死亡した夫の分と一緒に昭和53年4月から55年3月までの国民年金保険料2年分を、55年の春に一括して納めた。また、55年4月から56年3月までの分についても、私が夫の分と一緒に納めていたはずなのに、私だけ未納であることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、①昭和53年4月から55年3月までの期間については、夫の分と一緒に国民年金保険料を納付したと主張しているが、夫も未納となっている。また、申立期間以前は、夫婦二人とも未納である。

さらに、申立人が申立期間中に保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 一方、申立期間のうち、②昭和55年4月から56年3月までの期間については、申立人の夫は、A市の国民年金被保険者名簿の記録から、56年3月31日に55年4月から56年3月までの保険料を一括納付していることが確認できる。

また、納付日が確認できる昭和56年4月から57年8月までの保険料は、夫婦同一日に納付しており、基本的に夫婦一緒に納付していたことがうかが

える。

さらに、申立人は、申立期間以降、保険料免除期間（平成 17 年 3 月から 18 年 9 月まで）を除きすべて保険料を納付している。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、  
②昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 新潟国民年金 事案 105

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月及び同年5月

国民年金保険料納付記録について、照会申出書を提出したところ、昭和42年4月及び同年5月の保険料が未納であるとの回答を得た。当時は、父親が両親と兄夫婦及び私の保険料を納めており、地元（保育園）の役員が集金していたのを記憶している。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の保険料を納付していたとする父親は、母親と共に制度発足以来、国民年金に加入し、申立期間を含め保険料を完納しており、かつ、申立人の兄夫婦についても同様に加入期間は完納していることから、国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の兄から当時、市役所から申立人の加入手続の案内が来たことを記憶しているという証言もあり、国民年金保険料の納付意識の高い父親が、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行っていたとしても不自然ではない。

さらに、申立期間当時の国民年金保険料の集金方法については、市役所において当時の資料が無いため不明であるが、同一市内の他の事案において、町内会等による集金制度が存在していたことが確認されていることから、集金制度による保険料の納付があったと推察できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 新潟国民年金 事案 106

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月から同年10月まで

私は、勤務していた会社が遠距離だったため二人目の子供が産まれたのを契機に退職し、すぐにA役場に行き国民年金の加入手続を行った。その後、役場から納付書が送られてきて、3か月分の保険料を役場の窓口でまとめて納付した記憶があるので未納は納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の主張は、二人目の子供が産まれたのを契機に会社を退職し、A役場の窓口で国民年金と国民健康保険の加入手続をしたが、その際は年金手帳を持って行かなかったとするなど、詳細かつ具体的であり、その内容に不自然さはみられない。また、申立期間当時の保険料収納方法は、申立内容のとおり、役場窓口収納又は銀行振込だったことが確認できる。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き2回の厚生年金保険から国民年金への切替えを行っているが、いずれも適切に手続を行い、保険料を納付していることから、保険料の納付意識が高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 新潟国民年金 事案 107

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

当時は実家で家事手伝いをしており、私、長兄夫婦及び次兄の保険料は父が払っていた。私以外の三人は申立期間中の保険料は納付済みとなっており、私だけが未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。また、申立人の長兄夫婦及び次兄も、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、申立人の母親も国民年金法附則第19条による5年年金に加入していることから、世帯全体で保険料の納付意識が極めて高かったと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和39年11月17日であるが、現年度分である39年4月から40年1月までの保険料については39年11月30日に、過年度分である37年10月から38年3月までの保険料については40年1月18日に納付されていることが検認記録から確認できる。さらに、40年2月以後の保険料についても各期の納期限までに定期的に納付されていることから、申立期間の保険料が未納になっていることは不自然に思われる。

加えて、申立人一家の経済状況について、申立期間当時に特別の変化はみられず、納付意識の高い父親が、申立人の申立期間の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 山梨国民年金 事案 41

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月から 41 年 3 月まで

私は、左官として昭和 37 年ごろから県外で働いており、盆、正月と家に帰るたびに、両親に 3 万円の小遣いを渡していた。その際、両親から、私の国民年金保険料を納付していることを聞いた。

生前、母から、私の保険料を納付していない時期もあったと聞いているが、申立期間については、納付していたはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していた両親のうち母は、国民年金制度発足当初から任意加入し、保険料を完納しており、かつ、申立人と同様に両親が保険料を納付していた兄及び妹には、国民年金加入期間について保険料の未納が無いことから、両親の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人と同一日に国民年金手帳記号番号が払い出された被保険者 13 名の納付記録を調査したところ、そのうち 10 名が過年度納付していることが確認でき、当時、役場等において、国民年金の加入者に対して過年度納付の勧奨を行っていたものと推測できる。

さらに、両親は、役場から納付勧奨をされた保険料は、きちんと納付していたとの妹の証言もあり、納付意識の高かった両親が、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 41 年 6 月時点で、過年度納付が可能な 39 年 4 月から 41 年 3 月までの保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間以降 60 歳になるまで保険料をすべて納付している。

ただし、申立期間のうち昭和 38 年 10 月から 39 年 3 月までの期間は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、時効のため保険料を納付



することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、当該期間の保険料を納付したと考えるのは不合理である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 山梨国民年金 事案 42

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 9 月から 39 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 39 年 4 月まで  
国民年金に加入し、保険料は、義父を通して納税組合（組長）、又は、自分で市役所へ納付した記憶があり、未納とされているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間である約 12 年間、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、厚生年金保険と国民年金の切替手続を 5 回行っているが、申立期間を除き、おおむね適切に手続を行っており、かつ、昭和 51 年 5 月には国民年金に任意加入するなど、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、国民年金加入時から申立期間を通じて、申立人の生活環境に大きな変化は認められず、資力に問題があった事情もうかがえないことから申立期間が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 山梨国民年金 事案 43

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの期間及び 50 年 4 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで  
② 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 48 年度及び 50 年度の保険料についても納付した記憶があり、領収書等は、昭和 58 年に火災に遭い、家屋が焼失してしまったため残っていないが、未納とされているのは、納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、保険料をすべて納付しており、申立期間前後において保険料を一括納付するなど保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間の前後を通じて申立人の生活環境に大きな変化は認められず、資力に問題があった事情もうかがえないことから申立期間が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間前の昭和 45 年 7 月から 46 年 3 月までの期間及び 46 年 7 月から 47 年 3 月までの期間の記録が、平成 19 年 7 月及び同年 8 月に未納から納付済みに訂正されており、社会保険庁の記録管理に不備な点がみられ、申立期間についても、保険料を納付していた可能性が高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 山梨国民年金 事案 44

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から51年3月まで

昭和49年9月に勤めていた会社を退社して山梨に帰り、同年10月から国民年金保険料を毎月親に渡して役場に納めてもらってきた。両親とも他界し30数年経っているため当時の資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人は、その親に国民年金保険料等を渡し、親が申立人の分を含めて一緒に保険料を役場へ納めていたと主張しており、申立人の兄も、その主張を肯定している。事実、両親の納付記録を見ると、申立期間を含め保険料の未納は無く、その兄も申立期間の保険料が納付済みであることから、申立内容は基本的に信用できるものと考えられ、申立期間について、申立人の保険料のみを納付していないとするのは不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和51年1月に払い出されているところ、役場の近傍に郵便局があったことから、過年度分も含めて役場に向いた際に保険料を納付することができたことも確認できる。

さらに、申立人は、申立期間以外に未納が無く、保険料の納付意識は高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

当時母親と二人住まいで、農業を手伝っていた。国民年金保険料は主に母親が納めていたが、母親が不在の時には自分が母親の分と一緒に集金人に納めた記憶があり、申立期間の国民年金保険料について、母親の分が納付済みとなっているのに自分の分だけが未納となっていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、初めて国民年金の被保険者になった日は、いずれも昭和35年10月1日である。申立人及びその母親は、一緒に国民年金に加入し、母親は国民年金制度発足当初から申立期間を含めて60歳まで保険料を完納していることから、当該親子は国民年金制度を理解し、納付意欲も高かったものと考えられ、申立期間について、母親又は申立人が母親の保険料だけを納め、申立人の保険料は納めなかったと考えるのは不自然である。

また、申立人は、「母親の分と一緒に国民年金保険料を集金人に納めた。」と主張しており、申立内容のとおり、当時申立人が居住していた市において、納税組合が存在し、国民年金保険料の集金を行っていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 長野国民年金 事案 50

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から同年 8 月まで  
昭和 50 年 3 月に結婚し、結婚後、国民年金保険料の納付は妻に任せていた。申立期間の保険料については納付督促があったので、夫婦二人分を一括して納付しており、未納となっていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 45 年 8 月に国民年金に加入し、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付し、厚生年金保険と国民年金の切替手続を複数回適切に行っており、また、申立人の妻は、結婚を契機に退職した 50 年 3 月以降、平成 12 年 9 月及び 13 年 9 月以降の法定免除期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付し、昭和 52 年 4 月から 56 年 3 月までの保険料を前納しているなど、夫婦共に納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立人及びその妻は、昭和 49 年 6 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料（妻については、厚生年金保険に加入していた 49 年 6 月から 50 年 2 月までを除く。）を一括して同一日（50 年 12 月 12 日）に過年度納付しており、その直後の申立期間について、妻が 52 年 1 月に保険料を過年度納付しているにもかかわらず、夫である申立人だけが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月  
昭和 44 年 4 月に退職し、すぐに親が国民年金の加入手続を行ってくれ、保険料も親が納めてくれていたので、同年 4 月の 1 か月分だけが未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

当時申立人と同居していた申立人の両親は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、申立期間を含め 60 歳まで保険料を完納しており、当時同居していた申立人の兄は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、厚生年金保険と国民年金の切替手続を適切に行い、申立期間を含め国民年金加入期間について保険料をすべて納付しているなど、申立人の家族は、国民年金制度を良く理解し、納付意欲も高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、当初、昭和 44 年 5 月 1 日であったが、厚生年金保険の被保険者資格の喪失が同年 4 月であったため、同年 4 月 1 日に訂正されており、当時申立人が居住していた A 町の国民年金被保険者名簿において資格取得日が同年 4 月 1 日となっていることから、申立人が同町を転出する 46 年 11 月までに資格取得日の訂正が行われたと考えられ、訂正が行われた時点が 45 年 4 月以前であれば現年度納付により、45 年 5 月から 46 年 7 月までであれば過年度納付により、同年 8 月以降であれば第 1 回目の特例納付（実施時期は 45 年 7 月から 47 年 6 月まで）により、同町に居住している間に申立期間の保険料を納付することが可能である。

さらに、申立人は、国民年金に加入した直後の昭和 44 年 5 月から 46 年 3 月までの約 2 年間は国民年金保険料を納付期限内に納付しており、その後も未納は無いことから、44 年 4 月（申立期間）の保険料を納めなければならないことが判明した時点で、1 か月だけ未納のままにしておくとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 愛知国民年金 事案 56

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から38年3月まで

昭和37年7月に夫が厚生年金保険の資格を喪失したため、夫婦で国民年金に加入した。その後、申立期間に係る夫婦二人分の保険料を、私が納付書で納付した記憶がある。当該期間について、夫の納付記録はあるのに私の納付記録が無いことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の未納期間は、申立期間のみであり、かつ、9か月と短期である。

また、申立人は、申立期間を除き、厚生年金保険に加入する直前の昭和59年11月まで国民年金保険料をすべて納付し、申立人と同一の国民年金資格記録となっている申立人の夫は、申立期間を含めて、国民年金保険料をすべて納付しており、夫婦共に納付意識は高かったと認められる。

さらに、申立人及びその夫は、国民年金手帳記号番号が連番で払い出されていることから、同時に国民年金の加入手続を行ったと考えられ、申立人及びその夫が保管している最も古い国民年金手帳の印紙検認記録（昭和46年4月から49年3月まで）をみると、夫婦同一日に検認を受けていることが確認でき、申立人がその夫と共に国民年金保険料を納付していたとの申立内容と符合する。

加えて、昭和38年5月に申立人の国民年金手帳が払い出されているので、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、当該保険料の納付方法については、当時から納付書によることとされていることから、申立人の申立内容に不合理な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から53年3月まで  
② 昭和55年1月から同年3月まで  
③ 昭和55年10月から同年12月まで

昭和50年ごろから青色申告をしており、国民年金保険料は社会保険料控除の対象となるので、当然、すべて納付していたと思う。納付を証明する書類は無いが、納付期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、23歳から59歳までの約36年間すべて国民年金保険料を納付している上、昭和53年10月から口座振替により納付しており、納付意識は高かったと考えられる。

申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までについては、申立人の妻は、53年8月に過年度納付している。

また、申立人夫婦の納付記録が確認できた昭和53年4月から同年9月までの期間について、夫婦の国民年金保険料の納付年月日は一致しており、夫婦と一緒に保険料を納付していたとする申立人の主張と符合する。

一方、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの期間及び同年10月から12月までの期間については、口座振替で納付していた期間であり、何らかの事情により引き落としできなかったと推認されるが、申立人は、後日納付した覚えは無い旨述べており、55年10月から同年12月までの期間は、申立人の妻も未納である。

加えて、これら二つの期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、家計簿等）が無く、そのほかに納付していたことをう

かがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から39年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から39年2月まで

申立期間の国民年金保険料については、私自身は国民年金保険料を納付していなかったが、当時は義父が納付してくれていたと聞いているので、未納となっているのは納得できない。

また、昭和39年3月から40年3月までの国民年金保険料は特例納付をしているが、申立期間を未納としたまま特例納付したとは思えないので、申立期間が未納とされているのはおかしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとされる申立人の義父は、申立期間の国民年金保険料を納付している。また、申立人の義父のほか、申立期間当時に申立人と同居していた申立人の夫及び義母についても、申立期間の国民年金保険料を納付している。特に、申立人の義父は、国民年金制度が発足した昭和36年4月時点では51歳であり、国民年金に加入する義務は無かったものの、いわゆる「10年年金」に加入していることから、国民年金の納付意欲は高かったものと思われる。

さらに、申立人が主張するとおり、昭和39年3月から40年3月までの期間を特例納付した際に、申立期間を未納のまま残すのは不自然であり、かつ、特例納付は制度上、先に経過した未納保険料から順次納付することとされていることから不合理である。

加えて、この特例納付は特例納付申出期間ではない昭和48年3月に受け付けられていること、平成19年7月に申立人の昭和51年4月から同年6月までの納付記録が未納から納付に訂正されていること、申立人の旧台帳には特例納付の記録が無いことなど、申立人に係る社会保険庁の記録管理が適切に行われ

ていない状況がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から同年3月まで  
私は、申立期間を含むA市在住時は、国民年金保険料をきちんと納付していたにもかかわらず、申立期間のみが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間である上、申立人がA市に居住していた昭和52年11月から61年11月までの期間については、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間の前後の期間である昭和54年4月から同年12月までの期間及び55年4月から56年3月までの期間の国民年金保険料を現年度納付していること、未納となっていた52年11月から54年3月までの国民年金保険料を申立期間の直近の54年11月に過年度納付していることからみて、申立期間の3か月が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 愛知国民年金 事案 60

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から39年3月まで

私は、制度発足当初から国民年金に加入し、国民年金保険料はすべて納付していたはずである。

申立期間については、集金人から9か月分をまとめて納付するよう頼まれて納付した記憶があるので、未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回のみであり、かつ、短期間（9か月）である。

また、申立人は、昭和36年4月から60歳までの国民年金加入期間（364月）のうち、申立期間及び平成6年7月から7年2月までの期間の8か月分を除き、国民年金保険料の未納期間は無いことから、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金保険料を3か月ごとに集金人に納付していたとしているが、転居（同一区内）により集金人が替わった昭和39年度は、申立てのとおり3か月ごとの期末月に検認されている一方、申立期間を含む転居前については、37年度は半年単位であるとともに、区役所が業務を行っていない日（大晦日である昭和37年12月31日及び日曜日である38年3月24日）に検認され、昭和38年4月から同年6月までは、期末月でない同年5月31日の検認となっているなど、同一区内でありながら転居の前後で検認業務の状況は一致せず、かつ、不自然な検認日が見受けられることから、38年度以前は記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 富山国民年金 事案 22

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで

昭和 53 年ごろに、自治会長から昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料の納付書を受け取り、53 年から 55 年の間に特例納付により 3 回に分けて社会保険事務所で保険料を納めたと記憶している。しかし、このうち申立期間の保険料が記録上未納とされているため、当該期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録をみると、申立人の国民年金加入期間のうち、申立期間を除くすべての期間において国民年金保険料が納付済みとなっている。

また、申立人が記憶している申立期間に係る保険料の納付時期及び金額は、当時の特例納付が可能であった期間及び特例納付の保険料額とほぼ一致しているほか、保険料の工面方法や納付場所の様子についての申立ても具体的であり、それについて不自然な点は認められない。

さらに、納付済みとされている昭和 36 年 4 月から 37 年 6 月までの保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期（昭和 39 年 8 月ごろ）からみて特例納付により納付されたものと推察され、このことは、申立期間を含む 36 年 4 月から 39 年 3 月までの保険料を特例納付により納めたとする申立人の主張が事実であることをうかがわせるものとなっている。

加えて、昭和 36 年 4 月から 37 年 6 月までの保険料が特例納付により納付されたと考えられるにもかかわらず、社会保険庁において特殊台帳が保管されていないことから、申立人に係る記録管理が適切でなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 岐阜国民年金 事案 51

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

私は、町内の納税委員に慣習的に納付しており、未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、町内の納税委員に慣習的に納付しており、未納となっていることに納得できないと申し立てているが、申立人が居住する市では、昭和 52 年当時に国民年金の保険料の集金を納付組織に委託する制度が存在していたほか、申立人が所属していた自治組織は国民年金保険料の取扱団体として登録されていたことが確認でき、当時の納付組織における保険料の集金方法も、申立内容のとおりであったことが認められる。

また、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 岐阜国民年金 事案 52

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

私は、町内の納税委員に慣習的に納付しており、未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、町内の納税委員に慣習的に納付しており、未納となっていることに納得できないと申し立てているが、申立人が居住する市では、昭和 52 年当時に国民年金の保険料の集金を納付組織に委託する制度が存在していたほか、申立人が所属していた自治組織は国民年金保険料の取扱団体として登録されていたことが確認できる。また、当時の納付組織における保険料の集金方法も、申立内容のとおりであったことが認められる。

また、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、20 歳で国民年金被保険者資格を取得した直後の 4 か月及び申立期間以外の国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 三重国民年金 事案 31

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 10 月まで

国民年金保険料の納付記録について確認したところ、昭和 36 年 4 月から同年 10 月までの納付事実が確認できなかった。国民年金制度発足時に任意加入し、自治会に納付していた。未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 7 か月と短期間であり、かつ、申立期間以外に未納とされている期間は無い。

また、申立人は、国民年金制度発足時に任意加入していること、及び第 3 号被保険者制度の創設後は、申立人の夫が厚生年金保険に加入していなかった期間については適切に第 1 号被保険者への切替手続きを行い、短期間であっても確実に国民年金保険料の納付を行っていたことから、国民年金制度に対する意識は高かったことがうかがわれ、申立期間については、任意加入し国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間当時、申立人の居住する市において、集金人が国民年金保険料を徴収していたことを推認できる申立てがほかにも散見されることから、申立人が国民年金保険料を自治会組織の役員等に納付したとの主張は信用できるものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 三重国民年金 事案 32

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月及び同年 2 月

国民年金保険料を特例納付により納付するときに、納めてないところを区役所の窓口で確認してもらい、すべて納付したから未納になっているはずがない。その後の国民年金保険料もすべて納付している。

領収書は探したが無い。

### 第3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は、申立期間のみで、かつ、2 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、厚生年金保険と国民年金の複数回の切替えを適切に行っているほか、国民年金加入期間のうち、昭和 42 年 10 月から 46 年 3 月までの 42 か月の国民年金保険料を 50 年 11 月に特例納付により納めている。

このように納付意識の高い申立人が、あえて申立期間のみ納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間は、国民年金資格喪失期間となっているが、申立人には、当該喪失手続を行った記憶が全く無いとしていること、及びあえて当該喪失手続を行う理由も考えにくいことから、区役所に事務処理誤りがあったとも考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大阪国民年金 事案 60

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年11月まで

昭和55年8月に会社を退社。その半年後自営業としてアメリカに1年半ほど渡り、57年に帰国後大阪で仕事をしていた。その間、母が私の代わりに国民年金保険料を払い続けていたはずである。未納になっているのは、母の性格からして納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、母親が申立人に代わって申立期間の国民年金保険料を納付していたとしているが、その母親の納付状況を見ると、夫が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和50年5月に国民年金の資格を取得し、60歳に到達した62年8月までの国民年金保険料を完納している。

さらに、申立人は昭和56年初めから57年中ごろまでの間、海外に在住しており、国民年金については任意加入期間であったが、申立人の母親はその間も含め、申立人が厚生年金保険に加入する60年12月までの期間について、申立期間を除き、申立人の国民年金保険料を納付していたことが確認でき、母親の納付意識は高かったものと考えられる。

加えて、国民年金保険料が未納であれば整備されるはずの申立人に係る特殊台帳も見当たらなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大阪国民年金 事案 61

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 60 年 6 月まで

大学卒業の 22 歳の折、会社勤めでなかった私を心配した母から国民年金に加入するよう勧められた。昭和 63 年 1 月に結婚するまでの独身の間は、母が納付手続をしていたので申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は大学を卒業した昭和 57 年ごろ、国民年金に加入したとしているが、市役所の国民年金記録によれば、加入届出日が 62 年 2 月 12 日となっており、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは 62 年 2 月以降と推認されるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、59 年 12 月以前の分については保険料納付の時効が到来しており、申立期間である 57 年 4 月まで遡及納付することはできないこととなる。

申立てによれば申立人の国民年金保険料の支払いは母親が行っていた。母親は、当時、市役所での手続の際、複写式の納付書を何枚かもらい最寄りの金融機関で納付したとしている。

当時の国民年金保険料の納付状況についてみると、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの現年度保険料が 62 年 3 月 10 日に一括納付されていることが、市役所の保険料収納記録から確認できる。一方、過年度保険料についても納期限との関係から同時期に納付されたと推認するのが相当である。

市役所における昭和 62 年 2 月の加入手続の際、過年度納付は 60 年 1 月分から可能であり、市役所が的確な納付指導をしたとすれば、60 年 1 月からの手

書した納付書を交付していた可能性が高い。

また、申立人の母親は、現年度保険料と過年度保険料を同時期にまとめて一括納付していることからみて、保険料納付の意欲は高かったものと認められる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から50年3月まで  
② 昭和51年3月

妻が昭和51年1月から同年3月ごろ、近所に住む市役所出張所職員である知人に国民年金手続について相談したところ、知人が親切に夫婦二人分の国民年金加入手続及び納付手続を代理で行ってくれることとなった。数日後に、知人へ夫婦二人分の昭和48年1月から50年3月までの国民年金保険料をさかのぼって支払ったにもかかわらず、未納となっていることに納得できない。(申立期間①)

また、昭和50年度の国民年金保険料について、昭和50年4月から51年2月まで納付済みであるのに、51年3月だけ未納となっているのはおかしい。(申立期間②)

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当時、近所に住む市役所出張所職員の知人に国民年金の加入手続を依頼し、夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって支払ったと申し立てている。この点について、知人は当時、市役所出張所に勤務していたことが確認されたほか、市役所出張所経由での加入手続も可能であったことから、申立人の加入手続等に関する主張に不自然な点は認められない。

一方、市役所の国民年金記録によれば、加入届出日が昭和51年3月13日であるため、48年12月以前の国民年金保険料については納付の時効が到来しており、申立期間である48年1月から50年3月までのすべてについて遡及して納付することはできない。また、当時、市の保険料徴収は現年度保険料の取扱いのみで、過年度保険料の取扱いは行われていなかったこと、申立人がさかのぼって国民年金保険料を支払ったのは1回であると記憶していることから、申



立人が支払った保険料は、50年4月から51年3月までの現年度保険料（51年4月27日に一括納付）であると考えるのが相当である。

次に、申立期間②について見ると、同時期に年金加入手続が行われており、これらの手続がほぼ同じ担当者によって行われたことが、市役所の被保険者名簿、現年度保険料領収証書、年金手帳送付封筒のあて名書きの筆跡から確認できる。

ところで、申立人の妻の昭和50年4月から51年3月までの領収証書は手続を担当した者の筆跡と確認できる一方、申立人の領収証書には別の筆跡で50年4月から51年2月までとなっており、51年3月分が欠落した記載となっている。しかも、同時期の手続について見ると、市作成による国民年金被保険者名簿において、申立人の資格取得日が加入届出日と同じ51年3月13日と誤って処理され、後日、48年2月1日に訂正されているなど市の事務手続の誤りも認められる。

これらのことから、申立人の昭和51年3月分の保険料が未納とされたことについては、市の事務手続の誤りが強く推認される。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②に係る昭和51年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大阪国民年金 事案 63

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から同年 5 月まで

私は、会社の設立に際し、厚生年金保険適用事業所になるまでの間は国民年金の加入が必要であると考え、市役所に出向いて国民年金への加入手続を行った。集金人に対して国民年金保険料を納付していたのに未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 2 月にそれまで勤務していた A 社を退職し、新たに設立された B 社の社長に就任することとなったが、当該事業所が社会保険の新規適用事業所として認められるまでの間、国民年金へ加入するために、50 年 3 月に市役所で国民年金加入手続を行ったと主張している。また、国民年金保険料は申立人の妻が市の集金人に支払っていたとしている。

申立人の国民年金加入手続が昭和 50 年 3 月 20 日に行われたことは、申立人が保有する国民年金手帳から確認できる。

一方、B 社が厚生年金保険適用事業所になったのは昭和 50 年 6 月 16 日であるが、同事業所の厚生年金保険適用申請手続を行っていた時期に、あえて国民年金の加入手続を行っていることからみて、申立期間の国民年金保険料については納付していたとみるのが自然である。

また、当時、C 市では集金人による納付手続を行っており、申立人の主張と合致する。

さらに、国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、昭和 50 年 6 月に国民年金に任意加入し、60 歳に達する平成 4 年 8 月まで第 3 号被保険者の期間を含めて保険料を完納しており、その後、65 歳になる 9 年 7 月までは高齢任意加入しているなど国民年金に対する意識は高かったことがうかがわれる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

自宅に国民年金に加入するよう勧誘に来た時、年金は大切なものだと思っていたので、すぐに加入手続をした。その後、当時 A 市役所に勤められていた近所の人から、集金に来ていた。保険料は、200 円ぐらいだったと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、国民年金の加入手続後、相当の日数が経過してから国民年金手帳を受け取ったとしていることから、申立人は、国民年金手帳の発行日である昭和 36 年 9 月 15 日以前に加入手続を行ったと考えられ、申立期間が未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人は、自宅で国民年金に加入するよう勧誘されたと主張しているとおりに、申立期間当時、A 市及び社会保険事務所の職員が、戸別訪問をして国民年金への加入勧奨を行っていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 4 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

自宅に国民年金に加入するよう勧誘に来た時、年金は大切なものだと思っていたので、すぐに加入手続をした。その後、当時 A 市役所に勤められていた近所の人が、集金に来ていた。保険料は、200 円ぐらいだったと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、国民年金の加入手続後、相当の日数が経過してから国民年金手帳を受け取ったとしていることから、申立人は、国民年金手帳の発行日である昭和 36 年 9 月 15 日以前に加入手続を行ったと考えられ、申立期間が未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人は、自宅で国民年金に加入するよう勧誘されたと主張しているとおおり、申立期間当時、A 市及び社会保険事務所の職員が、戸別訪問をして国民年金への加入勧奨を行っていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から46年3月まで

私は、10代の時から歯の技工士の見習をし、A市に住んでいた母親に仕送りしていた。その後、母親も昭和40年の春から同居した。母親は、私の国民年金保険料は支払っていると言っており、母親自身、国民年金に加入していたので、私の分も支払っていたと思う。

また、私は、昭和42年10月から、妻と暮らし始めたので、母親とは別居したが、これ以降の納付については、妻が家計簿に保険料額を記載しており、支払っていたはずであり、未納とされるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和42年12月から46年3月までの期間については、申立人は、当該期間当時の家計簿を所持しており、その記載内容等から当時作成されたものと考えられ、当該期間に支払った国民年金保険料6回分の金額の記載があり、その金額は、申立人が納付すべき国民年金保険料とおおむね一致していることから、申立人が妻と同居していた42年10月から46年3月までの期間について、申立人は、国民年金保険料を納付していたものと推認される。

しかしながら、申立期間のうち、申立人が妻と同居する前の昭和39年11月から42年9月までの期間については、昭和39年度分及び40年度分の印紙検認台紙は切り取られていない。また、申立人の国民年金保険料は母親が納付したとしており、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、さらに、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い場合、保険料の納付状況等が不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年10月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から44年3月までの国民年金保険料については、納付されていたと認められることから、納付記録を訂正し、43年12月から44年2月までの国民年金保険料については、厚生年金保険被保険者期間に重複して納付されていたものと認められることから還付することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年12月から44年3月まで

昭和46年2月ごろ、国民年金の集金人の訪問を受け、「20歳から60歳まで毎月国民年金保険料を納付すると満額で国民年金が支給される。」として納付を勧められ、国民年金手帳を渡された。このため、夫婦一緒に20歳にさかのぼって国民年金保険料を納付することとし、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。納付時期は、妊娠中でお腹が大きかった46年2月から8月ごろで、具体的な納付手続についての詳しい記憶は無いが、2回に分けて支払ったかもしれない。

また、20歳までさかのぼって納付した国民年金保険料は二人合わせて2万円と少しの金額であったことを覚えている。

当時、集金人の勧めを受けて、20歳までさかのぼって納付したことを夫婦二人とも間違いなく覚えており、社会保険事務所の記録において申立期間の納付記録が無いとされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、その夫の分を含めて20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付したとする昭和46年は、第1回の特例納付が実施されていた時期であり、納付したと主張する金額も当時、特例納付した場合の金額におおむね一致している。

また、申立人夫婦は、連番で国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているとともに、昭和45年4月以降は、夫婦共にすべての保険料納付済期間について現年度で納付していることが確認でき、国民年金保険料の納付意識が高いことがうかがえる。

さらに、申立期間の一部は、厚生年金保険被保険者期間と重複することとなるが、

社会保険庁の記録では、平成16年3月10日に、申立人の国民年金被保険者資格取得日が昭和43年12月20日とあるのを44年3月26日に訂正されており、申立人が所持している国民年金手帳及び申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿では、申立人の20歳の誕生日前日の昭和43年12月20日に国民年金被保険者資格取得との記載があることから、申立人が、特例納付した当時、申立期間は国民年金の被保険者期間であった。このことから、申立人が20歳までさかのぼって納付したとする主張に不合理な点はみられないと考えられる。

加えて、申立人は申立期間直後の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、特例納付が可能であるにもかかわらず申立期間が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、昭和43年12月から44年2月までの国民年金保険料については、厚生年金保険被保険者期間に重複して納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から44年3月までの国民年金保険料については、納付されていたと認められることから、納付記録を訂正し、40年8月から41年4月までの国民年金保険料については、厚生年金保険被保険者期間に重複して納付されていたものと認められることから還付することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から44年3月まで

昭和46年2月ごろ、国民年金の集金人の訪問を受け、「20歳から60歳まで毎月国民年金保険料を納付すると満額の国民年金が支給される。」として納付を勧められ、国民年金手帳を渡された。このため、夫婦一緒に20歳にさかのぼって国民年金保険料を納付することとし、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。妻は、「納付時期は妊娠中でお腹が大きかった46年2月から8月ごろで、具体的な納付手続についての詳しい記憶は無いが、2回に分けて支払ったかもしれない。」としている。

また、妻は20歳までさかのぼって納付した国民年金保険料は二人合わせて2万円と少しの金額であったことを覚えている。

当時、集金人の勧めを受けて、20歳までさかのぼって納付したことを夫婦二人とも間違いなく覚えており、社会保険事務所の記録において申立期間の納付記録が無いとされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の分を含めて20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付したとする昭和46年は、第1回の特例納付が実施されていた時期であり、納付したと主張する金額も当時、特例納付した場合の金額におおむね一致している。

また、申立人夫婦は、連番で国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているとともに、昭和45年4月以降は、夫婦共にすべての国民年金保険料納付済み期間について現年度で納付していることが確認でき、国民年金保険料の納付意識が高いことがうかがえる。

さらに、申立期間の一部は、厚生年金保険被保険者期間と重複することとなるが、



社会保険庁の記録では、平成16年2月16日に、申立人の国民年金被保険者資格取得日が昭和40年8月4日とあるのを41年5月1日に訂正されており、申立人が所持している国民年金手帳及び申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿では、申立人の20歳の誕生日前日の40年8月4日に国民年金被保険者資格取得との記載があることから、申立人が、特例納付した当時、申立期間は国民年金の被保険者期間であった。このことから、申立人が20歳までさかのぼって納付したとする主張に不合理な点はみられないと考えられる。

加えて、申立人は申立期間直後の昭和44年4月から45年3月までの期間を過年度納付していることが確認でき、特例納付が可能であるにもかかわらず申立期間が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、昭和40年8月から41年4月までの国民年金保険料については、厚生年金保険被保険者期間に重複して納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年11月から50年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたと認められるとともに、52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年11月から50年3月まで  
② 昭和52年1月から同年3月まで

昭和49年11月に、勤めていた会社の都合により、厚生年金保険から国民年金に切り替わった。国民年金の加入手続をどのように行ったかについては不明であるが、国民年金の加入後早々に国民年金保険料の納付書が送付されてきたことを記憶しており、ほかの市県民税や国民健康保険料と一緒に国民年金保険料をまとめて納付していた。

また、昭和49年11月に付加保険料を申し込んで以降、続けて付加保険料を納付してきた。自分の性格上、納付書が送付されてきたら納付していると思うので、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続についての記憶は曖昧であるが、国民年金手帳が昭和49年12月3日に交付されていることから、厚生年金保険の資格喪失後間もなく国民年金の加入手続を行っていることが推認されるとともに、同年11月7日に付加保険料の納付の申出をしているにもかかわらず、申込直後の49年11月から50年3月までの期間の付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していないことは不自然である。

申立期間②について、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料の未納を解消するため、複数回過年度納付を行っていることが確認でき、申立人の納付意識は高かったことがうかがわれることから、昭和52年1月から同年3月までの短期間の国

民年金保険料を未納としているのは不自然である。

なお、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの期間については、申立人が付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、50 年 10 月に A 市から B 市へ転居しており、B 市は市外から転入した場合、継続して付加保険料を納付するには、その旨を同市に伝えるか又は社会保険庁より情報が入らない限り定額保険料のみの納付書が送付されるとしており、申立人の国民年金加入期間における付加保険料の納付状況をみると、同市転入後の当該期間直前の期間について付加保険料の納付が無いことから、付加保険料を納付していたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、①昭和 49 年 11 月から 50 年 3 月までの期間については、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、②52 年 1 月から 3 月までの期間については、国民年金保険料を納付していたと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 11 月から 48 年 5 月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月から 48 年 5 月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間について国民年金未加入とされているが、国民年金手帳の国民年金の記録欄には、被保険者となった日(昭和 46 年 7 月 1 日) から就職した日(48 年 6 月 25 日) まで、国民年金被保険者であることが記載されている。私は、この間も継続して国民年金保険料を納付しており、申立期間について国民年金被保険者の資格を喪失し、国民年金保険料を納めていないとされていることに納得できない。

当時、A 市役所では、国民年金と国民健康保険は同じ窓口であったので、国民健康保険の加入時、国民年金保険料についても同市役所の窓口で納付していた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金被保険者期間すべてにおいて国民年金保険料を納付しており、厚生年金保険と国民年金の複数回の切替手続についても適切に手続を行っていることから、国民年金に対する納付意識が高いことがうかがわれる。

また、社会保険庁の記録では、昭和 47 年 11 月 1 日に国民年金被保険者資格喪失となっているが、申立人が所持している国民年金手帳及び A 市の国民年金被保険者名簿では、申立期間を含む 46 年 7 月 1 日から 48 年 6 月 25 日までの期間が国民年金被保険者期間である旨記載されており、社会保険庁の記録と異なっている。

さらに、申立人は、国民健康保険の加入時は、国民年金保険料についても A 市役所の窓口で納付していたと主張しているが、同市では、申立期間当時、国民年金と国民健康保険を同一の窓口で取り扱っていたことが確認できることから、申立人の主張に不合理な点はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から同年9月までの期間及び53年1月から同年3月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年7月から同年9月まで  
② 昭和53年1月から同年3月まで

昭和52年7月から同年9月までの期間と53年1月から同年3月までの期間について、納付事実が確認できなかったが、母が金融機関に外交員を通じて納付していたと思われる。6か月間の未納があるのは母の性格上考えられず、申立期間のみ未納となっているのは不自然であり、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

申立人が納付したと主張する時期は、口座振替により納付しているのが確認でき、銀行の出入金記録を見ると、①昭和52年7月から同年9月までの申立期間については、口座より国民年金保険料の引き落としが確認できないが、51年度及び52年度の出入金記録には、引き落としされていない期間がほかにもあり、その期間については、市町村役場の国民年金被保険者台帳検認記録より納付していることが確認できることから、申立人の母親が口座引き落としされなかった期間については、納付書により納付していたことが推認され申立人の主張に不自然さは見られない。

また、②昭和53年1月から同年3月までの申立期間については、銀行の出入記録から、同年3月31日に引き落としされていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 広島国民年金 事案 80

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月から同年12月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について未納となっているとの回答があった。平成9年になってから国民年金被保険者の資格取得手続きを行い、国民年金保険料は、当初3か月から4か月分を納付し、その後は毎月1か月分ずつ納付したので未納は無いと思っている。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除くと、国民年金の加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。また、申立期間は、平成8年9月から9年12月にかけて申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失していた期間であるが、申立人は、申立期間以降の同様な期間について、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを複数回行っているが、短期間であつてもいずれも適切に資格取得及び資格喪失の手続きを行い、国民年金保険料を納付している。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料の納付場所、納付方法等の申立内容は具体的であり、納付したとする金額についても当時の保険料額とおおむね一致しているほか、申立人による国民年金保険料の納付状況の説明に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私ども夫婦は、老後の保障のため、婚姻後の昭和 57 年 4 月に同時に国民年金に加入し、国民年金保険料については、妻が市役所から来る女性の集金人に毎月二人分の保険料を支払っていた。

二人とも借金は嫌いな性格で、税金や公共料金など滞納したことが無く、国民年金保険料も二人とも毎月欠かさず納付してきており、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会判断の理由

申立人及びその妻は、昭和 57 年 4 月に市役所で国民年金の加入手続を行うとともに、同月分から国民年金保険料納付を開始しており、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、連番で払い出されていることから、夫婦同時に加入手続を行ったものと考えられ、確認できる納付年月日についても夫婦で同一日となっていることから、申立内容を裏付けており、申立期間の一部について、申立人の妻の国民年金保険料は納付済みとされている。

さらに、申立人が主張するとおり、当時、申立人が居住していた市役所には、国民年金嘱託員制度があり、女性 2 名の国民年金嘱託員が配置されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの期間及び同年6月から63年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年3月まで  
昭和60年6月から63年6月まで

私ども夫婦は、老後の保障のため、婚姻後の昭和57年4月に同時に国民年金に加入し、国民年金保険料については、私が市役所から来る女性の集金人に二人分の保険料を毎月支払っていた。

二人とも借金は嫌いな性格で、税金や公共料金など滞納したことが無く、国民年金保険料も二人とも毎月欠かさず納付してきており、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会判断の理由

申立人及びその夫は、昭和57年4月に市役所で国民年金の加入手続を行うとともに、同月分から国民年金保険料納付を開始しており、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、連番で払い出されていることから、夫婦同時に加入手続を行ったものと考えられ、確認できる納付年月日についても夫婦で同一日となっていることから、申立内容を裏付けており、申立期間の一部について、申立人の夫の国民年金保険料は納付済みとされている。

さらに、申立人が主張するとおり、当時、申立人が居住していた市役所には、国民年金嘱託員制度があり、女性2名の国民年金嘱託員が配置されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月  
未納となっていた学生時代の国民年金保険料（平成3年度分）を母親が平成4年から5年にかけて納付したはずであり、11月分のみ未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年に国民年金に加入して以来、約17年間、国民年金及び厚生年金保険の切替手続を適切に行い、未納となっているのは申立期間のみであり、かつ、1か月と短期間である。

また、申立人の母は、申立人の学生時代の国民年金保険料（平成3年度分）を平成4年度から5年度に3回に分けて計画的に納付しており、11月分のみを未納のままにしておくのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付を行ったとされる、その母の記憶は具体的であり、申立人の母は、国民年金保険料をすべて納付していることから納付意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 島根国民年金 事案 27

### 第 1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 8 月まで  
申立期間中は、当時住んでいた地区の婦人会で 3 か月分ずつ国民年金保険料を納付しており、当時の国民年金保険料月額（100 円又は 150 円）も記憶している。また、同会長も私の納付を証言していることから、未納となっていることに納得できない。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付している。

また、任意加入期間である昭和 39 年 12 月から 40 年 11 月までの期間も国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、国民年金の加入及び納付に対する意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立期間当時の国民年金保険料月額は、記憶どおりの金額である。

加えて、当時の婦人会長は、「婦人会による国民年金保険料の集金が行われていた。申立期間中、申立人の国民年金保険料を間違いなく受領し、市区町村に納付していた。」と証言し、その内容は詳細かつ具体的で、申立内容と齟齬が無く信用でき、婦人会による国民年金保険料の集金により保険料を納付していたとする申立人の主張を裏付けている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 8 月から同年 9 月までの期間及び 58 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 8 月から同年 9 月まで  
② 昭和 58 年 7 月から同年 9 月まで  
③ 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで  
④ 平成 3 年 8 月から 4 年 3 月まで

昭和 41 年ごろは住所を転々としていたが、親が納付をしていた。最初の 2 か月だけを納付しない訳はない。ほかの未納期間も同様であり、追納までしているのだから未納の期間を放置するはずがない。また、時効が 2 年であることは聞いて理解している。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、①昭和 41 年 8 月から同年 9 月までの期間は、申立人が 20 歳に到達した時期であり、申立人の父親が、申立人の国民年金加入手続を行い、保険料を納付したと申立てているが、加入直後の 2 か月分を未納にして、同年 10 月分から納付することは不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 10 月 29 日に払い出されていることから、その時点で当該申立期間についても現年度納付が可能である。

さらに、申立人の父親が納付していたとされる昭和 55 年 3 月までの国民年金加入期間については、申立期間を除きすべて納付しており、申立人の両親は、国民年金に任意加入し国民年金保険料をすべて納付していることから納付意識は高かったと思われる。

加えて、申立期間のうち、②昭和 58 年 7 月から同年 9 月までの期間

は、当該申立期間を含む昭和 58 年度の保険料は、申立期間を除き、すべて納期限内に納付しており、申立期間のみ保険料を納付しなかったことは考え難い。

- 2 一方、申立期間のうち、③昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間及び④平成 3 年 8 月から 4 年 3 月までの期間は、前後に申請免除期間（その後の追納期間を含む）が数多く見受けられることから、その当時は、保険料の納付が困難であった可能性がうかがわれ、当該申立期間について、国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料の納付状況は不明であり、申立人自身の記憶も明確でない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 8 月から同年 9 月までの期間及び 58 年 7 月から同年 9 月までの期間までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 香川国民年金 事案 78

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していると認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から46年6月まで

申立期間については、昭和47年か48年ごろ、国民年金に加入し、納められる保険料は納めた。その後、夫が特例納付のことを聞いてきて、町役場の窓口で夫の国民年金保険料と一緒に納付した。領収書は残っていないが「国庫金」の文字があったのを記憶している。未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人夫婦は、国民年金手帳記号番号が連番で払い出されているとともに、昭和47年12月に、47年4月から同年12月までの分の保険料を現年度納付し、さらに、48年8月に、46年7月から47年3月までの分の保険料を過年度納付したことが確認できることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられ、夫は、申立期間の一部について、2回目の特例納付を行っていることから、申立人についても、一緒に特例納付を行ったと考えるのが自然である。

さらに、当時、町役場では、社会保険事務所と連携して特例納付の勧奨を行っていたことが確認されるとともに、申立人が納付したとする金額は、申立期間に係る特例納付により納付できた国民年金保険料額とおおむね一致している。

加えて、申立人の夫は、当時、自営業を営んでおり、特例納付により納

付したとする金額程度の現金は、常に手元にあったと申し立てているとともに、当時の申立人の夫の同業者から、昭和40年代は、建設関係は非常に景気が良く、申立人は、工期が短い仕事を中心に請け負っており、資材購入のため相当程度の現金を手元に置いておく必要があったとの証言が得られている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していると認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から46年6月まで

申立期間については、昭和47年か48年ごろ国民年金に加入し、納められる保険料は納めた。その後、特例納付のことを聞いたので、妻が町役場の窓口に行き、夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。領収書は残っていないが、妻が納付するとき「国庫金」の文字があったのを記憶している。未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和36年2月から42年7月までの期間について、2回目の特例納付を行っていることが確認でき、特例納付が可能であったにもかかわらず、申立期間について未納となっているのは不自然である。

さらに、当時、町役場では、社会保険事務所と連携して特例納付の勧奨を行っていたことが確認されるとともに、申立人が納付したとする金額は、申立期間に係る特例納付により納付できた国民年金保険料額とおおむね一致している。

加えて、申立人は、当時、自営業を営んでおり、特例納付により納付したとする金額程度の現金は、常に手元にあったと申し立てているとともに、当時の申立人の同業者から、昭和40年代は、建設関係は非常に景気が良く、申立人は、工期が短い仕事を中心に請け負っており、資材購入のため相当程度の現金を手元に置いておく必要があったとの証言が得られている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 香川国民年金 事案 80

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月

国民年金保険料の収納記録を確認したところ、社会保険事務所の回答は納付の事実が確認できなかったとのことであった。

父親が、自分の保険料と一緒に私の保険料も納付しており、1か月だけ未納になるはずはない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料はすべて納付済みである。

また、申立人の両親も、制度発足時以降、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、昭和43年5月から同年6月ごろに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認でき、42年4月から43年3月までの国民年金保険料を過年度納付していながら、過年度納付が可能だったにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料のみを納付してないのは不自然である。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について照会を行ったところ「昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間について納付事実が確認できない。」との回答をもらったが納得できない。国民年金制度開始当初の昭和 36 年ごろに国民年金に加入し、45 年ごろに夫婦で申立期間の国民年金保険料を役場の人に言われて、窓口で一括納付した。当時、夫は船員だったので国民年金に加入しなくてもよかったのだが、そのことを知らず、国民年金の知識もなく役場の人に言われるまま納付した。当時は経済的にも余裕があった。

申立期間以外に、3 回の未納期間があるが、その時は生活が苦しくて加入していない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦で同じ日に国民年金へ加入し、夫婦一緒に国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が連番で払い出されているとともに、昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの過年度保険料を 41 年 7 月に夫婦一緒に納付していることが確認できることから、基本的に申立人の主張は信用できる。

また、申立人の夫については、申立期間の国民年金保険料が納付（一部期間については、船員保険に加入していた期間であることが判明し、平成 17 年に保険料が還付されている。）されたことが確認でき、申立人についても夫と同様に申立期間の保険料を納付していたものと考えられることから、申立人のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から3年3月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間について未加入との回答を受けたが納得できない。

母親は、姉が大学に入学した昭和 61 年ごろ、生協の集まりに出席し、国民年金保険料を納付していないと怪我などで身体に障害が残った場合、身体障害者として認められないことを知り、3人の娘が20歳になった時に国民年金の加入手続を行ったと言っている。

申立期間当時、私（次女）は、大学生であったことから、母親が、私の代わりに、納付書により、毎月、銀行で国民年金保険料を納付しており、姉（長女）が、20歳以降の大学生であった期間の一部（平成元年8月から2年3月までの期間）については、私と姉の保険料を一緒に納付していた。

母親の友人二人も、申立期間当時、母親から、私の国民年金保険料を納付しているという話を聞いた記憶があるため、保険料の納付について証明すると言っている。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20か月の申立期間分を除き、大学生が強制加入とされた平成3年4月以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて現年度納付している。

また、申立人の母親は、申立人を国民年金に任意加入させた経緯及び理由について、詳細かつ具体的に説明しており、当時の新聞にも関連する記事があるなど、国民年金法の改正に伴い国民年金に対する関心が高まっていたことが確認でき、申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、申立人が20歳となった平成元年8月に、職権により国民年金被保険者資格を取得し、同年9月に国民年金手帳が払い出されている

ことから、当該被保険者資格は、資格取得日と同日に取消されているが、実際に資格取消手続が行われるまでの間、申立人の母親が、国民年金保険料を納付することは可能であったと推測される。

さらに、申立人の母親の友人二人は、申立期間当時、申立人の母親から、申立人の国民年金保険料を納付しているという話を聞いた記憶があると証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 香川国民年金 事案 86

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 8 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月から 49 年 3 月まで  
国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答を受けたが納得できない。  
昭和 47 年 10 月の結婚当時は国民年金に加入しておらず、夫のみ納付していた。2 年ぐらい経って、昭和 49 年 6 月ごろ、国民年金の加入手続をして、さかのぼって加入した。  
その時に、昭和 49 年 4 月以降の保険料は納付したが、それより前の未納分は社会保険事務所でなければ納付できないと言われ、近くの社会保険事務所へ夫が行って納付した。支払った金額は 1 万 2,000 円くらいだったと思うが、領収書は残っていない。  
また、その後、社会保険事務所から特例納付の案内も受けていない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。  
また、申立人は、国民年金の加入手続をした際に区役所窓口で指導されて、社会保険事務所へ夫が行き、昭和 47 年 8 月から 20 か月分の保険料約 1 万 2,000 円を納付したと主張しているが、申立期間の保険料については過年度納付となるため、社会保険事務所での納付する必要があったとともに、納付したとする金額については、当時の国民年金保険料（1 万 2,050 円）とほぼ一致する。  
さらに、申立人は、申立期間の納付時期、納付場所などを具体的に記憶しており、申立期間について、過年度納付も可能である時期であったことから、申立内容に不合理な点は見られない上、申立人に代わって保険料を納付したとされる申立人の夫の当日の記憶も具体的で不自然な点は見られない。  
加えて、申立人の夫も、昭和 46 年 3 月以降の国民年金保険料を完納して

おり、申立人夫婦の国民年金保険料の納付意識は高かったものと思われる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 徳島国民年金 事案62

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年3月まで

勤務していた事業所を、体調不良のため退職し、体調が回復した約1年後に国民年金の加入手続を市役所で行った。その際に、窓口でさかのぼって納付できる旨説明を受けたので、納付すべき金額を聞き、翌日、市役所の同じ窓口で納付した。10万円程度だったと記憶している。窓口で納付したのに未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、勤務先を体調不良のため退職し、回復した約1年後に市役所の窓口で加入手続を行ったと主張しているが、このことは、市役所の被保険者名簿に「H2.3.30届」の記載が見られることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立期間の国民年金保険料額は9万6,000円であり、本人が主張している納付金額とほぼ一致しており、その金額を市役所窓口で納付したと主張する申立内容に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 徳島国民年金 事案63

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年7月まで  
平成19年9月、社会保険事務所に対し、昭和51年4月から52年7月までの国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申請免除期間となっているとの回答を受けた。  
申立期間については、地区の婦人会を通じて毎月納付していたので、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間（約30年間）において、国民年金保険料をすべて納付している。

また、町の被保険者名簿を見ると、当初、昭和51年度から55年度までの「保険料検認及び免除記録」欄に、すべて申請免除期間を表す「申免」のゴム印が押印されていたものが、当該期間のうち、52年8月から56年3月までの期間については、その上から国民年金保険料の納付を表す「納」のゴム印が重ねて押印されており、不適切な事務処理があった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人及びその妻は、国民年金保険料の納付方法等を明確に記憶しているとともに、両者とも、免除申請手続を行った記憶は無いとしており、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 徳島国民年金 事案64

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から38年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から38年10月まで

私は、昭和38年6月にA郡B町に帰ってきた。役場に行ったときに国民年金保険料を納付しなければならないと言われ、申立期間のうち37年1月から38年3月までの計15か月分について、38年6月に母親が一括納付してくれた。

また、一括納付した後も、母親が、役場職員が集金に来てくれた際に、母親の分と併せて納付してくれたと聞いている。

未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除けば、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳を見ると、昭和37年1月から38年3月までの計15か月分については、「国民年金印紙検認記録」欄において、38年6月10日に現金で一括納付したことを示すと思われる押印があり、B町に照会した結果においても、この押印が、現金での納付があったことを表す記録であることを認めているなど、申立人の主張内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人は、一括納付後の国民年金保険料の納付方法が役場職員による集金を通じた納付であったと主張しているが、B町に照会した結果、直接職員が集金に行く場合もあったとしており、申立人の主張内容に不自然さは無いほか、申立人が申立人の国民年金保険料を納付してくれたと主張する申立人の母親は、国民年金に任意加入し、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 徳島国民年金 事案66

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

昭和45年11月の結婚当初は生活が苦しく、夫婦共に国民年金保険料を納付していない時期もあったが、結婚後1、2年してからは夫婦の保険料を欠かさず市の集金人に納付していた。また、私の国民年金手帳の昭和47年度の欄には、他年度と同様に領収証が貼り付けてあった跡がみられる。

国民年金の加入手続及び保険料納付はすべて妻が行っていたが、夫婦一緒に納付しているはずであり、申立期間について私だけが未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間以後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、市の集金人に夫婦の保険料を納付していたとする申立人の妻の保険料については、申立期間も納付済みとされている。

また、領収日が確認できる申立期間直後の昭和48年4月から56年3月までの期間について、国民年金保険料の領収日は、すべて夫婦同一の日付となっていることが確認でき、夫婦一緒に納付していたとする申立内容を裏付けるものとなっている。

さらに、申立人の国民年金手帳の昭和47年度欄には何かは貼り付けられていた跡があるが、48年度以降については、すべて領収証が貼り付けられていること、また、申立人の妻の国民年金手帳には、47年度分から領収証が貼り付けられていることから、申立人の47年度についても領収証が貼り付けられていた可能性が高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 徳島国民年金 事案67

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月及び同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年7月及び同年8月  
② 昭和58年5月から60年3月まで

申立期間については、A市の集金人に対し、基本的に妻が夫婦の保険料を納付してきた。

その後、昭和63年に市内から引っ越しをして、市のB支所で住所変更等の手続を行った際、過去に国民年金の未納期間があると言われ、私だけに未納があるはずはない旨説明したが、領収書等が無いとのことで受け入れてもらえず、しぶしぶ納付することにし、その足で妻と銀行でお金を下ろし、同支所で14万円ぐらい納めた。

市のミスで2回も納付することになったにもかかわらず、私の記録が未納とされていることには納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、①昭和50年7月及び同年8月については、申立人及びその妻は、昭和48年8月に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立人の主張するとおり、申立期間当時、市の推進員が3か月ごとに現年度の国民年金保険料の集金を行っていたことが確認できることから、夫婦一緒に市の推進員が集金していたと考えるのが自然である。

また、申立人及びその妻は、昭和48年4月分から国民年金保険料を納付しており、申立人の妻については申立期間も国民年金保険料が納付済みとなっていることから、当該期間の申立人の国民年金保険料も納付されていたものと考えられる。

2 一方、申立期間のうち、②昭和58年5月から60年3月までの期間につ

いては、昭和58年度及び59年度の市の国民年金の収滞納一覧表に申立人の氏名は無く、また、60年度についても申立人の氏名は確認できるものの、市の検認日が夫婦別々の日付になっており、夫婦一緒に納付してきたとする申立人の主張とは合致しないほか、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も見当たらない。

- 3 なお、いずれの申立期間についても、申立人がA市のB支所窓口で申立期間に係る国民年金保険料を一括して納付したと主張する時点では、保険料納付に係る時効の2年間を経過しているため納付できない期間であり、特例納付が実施されていた時期でもない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、①昭和50年7月及び同年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 徳島国民年金 事案68

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正し、36年4月から42年8月までの国民年金保険料を還付することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から43年3月まで  
② 昭和44年2月から45年4月まで  
③ 昭和45年11月  
④ 昭和47年12月

父親が国民年金制度発足当初から私と兄夫婦の国民年金に加入して保険料を納付してくれていると聞いているにもかかわらず、私の分だけ納付済みとされてないことは納得いかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、①昭和36年4月から43年3月までの期間については、申立人及び申立人の兄夫婦の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足当初に連番で払い出されていることが確認できる。

また、申立人の兄夫婦も父親が国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれていたとしており、申立期間について兄夫婦共に保険料が納付済みとされていることから、申立人の主張を裏付けるものとなっている。

さらに、申立人については、国民年金制度発足当初に国民年金手帳記号番号が払い出されているにもかかわらず、国民年金被保険者台帳では、当該国民年金手帳記号番号での資格取得日が昭和48年1月10日になっており、社会保険事務所の記録に不自然な点が見られる。

2 一方、申立期間のうち、②昭和44年2月から45年4月までの期間、③昭和45年11月及び④昭和47年12月については、申立人は、2回目の就職が決まった43年ごろに帰省した際、父親から厚生年金保険に加入しているのであれば、今後は自分で支払うように言われたとしており、父親は

当該期間の国民年金保険料の納付に関与していないものと考えられる。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金の加入手続、保険料納付等についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、①昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、社会保険庁の記録上、厚生年金保険の加入期間となっている36年4月から42年8月までの期間の国民年金保険料は還付されていないものと認められる。

## 愛媛国民年金 事案 74

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和37年10月に結婚し、その後間もなく国民年金に加入し、毎月、当月分と未納分のうちの1か月分を併せた2か月分ずつ、集金人に納付した。

未納分を納付し終えたとき、集金人に「これで満額の年金が支給されますよ。」と言われたことを、夫婦共にはっきりと覚えている。

未納は絶対無いと確信している。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、すべて国民年金保険料を納付しているとともに、申立人の妻も、申立期間を含め国民年金加入可能年数の国民年金保険料を完納しているなど、申立人夫婦は納付意識が高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料を、毎月、当月分と未納分のうち1か月分を併せた2か月分ずつを集金人に納付したとする申立人の主張は、詳細かつ具体的であり、さらに、申立人の国民年金手帳及び国民年金保険料預り証において、過年度分の国民年金保険料を現年度保険料として収納しているとみられる記録が存在するなど、申立人の納付記録には不自然な点が見受けられる。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号の払出年月日及び申立人が所持している国民年金手帳の記録から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和41年1月に行われたものと推測され、この時点では、申立期間のうち、36年4月から38年9月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付

できない期間であり、この期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらず、38年9月までの保険料を納付していたことを認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から57年1月まで  
② 昭和58年2月から61年3月まで

昭和61年4月以降だと記憶しているが、未納になっていた国民年金保険料を一括して納付した。

その際、税金の確定申告を行い、還付金がありうれしかったことを覚えている。未納になっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を一括納付した時期は、申立人が居住する市が保管している国民年金被保険者名簿の記録から、同人が国民年金に強制加入した昭和62年1月ごろと推認され、この時点において、納付できる保険料の金額は18万2,100円となり、このことは、20万円に満たない金額を一括納付したとする申立内容を裏付けている。

また、申立人は、一括納付した国民年金保険料について確定申告を行い、税金の還付を受けたこと、及び当時の職場の同僚から国民年金保険料の納付を勧められたことを記憶しているとともに、当時の職場の同僚3人から、当時、申立人から国民年金保険料の納付について相談を受けた旨の証言が得られ、申立人の主張に不自然さは無く、申立内容は基本的に信用できる。

一方、申立人が申立期間の国民年金保険料を一括納付したと考えられる昭和62年1月時点においては、申立期間①及び申立期間②のうち58年2月から59年9月までの国民年金保険料は、時効により納付することができなかつた期間であり、保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらず、この期間の国民年金保険料を納付していたことを認めることはで

きない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から45年3月まで

A市の会社を退職後、単身でB市C区へ引っ越した。B市に転居し2年ぐらいいしてから、A市に残っていた妻を通じ、過去の未納保険料を納付できることを知った。その後、C区役所で納付書を受け取り、一括して現金で納めたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がB市C区に転居したと推測される時期から約2年後の昭和55年ころは、3回目の特例納付が実施されていた時期であるとともに、申立人夫婦の国民年金保険料の納付状況が記された申立人の前妻が残していたメモが存在しており、このことは、「転居後2年ぐらいいしてから、妻を通じ過去の未納保険料を納付することができることを知り、一括して納付した。」との申立内容を裏付けるものである。

また、申立期間当時、申立人の前妻が居住していた市では、特例納付の広報が行われていたことが確認できるほか、当時、申立人が居住していた区では、特例納付のための国庫金納付書を納付者に交付していたことが確認されるなど、申立人の主張に不合理な点は認められない。

一方、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金への加入は、3回目の特例納付実施後の平成元年に、昭和44年7月1日から44年6月20日に訂正されており、申立人が特例納付をした55年時点では、44年6月分の国民年金保険料は国民年金未加入期間であるため、納付できなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月、46年1月から同年3月までの期間、48年2月及び同年3月並びに48年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月  
② 昭和46年1月から同年3月まで  
③ 昭和48年2月及び同年3月  
④ 昭和48年11月及び同年12月

国民年金の加入手続は父がしたため加入時期は分からないが、国民年金保険料は、父か私が家族4人分の保険料を集金人に毎月欠かさず払っていた。未納となっている期間で集金人の領収印が残っているものもあり、未納は無いはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、計4回にわたるものの、それぞれの期間は1か月ないし3か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和42年12月から平成9年6月までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が保管する国民年金保険料領収票の昭和45年度から48年度までの各月の領収記録を見ると、申立期間④を除き、すべて集金人の領収印が押印されているとともに、申立期間④についても、申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻は、昭和48年11月分は未納、同年12月分は納付済みとされており、前者については、集金人の領収印が押印された領収票が存在しており、申立期間④の国民年金保険料が納付されていないとするのは不自然である。

さらに、申立人が居住する町の記録及び国民年金手帳において、申立

人の国民年金保険料の昭和48年10月分については、納付済みとなっていたため納付記録が追加され、また、同年12月分については、逆に、未納となっていたため納付記録が取り消されるなど、事務処理上の不適切な取扱いがあったことがうかがわれる。

加えて、申立期間①前後の期間のうち、昭和42年12月から43年2月までの期間は、50年12月の特例納付により、また、44年1月から同年3月までの期間は、同年6月及び同年8月の過年度納付により納付されており、申立人が未納分をさかのぼって納付したことがうかがわれるところ、過年度納付することができたにもかかわらず、申立期間①のみ納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年11月から48年7月まで  
② 昭和48年11月

昭和47年11月に結婚した後すぐに義父が国民年金加入手続をしてくれた。国民年金保険料は、義父か夫が集金人に毎月かかさず払っていた。未納となっている期間のうち一部は、集金人の領収印がある国民年金保険料領収票を持っている。未納は無いはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する当時の国民年金保険料領収票の昭和48年7月及び同年11月の領収記録の欄には、集金人の領収印が押印されている。

一方、申立期間のうち、昭和47年11月から48年6月までの期間については、申立人の義父又は夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和48年7月時点では、申立期間の一部（昭和47年11月から48年3月までの期間）の国民年金保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することができなかつたものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、家族の保険料と一緒に毎月集金人に納付したとする申立内容には不自然な点が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月及び同年11月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで  
② 昭和47年1月から同年3月まで

平成19年7月19日に、昭和36年4月から40年3月までの期間及び46年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料の納付記録について照会したところ、①36年4月から40年3月までの期間は、納付記録が確認できない、②47年1月から同年3月までの保険料は還付されているとの回答を受けた。

昭和43年4月、A市に転入した際、子供が小学生で早く転入手続をしなければならないと思い、転入手続を済ませた後、国民年金の加入手続を行った。その際、1)強制加入の対象者であるので、36年4月から加入資格がある、2)36年4月からの保険料を納付すれば国民年金手帳を交付するとの説明を受けたので、36年4月から40年3月までの保険料を妻が私の分と併せて一括して納付しており、未納とされていることに納得できない。

また、昭和47年1月から同年3月までの期間の保険料については還付を受けた記憶が無く、還付したとされることには納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、①昭和36年4月から40年3月までの期間については、申立人は、昭和43年5月に国民年金手帳記号番号の払出しを受けた後、当該期間直後の40年4月から43年3月までの国民年金保険料を43年12月までに分割して納付し、また、43年4月から46年12月までの国民年金保険料を現年度納付しており、当時の申立人の納付意識は高かったものと考えられ、当該期間について、国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、納付したとする金額について、当時の申立人の日当(約1,200円)の4、5日分程度であったとしているが、この額は納付すべき当該期間の国民年金保険料額4,800円とおおむね一致する。

一方、申立期間のうち、②昭和47年1月から同年3月までの期間について

は、申立人は、国民年金保険料の還付を受けていないと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳に、「還付過誤納 1,350 円 51.3.30」との記載があり、申立人の主張は不自然であり、当該期間の国民年金保険料については、適正に還付されたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、①昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで  
② 昭和47年1月から同年3月まで

平成19年7月19日に、昭和36年4月から40年3月までの期間及び46年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料の納付記録について照会したところ、①36年4月から40年3月までの期間は、納付記録が確認できない、②47年1月から同年3月までの保険料は還付されているとの回答を受けた。

昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料は、43年4月に、A市に転入した際、子供が小学生で早く転入手続をしなければならないと思い、転入手続を済ませた後、国民年金の加入手続を行った。その際、1)強制加入の対象者であるので、36年4月から加入資格がある、2)36年4月からの保険料を納付すれば国民年金手帳を交付するとの説明を受けたので、36年4月から40年3月までの保険料を夫の分と併せて一括して納付しており、未納とされていることに納得できない。

また、昭和47年1月から同年3月までの期間の保険料については還付を受けた記憶が無く、還付したとされることには納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、①昭和36年4月から40年3月までの期間については、申立人は、昭和43年5月に国民年金手帳記号番号の払出しを受けた後、当該期間直後の40年4月から43年3月までの国民年金保険料を43年12月までに分割して納付し、また、43年4月から46年12月までの国民年金保険料を現年度納付しており、当時の申立人の納付意識は高かったものと考えられ、当該期間について、国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、納付したとする金額について、当時の申立人の夫の日当(約1,200円)の4、5日分程度であったとしているが、この額は納付すべき当該期間の国民年金保険料額4,800円とおおむね一致する。

一方、申立期間のうち、②昭和47年1月から同年3月までの期間について

は、申立人は、国民年金保険料の還付を受けていないと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳に、「還付過誤納 1,350円 51.3.30」との記載があり、申立人の主張は不自然であり、当該期間の国民年金保険料については、適正に還付されたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、①昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月から同年10月まで

国民年金保険料が未納であると社会保険事務所から電話があり、銀行で払えない分を直接社会保険事務所に払いに行った。その際に、被保険者記録照会を依頼しており、その時の回答票もある。申立期間の保険料は、確かに納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、昭和61年4月に第3号被保険者となるまでの50年8月から61年3月までは、国民年金に任意加入し、保険料をすべて納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、当時、申立人の夫は、満65歳となったことから、厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、在職したままであり、一定程度の収入があり、生活状況に大きな変化は無かったと認められることから、申立期間の3か月のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 福岡国民年金 事案 57

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から58年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から58年3月まで

平成19年10月16日に、昭和56年4月から58年3月までの国民年金保険料の納付記録について社会保険事務所に照会したところ、定額保険料は納付されているが、付加保険料については納付の事実が確認できなかったとの回答を得た。申立期間については、私の持っている資料では、付加保険料についても納付したことになっており、納得できないので調べてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時居住していたA市が作成したものと思われる国民年金被保険者台帳の写しを保管しており、当該資料には、「付加保険料 昭和56年4月から」と記載されている。

また、当該資料には、昭和56年度の付加保険料を含む1期分（3か月分）の国民年金保険料14,700円を、56年7月21日、同年11月17日、57年2月3日及び同年3月18日にそれぞれ納付した旨が記載されているとともに、57年度の付加保険料を含む1期分の国民年金保険料16,860円の4期分に相当する保険料を、57年5月18日に一度に納付した旨も記載されている。

さらに、A市からは、同市の国民年金被保険者台帳は既に廃棄されているが、申立人が保管していた国民年金被保険者台帳の写しについては、同市の作成した台帳の写しにほぼ間違いないとの回答が得られている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月まで  
昭和38年11月にA町に転居して来て、39年4月から、地区婦人会を通じて、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間について、夫の国民年金保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金に加入し、申立期間及び夫の転職時の1か月を除けば、国民年金保険加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人及びその夫は、昭和38年11月にA町（現在は、B市）に転入し、39年4月から、A町C地区婦人会を通じて、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納めていたとしているが、当時、婦人会による集金が行われていたとの証言が、当時の地区住民から得られるとともに、申立人自身も地区婦人会に所属していたとしており、婦人会活動に対する協力意識を持っていたものと考えられる。

さらに、申立人の夫の納付状況を見ると、申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間の前後において、申立人及びその夫が保険料免除を受けている状況も無く、当時は自営業の経営が安定しており、納付しない要因もないという申立人の主張に不自然さは見られず、申立人についてのみ、申立期間が未納となっているのは不自然である

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 福岡国民年金 事案 60

### 第1 委員会の結論

申立人は、昭和39年5月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 から 40 年 3 月 まで

私は、申立期間当時、店を営んでおり、3か月ごとに店に来る徴収員（集金人）に国民年金保険料を支払い、国民年金手帳に印鑑を押してもらっていた。一緒に店を営み、私と同様に3か月分ずつ保険料を納めていた姉二人の保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納となっていることに納得がいかない。また、3か月分をまとめて納付していたのに、納付記録で昭和39年4月分のみが納付済みになっていることもおかしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になって7か月後の昭和37年5月に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、20歳到達月にさかのぼって過年度納付を行い、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、49か月分を前納しているなど、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間において、申立人と共に店で働いていた姉二人は、申立人と同様に理容所において同じ徴収員（集金人）に国民年金保険料を納付していたと証言しており、国民年金保険料はすべて納付済みとなっている。

さらに、申立期間における納付方法については、姉二人のうち一人の国民年金手帳から、申立期間当時、3か月ごとに納付していたことが確認でき、申立人について、昭和39年4月分のみが納付済みとなっている納付記録は不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 佐賀国民年金 事案 51

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から40年3月まで  
国民年金にさかのぼって加入し、20歳からの保険料はすべて納付したと母親が言っていたことを記憶している。  
申立期間が未加入、未納であることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達時の昭和39年10月21日に強制加入しており、申立人が所持している44年1月29日発行の国民年金手帳にも39年10月21日強制加入と記載されているにもかかわらず、社会保険庁の記録では、40年4月1日に強制加入したとされており、不適切な事務処理があったことが認められる。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと考えられる昭和44年1月29日の時点では、納付済みとなっている40年4月から41年9月までの国民年金保険料は、時効により納付することができず、その後に実施された特例納付により納付されたものと考えられ、特例納付の記録がある場合は、本来作成されるべき特殊台帳が保管されていなければならないが、申立人の特殊台帳は保管されておらず、社会保険庁の記録管理の不備が認められる。

さらに、申立期間は6か月と比較的短期であり、申立期間以降の国民年金加入期間について、申立人に国民年金保険料の未納は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 佐賀国民年金 事案 52

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月

国民年金への加入手続は、両親が行ったと思われるが、手続をした時期等について具体的なことは分からない。

当時、国民年金保険料は、両親が、私の分も一緒に納付していた。地区の納税組合の組合長に対して、国民健康保険料と一緒に納付していたと思う。両親の国民年金保険料は、昭和41年3月分も納付済みとなっており、私の分だけが未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金保険料については、申立期間を除き、すべて納付済みとなっている。

また、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる両親の国民年金保険料については、申立期間も含む国民年金加入期間について、すべて納付済みとなっている。

さらに、特殊台帳において、申立人の昭和41年4月から同年9月までの国民年金保険料が、時効により納付することができない時期（昭和44年1月）に収納されたこととなっており、社会保険庁における申立人の記録管理が不適切であったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 7 月から 54 年 3 月まで  
② 昭和 54 年 10 月から同年 12 月まで

国民健康保険と国民年金については、当時、勤務していた美容室の定休日である月末の火曜日に毎月、一緒に納付していた。年金手帳は 1 冊のみでほかにももらった記憶はないが、A 銀行 B 支店で主に納付していたので、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、①昭和 49 年 7 月から 54 年 3 月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から聴取しても、国民年金の加入手続をした時期、場所等についての記憶が明確でない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 54 年 5 月に払い出されていることが確認できるが、申立期間の一部は、その時点では、時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

2 一方、申立期間のうち、②昭和 54 年 10 月から同年 12 月までの期間については、当該期間後、申立人は、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、当該期間直後の昭和 55 年 1 月から 55 年 12 月までの期間につ

いては、3か月ごとに国民年金保険料を納付していることが確認できることから、当該期間3か月についても、同様に納付していたものと考えるのが自然である。

さらに、当該期間当時、申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、当該期間3か月のみが未納となっているのは不自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで  
私の住んでいる地区では、申立期間当時は駐在員又は班の係が集金に回り、役場に納付していたほか、自分で役場に持参したこともあった。その際は、ノートに領収印を押印してもらっていたが、今はそのノートが無い。夫と自分の二人分をずっと一緒に納付してきており、自分の分だけが 1 年間未納ということはあるまいと思う。申立期間について、納付済期間として認めて欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について、20 歳到達時の 6 か月間及び申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人の夫についても、平成 19 年 7 月までの申立期間を含む国民年金加入期間について、20 歳到達時の 1 か月間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人夫婦は、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人が居住していた地区では、国民年金保険料の納付組織が存在していたことが確認できる。

さらに、国民年金保険料の納付日を確認できる昭和 63 年 4 月分以降については、申立人夫婦は同一日に納付していることが確認でき、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられることから、申立期間について、申立人の夫の保険料は納付済みとなっているのに、申立人の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 46 年 1 月に国民年金に任意加入し、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付してきた。61 年 4 月に第 3 号被保険者へ変更した時に、A 市役所において納付記録を確認した際に、納付記録が漏れていて、領収書により訂正してもらった記憶があるが、その期間及び付加保険料の納付状況について確認したか否かは不明である。

昭和 58 年 4 月に A 市へ転居した後も付加保険料を納付したので、申立期間について、納付済期間として認めて欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 1 月に国民年金へ任意加入し、昭和 61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまで、申立期間を除き、付加保険料を含めて国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、社会保険庁の記録中に、付加保険料納付の加入記録があり、その始期は昭和 46 年 3 月で、終期は 61 年 3 月となっている。

さらに、申立人の昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、申立人が保管している領収書では定額保険料のみの納付であるにもかかわらず、社会保険庁の記録では、付加保険料を含め納付済みとなっており不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から49年3月まで

昭和49年ごろ、年金に係る新聞記事を読み、申立期間分の国民年金保険料2万数千円を社会保険事務所でまとめて納付したことを覚えている。

一括して納付したので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が納付したと主張する国民年金保険料は、当時の保険料額におおむね一致し、社会保険事務所で国民年金保険料を納付したとしている点など、申立内容の全体を通じて不自然さは無い。

さらに、申立人が特例納付を行ったと主張している時期は、2回目の特例納付が実施されていた時期であるとともに、当時、申立人は、月額5万円程度の収入があり、銀行に勤務していた妹と二人で生活しており、その妹が家賃等を負担していたとしていることから、特例納付の国民年金保険料を納付するのに十分な資力があったものと推認できる。

加えて、申立人の妹からは、当時、事故等で金銭的に困窮したことは無く、昭和49年ごろ、申立人が国民年金保険料を一括納付した話をしていたのを記憶しているとの証言が得られている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人については、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 12 月から 56 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月から 56 年 7 月まで  
昭和 55 年 12 月に A 市から B 町に転居した。

未納となっている昭和 55 年 12 月から 56 年 7 月までの間については、毎月、公民館で区長に夫の分と一緒に国民年金保険料を納付していたので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が居住する地区では、申立人の主張のとおり、公民館において区長が毎月国民年金保険料を集金していたことが確認できるとともに、申立人が国民年金保険料を納付していたとする区長の実在も確認できるなど、申立内容の全体を通じて不自然な点は見受けられない。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 7 月から 56 年 3 月までの間に連番で払い出され、夫の国民年金保険料は、申立期間については納付済みとなっているとともに、申立人が納付していたとする国民年金保険料額は当時の保険料額とほぼ一致しており、申立人は夫と一緒に国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月及び同年3月並びに52年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年2月及び同年3月  
② 昭和52年1月から同年3月まで

私は、昭和47年2月に転居し、市役所の支所で転入の届けをした際に、市の職員から国民年金への加入を勧められ、その場で加入手続をするとともに国民年金保険料を納付した。このため、昭和47年2月及び同年3月の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

また、昭和47年2月に国民年金に加入してから、国民年金保険料は、金融機関できちんと納付していたため、52年1月から同年3月までの国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立期間は、2か月及び3か月といずれも短期間である。

また、申立期間を除く、昭和47年4月から54年6月までの国民年金保険料納付済期間のうち大部分の期間は現年度納付されており、申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、社会保険庁及び市役所の記録によると、申立人は、昭和47年2月22日に国民年金に任意加入し、同日が国民年金の資格取得日とされているが、本来、当該期間について申立人は、強制加入とすべき期間である上、資格取得日は40年4月とするのが適正であることから、行政側の記録管理が適切に行われていないことがうかがわれる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

同居していた母が、私たち夫婦の分と併せて三人分の国民年金保険料を一緒に納付していたが、親と別居した昭和 51 年以降は、私たち夫婦は二人分の保険料を一緒に納付してきた。

申立期間について、妻の保険料は納付とされているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間以外の国民年金保険料はすべて納付済みとなっており、申立人の納付意識が高いことがうかがわれる。

また、申立人は、親と別居した昭和 51 年以降は、申立人夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきたと主張しているところ、市役所の国民年金被保険者名簿の納付記録から、申立人及びその妻は、昭和 51 年以降は申立期間を除き同一日に保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立期間について、申立人は市役所から国民年金保険料が未納となっているとの連絡を受けて、申立人自ら市役所に納付手続に赴き、夫婦二人分の保険料を金融機関で納付したと明確に記憶しており、一緒に納付したとする申立人の妻の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、申立人の保険料が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 宮崎国民年金 事案 58

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 4 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 12 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 12 月、国民年金の任意加入の手続を行い、その後しばらくして付加保険料納付の申出を行った。しかし、社会保険庁の記録では、58 年 4 月から付加保険料を納付したこととされている。

私は、もう少し早い時期から付加保険料を納付していたと記憶しているので納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を、付加保険料を含め、すべて納付している。

また、付加保険料は、付加保険料納付の申出をした日の属する月以後の各月につき、納付することとされているが、市役所に保管されている申立人の国民年金被保険者名簿には、申立人が、昭和 58 年 3 月 1 日、付加保険料納付の申出をしたことを示す記載があるにもかかわらず、社会保険庁の記録では、同年 4 月から付加保険料を納付したことが記録されており、申立人の付加保険料の納付に関し、不適切な取扱いがあったことが認められる。

さらに、申立期間当時、国民年金保険料は 3 か月ごとに納付することとされていたことから、昭和 58 年 3 月に付加保険料納付の申出をした場合、58 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料を納付させる取扱いが行われたとするのが合理的であり、申立人についても、当該取扱いがなされたと考え

るのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和52年12月から57年12月までの期間については、市役所に付加保険料納付の申出についての記録が無く、申立人の記憶も曖昧<sup>あいまい</sup>である上、付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 宮崎国民年金 事案 63

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、申立期間の記録を訂正し、36年6月から37年9月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから還付することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から38年3月まで

昭和38年の夏ごろだと思うが、A市役所年金係のB氏と職場の前で会い、国民年金の加入手続を行った。その際、B氏の勧めにより国民年金保険料を、古い順から納付するようにした。その時、1,000円しか手持ちがなく、自宅が職場の前だったので、母親（故人）から1,200円借りて合計2,200円をB氏に渡した。年金手帳は、数か月後にB氏が職場に持参し渡された記憶がある。申立期間について未納とされていることに納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している昭和38年12月4日発行の国民年金手帳には、36年度検認記録欄に「1,000円」及び37年度検認記録欄に「1,200」と記載されており、これらの合計額は、申立期間の国民年金保険料を過年度納付した金額と一致している。

また、B氏は昭和38年当時、市の国民年金担当職員であったことが確認できるとともに、市役所においては、国民年金の加入者に対して過年度保険料の納付勧奨を行っていたことが確認できることから、申立人はB氏からの勧奨を受け、過年度納付したと考えるのが自然である。

さらに、国民年金保険料を手渡したとするB氏は、国民年金手帳のその記載を自分の筆跡と認めている。

なお、申立期間の一部（昭和 36 年 6 月から 37 年 9 月まで）は、厚生年金被保険者期間と重複することになる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、36 年 6 月から 37 年 9 月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められる。

## 鹿児島国民年金 事案 35

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

国民年金保険料の納付記録について確認したところ、申立期間の保険料が納付されていなかったことが判明した。平成7年に年金の裁定請求を行った時点で、申立期間の保険料が未納となっていることは分かっていたが、昨今の年金記録問題の報道で自分の未納が気になりだした。1年という申立期間の保険料納付が認められても年金受給額には大差は無いと思うが、性格的にけじめを付けたいので、申立てを行う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間の12か月を除き、昭和36年4月の国民年金制度発足時から60歳に到達するまでの国民年金保険料をすべて納付している。

また、社会保険事務所のマイクロ記録及び領収済報告書によれば、申立人夫婦は、1回目の特例納付により、36年11月から45年3月までの国民年金保険料を納付しているとともに、45年度分の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるが、申立期間についても過年度納付が可能であったにもかかわらず、未納のまま放置したとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 鹿児島国民年金 事案 36

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

国民年金保険料の納付記録について確認したところ、申立期間の保険料が納付されていなかったことが判明した。昭和46年に過去の未納分の保険料はさかのぼって納付した。それ以降についても市役所で納付していた。自営業なので、多少遅れながらも、遅れた場合には役所から通知が来ていたので、きちんと納付していた。申立期間の1年だけ保険料を納付しなかったということには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間の12か月を除き、昭和36年4月の国民年金制度発足時から60歳に到達するまでの国民年金保険料をすべて納付している。

また、社会保険事務所のマイクロ記録及び領収済報告書によれば、申立人夫婦は、1回目の特例納付により、36年11月から45年3月までの国民年金保険料を納付しているとともに、45年度分の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるが、申立期間についても過年度納付が可能であったにもかかわらず、未納のまま放置したとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 鹿児島国民年金 事案 37

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から同年 12 月まで

私の国民年金保険料は、郵便局員である夫の給与から天引きされ、郵便局が私に代わって納付していた。

夫は、昭和 57 年 7 月に A 郵便局から B 郵便局に転勤になり、その時から平成 5 年 7 月に退職するまで国民年金保険料は給与から天引きされていたので、申立期間のみ保険料を納付していないはずはない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 5 月に国民年金に任意加入し、61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまで、申立期間の 3 か月を除き、国民年金保険料を付加保険料を含めてすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立てのとおり、申立人の夫は、申立期間直前の昭和 57 年 7 月に転勤していることが確認できるが、転勤直後の 3 か月及び申立期間後の長期間の国民年金保険料を納付しているにもかかわらず、申立期間の 3 か月のみ未納のままとしているのは不自然である。

さらに、現職の郵便局員に確認した結果、C 県内の郵便局では、過去に、任意加入の妻の国民年金保険料を局員の給与から天引きしていたことがあったとする証言が得られた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 沖縄国民年金 事案 35

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

申立期間当時、父親と自営業を共同経営し、国民年金保険料は、私自身で銀行で納めるか、店に徴収に来ていた集金人に納付していた。私が留守の場合には、店の経理担当の母親が立て替えて納付をしていた。申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び5か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、沖縄特例期間8年度分（7回分割納付）を、平成3年度から4年度までの国民年金保険料を現年度納付しながら、3年9月から4年2月までの6か月間で完納しているとともに、納付期日が確認できる期間については、おおむね4か月分ごとにまとめて保険料を納付していることが確認できるなど、国民年金保険料の納付意識は高かったものと思われる。

さらに、申立人と父親は、申立期間当時、A市で自営業を共同で営み、申立人は、申立期間直前の3年度分と申立期間直後の2年度分を各々一括して納付していることから、申立期間の保険料納付を優に行える経済状況であったことが推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 厚生年金 事案 99

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和35年2月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月15日から35年2月16日まで

A事業所における厚生年金保険加入記録が昭和34年4月1日から同年6月15日とされているが、35年2月15日まで勤務していた。

給与明細書等保険料控除を証明できるものはないが、同じ期間勤めていた同僚は加入記録があると話していたので、調査をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和34年4月1日から35年2月15日までA事業所において、坑内作業に従事し、その間、厚生年金保険に加入していたとしているが、社会保険事務所の記録では、34年6月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、昭和34年秋に事業主宅で撮影されたと認められる集合写真には、同年11月25日まで厚生年金保険の加入記録がある同僚とともに申立人が写っていることから、申立人が同日まで当該事業所に勤務していたことを認めることができる。また、申立人は、その後、35年に入ってから転職先を探したが、当該事業所からは、せめて2月一杯までは勤めてほしいと慰留されたことから、同年2月の下旬まで当該事業所で稼働した後、退職して上京し、同年3月1日からは別会社に勤めたものであり、当該事業所には少なくとも同年2月15日までは勤務していたと主張している。この事実経過の説明は、具体性があり、かつ、別会社において同年3月1日に資格取得の届出がなされてい

ることとも符合し、信憑性<sup>びょう</sup>も認められることから、申立人は、同年2月15日まで当該事業所に勤務していたことを認めることができる。

さらに、当時、A事業所の従業員の採用や退職等も担当していた現場責任者は、当時、当該事業所では従業員への社会保険加入について積極的に行っており、原則として従業員の給与から社会保険料が控除されていたとし、かつ、昭和34年の6月15日の前後に申立人の勤務形態に変更は無く、一貫して坑内作業をしていたとしていることから、厚生年金保険料の控除が継続して行われていたと考えるのが相当であり、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年5月の社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和34年6月15日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月から35年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 11 日から 36 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 36 年 4 月 6 日から 44 年 1 月 25 日まで

平成 18 年 10 月に社会保険事務所で確認したところ、脱退手当金が支払われていることになっていたが、受給した記憶が無い。父の仕事を手伝うために昭和 44 年 1 月に会社を退職し、44 年 4 月から国民年金保険料を納め始め、脱退手当金を受給したとされる 46 年ごろも厚生年金保険と一緒に将来年金を受けようと国民年金保険料を支払っていたのに脱退手当金を受給することなどありえない。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において厚生年金被保険者証に脱退手当金を支給した旨の表示をすることとされていたが、申立人が所持していた厚生年金被保険者証にはその表示が無い。

また、申立人と同じ事業所の厚生年金保険被保険者で、社会保険庁の記録において脱退手当金の支給が確認できた者の被保険者原票については、脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示があるが、申立人の被保険者原票にはその表示がない。

さらに、脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 年 2 か月後の昭和 46 年 3 月 29 日に支給されているが、申立人は、すでに国民年金に加入しており、厚生年金保険と国民年金両方の年金を受給す

る意思で国民年金保険料を納付していたとの申立内容は信用でき、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 13 日から 43 年 4 月 26 日まで  
平成 11 年に記録を確認したところ脱退手当金を受給したことになっていることが分かった。会社からの退職金も無いし、失業保険も受けておらず、一時金として受け取ったものは何も無い。

退職後国民年金に加入し、将来の年金を楽しみにして 60 歳まできちんと納付していたのに脱退手当金を受給するはずがなく、その上、脱退手当金を受給したとされる時期は住所地を離れていたから、役所から脱退手当金の支給に関する連絡を受けるはずがない。また、脱退手当金を受けたとされる期間前にも厚生年金保険に加入しており、仮に自ら手続をするならば、その期間も請求するはずである。脱退手当金を支給されたことになっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、3回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、脱退手当金を受給したとされる昭和 43 年 7 月ごろ、申立人は住所地を離れており、脱退手当金に関する連絡を受けたはずがないと主張し

ているところ、義兄は当時事情を知らず申立人を訪ねたところ住所地には住んでいなかったと証言している。

さらに、昭和 43 年 4 月に退職後、国民年金に加入し、60 歳まで国民年金保険料をすべて納付しており、将来の年金を意識して保険料の納付を続けたとする申立内容は信用でき、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 厚生年金 事案 102

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は当該額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を18万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月1日から51年6月1日まで  
社会保険庁の記録において、昭和50年10月から51年5月までの標準報酬月額に疑義がある。給料明細書及び昭和51年度市民税等通知書を提出するので標準報酬月額の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

給料明細書によれば、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額（18万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

申立人は、当時、申立てに係る事業所において、総務、経理事務の責任者であり、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下単に「算定基礎届」という。）は、5月から7月までの給与に基づき適正に行っており、自ら保険料控除額との整合性も確認していたことから、正しく保険料控除しておきながら、誤って低い報酬額を届け出たことは考えられないとしている。

また、社会保険事務所の記録では、昭和50年7月に14万2,000円から18万円に標準報酬月額の随時改定が行われており、事業主は、同年7月ごろに同年4月から同年6月までの給与に基づき標準報酬月額で18万円の等級に相当する報酬月額を厚生年金保険被保険者報酬月額変更届として届け出たと認められることから、同年8月の算定基礎届において、同年5月か

ら同年7月までの給与に基づく報酬月額（給料明細書において、標準報酬月額で18万円の等級に相当する額が確認できる。）を、標準報酬月額で12万6,000円の等級に相当する額として届け出たとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和41年9月5日に、資格喪失日に係る記録を42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月5日から42年4月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、A事業所の記録が無い旨の回答をもらった。

当時の同僚は厚生年金保険に加入しているらしく、一緒に働いていた自分が加入していないことは考えられないため、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言並びに当時のA事業所の従業員及び業務内容に関する申立人の申立内容から、申立人が申立期間において申立てに係る事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人の定時制高校における同級生であり、同時期に当該事業所に勤務し、同じ業務に従事していたとされる同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人及び同僚が証言した当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記同僚の標準報酬月額が1万円であることから、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年9月から42年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日及び同社C支店における資格取得日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年3月については2万6,000円、同年4月については3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月31日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況について照会申出書を提出したところ、昭和44年3月及び同年4月について、社会保険事務所から厚生年金保険の加入事実が確認できなかった旨の回答を得た。41年に就職し平成15年12月に退職するまで、支店間の異動はあったものの、一度も退職することなく継続して勤務していた。事業所からの申出書及び社員名簿を添付するので、申立期間についても被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社員名簿及び雇用保険の記録により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和44年4月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和44年3月の標準報酬月額については、同年2月の社会保険事務所の記録から2万6,000円とし、同年4月の標準報酬月額については、同年5月の社会保険事務所の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の給与規定では職員の厚生年金保険料を賃金から控除することとされていることから、控除した厚生年金保険料を社会保険事務所に対し納付した

## 北海道厚生年金 事案 18

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得に係る記録を昭和37年11月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月1日から38年3月10日

昭和37年1月から40年4月まで勤務したA社での厚生年金加入記録を照会したところ、37年11月から38年2月までの4か月の加入記録が無いとの回答があったが、申立期間に係る給与支払明細書(昭和37年11月分～38年2月分)があるので、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険記録から、申立人がA社に昭和37年11月12日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書及び社会保険事務所の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所が昭和59年9月30日に全喪し現存していない上、元事業主への確認ができず、不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情がないため、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

と主張するが、当該理由からは、事業主による保険料納付を確認することはできない。

また、A社B支店における資格喪失日については、事業主が同支店における資格喪失日を昭和44年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け出たと考えられる。

一方、A社C支店における資格取得日については、昭和40年代に同社B支店から同社C支店に転勤したすべての被保険者について被保険者期間の欠落が生じ、又は、被保険者期間の欠落は無いものの転勤に伴う資格取得日と資格喪失日が一致していないことから、C支店において厚生年金保険法に則した資格の得喪に係る届出事務が行われていなかったと認められ、事業主が同支店における資格取得日を同年4月1日とすべきところ、同年5月1日として届け出たと考えられる。

事業主によるこれらの届出の結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月及び同年4月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていると認められることから、申立人のA公団における資格喪失日に係る記録を昭和22年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、21年6月から22年5月までは120円、22年6月から同年9月までは200円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係るこの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月1日から22年9月30日まで  
平成2年以降、社会保険庁に対し、昭和21年6月1日から22年9月30日までの間、A公団で厚生年金保険に加入していたことを認めるよう申し入れているが、認められない。

この間、A公団に勤務していたことは間違いなく、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A公団は、昭和16年5月15日に設立され、22年10月1日にその事業を政府に引き継ぎ、職員のほとんどは同年9月30日付けで所管府省に引き継がれている。

A公団の事業を引き継いだ府省が保管する申立人の履歴書によれば、申立人は昭和20年4月1日にA公団に雇用され、22年9月30日まで継続してA公団に雇用されていたことが確認でき、同府省もその事実を認めていることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の記録（本人及び同僚の記録）により、昭和21年6月から22年5月までは120円、22年6月から同年9月までは200円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、A公団は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていると認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和57年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月16日から同年6月16日まで  
社会保険事務所に照会したところ、昭和57年5月が年金未加入期間との回答を得たが、この期間はB社（現在は、A社。以下同じ。）に勤務していた期間であり、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保管している「C社組織表」等により、申立人が申立てに係る事業所に昭和51年4月1日から61年9月15日まで継続して勤務し（57年5月16日に同社D地区から同社E地区に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和57年6月の社会保険庁の記録から17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていると認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和27年5月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月15日から同年7月14日まで  
社会保険事務所に照会したところ、昭和27年5月及び同年6月が年金未加入期間との回答を得たが、この期間はA社に勤務していた期間であり、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保管する人事記録において、申立人が申立てに係る事業所に昭和21年1月1日から58年8月16日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年10月の社会保険庁の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年3月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月10日から同年5月1日まで  
社会保険事務所の記録では、A社における資格取得日が昭和41年5月1日となっている。

実際は、41年3月10日に入社し、最初の給与である同年3月分の給与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与明細書、人事記録及び雇用保険の記録により、申立人は昭和41年3月10日から55年12月31日まで継続してA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年5月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与明細書により申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことが明らかであることから、昭和41年3月10日に資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと考えられるとして、申立期間の保険料を納付したと主張するが、前年の取扱い（昭和40年3月から同年4月に入社した被保険者の資格取得日は入社日と同一日）と異なり、申立人の資格取得日は、A社がB健康保険組合に加入した時期と同時期とな

っていることが認められる。さらに、申立人と同時期（昭和 41 年 3 月又は同年 4 月）に入社した同僚（6 人）についても、入社月の給与から保険料が控除されているにもかかわらず、資格取得日が 41 年 5 月 1 日となっており、社会保険事務所の事務処理上の誤りとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月及び同年 4 月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年8月1日に訂正し、この期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月31日から同年8月1日まで

昭和40年7月31日から同年8月1日までの期間について、空白期間があることが判明した。同じ会社内の転勤なので空白があるのは納得できない。被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者資格取得届出確認照会回答書及び事業主が保有する人事記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和40年8月1日に同社B出張所から同社C出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年10月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失の記載を誤ったとしていることから、事業主が昭和40年7月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間にかかる保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 福島厚生年金 事案 8

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を平成元年 2 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 13 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで  
厚生年金保険被保険者期間の照会を行ったところ、A 社にて平成元年 1 月 31 日に資格喪失し、B 社にて同年 2 月 1 日に資格取得した記録の回答をもらった。

しかし、A 社の関連会社である B 社には転勤で異動したため、厚生年金保険の加入期間に空白ができるはずはない。

### 第 3 委員会の判断の理由

給与台帳、人事発令及び雇用保険の記録により、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（平成元年 2 月 1 日に A 社から B 社に転属）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主が管理している給与台帳及び社会保険庁の申立期間前後の期間の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付していないとしており、また、当該事業所が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、資格喪失事由が「平成元年 1 月 30 日転勤」から「平成元年 1 月 30 日退職」に、資格喪失年月日が「平成元年 2 月 1 日」から「平成元年 1 月 31 日」に、それぞれ訂正されている記載が確認できることから、事業主が平成元年 1 月 31 日を資格喪失日とし

て届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年1月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和53年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月26日から同年7月1日まで

A株式会社に勤務し、昭和53年5月分及び同年6月分の給与から厚生年金保険料が控除されているが、被保険者期間は同年5月のみになっている。53年6月分も保険料が控除されているので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人がA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社に係る昭和53年5月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和53年6月26日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年6月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 埼玉厚生年金 事案 31

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成5年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月31日から5年4月1日まで

社会保険庁の記録では、A株式会社で、平成4年12月31日資格喪失となっているが、退職したのは5年3月末だった。当該期間に係る同社の給与明細書を持っており、給与から厚生年金保険料が控除されているので、資格喪失日を5年4月1日に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人がA株式会社に平成5年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成4年10月の社会保険事務所の記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社が全喪となっており、事業主の所在が不明のため確認することができないが、申立人のほかに3人の従業員の資格喪失日と同社の全喪日がすべて平成4年12月31日となっていることから、事業主が申立人の資格喪失日を5年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が4年12月31日と誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る4年12月から5年3月までの分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月1日から同年5月1日まで

年金記録を確認したところ、昭和44年5月1日付けで資格取得となっているが、実際には44年4月1日に入社している。保険料控除の事実が確認できる給料支払明細書を提出するので、申立期間について被保険者であったことを認めて欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

労働者名簿及び給与明細書の記録により、申立人が昭和44年4月1日に入社し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、資格取得日の社会保険事務所の記録から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料を納付したか否か不明としているが、厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和44年5月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月分の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格得喪に係る記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和47年4月1日）及び資格取得日（昭和51年4月30日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和47年4月から同年9月までは7万6,000円、同年10月から48年9月までは9万8,000円、同年10月から49年9月までは10万4,000円、同年10月から50年9月までは14万2,000円、同年10月から51年3月までは18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から51年4月30日まで  
昭和47年1月4日から58年4月21日まで一貫して株式会社Aに勤務していた。常に健康保険に加入していたはずで、国民健康保険に加入したことは一度も無く、本店、支店間の異動といったこともない。総務部長をしていたB氏は証言してくれるはずである。  
当該期間を加入期間に訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び当時の総務部長の保管していた社員入退社内訳表により、申立人が株式会社Aに継続して勤務していたことが確認でき、同部長の証言によれば、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録及び当該事業所において申立人と同時期に勤務した同僚の標準報酬月額から、昭和47年4月から同年9月までは7万6,000円、同年10月から48年9月までは9万8,000円、同年10月から49年9月までは10万4,000円、同年10月から50年9月までは14万2,000円、同年10月から51年3月までは18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、同社は既に平成 14 年 11 月に倒産し事業主も死亡しており、唯一証言を得られた同部長が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、資格の得喪及び定時決定等のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主が昭和 47 年 4 月 1 日を資格喪失日として、51 年 4 月 30 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 47 年 4 月分から 51 年 3 月までの分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和44年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月27日から同年12月1日まで  
社会保険庁の記録では、A社B工場で昭和44年11月27日に資格喪失し、同社C営業所で昭和44年12月1日に資格取得となっている。入社以来継続して勤めているので、当該期間について被保険者であったことを認めて欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

在籍証明書及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る社会保険庁の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としている一方、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤って昭和44年11月27日を資格喪失日として届けたとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 栃木厚生年金 事案5

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成13年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年11月1日から14年7月1日まで

株式会社Aにおける厚生年金保険の加入期間は、社会保険庁の記録では平成13年12月1日から14年7月1日までになっているが、給与明細書では13年11月から14年6月まで厚生年金保険料が控除されている。13年11月から被保険者であったことを認めてほしい。

また、平成13年12月から14年6月までの標準報酬月額が16万円となっているが、当時の給与明細書では標準報酬月額17万円に相当する厚生年金保険料が控除されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与明細書及び当該事業所の保管する給与明細一覧表から、申立てに係る事業所に平成13年11月から勤務し、申立期間において、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書から17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格取得年月日を平成13年12月1日と誤って届出を行ったことを認めており、また、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報

酬決定通知書における資格取得年月日が平成 13 年 12 月 1 日、報酬月額が 16 万円となっていることから、事業主が同日を資格取得日、同額を報酬月額として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 13 年 11 月分の保険料及び申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 群馬厚生年金 事案 10

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得年月日に係る記録を昭和 37 年 3 月 21 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 1 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 21 日から同年 4 月 10 日まで  
昭和 36 年 3 月 21 日に A 社 B 工場に入社し、平成 18 年に退職するまでの間、同じ会社に勤務し、配置転換されただけなのに厚生年金保険の加入記録が連続していないことは納得できない。同じ会社に勤務していたことは明らかのため、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

A 社保有の労働者名簿及び雇用保険の記録により、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和 37 年 3 月 21 日に A 社 B 工場から A 社本社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A 社における昭和 37 年 4 月の取得時報酬から、1 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る訂正の届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格喪失日に係る記録を昭和48年9月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月17日から同年9月17日まで  
社会保険事務所の記録では、昭和48年7月17日にA社B店で資格喪失、同年9月17日にA社C店で資格取得となっているが、9月17日に同じ会社内で転勤したもので、退職等はしていない。44年3月に入社以来、50年10月まで継続して勤務していたので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和48年9月17日に同社B店から同社C店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録及び厚生年金基金加入員台帳から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、厚生年金被保険者資格喪失届の記載を誤ったとしていることから、事業主が昭和48年7月17日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月及び8月分の納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年5月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月11日から同年8月10日まで  
社会保険事務所の記録では、昭和40年5月から同年7月まで厚生年金保険に未加入となっているが、36年3月にA社に入社以来、平成15年1月まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険、健康保険組合の記録及び本人の申立てにより、申立人がA社に継続して勤務し（昭和40年5月11日にA社C工場から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年8月のA社B営業所に係る社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、①申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和53年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすること、②また、B株式会社C支社における資格喪失日に係る記録を63年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、①及び②に係る事業主は、それぞれ、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年9月30日から同年10月2日まで  
② 昭和63年6月30日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、2か月の空白期間が生じていた。昭和53年4月から平成2年6月までは、グループ会社内での異動はあったが、継続して勤務していたので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業所からの回答文書及び雇用保険の加入記録により、①の申立期間については、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和53年10月2日にA株式会社から関連会社（親会社）であるB株式会社へ異動）②の期間については、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和63年7月1日にB株式会社C支社からB株式会社へ異動）、それぞれ、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、①の申立期間の標準報酬月額については、A株式会社に係る昭和53年8月の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とし、②の申立期間の標準報酬月額については、B株式会社C支社に係る63年5月の社会保険事務所の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったとしていることから、事業主が申立期間①については、昭和53年9月30日、申立期間②については、63年6月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①は、53年9月分、申立期間②は、63年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東京厚生年金 事案 75

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 27 年 5 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 株式会社における資格喪失日に係る記録を同年 6 月 12 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和 27 年 5 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 5 月から 29 年 8 月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、勤務した A 株式会社での加入記録は昭和 26 年 4 月 23 日から 27 年 5 月 25 日までとの回答をもらった。29 年 8 月まで勤務していたことは間違いないので、給与明細書等はないが 27 年 5 月から 29 年 8 月までの期間についての被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 株式会社で作成保管している健康保険厚生年金保険被保険者台帳により、申立人が昭和 27 年 6 月 11 日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、A 株式会社に係る社会保険事務所の記録から 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これらを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 27 年 6 月 12 日から 29 年 8 月までについては、勤務状況及び在籍を証明する記録が無く、また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

これら収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和 27 年 6 月 12 日から 29 年 8 月までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 76

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和51年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月21日から51年1月21日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、勤務したA株式会社での加入記録が昭和49年9月13日から50年10月21日までとの回答をもらった。

A株式会社には昭和51年1月20日まで継続勤務していたことは間違いないので、被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A株式会社の人事記録及び雇用保険の加入記録により、申立人が同社に昭和51年1月20日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、A株式会社に係る昭和50年9月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったとしていることから、事業主が昭和50年10月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年10月から同年12月までの分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 神奈川厚生年金 事案 20

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和42年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年9月21日から43年1月20日まで  
社会保険庁の記録では、A社C工場で昭和42年9月21日に資格喪失し、同社B工場で43年1月21日に資格取得となっているが、同社内でのC工場からB工場への転勤であり、同社の在籍証明書及び健康保険組合の資格喪失証明書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

在籍証明書及び健康保険組合の資格喪失証明書により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和42年9月21日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場における社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料および周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 新潟厚生年金 事案 8

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和49年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月31日から同年11月1日

現在の年金記録では、A株式会社での厚生年金保険被保険者資格は、昭和49年10月31日で喪失しているが、私は同日まで勤務しており、資格喪失日は11月1日となると思う。

公共職業安定所に照会した雇用保険に係る回答書でも、離職年月日は昭和49年10月31日となっているので、申立期間についても被保険者であったことを認めて欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業所の証言により、申立人が申立てに係る事業所に昭和49年10月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年9月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が10月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年10月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務



所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 山梨厚生年金 事案 6

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 株式会社における資格取得日に係る記録を昭和 24 年 3 月 31 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明かでない認められる。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 3 月

社会保険庁の記録では、A 株式会社における厚生年金保険料の加入期間は昭和 24 年 4 月 1 日に資格取得となっているが、同年 3 月 31 日から勤務していたことがわかる辞令及び職務経歴証明書があるので、同年 3 月 31 日から厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

A 株式会社の人事記録及び雇用保険の記録により、申立人が申立に係る事業所に昭和 24 年 3 月 31 日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、昭和 24 年 4 月の社会保険事務所の記録から、3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、明かでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 長野厚生年金 事案 17

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における昭和42年11月20日の資格喪失日に係る記録を42年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和23年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和42年11月20日から同年12月1日まで  
昭和42年4月1日にA社（現在は、C社）のB工場に入社し、その後、D工場に転勤となったが、退職してはいないので、厚生年金保険の記録の訂正をしてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が昭和42年4月1日から申立期間を含めてA社に継続して勤務し（同年12月1日に同社B工場からD工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場における社会保険事務所の記録から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと思われると回答しているが、納入告知書等の資料はすでに廃棄処理しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 愛知厚生年金 事案 7

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和42年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月25日から同年3月1日まで

私は、昭和38年にA社に入社し、平成11年3月末日まで勤務した。

昭和42年3月1日付けで本社からB支店に異動したが、厚生年金保険の加入記録によると、同年2月25日に本社において資格喪失、同年3月1日にB支店において資格取得となっているため、1か月の空白期間が生じている。

入社以来継続して勤務しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が昭和38年4月15日から平成11年3月31日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年10月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについて

では、これを確認できる関連資料、周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

## 富山厚生年金 事案3

### 第1 委員会の結論

申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和28年3月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月12日から同月31日まで

厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間については記録上確認できないとされた。

しかし、入社日と給与支払の事実が確認できるA社の記録があるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の従業員カード及び雇用保険の被保険者記録より、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の被保険者名簿における申立期間直後の記録から、3,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これらを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 富山厚生年金 事案4

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和25年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月1日から同年2月1日まで

私は、昭和22年10月にA社へ入社し、54年6月に退社するまでの間に継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録上、25年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同年2月1日に再取得しており、被保険者となっていない期間があることに納得できないので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

勤務証明書、従業員カード（写）及び雇用保険の記録により、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人がA社C支店から同社B支店へ異動した日は、従業員カード（写）により、昭和24年12月30日であると確認できるが、申立人が同社本店から同社C支店へ23年11月6日に異動した際の社会保険事務所の記録では、同年12月1日に資格の取得があったとされていることから、同社C支店における取扱いは、月の途中の異動の場合には、翌月1日付けで資格の取得及び喪失の届出を行っていたと推認される。したがって、転勤に伴う異動先である同社B支店における資格取得日は、25年1月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 25 年 2 月の社会保険事務所の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が昭和 25 年 4 月以降に資格取得日を同年 1 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 2 月 1 日と誤って記載することは考え難いことから、事業主が同年 2 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月分の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主はこれを履行していないと認められる。



## 岐阜厚生年金 事案6

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月31日から同年4月1日まで

私は、申立期間について同一企業に勤務し、昭和55年4月1日付けで、B支店からC本社に転勤したにもかかわらず、B支店の記録が昭和55年3月31日資格喪失となっており、期間が1か月不足のため納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している人事記録及び雇用保険の記録から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和55年4月1日にA社B支店から同社C本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年2月の社会保険庁の記録等により、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、預り金項目の経理台帳に、給与控除した厚生年金保険料の預り金に残金がないことから、納付したと主張するが、当該理由からは、事業主による保険料納付を認めることはできず、また、事業主が資格喪失日を昭和55年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主はこれを履行していないと認められる。

## 三重厚生年金 事案 23

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額（24万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成12年10月1日に訂正するとともに、申立期間の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険加入記録を問い合わせたところ、平成12年9月が未加入になっていることが分かった。当時は、A事業所からB事業所に転籍した時期であるが、両社は系列事業所であり、事業主側の都合による組織変更のための転籍であった。また、申立期間の標準報酬月額は17万円となっているが、実際は標準報酬月額24万円に相当する20,820円控除されているので、標準報酬月額を訂正して欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

賃金台帳、出勤簿の記録により、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（平成12年10月1日にA事業所からB事業所に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、賃金台帳から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、24万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を誤ったこと、及び厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日の記載を「平成12年10月1日」とすべきところ、「平成12年9月26日」として誤って届出たことを認めており、その結果、

社会保険事務所は、申立人に係る同4月から8月までの申立人が主張する標準報酬月額に相当する保険料及び同年9月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 三重厚生年金 事案 24

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月1日から同年9月1日まで

昭和36年4月1日にA社D支店に入社し、平成2年3月31日退職するまで、連続して勤務しました。それにもかかわらずD支店からC支店に転勤した申立期間が厚生年金保険期間から外れているので、厚生年金保険期間として認めていただきたい。

### 第3 委員会の判断の理由

社員原簿及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和39年7月1日にA社D支店からA社C支店に転勤）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年9月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主は申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 大阪厚生年金 事案 33

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を平成4年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から同年7月1日まで

私は、A社B事業所から、グループ会社であるC社に平成4年7月1日付けで異動した。ところが、A社B事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日が4年6月30日となっている。とぎれることなく両社間を異動し、事業主からは、4年6月分の厚生年金保険料を給与から控除されているので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B事業所から提出された在籍証明書及び平成4年6月度給与データにより、申立人が4年6月30日まで同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主が保存していた申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び社会保険事務所の記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記通知書における資格喪失日が平成4年6月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る4年6月分の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付すべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 大阪厚生年金 事案 34

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（50万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を50万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和 29 年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間：平成 16 年 3 月 10 日

平成 16 年 3 月 10 日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先の A 社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（50万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 16 年 3 月 10 日の標準賞与額（50万1,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 京都厚生年金 事案 17

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年10月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月22日から38年1月6日まで

昭和37年10月22日からA社で勤務していたが、社会保険庁の記録では、昭和38年1月7日の資格取得となっていた。37年10月20日に前の会社を退職し、その翌日から勤務のはずであったが翌日(10月21日)は日曜であったために22日からの勤務となったことを記憶している。会社にも確認したところ、10月22日からの採用であり保険料も支払ったと説明を受け、在籍証明を作成してもらった。記録の無い、昭和37年10月からの3か月間についても、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社保有の人事記録、同社発行の在職証明書及び同社役員の証言並びに同僚の厚生年金保険加入状況により、申立人が申立てに係る事業所に昭和37年10月22日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年1月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行したとしているが、その事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）における資格取得日に係る記録を昭和44年2月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かは明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月16日から同年3月16日まで

昭和43年4月1日に入社してから平成14年3月31日に退職するまでの34年間、A社に継続して在職していた。昭和44年2月16日から同年3月15日までの1か月についても間違いなく在職していたが、この間の厚生年金被保険者記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

在職期間証明書、人事記録及び雇用保険の記録により、申立人が昭和43年4月1日から平成14年3月31日までC社（現在は、D社）のグループ会社であるA社及びE社に継続して勤務し、昭和44年2月16日にE社F支店からA社に異動したことが確認できる。

また、事業主は、申立人の給与から健康保険組合の健康保険料を控除しており、厚生年金保険料も控除していたものと思われることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、A社の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、健康保険組合に係る健康保険料を控除し納入していることから、厚生年金保険料も預かり金として控除し、社会保険事務所に納付しているので、預り金と納付する金額が相違すれば必ず確認しており、厚生年金保険料を社会保険事務所に納付していないとは考えられないと主張しているが、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、納付したか否かは明らかでないと判

断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無い場合、行ったとは認められない。

## 兵庫厚年年金 事案 24

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月31日から2年1月1日まで  
昭和 62 年5月1日から平成3年7月 15 日までの間、同一経営であるA社とB社に勤務した。

平成2年1月にA社からB社に社内転勤を命ぜられた。

社会保険事務所の記録によれば、平成元年 12 月 31 日に資格喪失となっているが、正しくは平成2年1月1日の資格喪失であり、資格期間に1日の空白も無く、厚生年金保険料も給与から控除されていた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与明細書、給与所得の源泉徴収票から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人が勤務していたA社とB社は同一人による経営であり、厚生年金保険における手続も同じ担当者により行われており、申立人に係る給与支給及び年末調整における税控除の状況から、申立人は、A社に平成元年12月31日まで継続して勤務していたと認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、平成元年10月1日の社会保険事務所の記録及び給与明細書の厚生年金保険料控除額から24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が平成元年12月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年12月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行

ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 広島厚生年金 事案 24

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の銀行A支店における資格取得日に係る記録を昭和31年5月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月28日から32年5月28日まで

昭和31年5月28日に銀行A店に転勤したが、年金記録を確認したところ、同年5月28日に同銀行B支店において資格喪失、32年5月28日に同銀行A支店において資格取得となっている。

しかし、私は、昭和31年3月5日に銀行に採用され、その後、平成3年9月30日に銀行を退職するまで、継続して勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めて欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録により、申立人が申立てに係る事業所に平成3年9月30日まで継続して勤務し（昭和31年5月28日に銀行B支店からA支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、銀行B支店の昭和31年4月及び同銀行A支店の32年5月に係る社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、「昭和44年以前は、各支店ごとに厚生年金保険被保険者資格取得届を提出していたことから、申立人に係る同届の提出が遅れた」としており、事業主が昭和32年5月28日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る31年5月から32年4月までの保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 島根厚生年金 事案 18

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の事業所における資格取得日を昭和47年8月11日に、資格喪失日を同年9月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月11日から同年9月10日まで

私は、A事業所に出向の形で昭和47年8月11日から同年9月9日まで勤務しており、給与明細書からも船員保険料が控除されている。しかし、私の厚生年金被保険者記録を社会保険事務所に確認したところ、この間の記録が無く納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

船員手帳に昭和47年8月11日雇入れ、同年9月9日雇止めの記載があり、申立人はこの間、A事業所に勤務していたことが確認できる。そして、当時の給与明細書から47年8月分の船員保険料を給料から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和34年1月15日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和33年1月から同年9月までは4,000円、同年10月から同年12月までは5,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月15日から34年1月15日まで

A事業所に昭和32年3月5日から34年1月14日まで勤務しており、同社を退職した直後、B事業所に就職した。厚生年金保険被保険者記録では、退職1年前である33年1月15日に被保険者資格喪失となっており、資格喪失日を34年1月15日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がA事業所に勤務していた当時の同僚及び申立人のB事業所への就職を紹介した申立人の親戚の証言から、申立人は昭和32年3月5日から34年1月14日まで継続してA事業所に勤務していたことが認められる。

また、社会保険庁が保管しているA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、申立人は昭和33年1月15日に被保険者資格を喪失したとする記録がある一方、同年5月から同年7月までの給与に基づく算定基礎届が事業主から提出され、同年10月にいったん標準報酬月額改定処理が行われた後、理由は示されていないが×印で取消しがなされていることが確認できる。

さらに、被保険者証の返納日は昭和34年1月29日と被保険者資格喪失日から1年以上経過した日付が記載されており、申立人を除く他の被保険者の被保険者証の返納が、資格喪失日よりおおむね2か月半以内に行われている事実と

比べて著しく不自然であることから、資格喪失年月日の年の記載誤りがあったものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間当時、A事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除され、かつ、事業主は申立人が主張する昭和34年1月15日に申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立期間の記録から、昭和33年1月から同年9月までは4,000円、同年10月から同年12月までは5,000円とすることが妥当である。



## 香川厚生年金 事案 10

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年3月から同年6月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を同年3月1日に、資格喪失日を同年7月11日に訂正し、同年3月から同年6月までの標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月1日から45年5月1日まで

A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、加入期間が無いとの回答であった。高等学校を卒業後入社し、厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人がA社に昭和44年3月1日から同年7月10日まで勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社し、当時同じ業務を行っていた同僚の標準報酬月額から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、同時期に入社した4名のうち申立人以外は、厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、その資格取得日は昭和44年3月1日となっているが、厚生年金保

険手帳記号番号払出簿によると、同年7月7日に記号番号が払い出されている上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、昭和44年7月から45年4月までの期間については、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、これを認めることはできない。

## 香川厚生年金 事案 11

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）における資格取得日に係る記録を昭和36年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月1日から37年6月1日まで  
昭和36年10月13日にC社に入社し、51年6月30日まで途中退社等はしておらず、継続して勤務していたので、36年12月1日から37年6月1日までの期間が厚生年金保険に未加入となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、昭和36年10月13日から51年6月30日まで、C社（48年1月11日にグループ会社であるD社と合併後は、D社。）に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険事務所の記録から、申立人は、入社と同時にC社の親会社であるE社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和36年12月1日に資格を喪失している。その後、37年6月1日にC社と同じ建物に事務所があったグループ会社であるA社において資格を取得した後、勤務先であるC社が厚生年金保険の適用事業所となった38年1月16日にC社において資格を取得していることが確認できる。C社に申立人と同時期に入社した同僚二人についても同様の加入記録の欠落が確認できることから、事業主は申立人に係るE社における資格の喪失と同時に、A社において資格を取得させるべきであったと推認され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社における社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が保存している健康保険厚生年金保険の受付簿における資格取得日が社会保険事務所の記録と同じ昭和37年6月1日であることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る36年12月から37年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 高知厚生年金 事案 25

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年9月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を44年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月30日から同年11月1日まで

私は、昭和44年10月1日付けで、A社から関連会社であるB社へ出向（転籍）になったが、A社及びB社における厚生年金保険の被保険者期間を確認したところ、44年9月30日に資格喪失、同年11月1日に資格取得とされている。

しかし、実際には、昭和44年10月末までA社に残務整理等のため引き続き勤務し、同年10月26日にA社から給与の支給及び社会保険料の控除をされていたと記憶しており、また、同年11月からB社に勤務しているので、厚生年金保険の被保険者期間を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の記録により、申立人がA社及びB社に継続して勤務していることは確認できるものの、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

2 しかし、A社では、厚生年金保険料の控除方式について、いわゆる翌月控除方式であると回答するとともに、申立人に関し、①昭和44年10月1日付けで関連会社であるB社へ転籍していること、②同年10月給与において、同年9月分の厚生年金保険料を控除していたと回答していることから、申立人に係る同年9月分の厚生年金保険料はA社の給与から保険料控除がなされていると推認できる。

- 3 一方、昭和 44 年 10 月分の厚生年金保険料について、申立人はB社による給与の支給が同年 11 月分以降と申し述べており、B社の保険料控除方式がいわゆる当月控除方式と回答していることから、両社の保険料控除方式の違いにより、いずれの事業主も給与から控除する機会が無かったと考えられる。
- 4 これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 9 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 44 年 9 月の標準報酬月額については、同年 8 月の社会保険事務所の記録から、6 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 44 年 10 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 福岡厚生年金 事案 15

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の(株)AのB支店における資格喪失日に係る記録を昭和35年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年12月30日から35年1月1日まで

厚生年金加入期間を社会保険事務所に照会したところ、(株)AのB支店での資格の喪失日が昭和34年12月30日で、転勤先での同社C支店における資格取得日が35年1月1日となっており、1か月が被保険者期間とされていないことが判明した。

しかし、同一の会社内での転勤であり、引き続いて勤務していたもので、厚生年金保険料も控除されていた。

会社の在職証明書もあるので、当該期間を被保険者であった期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

在職証明書、雇用保険の記録及び事業主の証言により、申立人が(株)Aに継続して勤務し(昭和35年1月1日に同社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、(株)AのB支店における社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和35年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを34年12月30日と誤って記録する

ことは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 福岡厚生年金 事案 16

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA(株)B支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月30日から同年6月1日まで

A(株)B支店から同社C支店に転勤した際の記録が誤っている。

同一会社内の転勤にもかかわらず、被保険者期間に1か月の空白期間が生じているのはおかしいので、記録の訂正をしてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業所の従業員カード及び雇用保険の記録により、申立人がA(株)に継続して勤務し(昭和48年6月1日に同社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A(株)B支店における昭和48年4月の社会保険事務所の記録から9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、誤って申立人の転勤に伴う資格喪失日を昭和48年5月30日として届出を行い、また、申立人の給与から保険料を控除したが、保険料を納付したか否かは不明であるとしていることから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る48年5月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 福岡厚生年金 事案 17

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA(株)B出張所における資格取得日に係る記録を昭和29年7月20日に、また、同社C出張所における資格取得日に係る記録を32年6月30日に、資格喪失日に係る記録を33年3月25日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を8,000円、申立期間②の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年7月20日から同年8月1日まで  
② 昭和32年6月30日から33年3月25日まで

私は、昭和27年から37年5月までA(株)(後にDと改称)に勤めていたが、当時の上司に勧められ、29年3月から37年5月同社を退職するまで、厚生年金保険に継続して加入し、保険料も途切れなく給与から控除されていた。しかし、社会保険庁の記録では、申立期間が未加入とされているので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

人事記録及び在職証明書から、申立人が申立期間にA(株)に継続して勤務し(昭和29年7月20日に同社E出張所から同社B出張所に異動、32年6月30日に同社B出張所から同社C出張所に異動、33年3月25日に同社C出張所から同社F支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、申立期間①を8,000円、申立期間②を9,000円とすることが妥当である。

なお、A(株)E出張所が申立人に係る昭和29年7月の保険料を納付する義務

を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立人に係る昭和32年6月から33年2月までの保険料のA(株)B出張所による納付義務の履行については、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る32年6月から33年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められる。

## 福岡厚生年金 事案 18

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の医療法人A病院における資格取得日に係る記録を平成3年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から同年10月2日まで

平成19年6月11日、社会保険事務所に厚生年金の加入期間を照会したところ、6月14日に平成3年4月から同年9月まで勤めていたA病院(B市)の記録が無い旨の回答があった。

私の妻が、A病院に電話で内容を問い合わせしたところ、当時から、その職にあった事務長から厚生年金保険被保険者として加入していたはずであるとの証言を得ている。

申立期間を厚生年金の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業所の保管する出勤簿から、申立人が申立期間に医療法人A病院に継続して勤務していたことが認められる上、当該事業所が、従来から非常勤医師については、厚生年金保険に加入させていると証言をしていることから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る前後の社会保険事務所の記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の被保険者縦覧照会回答票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資

格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成3年4月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められる。

## 福岡厚生年金 事案 19

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の(株)AのB店における資格取得日に係る記録を昭和39年6月21日に、同社C店における資格喪失日に係る記録を43年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、39年6月及び同年7月は1万2,000円、42年11月から43年2月までは2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年6月21日から同年8月1日まで  
② 昭和42年11月1日から43年3月1日まで

昭和39年3月1日に入社以来、平成11年9月11日に退社するまで(株)Dに継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、6か月が未加入となっていた。未加入とされた期間は、いずれも(株)Dの系列会社で勤務しており、当時の職務歴の写しを提出するので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

(株)Dの職務歴及び雇用保険の記録により、申立人が同社及びその系列会社に継続して勤務し(昭和39年6月21日に系列会社の(株)Eから系列会社の(株)AのB店に、また、43年3月1日に(株)AのC店から(株)Dに異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、昭和39年6月及び同年7月は1万2,000円、42年11月から43年2月までは2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認

できる関連資料及び周辺事情は無いものの、(株)Dが申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、事業主が昭和39年8月1日を資格取得日として、42年11月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る39年6月、同年7月、及び42年11月から43年2月までの期間の保険料の納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の(有)Aにおける資格喪失日に係る記録を平成6年10月1日に、また、(株)Bにおける資格喪失日に係る記録を8年5月1日に訂正し、6年9月の標準報酬月額を22万円、8年3月及び同年4月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、(有)Aが、申立人に係る平成6年9月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、(株)Bは、申立人に係る平成8年3月及び同年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年9月1日から同年10月1日まで  
② 平成8年3月1日から同年5月1日まで

年金記録を確認したところ、平成6年9月と、平成8年3月から同年4月までについて、厚生年金保険に加入した記録が無いとの回答であった。

この間は、系列会社間での転勤なので空白があるのはおかしい。申立期間を被保険者期間として認めて欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び在職証明書から、申立人が平成元年9月8日から19年5月30日まで、(株)B及び同社の系列会社に継続して勤務し(6年10月1日に系列会社の(有)Aから(株)Bに、また、8年5月1日に(株)Bから系列会社の(有)Cに異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間当時の社会保険庁の記録により、申立期間①は22万円、申立期間②は24万円とすることが妥当である。

なお、(有)Aが申立人の平成6年9月に係る保険料を納付する義務を履行し



たか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、(有) A が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立人に係る平成8年3月及び同年4月の保険料の(株) B による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、同年3月28日に資格喪失した旨の記載及び社会保険事務所の確認印があることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月及び同年4月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 福岡厚生年金 事案 24

### 第1 委員会の結論

申立人が主張する申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和50年6月21日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正する必要がある。

なお、申立期間の標準報酬月額については8万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月21日から同年6月21日まで

社会保険庁の記録では、昭和45年9月24日に資格を取得し、50年5月21日に資格を喪失したことになっているが、私は、申立期間も継続して勤めており、また、厚生年金基金にも50年6月21日まで加入していた。申立期間を厚生年金の加入期間に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金連合会からのA厚生年金基金への加入記録通知、B健康保険組合の加入記録及び雇用保険の記録から、申立人がC(株)に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立事業所における資格喪失年月日については、厚生年金基金、健康保険組合の記録において「昭和50年6月21日」と記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和50年6月21日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所に係る昭和49年7月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の(株)AのB支店における資格喪失日及び同C支店における資格取得日に係る記録をそれぞれ昭和30年4月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月27日から同年5月2日まで

昭和30年4月16日に(株)AのB支店から同C支店に転勤したが、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、同年4月27日に同B支店において資格を喪失し、同年5月2日に同C支店において資格を取得したこととなっている。

入社以来継続して勤めているので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

職員台帳、在籍証明書及び雇用保険の記録により、申立人が(株)Aに継続して勤務し(昭和30年4月16日に(株)AのB支店から同C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和30年3月及び同年5月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険

事務所に行ったか否かについては、これらを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA（現在は、B。以下同じ。）のC病院における資格取得日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から同年5月1日まで

昭和38年4月1日にAのC病院に転勤したが、年金記録を確認したところ、38年4月1日に同D病院において被保険者資格を喪失、同年5月1日に同C病院において資格を取得したことになる。

Aには継続して勤めているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

在職証明書及び雇用保険の記録により、申立人がAに継続して勤務し（昭和38年4月1日にAのD病院から同C病院に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年5月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年12月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、100ドルとすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月20日から47年5月15日まで

社会保険庁のオンライン記録では、A社での厚生年金保険の加入年月日が、復帰の日の昭和47年5月15日となっているが、当該事業所に入社したのは46年12月20日であり、当初から健康保険及び厚生年金保険に加入し、給与からも社会保険料が源泉徴収されていたので入社日から被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録は見当たらないが、当該事業主が保管する給料・諸手当明細及び退職給与資金交付額決定通知書により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社における被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書(事業主控)並びに昭和46年12月分から47年5月分までの給料・諸手当明細書から、100ドルとすることが妥当である。

また、当該事業所において、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、社会保険事務所に年金加入記録が無い者が申立人を含め7名存在しており、事業主が申立人に係る適正な資格取得届の届出及び保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から50年3月まで  
昭和46年に会社退職後、国民年金に加入し納付していた。また、昭和47年3月に結婚してからは、家計を預かっていたため、自分が家族の分も含めて市役所で納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、現在所持している国民年金手帳とは別に、当時、国民年金手帳を所持していた記憶は無く、当該手帳の国民年金手帳記号番号は、申立人の前夫と連番で、昭和50年5月27日にA市で払い出されている。この時点で、申立期間の一部の国民年金保険料は、時効により納付できないこととなっており、これを納付するには特例納付によることとなるが、申立人は国民年金保険料を一括して納付したかどうかは覚えていないと述べている。

また、申立期間について別の国民年金手帳記号番号は払い出されておらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立てによると、「結婚後は夫の家族分と一緒に納付していた」との主張であるが、申立人の前夫についても申立期間は未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から46年12月まで  
申立期間は両親が国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金未加入期間であり、国民年金保険料を納付していないことには納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が、未加入期間である申立期間について、申立人の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、申立人に聴取しても、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の両親から国民年金手帳を受け取ったという記憶は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月から平成3年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月から平成3年5月まで  
申立期間は夫に国民年金保険料を渡し、夫が納付を行っていた。申立期間が未納となっていることは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の夫も既に死亡しているため証言を得ることができないことから、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、保険料を納付していたとする申立人の夫についても、申立期間は未納となっているなど、申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 114

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から49年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から49年3月まで

申立期間について、義父が夫の国民年金保険料だけを支払い、嫁である自分の国民年金保険料を支払っていないはずがなく未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の義父が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金保険料に関与していないため、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人には、申立期間当時の国民年金手帳を所持していた又は義父から引き継いだという記憶は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

父が昭和37年に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、昭和36年度分は父が納付し、その後は、私がA市B支所において結婚するまでの2年間納付した。

よって、昭和36年4月から39年3月まで未加入であることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金加入手続に関与していないため、未加入とされている申立期間に係る国民年金の加入状況が不明である。

また、申立期間について、申立人が国民年金に加入していたことを示す被保険者台帳がC社会保険事務所に存在しておらず、A市においても、国民年金被保険者名簿が存在しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できず、ほかに申立期間当時に国民年金の加入手続が行われていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 116

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 2 月ごろから同年 7 月ごろまでの間に、国民年金と国民健康保険の加入手続を同日又は同時期に行い、申立期間の国民年金と国民健康保険の保険料をセットで支払をしていたように記憶している。保険料は、A 信用金庫 B 支店、C 銀行 D 支店、E 相互銀行で支払っていたはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険の加入手続の時期や内容、当時の納付金額等について記憶が不明確である。

また、申立人が国民年金加入手続を行ったと主張する時期と、実際に国民年金手帳記号番号が払い出された時期が大きく異なっている。

さらに、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人には、現在所持している国民年金手帳のほかに国民年金手帳の交付を受けた記憶は無い。

加えて、申立人は、申立期間のほかに国民年金の未加入期間が見受けられることから、適切に加入手続が行われなかった可能性もうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から4年2月まで  
申立期間はA町役場で国民年金に加入し、確かに国民年金保険料を納付していたので、未納とされていることには納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

A町が申立人の国民年金加入の届出を受理したのは平成11年10月14日、社会保険庁がこれを処理したのは同年10月22日である。また、平成9年以前の国民年金加入者には年金手帳の国民年金手帳記号番号欄に国民年金手帳記号番号が記載されるはずであるが、申立人の年金手帳には国民年金手帳記号番号が記載されていないことから、平成3年に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立内容は不合理である。

さらに、申立人は、国民健康保険と国民年金の加入手続を同時に同じ窓口で行ったと主張しているが、A町における国民健康保険と国民年金の窓口は別であり、申立期間について国民健康保険に加入した形跡は無い。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 旭川国民年金 事案 28

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 8 月から 40 年 3 月までの期間及び 41 年 10 月から 43 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月から 40 年 3 月まで  
② 昭和 41 年 10 月から 43 年 1 月まで

夫と共に民芸品の製造卸業を営み、昭和 36 年 4 月に国民年金に加入し、夫と一緒に保険料を納付してきたが、社会保険庁の記録では申立期間の保険料が未納であることが判明した。

昭和 50 年ごろに市役所又は社会保険事務所から通知を受け、25 年の受給資格期間を満たそうと考えて、夫と共に納付した。申立期間について夫は納付となっていることから、自分だけ未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に聴取しても、納付方法、納付金額についての具体的な記憶が無いなど、申立期間について特例納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立期間当時の預金通帳の状況や経営していた民芸品店の元従業員の証言から、昭和 50 年当時に保険料の負担能力があったと推測されるものの、申立人及びその夫は、特例納付を行った昭和 50 年前後の 5 年間（昭和 49 年度から 53 年度まで）は、6 か月を除いて未納であることから、必ずしも納付意識が高かったとは認められない。

さらに、社会保険庁が保管している特殊台帳において、申立人には「附 18 条 36.8~36 ヶ月 円 32,400(50.12.10)」、申立人の夫には「附 18 条

36.8～40.3、41.10～43.1 ¥54,000(50.12.10)」との記載があり、申立人及びその夫は、共に昭和50年12月10日にそれ以前の未納期間の一部について夫婦で異なる期間の特例納付を行ったことが確認できる。申立人が申立期間①39年8月から40年3月までの期間について特例納付を行ったのであれば、記録上、特例納付となっている39年7月までの特例納付期間と併せて1枚の納付書が発行されるのが通常であることから、申立人の特例納付期間の一部（申立期間）についてのみ台帳の記載が漏れたとは考え難く、特殊台帳に明示されている金額も当時の保険料から算出した納付月数と一致することから、記載の信憑性が高い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 旭川国民年金 事案 29

### 第 1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 51 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 51 年 12 月まで  
妻と納付記録が違うことはおかしい。  
住み込みで勤務していたヘアーサロンが保険料を納付してくれていたと思う。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 7 月 29 日に払い出されており、妻の国民年金手帳記号番号は同年 4 月 7 日に払い出されていることから、申立人と妻は別々に国民年金の加入手続をしたことが確認できる。

また、申立期間は時効により納付できない期間が含まれており、時効成立前の期間の保険料について、申立人は納付した記憶は無いと申し立てている。

さらに、申立人は当時、住み込みでヘアーサロンに勤務しており、国民年金保険料は事業所が納付してくれていたと主張しているが、申立人が当時勤務していた事業所は既に廃業しており、納付の事実を確認できない。

なお、同様の申立てをしている妻が勤務していた事業所（理容業）に照会したところ、「当時、住み込みで複数勤務していたが、従業員から国民年金手帳を預かったことは無く、保険料を事業所で納付していた事実はない。」との回答があり、申立人についても事業所が保険料を納付していなかったと推測される。

加えて、申立期間以外にも昭和 60 年 4 月以降未納が長期間存在し、保険料納付に積極的であったとは認めがたい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 6 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月から 51 年 3 月まで  
夫と納付記録が違うことはおかしい。

住み込みで勤務していた理容院が保険料を納付してくれていたと思う。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 4 月 7 日に払い出され、夫の国民年金手帳記号番号は同年 7 月 29 日に払い出されており、申立人と夫は別々に国民年金の加入手続をしたことが確認できる。

また、申立期間は時効により納付できない期間が含まれており、時効成立前の期間の保険料について、申立人は納付した記憶は無いと申し立てている。

さらに、申立人は、当時、住み込みで理容院に勤務しており、国民年金保険料は事業所が納付してくれていたと主張している。勤務していた事業所に照会したところ、「当時、住み込みで複数勤務していたが、従業員から国民年金手帳を預かったことは無く、保険料を事業所で納付していた事実はない。」との回答があり、申立人の錯誤であると認められる。

加えて、申立期間以外にも昭和 60 年 4 月以降未納が長期間存在し、保険料納付に積極的であったとは認めがたい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 釧路国民年金 事案 18

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月から 63 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月から 63 年 2 月まで  
退職後、両親が国民年金への加入手続をして申立期間中の国民年金保険料を払ってくれたと聞いている。また、当時、納付書を見た記憶があるので、納付事実があったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間において国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、父親は既に亡くなっており、母親も高齢のため国民年金の加入状況や当時の保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金の資格取得年月日は平成 3 年 7 月 24 日となっており、それ以前に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無い。

さらに、申立人は国民年金手帳を手にした記憶は無く、両親が保管していたかどうかも分からないとしており、その後の調査で、申立人が見たとする納付書も、国民年金保険料のものは明確に記憶していないと申し述べるなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 釧路国民年金 事案 19

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 2 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月から 47 年 3 月まで

昭和 48 年に結婚したが、その際に兄嫁が、町役場で、私の国民年金の加入手続をしてくれて、それまで未納であった国民年金保険料をすべて払ってくれたと聞いているので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 2 月 9 日に払い出されており、また、町の検認記録において、48 年 3 月 28 日に現年度の 47 年度分が一括納付されていることが確認できる。

しかし、過年度分である申立期間の保険料を、申立人の兄嫁が納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、また、兄嫁も高齢のために当時のことをほとんど記憶していないことから、国民年金の加入状況や当時の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、申立人の兄嫁が町役場で国民年金保険料を支払ったと主張しているが、申立期間当時、同町では、過年度分保険料の納付書の発行や収納事務を行っていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 釧路国民年金 事案 20

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月から 49 年 3 月まで

申立期間当時、実家は農家で、母親から、農協で家族全員（両親、兄及び私）の国民年金保険料を納付していたと聞いている。両親及び兄に未納が無く、私だけが 2 年近く未納になっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、母親が農協で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。また、母親は高齢で当時の記憶がほとんど無いことから、国民年金の加入状況や当時の保険料納付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳には、昭和 49 年 9 月 12 日発行と記載されていることから、このころに加入手続が行われたものと考えられるが、申立人は、昭和 49 年度からの国民年金保険料領収証を所持しているにもかかわらず、申立期間の領収証を保管していない。加えて、49 年度分の国民年金保険料のうち、第 1 期から第 3 期まで（49 年 4 月から同年 12 月まで）の保険料を、49 年 11 月 30 日に一括で納付している。このことから、申立人の母親は、申立人が国民年金に加入した 49 年度の現年度分の保険料から納付を始めたと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 釧路国民年金 事案 21

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 52 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 52 年 7 月まで

昭和 52 年に職場の人から国民年金制度について教えられ国民年金に任意加入したが、54 年ごろに A 町から、今から過去の分を納めれば、初めから加入したことになる旨の通知が来たので、A 町 B 支所の出納窓口で、それまでの未納分として 10 万円から 20 万円ほどを一括で納付した。このため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、特例納付の通知が来たので A 町 B 支所で納付したと主張しているが、A 町では、当時、B 支所で特例納付に関する収納事務を行なっていたことを確認できる書類は見当たらないとしており、申立人が一括納付したと主張する金額も、10 万円から 20 万円と開きがあることから、保険料の納付状況が明確でない。

また、申立期間（196 か月）のうち、昭和 37 年 5 月から 52 年 7 月までの 183 か月は、特例納付制度を利用することができない任意加入期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付した場合の額は 78 万 4,000 円となり、仮に申立期間のうち任意加入期間を除く期間（強制加入期間の 13 か月）のみを納付した場合の額は 5 万 2,000 円であることから、申立人が一括納付したとする金額（10 万円から 20 万円）と大きく異なっており、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月、63 年 7 月から同年 9 月までの期間及び平成元年 6 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月  
② 昭和 63 年 7 月から同年 9 月まで  
③ 平成 元年 6 月から同年 9 月まで

平成 4 年 4 月に会社を辞めて、国民健康保険加入のため A 市役所 B 支所へ行き、国民健康保険加入手続をした。その時に、担当者から国民年金に加入し、過去の未加入期間についても国民年金保険料を納付するように言われ、納付書を発行してもらった。

納付書を使用して、金融機関で国民年金保険料を分割納付したが、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金の資格取得手続をしたのは、平成 4 年 4 月が初めてであり、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、A 市の国民年金被保険者名簿（電算）においてもすべての申立期間に係る国民年金の資格取得及び資格喪失の処理を平成 4 年 4 月 15 日に一括で処理していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から60年3月まで

私の国民年金保険料については、妻が納付してくれていた。妻は病気で記憶が無い状態のため詳しい納付方法等は分からないが、申立期間の保険料についても納付していたはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いほか、申立人自身は、申立期間の国民年金の各種手続及び保険料の納付に直接関与していないため、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間の保険料を納付したと主張する申立人の妻は、病気療養中で当時の記憶が無い状態であるため、申立人の保険料を納付していたことを裏付ける証言を得ることができない。

さらに、申立期間は長期間である上、申立人には申立期間以外にも国民年金保険料の未納期間が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から4年3月まで

申立人は、病気で記憶が無く話もできない状態のため国民年金保険料の詳しい納付方法等は分からないが、申立人の夫の保険料と一緒に納付していたはずである。この申立期間のうちには夫の保険料が納付済みになっている期間も有るので、申立人の保険料が納付されていないのはおかしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の夫の国民年金保険料と一緒に納付していたはずと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いほか、申立期間の保険料を納付したとする申立人は、病気療養中で当時の記憶が無い状態であるため、保険料を納付していたことを裏付ける証言を得ることができない。

また、申立人の夫も、国民年金保険料の納付に直接関与していないため、申立期間における国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人と一緒に納付していたとされる申立人の夫の国民年金保険料について、申立期間のうち平成3年1月、同年2月及び4年3月の保険料が未納とされている上、申立期間以外にも夫婦の納付状況が相違する納付記録がみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 青森国民年金 事案 42

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から46年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から46年11月まで

昭和41年3月ごろに夫が私の国民年金の加入手続を行ったが、市の担当者から「国民年金手帳は、紛失しないよう市役所支所で預かる。」と言われ、加入した時点では交付されなかった。その後の昭和47年に、「市役所の電算処理が始まり手帳が無くても管理可能になった。」とのことで初めて手帳が交付された。

夫が加入手続をしたときからずっと、市役所支所で納付書により保険料を毎月納付していたにもかかわらず、未納とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は5年以上と長期間である上、申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、①申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、任意加入被保険者として昭和46年12月にされているが、その時点では、申立人の夫が共済組合に加入しており、上記払出しについて不自然な点はないこと、②申立人は他市町村への住所変更を行っておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、41年3月ごろに加入手続を行ったとは認められない。

さらに、申立人が居住していた市において、国民年金保険料を納付書で納付できるようになったのは昭和46年4月以降であり、それまでは国民年金手帳に検認印を押印する納付方法であったため、「加入手続したときから、保険料を納付書により毎月納付した」という申立内容に不合理

な点がみられる。

加えて、当該市では、昭和 49 年 4 月に国民年金の電算処理が開始されている上、電算処理が始まるまで国民年金手帳を交付しないという取扱いは行われていないことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から同年9月まで

私は、昭和45年2月に村役場の国民年金担当課の臨時職員として採用され、国民健康保険税や国民年金保険料の納付義務を果たした結果、同年9月からは正職員に任用された。

申立期間の国民年金保険料は、父が私の保険料も併せて納税組合に納付したはずであり、未納とされていることには納得できない。

なお、同じ役場の先輩も、当初、私と同様に未納とされていたが、その後、納付済みに記録訂正されたとのことである。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は厚生年金保険及び共済組合の加入記録しか無く、市町村の記録においても国民年金の加入履歴が無い。

また、申立人には、国民年金手帳を所持していた記憶や加入手続についての具体的な記憶が無い上、他市町村への住所変更を行っていないことから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いほか、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況が不明であり、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親も、申立期間の保険料の納付についての記憶が明確でない。

加えて、申立人と同様に当初未納とされていた記録がその後訂正されたとする役場の先輩についてみると、役場の臨時職員であった期間の国民年金加入記録が社会保険庁及び市町村の記録に存在しており、社会保

険庁の記録には訂正を行った形跡が認められないなど、申立人が主張している状況とは相違するものとなっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月及び44年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年12月及び44年1月

成人式で中学校時代の担任教師に会い、国民年金のことを教えられたので、成人式後、就職先に行く予定日の昭和44年2月8日までの間に村役場に行った。窓口で国民年金の加入手続をして、即日、国民年金手帳を受け取り、43年12月及び44年1月の保険料を納めた。

交付された年金手帳は自宅の火事で無くしたが、確かに保険料を納めたはずなので、納付記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、役場窓口で国民年金加入手続を行い、即日、国民年金手帳の交付を受けて申立期間の保険料を納めたと主張しているが、管轄社会保険事務所では、当時、市町村に年金手帳を先渡しする仕組みをとっていなかったため、市町村窓口で加入手続をした同一日に年金手帳を受け取ることはできなかったものと推認される。

また、申立人は国民年金の加入の動機を、成人式で中学校の教師から国民年金のことを教えられたから、と主張しているが、関係者から聴取したものの、申立人の主張を裏付ける証言は得られなかった。さらに、国民年金手帳記号番号の払出しは確認できず、申立人は、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、メモ類等）も有していない。

加えて、申立期間以外に長期の保険料（202 か月）の未納期間もみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を基に総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岩手国民年金 事案 34

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで  
毎月、地区の担当者が集金に来て納付していた。結婚して以降は妻と一緒に納付しており、妻の保険料は納付済みになっている。  
特例納付の勸奨状が送られてきて、納付しているはずなのにと疑問に思い市役所で確認したところ、「十分納付している」と説明されたが、未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、毎月納付していたと主張しているが、申立人は申立期間の前半は結婚前であり出稼ぎで家を留守にし、両親も国民年金の保険料までは納めてくれなかったと説明している。

また、結婚直後の昭和 40 年 6 月に厚生年金保険に加入していたことが判明するなど、二人分一緒に納付していたとの申立てとは整合性が無い。

さらに、申立人は、54 年 1 月に申立期間の保険料の特例納付勸奨を受けた際、分割納付を望んだが特例納付期間を過ぎて納付機会を失ってしまい特例納付はしていないと述べるなど未納を意識していたと認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

申立期間の保険料の納付が遅れ、督促がきてから亡父があわてて昭和40年2月に納めてくれた。亡父は私と私の妻の分の保険料を一緒に納めていたはずなので、私の分だけ未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の保険料は、督促がきてから亡父があわてて納めたと主張しているが、昭和40年2月の時点では、過年度保険料となっていた37年度の保険料のうち同年4月から12月までの保険料は、時効によって納付することができなかった。

また、申立人とその妻の保険料を亡父と一緒に納めていたはずと主張しているが、申立人の申立期間前後の保険料は毎年度納付されている一方、申立人の妻の保険料は50年12月に36年4月から47年10月までの分が特例納付されており、実際の納付状況と申立人の主張が一致していない。

さらに、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は保険料の納付等に関与していないため、具体的納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 岩手国民年金 事案 36

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間及び 61 年 8 月の保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで  
② 昭和 61 年 8 月

昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間及び 61 年 8 月の国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、国民年金の加入及び納付の事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私は、申立期間①の期間、学生であったが、実家の父親が後々のことを考えて納付していたはずであり、申立期間②を含め国民年金に未加入だったとは考えられず、未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとされる申立人の父に当時の状況を聴取しても、申立期間に係る加入手続及び保険料納付に関する具体的な記憶が無く、保険料の納付状況等が明確でない。

さらに、国民年金の加入対象となった昭和 58 年 4 月から 62 年 10 月までの間、住民票の異動が無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 山形国民年金 事案 60

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 50 年 3 月まで  
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。  
私は、20 歳で国民年金に加入し、国民の義務についてはすべて果たしてきた思いがある。何度か住所を移動してきたが、大学生の期間のみが未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和 44 年 5 月に国民年金に加入する手続を行った A 市においては、45 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことが確認できるが、その後、申立人の国民年金手帳記号番号は、その住所地に居住が確認できない等の被保険者である不在被保険者としての取扱いになっていることが確認できる。

また、申立人は、B 市に住所を移動した後の申立期間中に、国民健康保険料と国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料が無く、申立人から事情を聴取しても、納付時期や納付金額が明確では無い。

さらに、申立人が A 市に住所を戻した後の昭和 50 年 4 月に、申立人に新たな国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、同番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

そのほか、申立人にほかの国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 山形国民年金 事案 61

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から49年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から49年5月まで  
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。  
しかし、A市に転入の手続をした際に国民年金保険料を数か月分納付した記憶があり、その後も国民年金保険料を納付していたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付した具体的な時期及び金額について記憶が曖昧である。

さらに、申立人は、申立期間以外にも未加入期間が見受けられるとともに、申立人の妻も申立期間について国民年金に加入しておらず、国民年金保険料の納付に対する意識が高かったとは言い難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 山形国民年金 事案 62

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から47年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から47年2月まで  
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、昭和47年2月ころに市役所において、それまでに未納となっていた国民年金保険料として約10万円を特例納付した記憶があり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

また、60歳の年金裁定請求時に、申立期間中に厚生年金保険の加入期間があることが分かったが、この期間については私が納付した国民年金保険料を還付してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書（控）等）が無い。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする昭和47年2月ごろは、特例納付が可能な時期ではあるものの、①47年2月時点では申立人は国民年金に加入していないことが確認できること、②納付したとする額が申立期間の国民年金保険料を納付した場合の額と大きく異なっていること、③申立期間中に約4年の厚生年金保険への加入記録があること、及び④申立人は、申立期間に係る保険料をA市役所の窓口で納付したと主張しているが、特例納付に係る国民年金保険料は、市役所では収納することができないことが確認されていることを勘案すると、申立期間について特例納付をしたとは認め難い。

さらに、国民年金の納付記録を見ると、申立人は、昭和55年6月に、37年10月から41年9月までの保険料として19万2,000円を特例納付していることが確認でき、これをもって、申立期間における国民年金保険料を納付したと認識している可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 山形国民年金 事案 63

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から平成元年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月から平成元年7月まで  
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。  
しかし、申立期間当時、私の国民年金保険料は、私の父が納付していたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父が国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人自身が保険料の納付に直接関与していないため、保険料の納付状況が明確では無い。

また、申立人から聴取しても、納付金額や納付場所について、具体的な説明が得られない上、申立人の父は、既に死亡しており、申立てを裏付ける証言等は得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 山形国民年金 事案 64

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年12月まで  
社会保険事務所に納付記録を照会したところ、申立期間について国民年金保険料が納付された記録が無い旨の回答をもらった。  
しかし、昭和44年から45年ごろに、市役所から、それまで未納となっていた申立期間の国民年金保険料を納付できるとの通知が届き、私の妻が市役所の窓口で納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その妻が国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人自身が保険料の納付に直接関与していないため、保険料の納付状況が明確では無い。

また、申立人の妻から聴取しても、納付した時期に関する記憶が必ずしも明確では無い上、納付金額や納付場所について、具体的かつ明確な証言は得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 山形国民年金 事案 65

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月まで  
社会保険事務所に納付記録を照会したところ、申立期間について納付記録が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、昭和 52 年 6 月に A 市において、国民年金に任意加入し、57 年 4 月に B 村へ住所を移動した後も引き続き加入し、国民年金保険料を納付していたことは間違いないので、国民年金手帳に 59 年 1 月 1 日に被保険者資格を喪失と記載され、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料が無く、申立人から事情を聴取しても、保険料の納付時期、納付場所、納付金額等について記憶が無く、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に係る B 村役場の被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳に、昭和 59 年 1 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失した旨の記載があるが、これを否定する関連資料及び周辺事情が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 山形国民年金 事案 68

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間当時は、国民年金保険料を納付できなかったが、昭和 47 年ごろに、度々自宅を訪れていた市役所税務課職員から特例納付が可能であると聞き、その職員に納付したはずであるのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所税務課職員に国民年金保険料を特例納付したと主張しているが、当該市役所では、特例納付の収納業務を行っておらず、市役所税務課職員が国民年金保険料の収納を行うこともなかったと説明している。

また、申立人が特例納付をしたと記憶している名字の市役所税務課職員について、当該市役所は、昭和 47 年ごろに、該当する職員は存在しないと説明しており、申立期間について特例納付をしたとは認め難い。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書(控)等)が無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 山形国民年金 事案 69

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成 3 年 3 月まで  
社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。  
しかし、大学在学中に私の母が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していたはずであるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母が国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料(家計簿、確定申告書(控)等)が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の母に聴取しても記憶が不明確であるため、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立人の妹の大学在学中に母が妹の国民年金の任意加入手続を行い、平成 2 年 12 月から 3 年 3 月までの妹の国民年金保険料を申立人の保険料と一緒に納付していたと主張するが、妹は、3 年 4 月 1 日に強制加入被保険者として初めて資格を取得していることが確認できるため、申立人と妹の保険料を一緒に納付することはできず、ほかに申立人が国民年金に加入し申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 山形国民年金 事案 70

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月から3年3月まで  
社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。  
しかし、大学在学中に私の母が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していたはずであるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母が国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料(家計簿、確定申告書(控)等)が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の母に聴取しても記憶が不明確であるため、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が所持している国民年金手帳によると、申立人は、平成3年4月1日に強制加入被保険者として初めて被保険者資格を取得しており、申立人の国民年金手帳記号番号では、申立期間について国民年金保険料を納付することはできず、申立期間当時に住所の移動が無いことなどから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和48年12月から52年3月まで

20歳になるとすぐに市役所へ行って国民年金の加入手続をした記憶がある。

21歳になり独立し、社長のところで働き始めた。社長と一緒に行って納めていたわけではないが、給料をもらった中から毎月一万円以内納めていた。

納付場所は、当時住んでいた所から考えるとA農協、その後B信用組合で納付している。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和48年12月にC市役所へ行って国民年金の加入手続をしたと主張しているが、申立人の国民年金手帳は、49年11月以降に発行された様式のものであり、当該年金手帳に記載されている住所等から、申立人が国民年金の資格取得届をしたのは52年7月と推認される。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち昭和48年12月から50年3月までは時効により納付できない期間であり、44年にC市に転入して以来、同市外に転出した事実が無いことから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時のC市における国民年金保険料の納付方法は3か月単位の納付であったことが確認できたことから、毎月納付していたとする申立人の主張は信憑<sup>びよう</sup>性が低いと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和50年9月から54年3月まで

昭和49年3月から国民年金に加入しているが、同月から50年8月までは厚生年金保険に加入していたものと思われ、国民年金保険料は納付していなかった。

昭和50年9月に会社を退職し、独立した後は3か月ごとに郵便局にて私が納付した。

昭和54年4月以降の国民年金保険料はすべて納付済みとなっている。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時に国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人に聴取しても加入手続に係る記憶は曖昧であり、申立期間当時の国民年金加入及び保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、当時、A市の収納代理金融機関となっていなかった郵便局で国民年金保険料を納付したと申し立てているなど、申立内容には不自然な点がある。

さらに、申立人は、申立期間の一部である昭和52年度分に係る社会保険事務所発行の納付書（領収印無し）を所持しており、これは、社会保険事務所が未納保険料として納付勧奨を行ったことを示すものであることから、申立期間について現年度納付を行っていたという申立人の主張と一致しない。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳

記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から3年3月まで

当時学生で、実家に市役所から案内が届きA市役所B支所で、父親が加入の手続をしたと思うが、父親は加入の手続の記憶はあまり無く、その時の年金手帳は自分も両親も見た記憶は無い。

父親は、市役所から送られてきた納付書により毎月C郵便局で国民年金保険料を納付したが、当時の領収書等の参考になるような資料は残っていない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付状況等に係る記憶が無いことに加え、申立人が国民年金保険料を納付していたことを裏付ける家計簿等の関連資料は無い。

また、国民年金加入手続については、加入手続をしたとするその父親の記憶も不確かであり、申立人や両親も年金手帳を見た記憶が無く、申立期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことも確認できないことから、平成2年ごろに加入手続をしたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料は、その父親が納付していたと主張していたが、申立人の父親に聴取したところ、「毎月郵便局に納めに行ったのは妻である」と回答し、申立人の母親は、当時、土曜日が休みとなっていたC郵便局で納付したと述べるなど、申立内容に一貫性が無く、かつ、不合理であり、申立内容の信憑性は低いと考えざるを得ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判



断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福島国民年金 事案 60

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月及び 61 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 3 月  
② 昭和 61 年 7 月から同年 9 月まで

婚姻は昭和 62 年 8 月 6 日だったが、結婚してからさかのぼって A 町の銀行か郵便局に行って納めていた。1 年分が束になっている納付書を切り取って納めたと思う。

なお、様々な領収書は、10 年分ぐらいは保管しているが昭和 61 年分は処分した。国民年金についての領収書があったかどうかは不明である。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続の記憶が無く、かつ、国民年金保険料を納付していたことを裏付ける家計簿等の関連資料も無いことから、申立期間当時における加入時期や加入場所及び国民年金保険料の納付金額等の具体的内容は不明である。

また、申立人は、「昭和から平成に替わった時期に一括して納付した」と説明しているが、この時期に申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間であり、申立内容に合理性は見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 9 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月から 45 年 3 月まで

昭和 40 年 9 月から 45 年ごろは親戚宅で写真の仕事の手伝いをしてきた。その後、地元へ帰ってから、父親に「長男だから老後のことも考えて国民年金を納めなくてはダメだ」と言われ、昭和 45 年か 46 年ごろ、これまで納付していなかった分を父親が納付した。支払場所、納入金額は分からないが、「大変だった」と言われた。父母ともに年金への関心は高く、母も国民年金に任意加入をして保険料を納付していた。

昭和 45 年 4 月分以降の国民年金保険料は自分で納付するように言われて納めてきた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が主張する保険料の納付時期は、第 1 回目の特例納付の実施時期とおおむね一致するが、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿等の関連資料が無い上、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、また、保険料を納付していたとする父親は既に他界しており納付事実を確認できないことから、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人は、申立期間当時、A 町の親戚宅に居住し、国民年金手帳記号番号は、同町から昭和 45 年 10 月に払い出されており、B 市に居住していた父親には納付書が送付されることはないことから、申立人の主張に不合理な点が認められ、加えて、同町において申立人自身が特

例納付を行ったことを裏付ける周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

## 福島国民年金 事案 62

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から7年3月まで

平成6年11月ごろ、市役所か社会保険事務所か忘れたが往復ハガキで通知が来て、保険料免除の申請をした記憶がある。その通知は国民年金のことが書いてあり、全額免除に○印をつけてポストへ投函した。

その後、市役所や社会保険事務所からは何の連絡も無かったが、当然保険料免除になっていると思っていた。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務局から、A市役所では当時、往復ハガキによる保険料免除の申請の方法を行っていないとの回答を得ており、また、申立人の妻に係る申立期間の国民年金保険料も未納となっているが、申立人は、妻あてには国民年金保険料の免除申請に係る往復ハガキによる通知は無く、自分だけ免除申請を行った理由については覚えていないと述べているなど、申立内容が不自然である。

さらに、申立人が国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料の申請免除を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除していたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の①昭和 47 年 5 月から 48 年 4 月までの期間、②48 年 5 月から 50 年 6 月までの期間及び③61 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 5 月から 48 年 4 月まで  
② 昭和 48 年 5 月から 50 年 6 月まで  
③ 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 47 年 5 月ごろに A 区役所 B 出張所で国民年金に加入し、その際に、付加保険料の手続を一緒にしたが、①47 年 5 月から 48 年 4 月までの期間は、定額保険料及び付加保険料共に未納となっており、また、②48 年 5 月から 50 年 6 月までの期間及び③61 年 1 月から同年 3 月までの期間は、付加保険料を納付したのにそれが未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 5 月ごろに国民年金に加入し、一緒に付加保険料の手続を行い、国民年金保険料及び付加保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは 48 年 4 月 26 日以降であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、47 年 5 月の時点では、国民年金に加入していないものと認められ、47 年 5 月ごろ国民年金に加入し申立期間①の保険料を納付したとする申立内容と一致しない。

また、昭和 48 年 5 月から 50 年 6 月までの申立期間②については、付加保険料も納付していたとのことであるが、付加保険料の申出が 50 年 7 月になされたことを示す記録が国民年金被保険者台帳で確認でき、申出月から付加保険料の納付が記録されていることが分かる。

さらに、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの申立期間③の付加保険料については、この期間の定額保険料の納付が過年度納付となっており、付加保険料は納付期限が経過していることから納付できなかつたと推認できる。

これら申立内容及びこれまでの収集した関連資料、周辺事情を総合的に

判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 茨城国民年金 事案 87

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から48年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から48年5月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和47年12月から48年5月までの国民年金保険料が未納とされていた。48年3月に自動車運転免許を取得し、その後、1、2か月経ってから自動車で役場に行き、国民年金の加入手続を行ったと記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をA町役場（当時）で納付したと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間について、申立人が所持している国民年金手帳及び社会保険事務所の記録には申立人が国民年金に加入していた記録が存在せず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったと主張している時期は、厚生年金保険に加入した時期であり、この時期に国民年金の加入手続を行うのは不自然である。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続を行った際、役場の窓口で保険料を納付し、国民年金手帳に検認印が押印されたと主張しているが、申立人が所持している国民年金手帳には検認印が押印された形跡も無く、申立人の主張する加入手続時点からは申立期間の一部は過年度となるため、過年度保険料を市町村役場の窓口で納付することはできないことから、申立人の主張には、矛盾が認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 茨城国民年金 事案 88

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 8 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月から 48 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 40 年 8 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。40 年 8 月に A 市 B 出張所で転入手続を行った際、以前厚生年金保険に加入していた際の厚生年金保険被保険者証を持参したところ、担当職員に引続き納付した方が良いと勧められ、40 年 8 月分から国民年金保険料を現金で納付した。それ以来、保険料は同出張所の当該担当職員のところへ納付しており、また、結婚後は妻の分と二人分の保険料を私が一緒に納付していたので、申立期間のみが未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 8 月に A 市 B 出張所において国民年金の加入手続を行った際に国民年金手帳の交付を受けたと主張していたが、同市では、国民年金手帳の発行は市本庁舎で一括管理していたため、出張所での年金手帳の発行業務は一切行っていなかったことが確認できたことから、申立人の主張は事実と相違している。

また、申立人は、別の国民年金手帳記号番号が記載された国民年金手帳を昭和 49 年ごろまで保管していたと主張しているが、申立人の居住地管内の社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿を実地に調査した結果、申立人に払い出された別の国民年金手帳記号番号を確認できなかったことから、申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、国民年金加入手続時に受領したとする国民年金手帳について、最初に受領したと証言しておきながら、後に受領していないと証言するなど、申立人の証言に齟齬<sup>そご</sup>がみられるとともに、申立期間当時、国民健康保険料や市町村民税等も A 市 B 出張所で納付していたが、国民年金保険料をほかと区分して認識していなかったことを認めるなど、申立人の主張の信憑性<sup>びよう</sup>が高いとは言い難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 茨城国民年金 事案 89

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 4 月から 44 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から昭和 44 年 4 月まで  
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 40 年 4 月から 44 年 4 月までの国民年金保険料が未納とされていた。申立期間の保険料については、父が納税組合を通じて納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 4 月 17 日に国民年金に任意加入しているが、申立期間については、国民年金被保険者資格を有しておらず、ほかに国民年金に加入したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 51 年 4 月 17 日に国民年金に任意加入しているが、この時点で、申立期間は時効により納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間について、その父が納税組合を通じて国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の父が申立期間に保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身が申立期間の国民年金の手続に関与していないため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から41年3月まで

申立期間については、父親と自分の分の国民年金及び農業者年金の保険料を、納税組合を通じてA農業協同組合に納付していた。

昭和37年ごろに就農し、仕事の合間に土木工事の仕事をして得た資金を年金保険料や農機具購入費に充てていたことを記憶している。その後、42年ごろにタクシー会社に入社したが、厚生年金保険に加入できず、引き続き国民年金に加入していたので、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の国民年金手帳発行年月日から昭和42年6月であると考えられ、この時点で、申立期間の過半は時効により納付できない期間であるとともに、申立期間の保険料については、納税組合で納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、農業者年金保険料の収納事務が開始されたのは申立期間以後の昭和46年3月であるため、申立期間に農業者年金保険料を納付することはできないことから、申立期間の保険料を農業者年金保険料と一緒に納付したとする申立人の主張には、矛盾が認められる。

さらに、申立人が申立期間に国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 8 月から 54 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月から 54 年 4 月まで  
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 43 年 8 月から 54 年 4 月までの国民年金保険料が未納とされていた。54 年 5 月 29 日に、A 市役所国民年金課で国民年金の加入手続を行い、43 年からの未納分の保険料を一括して納付した。領収書は受領していないが、お金を納めたことで手続は完了したと確信していたので、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 5 月 29 日に国民年金に任意加入し、申立期間の保険料をさかのぼって一括納付したと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、国民年金の任意加入については、手続を行った時点から被保険者となり、その年月分から保険料の納付が発生するため、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできない。

さらに、申立人は、昭和 56 年から 57 年ごろに任意加入者に対する特例納付制度により、A 市国民年金課で約 25 万円又は 35 万円の保険料を納付したとしているが、任意加入者に対する特例納付制度は存在しないことから、申立人の主張に不合理な点が認められる。

加えて、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 茨城国民年金 事案 94

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 39 年 3 月まで  
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 37 年 1 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。厚生年金保険に 4 か月加入しその後、洋裁学校に通っていた申立期間は、納税組合を通じて母が納付していた記憶があるため、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、申立人が所持している国民年金手帳の発行年月日から昭和 39 年 4 月 30 日と考えられ、この時点で、A 町（当時）には納税組合は存在しなかったことから、申立期間の保険料を納税組合で納付することは不可能であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身が申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与していないため、申立期間当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間について、その母が納税組合を通じて保険料を納付していたと主張しているが、申立人の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年11月まで  
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和49年10月から50年11月までの期間が年金未加入とされていた。49年10月に結婚し、祖父が、49年11月ごろ、国民年金の加入手続きを行い、義父が納税組合に納付していたと記憶しているので、申立期間が年金未加入とれていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月2日に国民年金の被保険資格（強制）を喪失しており、その後、49年10月に婚姻し、50年12月23日に任意加入しているが申立期間に国民年金に任意加入したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和50年12月23日に国民年金に任意加入しているが、この時点で、任意加入者であるため、さかのぼって申立期間の保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間について、その義父が納税組合を通じて国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の義父が申立期間に保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身が申立期間の国民年金の手続に関与してないため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることができない。

## 第1 委員会の結論

申立人の①昭和36年4月から37年3月までの期間及び②37年7月から43年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和37年7月から43年7月まで

昭和54年ごろ、生活に少し余裕ができたので、過去の未納期間について国民年金保険料を払ってくれるよう夫に頼んだ。

60歳になる少し前の平成5年ごろ、夫と共に社会保険事務所に相談に行き、自分の将来の年金受給額を、60歳、65歳又は70歳の受給開始年齢ごとに分けて教えてもらったが、このうち60歳及び65歳から受給開始した場合の額は、その当時の受給額でほぼ満額に相当する額であり、また、社会保険事務所の職員から、未納期間があるという説明は一切無かったため、過去の未納期間は解消されたものと思っていた。

その後、夫が亡くなり、遺族年金の受給に関して社会保険事務所の職員に相談した際に、未納期間があると言われて驚いた。申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続を行い、保険料を納付したとする申立人の夫は既に死去しており、しかも、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないため、納付金額、納付方法、納付場所等について具体的な証言が得られない上、ほかに保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、家計簿等）も無いため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の結婚後の国民年金手帳記号番号は昭和44年12月に払い出されており、この時点で申立期間の大部分は時効により納付できない期間であることから、これを納付するには特例納付によることとなるが、申立人の



夫が申立期間の保険料を特例納付した形跡はうかがえない。

さらに、申立人は、平成5年ごろに社会保険事務所に年金相談に行った際、将来申立人が受給できる年金の額について、60歳、65歳又は70歳の受給開始年齢ごとに分けて説明を受け、このうち60歳及び65歳から受給開始した場合の金額が、当時、国民年金の全加入期間を納付した場合に受給できる額とほぼ同額であったため、その時点の記録では未納が無かったはずであると主張しているが、その金額は、仮に申立人が申立期間の保険料を納付していた場合に受給できる額と一致しない上、特例納付を行っていれば残存しているはずの被保険者台帳が存在しないなど、申立人の主張を裏付ける事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から49年12月まで

社会保険事務所で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間について納付の確認ができなかったと言われたが、申立期間の保険料は夫の分と一緒に銀行の集金人に納付していたので、夫の納付記録が納付済みであるにもかかわらず自分だけ未納とされていることは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を夫の分と一緒に銀行の集金人に納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無いことなどから保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、結婚前である昭和38年1月ごろに国民年金手帳記号番号を取得しているが、その国民年金手帳記号番号は、昭和38年3月の住所変更後に不在処理となっていることから、当該国民年金手帳記号番号によって保険料を納付することは困難であったと考えられる。

さらに、申立人は、昭和52年5月ごろに新しい国民年金手帳記号番号を取得しているが、52年5月時点では、申立期間は時効によって納付できない期間であり、事実、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が昭和38年1月ごろ及び52年5月ごろに取得した二つの国民年金手帳記号番号は、52年度中に国民年金手帳記号番号重複による整理がなされたことも社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿より確認できる。

その上、申立期間におけるほとんどの国民年金保険料の納付方法は、国民

年金手帳に印紙を貼<sup>ちよう</sup>付する方式であることから、申立人が銀行の集金人に保険料を納付したとする申立内容とは合致しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成元年3月まで  
国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間について納付が確認できなかったと言われた。昭和50年4月からは保険料をきちんと納めてきたはずなので納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が居住している市役所の国民年金被保険者名簿によれば、市町村合併前の役場において、平成元年1月及び3年1月に申立人が保険料納付の相談をした内容の記載があり、その内容において申立期間の未納を確認した記述があることから、申立人は、それら2回の納付相談において、申立期間が未納となっていることを認識していた可能性が高いと考えられる。

また、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間において保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料を納付していない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

昭和 38 年 2 月に結婚して間もなく、義理の母が私の国民年金加入手続を行った上、未納期間の保険料を 2、3 回に分けてすべて納付した。年金受給の時には満額もらえると言われたのを覚えている。未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の義理の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、その母親は高齢のため当時の状況を聴取することができず、申立人自身は、申立期間の保険料納付に直接関与していないため、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 38 年 2 月に結婚して間もなく、義理の母親が国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料を 2、3 回に分けて納付したと申し立てているが、申立人の加入手続は 42 年 7 月に行われており、加入手続が行われた時点では、申立期間は、すべて時効により納付することができない期間である。

さらに、申立人の義理の両親は、申立期間と同じ期間の保険料を昭和 45 年 7 月から 47 年 6 月までの間に特例納付しているが、申立人は、両親の特例納付について承知しておらず、申立人の妻についても申立期間内の 39 年 12 月から 40 年 3 月までの期間が未納となっていることなどから、申立期間について特例納付したことをうかがわせる事情が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 9 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月から 50 年 3 月まで

申立期間について、国民年金保険料の納付記録を確認したところ、納付が確認できなかったとのことであった。申立期間の保険料は、市役所に勤めていた兄が一括で納付してくれたはずなので未納とされているのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を兄に納付してもらったはずであると主張し、その証拠として申立期間を含む「納付書・領収証書」を提出しているが、その領収証書には領収印が無いことから、昭和 50 年 7 月ごろの国民年金加入手続の際に当該納付書を受け取り、そのまま納付せずに申立人が保管していたものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続をした時点において、過去に未納期間が多く、今後 60 歳まで保険料を納付しても老齢年金等の受給資格を得ることができない状況であったため、昭和 55 年 5 月 18 日に 89 か月分の特例納付を行っており、その特例納付によって受給権を確保した経過が確認できる。

さらに、申立人は、「兄にさかのぼって国民年金保険料を納付してもらったが自分で納付した覚えは無い。」と申し立てており、事実、申立人自身がさかのぼって保険料を納付した形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から同年 12 月まで

国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、納付の事実が確認できなかったとの回答をもらった。国民年金の加入手続及び保険料納付は父親が行っており、申立期間以外の領収書や未納の納付書はあるにもかかわらず申立期間の領収書及び納付書が無いということは保険料が納付されていたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、その父親が昭和 60 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、その場で保険料を納付したはずであると主張しているが、申立人の国民年金加入手続後に区役所から送付された国民年金手帳送付用の封筒が 63 年 3 月 15 日の消印となっていることから、申立人は、その時期に加入手続を行なったと推認され、申立人の主張とは相違し、申立期間の保険料は時効により納付できなかったと考えられる。

さらに、社会保険庁が保有する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の払出年月日は昭和 63 年 3 月 30 日となっており、申立人の国民年金手帳が送付された時期と合致する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月まで

昭和 47 年 6 月に国民年金に加入し、同年 7 月に同年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を、同年 12 月に同年 10 月から 48 年 3 月までの保険料を、A 区 B 出張所で納付した。

申立期間の保険料も昭和 47 年度中に A 区 B 出張所で納付したはずであるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>なため、具体的な保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間の保険料は、昭和 47 年度においては過年度の保険料に該当するが、過年度の保険料については、制度上、社会保険事務所発行の納付書により金融機関で納付することになっていた上、A 区役所も過年度保険料の収納は実施していなかったとしている。

さらに、申立期間の保険料を用立てて、納付したことを示す特段の事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 51 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 51 年 1 月まで  
昭和 43 年 4 月に会社を退職した。その後、国民年金の加入手続を行った記憶は明確には無いものの、国民年金保険料の納付については、私又は当時の妻が町内の集金人へ納付していた。  
申立期間が国民年金に未加入で保険料は未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、国民年金保険料の納付に関する申立人の記憶が曖昧なため、具体的な保険料の納付状況が不明である。

また、当時の妻も、申立期間に係る申立人の保険料納付について明確な記憶が無い上、当時の妻自身が昭和 42 年 5 月から 47 年 9 月まで国民年金及び厚生年金保険に未加入であることから、当時の妻が自分の国民年金保険料を納付せずに、夫の保険料のみを納付したと考えるのは不自然である。

さらに、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認しても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 48 年 3 月まで  
年金記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていた。時期は明確に覚えていないが、昭和の時代に A 市から保険料納付の督促状が送付され、売上げの中からまとめて 20 万円程度納付した記憶がある。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A 市の被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳には、申立人は、昭和 49 年 6 月に国民年金手帳を交付された後、55 年 6 月 30 日に 39 年 3 月から 44 年 6 月までの保険料 25 万 6,000 円を特例納付したことが記録されており、この金額は申立人が納付したと主張する保険料額（20 万円程度）とおおむね一致している。仮に申立人が申立期間を含めた分の保険料を特例納付していたとすると、保険料額は 43 万 6,000 円となり、申立人が納付したと主張する金額と大きく異なる。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から50年10月まで  
申立期間については、当時の妻と一緒に厚生年金保険に加入していたと思う。また、厚生年金保険に加入していなければ国民年金の保険料を納めていたと思うので、申立期間を納付済みと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、厚生年金保険に加入していなければ、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認したところ、申立人の氏名は見当たらず、当時、国民年金に加入していたという事情はうかがえない。

また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身が国民年金の手續に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認したところ、申立人と同様に当時の妻の氏名についても見当たらず、当時の妻が国民年金に加入していたという事情はうかがえないことから、申立内容には矛盾が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 5 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月から同年 9 月まで

私は、昭和 53 年 10 月 20 日に A 市役所で国民年金の加入手続をし、その際、申立期間の国民年金保険料を納付した記憶があるので、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 10 月 20 日に、A 市役所で国民年金に任意加入しており、それ以前の未加入期間について強制加入期間であったとする記録の変更が行われていないため、53 年 9 月以前の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和 53 年 10 月 20 日に任意加入した旨が記載されており、行政の記録と一致している上、申立人も加入手続の際に国民年金手帳の記載内容が、53 年 10 月 20 日任意加入となっていることを認識したとしている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から平成3年3月まで  
私が20歳になったときは、まだ大学生だったので、父が私の国民年金の加入手続をし、保険料はA銀行で納付書により納めたと聞いているので、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生が強制加入となった平成3年4月1日に国民年金被保険者の資格を取得し、平成3年4月11日に国民年金の加入手続をし、平成5年3月まで保険料を納付していることがB市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の記録により確認される。

しかし、上記以前の申立期間について、申立人は、その父が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたと主張しているものの、父はすでに他界している上、国民年金の加入手続をし、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いので、申立期間に関する申立人の国民年金の加入及び保険料納付状況等を認定する資料が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年11月から2年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月から2年9月まで

申立期間の国民年金保険料は、A社会保険事務所で一括して納付したはずである。いつごろかは定かでないが、間違いなく窓口で納付したので、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社会保険事務所で一括して国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、納付時期等については記憶が明確でないため不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿により平成3年11月以降であることが確認でき、B市の国民年金被保険者名簿によると4年7月13日とされており、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であることから、申立期間を一括で納付したとする主張は不合理であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、妻が後で一括して納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の被保険者名簿の国民年金保険料未納整理記録によれば、昭和60年度及び61年度の保険料が未納となっていたが、61年度の保険料については62年に過年度で納付が行われたことが確認できるものの、申立期間の保険料については納付が確認できない。

また、申立期間の直前の昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料は、当初、申請免除されており、平成4年5月に追納が行われているが、この時点では、免除期間ではなかった申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立期間の保険料の納付を行ったとする申立人の妻は、記憶があいまいであり、保険料の納付時期、納付場所、納付金額等の説明に具体性が無く納付状況が不明である上、社会保険事務所及びA市の記録では、申立期間及びその前後の期間における申立人とその妻の国民年金保険料の納付時期、納付方法等が異なっていることが確認できる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、銀行預金通帳等）が無く、ほかに申立人の申立期間の保険料が支払われていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月から同年12月まで

私は、平成5年7月に、勤めていた会社を退職し、A市役所で国民年金に加入した記憶がある。一緒に納付していた妻の保険料が納付済みとされているのに、自分の保険料だけ申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金収納記録で、申立期間が未納とされているのは、平成12年6月2日に社会保険事務所により資格記録が追加処理されたためであり、それまで申立期間が未加入とされていた12年6月2日時点では、時効により申立期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、平成5年7月に、申立人が国民健康保険に加入するために、A市役所へ出向いたことはA市の記録から確認できるが、同時に行ったとする国民年金の加入手続については、その記憶が曖昧であり、加入手続の状況は不明である。

さらに、申立人から提出された家計簿及び預金口座の入出金記録には、納付済みとされている申立人の妻一人分の国民年金保険料の支出があったことは認められるものの、申立人の国民年金保険料の支出をうかがわせる記載や記録はみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年10月から61年3月まで

私は、昭和53年1月に国民年金に任意加入して以来、A市B市民センターで、3か月ごとに国民年金保険料を納付してきた。

しかし、年金記録の照会をしたところ、昭和60年10月23日付けの任意加入の資格喪失手続により申立期間が未加入とされていた。

私は、任意加入の資格喪失の手続をした記憶は無く、国民年金手帳の記載についても覚えが無いので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金の任意加入の資格喪失手続は、被保険者からの申請がなければ行われない手続であり、申立人の国民年金手帳に記載されている昭和60年10月23日付けの任意加入の資格喪失の記録は、行政の記録と一致している上、資格喪失後に国民年金保険料が納付された場合、当該保険料は還付されているはずであるが、その記録も認められない。

また、申立人は、任意加入の資格喪失手続をした記憶は無いとしているが、申立人が認知しないまま、申立人の国民年金手帳に任意加入の資格喪失の記載がされたとする申立内容は不自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から同年6月まで  
亡き妻から、申立期間の国民年金保険料をA市役所の窓口で納付したと聞いていたので未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の国民年金保険料の納付等は、申立人の妻（故人）が行ったとしており、申立人自身は、直接関与していなかったため、申立内容が不明確である上、申立期間の納付状況も確認できない。

また、申立人の保険料を納付していたとするその妻も申立期間である昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料が未納とされている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から同年 5 月までの期間、38 年 9 月から同年 12 月までの期間、39 年 12 月及び 40 年 9 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から同年 5 月まで  
② 昭和 38 年 9 月から同年 12 月まで  
③ 昭和 39 年 12 月  
④ 昭和 40 年 9 月から 47 年 3 月まで

私は、退職の都度、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、当初の期間は私が区役所で、昭和 40 年 9 月からは在宅の養母が私に代わって集金人に、45 年ごろからは納付書により私が郵便局や金融機関でそれぞれ納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月から38年3月まで

私は、21歳か22歳のころに国民年金に加入したはずであり、郵便局の職員である集金人に、国民年金保険料をまとめて納付したことを記憶しているので、申立期間の保険料を未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立期間当時に同居していた姉二人も申立人の申立期間の保険料が未納であり、このうち申立人と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出されている次姉の保険料は申立人と同じ昭和38年4月から納付済みとなっており、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 150

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から48年3月まで

私は、国民年金の納付書が送られてくれば必ず国民年金保険料を納付していたはずで、国民年金手帳に切手のようなものを貼っていた記憶もあるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、保険料を納付したとする時期や納付先の記憶が曖昧であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から同年6月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和56年4月から同年6月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。義父が夫の分と一緒に私の国民年金保険料を事務組合に納付したはずであり、未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が申立人の国民年金保険料を納付したと主張する事務組合(国民年金事務の取扱団体)は、昭和47年度に登録され、申立人に係る事務委託の徴収開始は56年7月であったことが確認できる。

また、事務組合の委託契約は、未納を発生させない内容(滞納した場合さかのぼって契約を解除)であったことから、申立期間、事務組合が申立人の国民年金保険料を徴収していたとは考え難い。

さらに、申立期間、申立人の夫の国民年金保険料を事務組合が徴収していたことは確認できるものの、申立人の保険料を事務組合が徴収したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から56年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から56年9月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和55年1月から56年9月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。55年1月に入籍し、その際、国民年金の加入手続を行い、保険料も納付したはずであり、未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、国民年金手帳記号番号が昭和56年11月13日に連番で払い出されていることから、夫婦一緒に加入手続されたことがうかがえ、申立人は、その時点で納付可能な54年10月から同年12月までの期間の保険料をさかのぼって納付したことが認められる。

また、申立期間(昭和55年1月から56年9月まで)は婚姻後の期間であり、申立人の妻は厚生年金保険の被保険者であったことから、申立人は国民年金の任意加入者とされ、さかのぼって加入することはできず、未加入とされたものと考えられる。

さらに、昭和56年11月以前、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無く、申立期間、保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から44年3月まで

私は、昭和49年の結婚前に母から「国民年金に入っていたからね。」と言われ国民年金手帳を渡され、結婚後は自分で国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料は母が納付してくれていたもので、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入手続及び保険料の納付についての状況が不明確であり、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の昭和42年度及び43年度の検認記録欄には検認印が無いことに加え、43年度の印紙検認台紙には国民年金印紙が貼付されておらず、切り取りもされていない上、年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出されている義姉は、申立人の申立期間と同様に保険料が未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から53年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から53年11月まで

私は、昭和49年10月に退職した後、すぐに国民年金に加入しようと思い、夫に相談し加入手続を行った。国民年金加入後は、納付書が送られてきたので国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料を未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年11月ごろに国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人がその時期に国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことを示す関係資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和53年12月に任意加入したことが申立人の年金手帳の記録で確認できるため、加入手続を行ったときからさかのぼって国民年金の被保険者となり保険料を納付することはできず、さらに、別の国民年金の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から61年3月までの期間及び昭和62年9月から平成6年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年10月から61年3月まで  
② 昭和62年9月から平成6年6月まで

私は、20歳ごろに結婚し、最初は妻が二人分の国民年金保険料を納付しており、その後は自分で保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和59年5月から平成19年7月までの期間については、社会保険事務所において居所未登録者（転入届が未提出の場合や住民票異動は無いが住所不明の場合で、納付書の発行が困難である者）として管理され、この間は納付書の発行が困難であった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 75

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 39 年 3 月まで

申立期間について、社会保険事務所から国民年金保険料の納付事実が確認できなかった旨の回答を受けたが、20 歳になった時に A 市役所で国民年金加入手続をした記憶がある。集金人が保険料徴収に来ていたと思うが、納付方法は定かではない。転居後の B 区居住時の納付記録の中で納付しているにもかかわらず未納とされていた期間が見付かった例もあるので、A 市での保険料納付記録が無いという回答には納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人の記憶が不鮮明であるため、申立内容に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況を裏付ける事情もうかがえない。

また、申立人は国民年金手帳に記載された資格取得年月日を根拠の一つとして、その時期から保険料を納付していると主張しているが、この資格取得年月日は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡<sup>そきゅう</sup>及して記載されることから、保険料納付の始期を特定するものではなく、申立人の主張は合理的とは認められない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 41 年 2 月時点では、申立期間のほとんどは時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 76

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 2 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月から 50 年 3 月まで

私は、結婚して A 市に住んでおり、自営業だったので国民年金に加入した。しばらくして、20 歳にさかのぼって国民年金保険料を納付する制度があることを知り、10 万円ぐらいのお金を金融機関から引き出し、A 市役所国民年金課の窓口で納付した記憶がはっきりあるので、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「国民年金加入手続後しばらくして、20 歳にさかのぼって国民年金保険料を納付できる制度があることを知り、A 市役所窓口で納付した。」と主張しており、申立人の主張どおりであれば、申立期間の国民年金保険料は特例納付により納付したことになる。申立人の国民年金手帳記号番号は、職権適用によりその夫の国民年金手帳記号番号と連番で昭和 51 年 7 月に払い出されており、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

したがって、仮に申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付したとすると、昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月まで実施された第 2 回目の特例納付とは考えられず、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 51 年 7 月以降に実施された第 3 回目の特例納付（53 年 7 月から 55 年 6 月までの間に実施）によることになるが、その場合の国民年金保険料は、約 40 万円となり、申立人が納付したとする約 10 万円とは大きく乖離している。

さらに、申立人は A 市役所からの通知により、申立期間の国民年金保険料を市役所国民年金課の窓口で納付したと主張しているが、同市役所からの通知が特例納付を勧奨する内容であったとしても、その通知に納付金額を明記していたとは考えにくく、かつ、当時、同市役所では、特例納付の国民年金保険料を市役所国民年金課の窓口で収納することは無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 81

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から同年 12 月まで  
未納とされている期間の国民年金保険料については、都の出納員が自宅に来た際に、まとめて納付していたため、未納とは思えない。当時の国民年金保険料現金領収書を保管しており、同領収書には「37 完」と書かれているので、昭和 37 年 4 月から同年 12 月までについて、保険料を納付しているはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人が保管している国民年金保険料現金領収書には、申立期間の保険料を領収した形跡が無く、しかも、その領収書に領収日として記載されている昭和 40 年 2 月 5 日時点では、申立期間は、時効により保険料を納付できない期間である。

また、領収書の備考欄の「37 完」の記載について、申立人は、「37 年度分完納」の意味に解釈して保険料の未納は無いと主張しているが、「37 完」の記載は、昭和 37 年度の納付状況が確定したことを表記したもので、37 年度分の保険料が完納されたことを示すものではないと考えられ、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の①昭和 41 年 7 月から 48 年 3 月までの期間、②49 年 4 月から 50 年 9 月までの期間、③51 年 1 月から同年 6 月までの期間及び④51 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 7 月から 48 年 3 月まで  
② 昭和 49 年 4 月から 50 年 9 月まで  
③ 昭和 51 年 1 月から同年 6 月まで  
④ 昭和 51 年 10 月から同年 12 月まで

区役所から、国民年金保険料の未納があり、今であれば特例納付ができるので、全額納付するよう督促状が来た。私は、夫の未納分保険料と併せて 84 万円ぐらい一括で納付した。その際、同区役所職員から、これで未納となっている期間は無いと言われた。また、特例納付したにもかかわらず、夫の納付済期間と相違があるのもおかしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 6 月時点で、申立期間を含み未納とされていた全期間の国民年金保険料を、夫婦共に特例納付したと主張しているが、その場合の納付金額は、申立人が納付したと主張する金額を大きく上回ることになる。

また、申立人は、55 年 6 月に、1 回のみ保険料を特例納付したとしており、事実、申立人の主張する金額とは相違するものの、55 年 6 月に特例納付したことが確認できるが、納付金額は、当時、将来の年金受給権を満たすために最低必要となる納付年数に相当する保険料にほぼ見合うものであり、その特例納付保険料は、36 年 4 月から 41 年 6 月までの未納期間の保険料に充当された結果、申立期間について未納が生じたものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の①昭和 45 年 7 月から 48 年 3 月までの期間、②49 年 4 月から 50 年 9 月までの期間、③51 年 1 月から同年 6 月までの期間及び④51 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 7 月から 48 年 3 月まで  
② 昭和 49 年 4 月から 50 年 9 月まで  
③ 昭和 51 年 1 月から同年 6 月まで  
④ 昭和 51 年 10 月から同年 12 月まで

区役所から、国民年金保険料の未納があり、今であれば特例納付ができるので、全額納付するよう督促状が来た。私は、妻の未納分保険料と併せて 84 万円ぐらい一括で納付した。その際、同区役所職員から、これで未納となっている期間は無いと言われた。また、特例納付したにもかかわらず、妻の納付済期間と相違があるのもおかしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 6 月時点で、申立期間を含み未納とされていた全期間の国民年金保険料を、夫婦共に特例納付したと主張しているが、その場合の納付金額は、申立人が納付したと主張する金額を大きく上回ることになる。

また、申立人は、55 年 6 月に、1 回のみ保険料を特例納付したとしており、事実、申立人の主張する金額とは相違するものの、55 年 6 月に特例納付したことが確認できるが、納付金額は、当時、将来の年金受給権を満たすために最低必要となる納付年数に相当する保険料にほぼ見合うものであり、その特例納付保険料は、36 年 4 月から 45 年 6 月までの未納期間の保険料に充当された結果、申立期間について未納が生じたものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 神奈川県国民年金 事案 84

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から52年3月まで

申立期間について、社会保険事務所で調べてもらったところ、申立期間の国民年金保険料について納付記録が確認できないとの回答をもらった。

20歳の時は学生で、国民年金への加入は任意であることは承知していたが、父親の勧めもあり加入することとし、父親が加入手続をしてくれた。

両親も国民年金に加入しており、父親が両親の国民年金保険料とともに集金人に納付したと言っており、両親の保険料は納付済みとなっているのに、自分の保険料だけ未納となっているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳（昭和48年12月）到達を契機にその父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集金人へ納付したと主張しているが、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号が払い出されたのは、昭和52年11月25日であり、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間のほとんどが時効に相当し、保険料を納めることができない。

さらに、申立人が加入時に受領したと主張する国民年金手帳は、オレンジ色調のもので、これは昭和49年11月以降に発行されているものであり、申立人の主張は不自然である。

その上、申立人の加入後は、父親が申立人と両親の国民年金手帳を一括して管理していたと主張しているが、両親の国民年金手帳には申立期間当時の領収書が添付されているが、申立人の国民年金手帳には添付されておらず、申立内容に不自然さが見られ、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 44 年 3 月まで

私は、昭和 36 年ごろに夫婦で国民年金に加入し、私が夫婦二人分の保険料を集金人に納付していた。領収書は集金人が国民年金手帳にホッチキスで留めており、確かに保険料を納付していたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年ごろに夫婦で国民年金の加入手続を行い、申立人が夫婦二人分の保険料を集金人へ納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、45 年 1 月ごろに、夫婦連番で、当時、A 市において実施されていた職権適用により払い出されたことが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の領収書について、集金人が国民年金手帳にホッチキスで留めていたと主張しているが、A 市における領収書方式による集金方法は昭和 46 年度以降に開始されたものであり、申立期間の保険料については、印紙検認方式による集金方法であったことから、申立内容に矛盾がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 86

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年3月まで  
国民年金保険料収納記録について、照会申出書を提出したところ、昭和58年1月から同年3月までの保険料が未納との回答をもらった。  
しかし、申立期間の保険料の納付は父親が行っていたはずであるから、未納となっているはずはない

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、父親が国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身が直接関与していないため、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が保険料の納付を行ったと主張している父親も、国民年金の加入手続及び保険料の納付に係る確かな記憶が無く、申立人の保険料の納付を裏付ける証言等を得ることができない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により納付できない時期であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年8月までの期間及び44年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年8月まで  
② 昭和44年1月

国民年金保険料収納記録を確認したところ、昭和36年4月から39年8月までの期間及び44年1月の納付事実が確認できなかったとの回答を受けた。妻は昭和36年度及び37年度の国民年金保険料を特例納付しており、その時、夫婦二人分の納付書が送付されてきた記憶があるので、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金資格取得日については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和45年11月6日の時点では、同年11月1日とされており、国民年金受付処理簿及びA市の国民年金被保険者台帳でも資格取得年月日は同日と記載されていたが、その後、平成4年11月に社会保険庁において、資格取得年月日は昭和36年4月1日に訂正されている。一方、申立人は、その妻の保険料と一緒に特例納付により保険料を納付したとしている昭和50年ごろの時点においては、申立期間については国民年金に未加入の期間であったため、特例納付により保険料を納付したとする申立人の主張には不合理な点がみられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和45年11月の時点では、申立期間①は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

さらに、申立期間②は国民年金保険料を納付した記憶が無いとしており、事実、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正12年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年12月まで

夫と二人で昭和36年4月から国民年金に加入し、39年1月に厚生年金保険に加入するまで保険料を納付していた。町内の女の人が毎月国民年金保険料を集金に来て、家の玄関で保険料を預かると、カードのようなものに印鑑を押して、現金だけ持っていった。当時国民年金保険料額は一人1か月350円くらいだったと思う。当時のことは、いまだに目に焼き付いている。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年3月に払い出されており、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

また、申立人は、その夫の分と併せ二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、夫について、申立期間当時国民年金に加入していたことは確認できない。さらに、申立期間の国民年金保険料額は一人350円くらいと主張しているが、当時の保険料額は一人150円であり、申立人の主張には不合理な点がある。

加えて、申立期間について、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から55年9月までの期間、57年10月から59年3月までの期間及び59年12月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年12月から55年9月まで  
② 昭和57年10月から59年3月まで  
③ 昭和59年12月から63年3月まで

申立期間中は、いずれもアルバイトをしていて、年金手帳を持って市役所に行き、国民年金の加入手続を行い、市役所内の銀行で国民年金と国民健康保険の保険料を一緒に納めた記憶があり、申立期間が未納となっていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、いずれの申立期間についても、「厚生年金保険から国民年金への切替手続をその都度適切に行った。」と主張しているが、社会保険庁の記録により、申立期間は、いずれも、平成3年3月12日に国民年金被保険者資格記録の追加が行われたことによって未納となったことが確認できる。

また、当時申立人が居住していたA市では、当時から国民年金と国民健康保険の加入手続を同時に受け付ける方針であり、同市において国民健康保険の加入記録が確認できる昭和59年度以降では、申立人が昭和59年12月29日に国民健康保険に加入したことが確認できるものの、当該加入手続を行った時期及び国民健康保険料の納付状況については記録が残っておらず確認できない上、同市では、国民健康保険について、資格取得日から遅れて加入手続が行われた場合はさかのぼって加入させる方針であることから、国民健康保険に加入していたことをもって、申立期間の国民年金保険料を納付していたとは認められない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 61

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から48年3月まで

申立期間の国民年金保険料の納付については、数か月分まとめて区役所に納付していた記憶がある。納付を証明する書類は無いが、保険料の納付があったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、加入手続<sup>ふめいりよう</sup>について記憶が無く、国民年金保険料の納付場所、納付金額の記憶も不明瞭であることから、申立期間当時の状況が不明であり、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 富山国民年金 事案 23

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から38年7月までの期間及び39年10月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年6月から38年7月まで  
② 昭和39年10月から42年3月まで

私は、20歳の時に国民年金の加入手続を行ったと記憶しており、昭和37年6月から38年7月までは、家で集金人に国民年金保険料を納め、また、39年10月から42年3月までは、母親に保険料を預けて金融機関に納付してもらっていたと思うので、納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しが昭和42年6月ころと推察されることから、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和37年6月から38年7月まで町内の納付組織で保険料を納付していたと主張しているが、申立期間において申立人が保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間のうち昭和39年10月から42年3月までの期間については、申立人の母親が、金融機関で申立人及び母親の保険料を納付していたと主張しているが、当時の保険料の納付方法は国民年金印紙を購入する方法であり、金融機関で納付することはできなかつたほか、母親の保険料納付期間は45年1月以降であることから、申立人の主張に不合理な点があると言わざるを得ない。

加えて、申立人が記憶している保険料額は、昭和42年1月以降の保険料額であることから、申立人は、国民年金手帳記号番号の払い出された昭和42年度から保険料納付を開始したものと見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から5年3月まで  
所得が増えて主人の扶養から外れたため、平成4年12月から、国民年金第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更した。その当時は市役所へ出向く用が多く、納付案内が届けば必ず納付していたはずで、未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付書が届けば必ず納付していたはずだと主張しているが、当時の納付状況の記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であり、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、領収書等）が無く、ほかに申立内容を裏付ける周辺事情も確認できない。

また、申立人は、平成5年4月から同年6月までの国民年金保険料を同年6月に3回に分けて納付していることから、その前の期間である申立期間から継続して定期的に国民年金保険料の納付を行っていたとは見受けられない。

なお、平成4年12月の種別変更の手続は、勤務していた事業主が行い、申立人は関与していなかったのではないかと述べていることから、種別変更の手続がなされていたという事実だけからは、申立人の加入及び納付意識が高かったと判断することは無理がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岐阜国民年金 事案 54

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年11月まで  
私たちの町内では、国民年金法の実施と同時に納税組合を作り、市町村税、自動車税、固定資産税、国民年金、国民健康保険等を集めていた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る国民年金保険料を納税組合で納付したと主張しているが、当時、申立人の夫は共済組合の組合員であり、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金の任意加入による資格取得年月日は昭和50年12月19日であり、国民年金手帳記号番号の払出日は51年2月4日であることから、これらを基準にすると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする主張は不合理である。

また、申立人が所持している国民年金手帳は、昭和49年11月に施行の「年金手帳の様式を定める省令」に基づく様式であり、申立期間当時に使用されていた様式の国民年金手帳の交付を受けた記憶は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納税組合関係者からの有効な証言も得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年12月まで

国民年金の加入時期は覚えていないが、保険料は隣保班を通じて毎月納付しており、未納分を後から納付した記憶もあるのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。また、隣保班では、いつも夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたのに、申立期間のうち、昭和40年12月から45年12月までの分については、夫の保険料が納付済みで、私の保険料だけが未納とされていることも納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の記憶が不明瞭であり、国民年金の加入<sup>ふめいりょう</sup>手続を行ったと考えられる申立人の夫も重病であるため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明で、保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和36年4月から40年11月までは、申立人が一緒に納付していたと主張している夫の保険料も未納である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は夫と連番で昭和47年7月に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないため、申立期間の大部分は特例納付でなければ納付できない期間である。申立人の夫については、40年12月から45年3月までの保険料を特例納付するとともに45年4月から47年3月までの保険料を過年度納付しており、これは、国民年金の受給要件である24年間（昭和6年4月1日までに生まれた場合）の保険料納付済期間を60歳到達月の前月に満たすために行ったものと推測されるが、申立人については、46年12月分以降、60歳到達月の前月まで保険料を未納無く納付すれば受給要件を満たすことから、特例納付を行わなかったと考えることに不自然さは無い。

加えて、申立人は、昭和 48 年 2 月に、その時点で最大限さかのぼって納付できる 46 年 1 月から同年 6 月までの保険料を過年度納付しており、申立期間については、その際、時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 76

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から45年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から45年10月まで  
昭和42年10月、私が20歳になったとき、親が国民年金の加入手続きをして、国民年金保険料を納付してくれていたと親から聞いており、申立期間については、保険料は納付されていたと思う。  
申立期間について、保険料の納付の事実が無いとされていることには納得がいけない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和45年12月以降であり、申立人は、現在所持している国民年金手帳のほかに手帳交付を受けたことは無いと述べているが、当該手帳記号番号の年金記録では、申立期間は未加入期間とされており、市の国民年金被保険者名簿においても、申立人は、同年11月10日に初めて国民年金に任意加入したとされている。

また、申立人は申立期間当時、国民年金の加入手続き及び保険料の納付には関与しておらず、申立人の国民年金に係る加入手続きをし、保険料を納付していたとするその両親も、申立期間当時の記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>であり、申立期間に係る加入手続き状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間について、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 77

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から42年3月まで  
昭和36年から2年間、姉の国民年金保険料を父親が前納してくれたと姉から聞いている。私の父親は堅実な人であったことから、納付書が来れば、必ず支払っていたはずであり、私の申立期間の保険料も納付されていると思うので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間当時、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していなかったため、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年5月に払い出されており、国民年金手帳の発行日が「42年6月6日」と明記されていることから、申立人の父親はその時期に申立人の国民年金加入手続を行い、41年12月にさかのぼって国民年金被保険資格を取得したと考えられ、その時点で申立期間は過年度保険料となるため社会保険事務所の納付書で納付することになるが、申立人は社会保険事務所から納付書の送付を受けた記憶も無い。

さらに、申立人の姉については、申立人が主張するとおり、昭和36年4月から2年分の国民年金保険料は納付済みであるが、同期間は申立期間以前であること、及び申立人の姉は36年中には転居し、その後、申立人と同居していなかったことを踏まえると、申立人とその姉の納付記録とは関連性に乏しいといわざるを得ず、申立人の父親が姉と同様、申立期間に係る申立人の保険料を納付していたとは推認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 78

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年9月まで

申立期間当時は、実家で営んでいた工場の手伝いを、兄弟と一緒にしていた。給与も少なく、私が外に勤めに出るまでということ、父親が国民年金保険料を兄弟の分と併せて納付してくれていた。昭和45年に勤めに出るまでは、自分で保険料を納付したことが無かったため、申立期間の保険料の金額や納付場所等の詳細は分からないが、申立期間以降はすべて納付済みであり、この期間だけが未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号払出日は、昭和38年12月17日であり、この時点では、申立期間は時効であるため、申立期間分の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が提出している領収書は、昭和39年1月30日に、申立期間直後で、かつ、その時点では、時効前であった36年10月から38年3月までの分の保険料を過年度納付したことを示しており、このことから、申立期間分の保険料については、納付されていなかったことがうかがわれる。

さらに、市が保存する「国民年金台帳」でも、申立期間は、未納とされているほか、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないことから、これらの状況が不明であり、申立期間中の保険料の納付を裏付ける関連資料も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 静岡国民年金 事案 79

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から47年3月まで

申立期間は、父親が、国民年金保険料として、月額150円くらい支払っていたのを記憶しており、近所に住んでいる叔母も、郵便局員が集金に来たときに、父親が、私の分の保険料も一緒に納めてくれていたのではないかとしている。

また、当時、従弟が市役所の市民課に勤務しており、国民年金課の応援で保険料徴収もしていたが、従弟から未納分の保険料の督促を受けたことも無い。

親戚が、市役所の国民年金に関係する部署にいたのに、私の保険料が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の年金記録上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された日の特定はできないが、申立期間当時、申立人が居住していた市に保管されている「国民年金被保険者索引簿」に、「新規 47.10.31」の記載があることから、申立人は、昭和47年10月ごろに、国民年金に加入したと考えられ、その時点では、申立期間の大半は時効であるため、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、市役所職員であったとする従弟から、国民年金保険料の督促を受けた記憶は無いとのことであるが、申立期間中、申立人が、国民年金に未加入であったことから、未納者リスト等に申立人の氏名が記載されることも無く、保険料を督促されることも無かったとみるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間中、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる客観的な関連資料は無く、申立人の保険料を納めていたとする両親も既に死亡しているため、申立期間の保険料の納付状況を確認することができないほか、申立人の両親が、申立人の保険料を納付していたと話していたとする叔母にも、申立人の保険料の納付に係る具体的な記憶は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 80

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から40年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から40年7月まで  
昭和40年7月に市役所を退職した際、共済組合を脱退し、一時金を支給されたが、国民年金課の先輩から、20歳からの国民年金保険料を納付すれば、将来、満額の年金を受け取ることができるかと勧められ、3,000円ほど納付した記憶があるにもかかわらず、申立期間の加入記録が無くなってしまっている。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は共済組合の組合員期間であり、当該期間は一時金の支給を受けた場合であっても、制度上、国民年金の被保険者になり得ない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和40年9月30日であるが、その時点では申立期間のうち、38年6月以前の国民年金保険料は時効であるため、仮に共済組合の組合員期間でなかった場合でも申立期間の一部については国民年金保険料を納めることはできない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳においても資格取得年月日は昭和40年8月1日となっている上、昭和40年度の国民年金印紙検認記録を見ると、40年4月から7月までの欄に「納付不要」との押印がされており、市の被保険者名簿にも、同期間については「不要」との押印があることから、申立期間の国民年金保険料は納めることができなかつたと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 33

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から40年3月まで

昭和37年9月を過ぎたころ、市役所から集金人が来て、強制的に国民年金保険料を納付させられた。当時の保険料は、100円から150円程度と記憶している。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の申立期間は、国民年金手帳記号番号の払出記録から判断すると、過年度納付によらなければ納付できない期間であることから、過年度納付を取り扱わない集金人に国民年金保険料を納付したとする申立人の申立内容に矛盾することとなり、払出日である昭和40年11月9日の翌月に同年4月から翌年1月までの国民年金保険料を納付していることから、申立人は現年度分の保険料から納付したと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 34

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 49 年 3 月まで

夫が厚生年金保険に加入したときに、役場で国民年金の加入手続をした。火事による家の改築等で国民年金保険料を納付する余裕は無かったが、一括して納めることができるときにまとめて納付した。納付した時期は明確に覚えていないが、間違いなく納付した。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、未納となっていた国民年金保険料を一括して納付したとしているが、納付時期、納付場所及び納付金額の記憶が明確でない。

また、申立人の夫は、昭和 39 年 7 月 7 日から平成 5 年 1 月 14 日までの期間については、厚生年金保険に加入していることから、国民年金制度発足当時から国民年金に加入していた申立人は、39 年 7 月 7 日に国民年金の資格を喪失し、その後、49 年 4 月 1 日に任意加入しているが、申立期間は任意加入の対象期間であるために、その時点で制度上、さかのぼって加入することはできず、かつ、特例納付の対象とはならない期間である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 35

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年6月まで

昭和53年4月から54年6月まで国民年金保険料が未納とされているが、当時、区の公民館において国民年金保険料を集金していたので、公民館で納めていた。

納付した時の領収書は無いが、申立期間は、未納であるはずがない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、所管の町役場に納付場所について照会したところ、当時、公民館において国民年金保険料を集金していたとの事実は確認できず、申立人に国民年金保険料の納付方法や金額について聴取してもその記憶が明確ではなく、国民年金保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人及びその妻には、申立期間以外にも国民年金保険料の未納期間が複数見られる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 36

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで  
社会保険事務所に国民年金保険料の納付について照会申出書を提出したところ、上記期間について納付の事実が確認できなかったとの回答を受けた。  
市の集金人を通じて納付していたので、申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和37年12月27日であり、申立人も、集金人に国民年金保険料を納付するようになったのは、それ以降であったと述べている。しかし、当該手帳記号番号の払出しの時点では、申立期間のうち昭和36年度分は過年度保険料となるが、申立人には社会保険事務所発行の納付書等により過年度納付した記憶は無く、現年度保険料となる37年度分についても、申立人が提出した国民年金手帳の印紙検認記録欄には、当該期間について検認印が押印されておらず、それに対して未納であることを否定する合理的な理由は見いだせない。

さらに、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の夫についても、申立期間は未納とされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 37

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 57 年 7 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 57 年 7 月から平成元年 3 月まで

前妻に給料を渡し、前妻が集金人に国民年金保険料を渡していたので、未納であるはずがない。また、申立期間の一部が申請免除とされているが、当時、免除の申請をした覚えが無い。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、夫婦の国民年金保険料の納付等を行っていたとしている申立人の前妻の納付記録を見ると、申立人の国民年金保険料が未納となっている期間及び申請免除となっている期間は、共に前妻も未納及び申請免除の期間となっており、夫婦の納付記録は一致している。加えて、申立人の前妻は、離婚後に申請免除期間の一部について追納していることから、当該期間の免除について了知していたと考えられ、行政側の年金記録に不自然な点は見受けられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 大阪国民年金 事案 64

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から53年12月まで  
国民年金加入時に、今までの未納分を全額納めないと以後の分を納められないと言われ、妻の分も併せて母がまとめて払ってくれた。  
昭和56年7月に加入となっているが、もっと前に加入しているはずであり、48年4月から53年12月までの69か月について、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入時に市役所で、今までの国民年金保険料の未納分を全額納めないと以後の分を納められないと言われ、母が妻の分も併せてまとめて払ってくれたとしているが、納付時期、納付金額についての申立人の記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、記録によれば、昭和56年7月であるが、申立人にはほかに国民年金手帳があったという記憶は無いほか、48年4月から56年7月ごろまでに、別の国民年金手帳番号が払い出された事情もうかがえなかった。

さらに、当時は特例納付が実施されていた期間ではなく、加えて、申立期間については納付の時効が到来しており、国民年金加入時の納付は、A市役所の納付記録にあるように、当時納付可能であった54年1月分から56年3月分までの過年度保険料の一括納付であったものと推認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 65

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から53年12月まで  
国民年金加入時に、今までの未納分を全額納めないと以後の分を納められないと言われ、夫の分も併せて義母がまとめて払ってくれた。  
昭和56年7月に加入となっているが、もっと前に加入しているはずであり、48年4月から53年12月までの69か月について、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入時に市役所で、今までの国民年金保険料の未納分を全額納めないと以後の分を納められないと言われ、義母が妻の分も併せてまとめて払ってくれたとしているが、納付時期、納付金額についての申立人の記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、記録によれば、昭和56年7月であるが、申立人にはほかに国民年金手帳があったという記憶は無いほか、48年4月から56年7月ごろまでに、別の国民年金手帳番号が払い出された事情もうかがえなかった。

さらに、当時は特例納付が実施されていた期間ではなく、加えて、申立期間については納付の時効が到来しており、国民年金加入時の納付は、A市役所の納付記録にあるように、当時納付可能であった54年1月分から56年3月分までの過年度保険料の一括納付であったものと推認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 66

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から50年3月まで

申立人が昭和51年1月から3月ごろ、近所に住む市役所出張所職員である知人に国民年金手続について相談したところ、知人が親切に夫婦二人分の国民年金加入手続及び納付手続を代理で行ってくれることとなった。数日後に、知人へ夫婦二人分の48年3月から50年3月までの国民年金保険料をさかのぼって支払ったにもかかわらず、未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は当時、近所に住む市役所出張所職員の知人に国民年金の加入手続を依頼し、夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって支払ったと申し立てている。この点について、知人は当時、市役所出張所に勤務していたことが確認されたほか、市役所出張所経由での加入手続も可能であったことから、申立人の加入手続等に関する主張に不自然な点は認められない。

一方、市役所の国民年金記録によれば、加入届出日が昭和51年3月13日であるため、48年12月以前の国民年金保険料については納付の時効が到来しており、申立期間である48年3月から50年3月までのすべてについて遡及して納付することはできない。また、当時、市の保険料徴収は現年度保険料の取扱いのみで、過年度保険料の取扱いは行われていなかったこと、申立人がさかのぼって国民年金保険料を支払ったのは1回であると記憶していることから、申立人が支払った保険料は、50年4月から51年3月までの現年度保険料（昭和51年4月27日に一括納付）であると考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 67

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から42年3月まで

姉妹の国民年金保険料を納付していた父親が、30数年前、妹の未納分を一括で支払うと言っていた時に、私の分はすべて納付してあるので未納はないと言っていた。しかし、記録では、強制加入となった昭和36年11月から42年3月までの65か月間が未納とされており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、資格取得月の昭和36年11月から42年3月までの期間の国民年金保険料について、父親が納付したはずであると主張している。

そこで申立人の国民年金手帳記号番号払出しの記録を見ると、昭和42年7月7日に払い出されていることが確認できる。この場合、別の国民年金手帳が無ければ、申立期間のうち、36年11月から40年3月までの間は時効により保険料納付自体ができない期間となるが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

また、A市の被保険者名簿における納付記録と社会保険庁の記録は、ともに申立期間は未納となっている。

さらに、申立人本人は保険料納付に関与しておらず、父親による保険料納付の時期、方法、金額等の納付状況が一切不明である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福井国民年金 事案 23

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付したものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から同年 6 月まで

昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を 59 年 8 月 2 日に納付したが、当該保険料を 59 年 10 月 23 日に、57 年 7 月から同年 9 月までの保険料へ充当する旨の国民年金過誤納保険料充当通知を受けた。

この通知について妻が社会保険事務所に照会したところ、昭和 59 年 10 月 17 日に納めた 57 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料は、同年 10 月から 12 月までの保険料に充当されるため、当該期間の国民年金保険料は納付しなくてもよいとの説明は受けたが、57 年 4 月から同年 6 月までの保険料については、時効後納付のため未納となっているとの説明は受けておらず、国民年金過誤納保険料充当通知書にも、時効による過誤納とは記載されていない。

私は、申立期間の国民年金保険料について、重複納付により翌月以降の保険料として充当されたと認識しており、未納となっていることに納得できないので速やかに記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金過誤納保険料充当通知書に記載されたメモ及び昭和 57 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料納付書兼領収欄に記載されたメモの内容から、申立人が 59 年 8 月 2 日に納付した 57 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料は、時効により納付期限を経過していたことから、57 年 7 月から同年 9 月までの保険料に充当処理されたこと、及び 59 年 10 月 17 日に納付した 57 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料は、57 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料に充当処理されていたことが確認でき、社会保険庁の事務処理に不自然さは見られない。

また、申立人は、昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、重複納付により還付金が発生し、翌月以降の同保険料に充当されたと主張しているが、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福井国民年金 事案 24

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 8 月まで

昭和 36 年ごろ、旧 A 市 B 町で夫と二人で自営業を営んでいたが、37 年 3 月に長女を出産し、年金は大切だと思い、記念に 1 年間さかのぼって国民年金保険料を納めた記憶がある。当時、うどん 1 杯 20 円、ラーメン 1 杯 30 円程度であったため、国民年金保険料の 100 円を納められなかったはずがない。

その当時、地区の税金等を納めるため、月に 1 回程度、C 小学校近くの金融機関で市民税及び県民税等と併せて国民年金保険料も納めていた記憶がある。私は、これまで税金や年金保険料等を滞納したことは無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦共に昭和 45 年 7 月 22 日に払い出されており、申立期間については、時効により納付できない期間であり、申立人の氏名について複数の読み方で検索しても該当する記録は確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(領収書、家計簿等)は無い上、申立人が主張している内容については、具体性が無く、これを裏付ける事情も見当たらない。

さらに、申立人の夫についても、申立人とほぼ同じ期間(昭和 36 年 5 月から 42 年 8 月までの期間)が未納期間となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福井国民年金 事案 25

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで  
平成 19 年 6 月に国民年金保険料の納付記録を確認照会したところ、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの期間が未納になっていた。当時、地区の町内会長が集金に来ていたことを覚えており、夫の国民年金保険料は納付済みになっているのに自分だけ未納となっているのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金保険料の納付は、すべて夫に任せて自分は関与していなかった。」としているが、申立人の夫が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（領収書、家計簿等）が無い上、申立人の夫は、「妻の国民年金保険料を特例納付で納付したかどうか記憶が無い。」と回答しており、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の夫については、第 1 回特例納付により、昭和 47 年 6 月 28 日に夫自身の 39 年度（12 か月）の国民年金保険料を納付している記録が確認できるが、申立人及びその夫は、40 年 4 月から、一緒に国民年金保険料の納付を開始しており、申立人より夫の方が 1 歳年上であることから、60 歳まで保険料を納付したとしても、老齢基礎年金の支給要件を満たすことができないため、夫のみが特例納付により不足する 1 か年分の国民年金保険料を納付したものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月まで  
昭和 62 年 5 月 15 日に、母が、A 市役所で国民年金加入手続きをする  
と同時に、A 市役所の男性職員に 57 年 4 月から 62 年 3 月まで 5 年分  
の保険料として現金で 39 万円を納付したにもかかわらず、57 年 4 月か  
ら 60 年 3 月までが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 62 年 5 月に払い出されているが、  
申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号  
番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月までの期間について、  
62 年 7 月 7 日に過年度保険料として納付していることが、社会保険庁の  
オンライン記録により確認でき、申立人が納付期間を誤認している可能  
性がうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和 57 年 4 月から 62 年 3 月まで  
の期間について、国民年金加入手続きと同時に、A 市役所で納付したと申  
し立てているが、A 市役所では、過年度保険料については取り扱ってお  
らず、申立内容は不自然である。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していた  
ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に  
判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと  
認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 11 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料については、納付したものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月から平成元年 4 月まで  
昭和 59 年 11 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料の納付記録を照会したところ、保険料の納付は確認できなかったとの回答があった。しかし、A 市役所で国民年金保険料の未納を指摘されて、まとめて納付した。納得できないので改めて調査して記録を訂正するか、納付した保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 4 月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、特例納付が実施されていた時期でもない。

また、申立人が国民年金保険料を一括して納付したとする時期や金額についての記憶が不明確であるとともに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立人は、昭和 32 年 3 月から 59 年 10 月まで厚生年金保険に加入し、52 年 8 月から現在まで A 市に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることができない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年から 63 年までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年から 63 年まで

私は、38 歳か 39 歳くらいの時に将来の自活のことを考えて、生命保険や国民年金に加入した。最初に加入手続をしたときに、A 社会保険事務所でさかのぼって払えと言われ、多分 2 年分約 20 万円を一括して払った。加入後はきっちり支払ってきている。

社会保険庁の記録のように、40 歳になってから納付し始めたということはあるが、一括して払った 2 年分だけでも是非認めていただきたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、社会保険庁の記録及び B 市の国民年金被保険者名簿により、平成 3 年 2 月と確認でき、この時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、B 市の国民年金被保険者名簿では、平成 3 年 6 月 20 日に、元年 5 月から 2 年 3 月までの保険料 8 万 8,000 円を納付したとの記載があるとともに、2 年度分の保険料 10 万 800 円との記載があることから、申立人が一括して納付したとしている 2 年分約 20 万円の保険料は、申立期間のものではなく、元年 5 月から 3 年 3 月までの 1 年 11 か月分 18 万 8,800 円であるものと考えるのが相当である。

さらに、B 市の被保険者名簿及び申立人の父親が書いたメモの内容から、申立人は、国民年金加入時において、62 歳ごろまで保険料を納付しなければ受給権を取得できない状況にあったものと考えられるが、申立人が主張する 38 歳か 39 歳ごろから納付したとすると、62 歳まで納付しなくても受給権を取得できることとなるものであり、申立人の主張は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 5 月まで

私は、昭和 53 年 5 月に夫が退職したので、一緒に国民年金に加入した。夫は、その後、共済組合に加入したが、私は任意加入として国民年金に継続して加入してきた。今回照会したところ、申立期間が未納とされたが、国民年金の資格喪失届を提出した記憶は無く、納付書が送付されてくれば必ず納付したはずであり、当該期間が未納とされるのは納付できない。なお、納付を証明する書類は所持していない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人は、昭和 58 年 4 月 1 日に任意加入していた資格を喪失し、59 年 6 月 7 日に、再度、任意加入で資格を取得したことになっており、これは、市が保管する国民年金被保険者名簿の記録と一致している。

また、申立人が所持している国民年金保険料領収証書により、申立期間直前の昭和 55 年度から 57 年度までの期間については、おおむね 1 年間分の国民年金保険料を一括納付しているとともに、再加入した 59 年 6 月については、当該月分のみの保険料を納付していることが確認でき、市が保管する国民年金被保険者名簿の資格喪失及び再取得の記録に不自然さは見られない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から52年12月まで

私は、勤務していた会社を退職し、厚生年金保険から脱退した後は、税理士事務所に勤務するとともに、国民年金に加入し、その保険料は、当時同居していた母親が納付していたはずであるので、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和53年3月の時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、申立人は特例納付をした記憶が無いとしており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は9年余と長期間であるが、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から49年1月までの期間及び平成10年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から49年1月まで  
② 平成10年3月

私は、昭和36年4月に国民年金に加入した。その後、資格取得した厚生年金保険の被保険者資格を喪失したので、国民年金への加入手続を取ったはずであり、46年1月から49年1月までの分について未納というのは納得できない。また、平成10年3月分については、金融機関の口座振替で納付していたので、未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、①昭和46年1月から49年1月までの期間については、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した時点で国民年金の加入手続を行い、併せて付加保険料の納付も開始したとしているが、付加保険料の納付開始時期は49年6月であるなど、国民年金の加入状況や保険料の納付状況等について、申立人の記憶は曖昧である。

また、申立期間のうち、②平成10年3月については、申立人は、国民年金保険料を口座振替で納付していたとしているが、口座振替は、毎月27日に行われることとなっており、申立人は、10年3月10日付けで、国民年金保険料の口座振替に利用していた金融機関に対し、国民年金保険料口座振替取消届を提出し、金融機関では、同日付けで申立人の口座振替を解約していることが確認でき、申立人の主張は不自然である。

さらに、いずれの申立期間についても、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から43年1月まで

昭和40年3月にA市で結婚した時、叔母がB市役所で国民年金の集金の仕事をしていた関係で、国民年金の加入と納付を勧められ夫婦共に加入手続をした。40年4月から43年1月までの期間、1か月分の保険料は、夫婦二人分で1,000円ほど支払っていた。夫の保険料は納付済みになっており、私の保険料のみ未納とされていることに納得がいかない。

また、母もその時ぐらいから叔母の勧めで国民年金に加入し、年金をもらえるようになった。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年3月に、夫婦共に国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及びその夫の手帳記号番号は、49年6月12日に連番で払い出されており、申立内容に齟齬<sup>そご</sup>が見られる。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和49年6月時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、申立人について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、納付場所、金額、納付方法等についての申立人の記憶が明確ではなく、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人の夫については、申立期間が納付済みとなっているが、婚姻前の住所で払い出された国民年金手帳記号番号に基づき納付したものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から53年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から53年2月まで  
昭和49年5月に市役所で国民年金の加入手続をした。

その後、市役所の人に、毎月末ごろに自宅へ集金に来てもらい国民年金保険料を支払った。金額は正確に覚えていないが、600円から1,000円の間であった。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、集金人が毎月末に国民年金保険料を集金に来ていたと主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していた市では、国民年金保険料は3か月ごとに集金されており、申立内容に齟齬<sup>そご</sup>が見られる。

また、申立人は、昭和49年5月に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人が所持する国民年金手帳には、初めて被保険者になった日は53年3月24日と記載されているとともに、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿では、払出日が53年4月21日であることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の夫は厚生年金保険に加入していたことから、申立人の国民年金への加入については、任意加入となり、制度上、国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から平成8年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から平成8年5月まで  
病弱な母に代わり家事を任されていた私のために、母は、亡くなるまで私の国民年金保険料を納付してくれていた。そのことは母から聞いていたので未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、33年を超える期間について申し立てているが、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、通常、国民年金保険料を納付することができない60歳到達日以降の期間についても納付したと申し立てているうえ、申立期間の一部については、「納付していなかったかもしれない。」としているなど、申立内容には不自然な点が散見される。

さらに、氏名を複数の読み方で検索しても、別の国民年金手帳記号番号が存在することは確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から39年3月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から39年3月まで

平成13年に、国民年金の裁定請求手続を行った際、社会保険事務所の記録では申立期間の国民年金保険料が未納とされていることがわかった。

当時、私の国民年金保険料は、消防団分団長でもあったAさんが集金に来て、親が納付してくれており、私もその場に同席したことがある。

両親及び集金人は既に亡くなり、納付を証明する書類も残っていないが、国民年金保険料は月額で100円又は150円だったと記憶しており、私の納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日が、昭和39年4月となっており、申立期間直後である昭和39年度から42年度までの申立人の国民年金保険料の収納状況をみると、B市の国民年金被保険者名簿において、39年度分の国民年金保険料については40年1月に一括納付、41年度から42年度までの国民年金保険料については現年度納付していることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は39年度中に行われたと推定され、その時点において、申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

なお、申立人が記憶している集金人が国民年金保険料の集金に従事した期間については、B市に記録が無く、不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 3 月から 41 年 7 月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月から 41 年 7 月まで

昭和 49 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料納付の領収書があるが、実家の母親（故人）が私の知らないうちに納付してくれていた。母親の性格等から、申立期間についても母親が納付してくれていたと思うので、社会保険事務所の記録で未納とされていることに納得できない。

姉に聞いたところ、当時、市の職員が自宅に集金に来ていたとのことであるが、申立期間中の領収書等については保管していない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親は既に亡くなっているため、国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、現在、申立人が保有している国民年金手帳（昭和 49 年 6 月 22 日払出し）以外に、40 年ごろ、同居しかつ強制被保険者であった姉（四女）が申立人と連番で国民年金手帳記号番号を払い出されていることが確認できるが、その姉（四女）についても申立期間について国民年金保険料は未納であった。

さらに、現在、申立人が保有している国民年金手帳に係る A 市保管の国民年金被保険者名簿においても、昭和 49 年に 40 年に発行された国民年金手帳記号番号を統合している経緯はあるが、申立期間についての納付記録は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から38年3月まで

私は、国民年金保険料について、国民年金加入当初から夫の分と一緒に、忘れることなく納付してきた。

社会保険事務所の記録において、昭和36年10月から38年3月までの国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金保険料納付済み期間に係る保険料納付を示すすべての領収書等を所持しているにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料に係る領収書等のみを所持していないのは不自然である。

また、申立人の所持する国民年金手帳の申立期間に係る検認記録欄には納付済みを示す検認印は無く、印紙検認台紙が既に切り離されており、かつ、契印が確認できることから、申立期間に係る保険料が未納であることを確認し、処理されたものであることがうかがわれる。

さらに、申立期間については、申立人と一緒に納付したとする夫も未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 10 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月から 38 年 3 月まで

私の国民年金保険料については、妻が国民年金加入当初から妻の分と一緒に、忘れることなく納付してきた。

社会保険事務所の記録において、昭和 36 年 10 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金保険料納付済み期間に係る保険料納付を示すすべての領収書等を所持しているにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料に係る領収書等のみを所持していないのは不自然である。

また、申立人の所持する国民年金手帳の申立期間に係る検認記録欄には納付済みを示す検認印は無く、同手帳から印紙検認台紙が既に切り離されており、かつ、契印が確認できることから、申立期間に係る保険料が未納であることを確認し、処理されたものであることがうかがわれる。

さらに、申立期間については、申立人と一緒に納付したとする妻も未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、昭和39年12月に結婚し、A市からB市に転居し、国民健康保険に加入したが、国民年金には加入しなかった。

しばらくして、国民年金の加入勧奨を受け加入したが、加入手続のため市役所へ行った覚えは無い。

女性の集金人に、昭和41年11月ごろ、妻の分と併せた国民年金保険料として7,000円から1万円ぐらいの金額を支払った。集金人に「C社会保険事務所へあなたのために行って来た。」と言われたので、36年4月からの国民年金保険料は納付済みであると思っており、社会保険事務所の記録で未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付金額についての記憶が明確でなく、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を集金人に納付したとしているが、国民年金手帳記号番号が払い出された時点（昭和41年7月）では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、納付可能な期間の国民年金保険料は過年度納付となるため集金人に納付することはできず、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、当初、申立人及びその妻の国民年金保険料を併せてさかのぼって納付したとしていたが、申立人の妻は申立期間について未納となっており、その後、申立人の国民年金保険料だけを納めたものであると主張を変更するなど、申立人の記憶は曖昧である。



加えて、昭和 41 年 11 月ごろは特例納付の実施期間ではなく、36 年 4 月までさかのぼって納付することができない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から42年12月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から42年12月まで

昭和42年10月ごろに、結婚するに当たって、姉から「これからは自分で納付するように」と国民年金手帳を渡され、結婚後、A町に転居しその手帳で転入手続を行った。

昭和48年10月にB市からC市に転居した際に国民年金手帳が更新され、その後、手帳を確認すると申立期間の資格記録が無くなっているのに気付き、すぐに結婚前に住んでいたD町役場に確認したが、加入期間は無いとの回答であった。社会保険事務所に何度も出向き照会したが、加入記録は確認できなかった。

申立期間に係る国民年金保険料については、私の姉が、3か月ごとに来ていた集金人に、兄及び姉の分と一緒に納付してくれていたはずなので、社会保険事務所の記録で未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の姉が、申立人に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料は、姉が、兄及び姉の分と併せて三人分一緒に集金人に納付していたとしているが、姉は、昭和40年1月から62年4月までの期間は厚生年金保険に加入しており、申立期間において、国民年金保険料を納付しておらず、申立人の主張は事実と異なっている。

さらに、申立人は、結婚後転居したA町(現在は、E町)において、結婚前に姉から渡された国民年金手帳で転入手続を行ったと主張しているが、社会保険庁の記録では、国民年金手帳記号番号は昭和43年2月15日に払い出されており、同町が保管する国民年金保険料集金表によると、43年1月に国民年金の加入手続が行われ、同月から国民年金保険料が納付されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月から 50 年 12 月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月から 50 年 12 月まで

私は、昭和 47 年 5 月に結婚し、A 町で婚姻届を提出した際に、国民年金加入届を一緒に提出したと記憶している。

国民年金保険料は、加入手続後、地域の役員が集金に来てくれており、納付していた。領収書は無いが、社会保険事務所の記録で未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）を所持していない上、申立期間に係る国民年金手帳の交付を受けた記憶が無いと主張するなど、当時の記憶が曖昧で国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、A 町では、地区集金台帳により国民年金保険料の納付状況を記録管理していたが、申立期間に係る地区集金台帳に申立人の名前は記載されておらず、昭和 50 年度の地区集金台帳により、昭和 51 年 1 月から申立人の地区集金が始まっていることが確認できる。

さらに、申立人は、昭和 51 年 1 月に国民年金の任意加入手続を行った際に発行された国民年金手帳しか所持しておらず、それ以前に国民年金手帳が交付された記憶は無く、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から43年5月までの期間及び43年8月から48年11月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年8月から43年5月まで  
② 昭和43年8月から48年11月まで

私は、申立期間当時、米穀店を営んでいる両親と同居していたが、私の分の国民年金保険料は、父親が中年の女性の集金人に納付していたと聞いている。

家業も好調であり、申立期間について、社会保険事務所の記録では、同居の両親の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の分が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点（昭和51年6月11日）では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 10 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月から 42 年 3 月まで

申立期間当時、市役所の女性職員が集金に来ており、私が、母及び姉の分と併せて三人分の国民年金保険料を納付していた。

その後、結婚が決まった際、「古い手帳は市役所で預かるので、この新しい手帳を持って嫁ぎ先の市役所に行って下さい」と市役所の女性職員に告げられ、それに従い手続をした。それにもかかわらず、社会保険事務所の記録において、古い国民年金手帳に係る申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日が、昭和 43 年 4 月 18 日となっており、申立期間直後の昭和 42 年度における国民年金保険料納付状況を見ると、市の国民年金被保険者名簿において、42 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料が 43 年 3 月に、43 年 1 月から 3 月までの国民年金保険料が同年 4 月にそれぞれ納付されていることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続が 43 年 3 月ごろに行われたと推定され、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人は、現在所持している国民年金手帳より前に別の国民年金手帳を有していたと主張しているが、仮にその手帳が昭和 36 年度から 40 年度までの手帳であったとすると、現在所持する国民年金手帳の検認記録欄は、41 年度が最初のページになるはずであるが、申立人の所持する国民年金手帳は 42 年度が最初のページになっていることから、41 年度以前に別の国民年金手帳が発行されていなかった可能性が高いと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の、昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間、54 年 10 月から 56 年 3 月までの期間及び 57 年 4 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで  
② 昭和 54 年 10 月から 56 年 3 月まで  
③ 昭和 57 年 4 月から 63 年 3 月まで

昭和 63 年ごろ、社会保険事務所から葉書が届き、申請免除になっている期間の保険料をすべて納付できるとして、11 万円くらいの金額が書いてあった。

妻と相談し、私が留守の時、訪問した社会保険事務所の人に、妻が一括で支払った。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無い上、社会保険事務所が保管している当時の領収済通知書、職員現金領収証書を確認したが、申立人が、昭和 63 年ごろに、免除期間に係る国民年金保険料を追納した記録は見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料をすべて追納した場合の保険料額は約 50 万円であり、申立人が納付したとする金額とは大きく相違している。

さらに、申立期間のうち昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの期間については、社会保険事務所の特殊台帳及び市町村役場の被保険者記録では未納となっており、申立人の主張する 63 年当時には、時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的



に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島国民年金 事案 81

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、大学生の時、親戚から国民年金加入を勧められ、大学卒業後すぐ国民年金加入手続を行い、保険料を 3 か月分まとめて払っていた。未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 58 年 4 月ごろに払い出されていると推認され、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

加えて、申立人は、当初、大学卒業直後の昭和 53 年 4 月に国民年金加入手続をしたと主張していたが、卒業時期は 54 年 3 月であったことが確認されており、実際に卒業した 54 年 3 月に加入手続を行ったと仮定しても、本来、学生であったため任意加入の対象となる 53 年 3 月にさかのぼって資格取得が行われるとは考え難く、申立人は、大学を卒業してからある程度期間が経過した後に加入手続を行ったと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 6 月まで  
国民年金の加入手続や保険料の納付は父母が行っていたので詳しいことは分からないが、昭和 36 年 3 月に資格取得しているにもかかわらず、申立期間が未納となっているのは納得いかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父母が、申立期間について国民年金保険料を納付していることを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間当時の同居家族で国民年金の強制加入の対象者のうち、母親は加入しておらず、姉は加入しているものの結婚により別居するまで保険料は未納となっており、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島国民年金 事案 85

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月まで  
国民年金保険料納付記録について照会したところ、納付の事実が確認できなかったとの回答をもらった。  
申立期間については、国民年金手帳の「昭和 42 年度国民年金印紙検認記録」の各月欄には検認印は押印されていないが、同欄と「国民年金印紙検認台紙」（切り離し済み）との間に契印の跡があることから、保険料を支払っていたことになると思うので、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の申立期間における国民年金保険料の納付に係る記憶も明らかで無い。

また、申立人が国民年金保険料の納付を裏付ける関連資料であると主張する国民年金手帳の契印の跡は、国民年金手帳が市町村に提出された年度より前の年度に係る国民年金印紙検認台紙を国民年金手帳から切り離す際に、検認印により切取線上に契印を押したものであり、国民年金保険料の領収を示すものではない。

さらに、申立人は、申立期間のほかにも、国民年金の強制加入対象期間でありながら未納となっている期間が散見され、申立人の妻についても、申立期間を含め未納期間が見受けられる。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと申立てているが、申立人の国民年金手帳の発行日は、昭和 43 年 10 月であり、その時点で申立期間は過年度保険料となることから、過年度保険料を取り扱わない市役所の集金人に納付したとするのは不合理である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島国民年金 事案 86

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月まで  
国民年金保険料納付記録について照会したところ、納付の事実が確認できなかったとの回答をもらった。  
申立期間については、国民年金手帳の「昭和 42 年度国民年金印紙検認記録」の各月欄には検認印は押印されていないが、同欄と「国民年金印紙検認台紙」（切り離し済み）との間に契印の跡があることから、保険料を支払っていたことになると思うので、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の申立期間における国民年金保険料の納付に係る記憶も明らかで無い。

また、申立人が国民年金保険料の納付を裏付ける関連資料であると主張する国民年金手帳の契印の跡は、国民年金手帳が市町村に提出された年度より前の年度に係る国民年金印紙検認台紙を国民年金手帳から切り離す際に、検認印により切取線上に契印を押したものであり、国民年金保険料の領収を示すものではない。

さらに、申立人は、申立期間のほかにも、国民年金の強制加入対象期間でありながら未納となっている期間が散見され、申立人の夫についても、申立期間を含め未納期間が見受けられる。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと申立てているが、申立人の国民年金手帳の発行日は、昭和 43 年 10 月であり、その時点で申立期間は過年度保険料となることから、過年度保険料を取り扱わない市役所の集金人に納付したとするのは不合理である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島国民年金 事案 87

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで  
社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間については納付事実が確認できないとの回答があった。  
市役所で転入手続をした際、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は、以後、夫婦共に毎月欠かさず銀行窓口で納付している。ほかの国民年金加入期間はすべて納付済みとなっているのに、申立期間の 1 年間だけが未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会判断の理由

申立人及びその妻は、市役所で転入手続をした直後から毎月欠かさず国民年金保険料を納付したと説明しているが、社会保険庁の記録では、申立人及びその妻は、転入日の翌日である昭和 59 年 12 月 21 日に国民年金被保険者資格を取得しているものの、申立期間前の 59 年 12 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料は、過年度納付となっている。

また、申立期間後の昭和 61 年 5 月から同年 10 月までの国民年金保険料は、申立人及びその妻共に納付期限後の納付となっており、同年 11 月から 62 年 3 月までの保険料は過年度納付となっていることから、申立人の主張するような納付状況は見受けられない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島国民年金 事案 88

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年4月から61年3月まで  
社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間については納付事実が確認できないとの回答があった。  
市役所で転入手続をした際、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は、以後、夫婦共に毎月欠かさず銀行窓口で納付している。ほかの国民年金加入期間はすべて納付済みとなっているのに、申立期間の1年間だけが未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会判断の理由

申立人及びその夫は、市役所で転入手続をした直後から毎月欠かさず国民年金保険料を納付したと説明しているが、社会保険庁の記録では、申立人及びその夫は、転入日の翌日である昭和59年12月21日に国民年金被保険者資格を取得しているものの、申立期間前の59年12月から60年3月までの国民年金保険料は、過年度納付となっている。

また、申立期間後の昭和61年5月から同年10月までの国民年金保険料は、申立人及びその夫共に納付期限後の納付となっており、同年11月から62年3月までの保険料は過年度納付となっていることから、申立人の主張するような納付状況は見受けられない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの期間及び56年4月から平成元年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和54年1月から同年3月まで  
②昭和56年4月から平成元年8月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間については納付事実が確認できないとの回答があった。

国民年金保険料を納付した事実を証明する領収書等の書類は残っていないが、申立期間当時は、妻が市役所の集金人に定期的に国民年金保険料を支払っており、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその妻の納付時期等に係る記憶が詳細ではないため保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間については、申立人の保険料納付を行っていたとされる申立人の妻も未納であり、特に申立期間②については、約7年と長期にわたっている。

さらに、申立期間②直後の平成元年9月から2年3月までの国民年金保険料は、過年度納付となっていることから、定期的に集金人に納付していたという主張と齟齬<sup>そご</sup>があり、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 広島国民年金 事案 90

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から60年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年6月から60年7月まで  
社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間については納付事実が確認できないとの回答があった。  
昭和59年5月に会社を退職した後、国民年金加入手続を行い毎回納付期限内に市役所で国民年金保険料を納付してきたのに、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間は、社会保険庁の記録、市役所の被保険者名簿の記録のほか、申立人が保持している国民年金手帳に記載の記録においても、未加入の期間とされていることから保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入状況、納付状況等の記憶が明らかではなく、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島国民年金 事案 91

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年2月までの期間、同年7月及び56年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和50年4月から51年2月まで  
②昭和51年7月  
③昭和56年3月

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間については納付事実が確認できないとの回答があった。

父が町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料については父が一括納付し、申立期間③についても父が納付したと聞いており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会判断の理由

申立人の父が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人及びその父は国民年金保険料の納付時期、納付手続等に関する記憶が明らかでないため、国民年金保険料の納付時期が特定できず、かつ、納付状況等についても不明であり、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間①、②及び③は、昭和63年4月22日に国民年金被保険者資格が追加された期間であり、当時は未加入の期間とされていたことから保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の父が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島国民年金 事案 92

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から52年11月まで

私は、昭和50年4月に婚姻し、52年12月に町役場で国民年金の加入手続をした上で、国民年金保険料を納付している。

その後の昭和53年ごろ、町役場から特例納付の通知が来たため、夫が同町役場支所で申立期間の保険料を一括納付したが、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立期間は国民年金に未加入とされていることから保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の夫が国民年金保険料を納付したとする時期は、第3回目の特例納付の実施時期であるが、申立期間は任意加入の対象となる期間であることから、制度上、特例納付ができない。

さらに、当時の町役場支所の担当者から「同支所には金融機関が入居しておらず、同支所で国民年金保険料を収納することはできなかったと記憶している」との証言があり、申立内容に不合理な点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 61 年 3 月まで  
社会保険庁の記録では、昭和 57 年 10 月に資格喪失届を提出したこととなっているが、同届を提出した記憶は無く、継続して任意加入として保険料を納付してきたはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人は昭和 46 年 3 月 29 日に国民年金の強制加入から任意加入に種別変更し、57 年 10 月 12 日に資格喪失届を提出したこととなっている。

また、申立期間当時、申立人は旧 A 町（現在は、B 町）に在住しており、同町が保管する国民年金被保険者名簿にも、申立人は昭和 57 年 10 月 12 日に資格を喪失したことが明記されていることから、申立期間において任意加入被保険者であったとの主張は肯定できない。

さらに、市町村の被保険者名簿において資格喪失とされた場合、国民年金保険料の納付書は申立人に送付されていないはずであり、納付書無しで 3 年半にわたり納付し続けたとの申立人の主張は不自然であり、申立人に事情を聴取しても、納付金額が明確でないなど国民年金保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで

社会保険庁の記録では、昭和58年4月に資格喪失届を提出したこととなっているが、同届を提出した記憶は無く、継続して任意加入として保険料を納付してきたはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人は昭和46年4月1日から国民年金に任意に加入し、昭和58年4月1日に資格喪失届を提出したこととなっている。

また、申立期間当時、申立人はA市に在住しており、同市が保管する国民年金被保険者名簿にも、申立人は昭和58年4月1日に資格を喪失したことが明記されていることから、申立期間において任意加入被保険者であったとの主張は肯定できない。

さらに、市町村の被保険者名簿において資格喪失とされた場合、国民年金保険料の納付書は申立人に送付されていないはずであり、納付書無しで3年にわたり納付し続けたとの申立人の主張は不自然であり、申立人に事情を聴取しても、納付金額が明確でないなど国民年金保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から4年3月まで  
社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、上記期間が未納との回答を得た。結婚により会社を退職した平成6年12月ごろに一括納付した記憶があるので、未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年12月ごろに国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと述べており、加入手続を行った時期については、国民年金手帳記号番号が払い出された時期（平成7年2月17日）からみて妥当であるが、この時点では、既に申立期間の保険料は時効により納付できなかったことから、申立内容は不合理である。

また、学生であった申立期間について、その当時に国民年金に加入し、免除を申請したという記憶は無いことから、追納により申立期間の保険料を納付した可能性も考えられず、さらに、申立人に事情を聴取しても、記憶している納付金額は、実際の保険料額と相違している。

加えて、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年9月まで

昭和38年5月まで、A市区町村に住んで美容院に勤務しており、経営者が国民年金保険料を納付していた記憶がある。また、婚姻してB市区町村に帰ってからは、自分で国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納であることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の昭和41年10月4日に国民年金に任意加入しており、未加入期間である申立期間について国民年金への加入手続が行われた事実が確認できない。

また、申立人の国民年金加入手続は、昭和36年4月に、以前にB市区町村で勤務していた美容室の経営者の夫が行ったとのことであるが、申立人は、35年1月から38年5月までの間はA市区町村に住所があり、B市区町村では、国民年金の加入手続を行うことはできないことから不合理であり、具体的な納付状況も不明である。

さらに、昭和38年5月から41年9月までの間は、納付場所がB市区町村の窓口から納付組織での納付に申立内容が変わるなど記憶に曖昧さがあり、申立期間において国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(預貯金通帳や家計簿の入出金記録、確定申告書等)も無い。

加えて、申立期間において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 島根国民年金 事案 29

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から6年5月まで及び7年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年8月から6年5月まで  
② 平成7年10月から同年12月まで

申立期間当時は、いずれも父親が市区町村において、国民年金保険料を月々支払っていたことから、未納とされていることには納得できない。年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、手続をしたという父親も既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が明確ではない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成9年4月1日以降に払い出されているが、その時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については市区町村で国民年金保険料を納付したとの申立てであるが、この期間は、国民年金手帳記号番号の払出年月日からみて過年度の保険料納付に当たるため市区町村では納付できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から同年8月までの期間及び39年12月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年2月から同年8月まで  
② 昭和39年12月から40年3月まで

昭和39年2月ごろにA市区町村に帰郷した際に、A市区町村に勤務していた兄に案内され、A市区町村で国民年金の加入手続をした記憶がある。また、同時に、何か月分かをまとめて納付しており、それ以降未納は無いと思っている。納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(預貯金や家計簿の入出金記録、確定申告書等)は無い。

また、申立人に聴取したところ、昭和39年2月ごろA市区町村に帰郷した際に行った手続について、国民年金と国民健康保険の両方行ったか、国民健康保険のみしか行わなかったか分からないと述べているほか、申立期間①と②の間に加入していた厚生年金保険の資格取得及び資格喪失に伴う国民年金の手続について覚えていないなど、申立期間当時の記憶は不明確であると考えざるを得ない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和41年1月14日であるが、その時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となることから、保険料の納付先は社会保険事務所となるが、申立人は国民年金保険料をA市区町村で納付したと申し立てており、当時、A市区町村庁舎内には国庫金を取り扱う指定金融機関が存在しなかったことから、申立内容に矛盾がある。

加えて、別に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から49年9月まで

申立期間の国民年金保険料について、金融機関窓口又は自宅を来訪した金融機関職員を通じて納付していた。当時、保険料は必ず納付するものであるとの認識があったため、未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人には、国民年金加入手続に係る記憶が無い一方、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年10月31日以降に、申立人の夫の記号番号と連続して払い出され、兩人とも、49年10月分から保険料を納付していることから、申立人の国民年金加入手続は、49年10月に申立人の夫が厚生年金保険の資格を喪失したのを契機に、申立人の夫の分と併せて行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間のうち、婚姻した昭和48年4月から49年9月までの期間は、申立人の夫が厚生年金保険に加入していたため、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、制度上、さかのぼって加入すること、及び保険料を納付することができない期間であり、それ以前の申立期間については、特例納付及び過年度納付により保険料を納付することは可能であったが、申立人は、「申立期間分についてさかのぼって納付したことは無い。」としている。

さらに、申立人は、申立期間当初から国民年金手帳記号番号の払出時点まで、同一住所地に居住していたため、この記号番号と別の記号番号が払い出されているとは考えにくく、申立人に聴取しても、「国民年金手帳は現在持っている1冊だけで、ほかの年金番号は見当たらない。」としている。

加えて、申立人に係る国民年金被保険者名簿には、「資格取得：昭和49年10月6日」、「手帳本人渡：昭和49年12月17日」の記載があるほか、同名簿の徴収済記録欄には、昭和49年9月分の納付欄に「この月まで納付不用」のスタンプ印、49年10月分以降の欄には、保険料を納付したことを示す納付年月日のスタンプ印が押されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から44年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年12月から44年9月まで  
昭和41年12月から44年9月までの国民年金納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答を受けた。20歳から厚生年金保険に加入するまで、母親が自分の国民年金と併せ地区の集金人に納付していたと記憶している。領収書、国民年金手帳等は無くなったが、未納になっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、未加入期間である申立期間について、申立人の国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、手帳等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間当時、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無いほか、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、国民年金保険料を納付したとしている申立人の母親から聴取しても、記憶が曖昧であり、ほかに申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から48年1月まで

昭和42年ごろ、A会のBさんに、サラリーマンの妻は、強制ではないが国民年金に加入すれば、将来、年金がもらえると勧誘され、加入したことを覚えている。その後、Bさんが集金に来て国民年金保険料を納めた。

昭和53年にC町役場（現在は、D市）で不祥事が発覚して、A会が集金した国民年金保険料の入金記録が改ざんされていることも判明した。それは数年前から改ざんされていたことが明らかになっており、自分の納めた金額もそうになっていたのではと思っている。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、納付組織のBに納付したと主張しているが、申立人が未加入期間とされている申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和48年3月5日となっているが、申立期間は任意加入の対象となる期間であることから、当該手帳記号番号の払出しの時点では、制度上、さかのぼって加入すること及び保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、C町（現在は、D市）における国民年金被保険者台帳及びD市の意見書によっても、昭和42年1月から保険料納付が行われていたことは認められず、申立人にも国民年金手帳の交付を受けた記憶は無いなど、申立人の主張のとおり昭和42年当時に国民年金に加入したことについての周辺事情を見出すのは困難である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から48年2月までの期間及び49年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から48年2月まで  
② 昭和49年1月

昭和55年の特例納付時にA市役所にて過去の未納期間を確認してもらい、未納期間のすべてを納付することとした。A市役所にて納付書を作成してもらって、55年6月30日にB銀行C支店にて納付し、以後未納期間は無いものと思っていた。申立期間の21か月について、納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和55年6月30日に特例納付を行った際の領収書には、納付金額が「144,000円」と記載されているものの、納付期間については未記載となっている。

一方、申立人に係る社会保険庁の国民年金被保険者台帳の備考欄には、納付された36か月分、14万4,000円の特例納付の保険料について、厚生年金保険の加入期間が確認できないため、とりあえず昭和36年9月から39年8月までの保険料として収納し、後日、対象期間が判明次第、所定の期間に充当する旨の記載があり、実際に後から厚生年金保険の加入期間を基に納付期間が訂正されていることがうかがえるが、訂正後の納付期間の中には申立期間は含まれていない。

また、昭和55年6月30日は第3回特例納付で保険料が納付できる最終日であることを踏まえると、申立人がこのほかに申立期間に係る特例納付を行ったとは考え難く、さらに、領収書に記載されている納付金額では、申立期間当時の未納保険料をすべて納付するには不足する。

加えて、申立人が所持する領収書のほかに申立期間に係る特例納付を行

ったことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から同年 12 月まで

昭和 56 年 10 月から 60 年 7 月まで A 社に勤め、退職した時は次の就職が決まっていた。退職後、国民年金及び国民健康保険にも加入し、その間、毎月 B 支所に現金を持って行って保険料を支払っていたことは記憶に残っている。領収書等保険料を納付した証明書は無いが、当時、一月でも未納期間があるともらえなくなると思い込んでいたので未納期間があるとは考えられない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、昭和 60 年 7 月 A 社を退職後、国民年金及び国民健康保険の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人がこれらの保険料を納付していたことを示す家計簿等の関連資料はあるものの、記載されている内容および金額（昭和 60 年 12 月分、国健保 16,523 円、昭和 61 年 1 月分、国健保 16,520 円）は、当時の申立人の収入（月収約 13 万円）から C 県 D 市の国民健康保険料に関する記述と考えられ、金額の詳細についても申立人の記憶は曖昧であり、国民年金保険料（当時の保険料 6,740 円）を併せて納付していたとは考えにくい。

また、市役所の国民年金被保険者記録によれば、申立期間について国民年金加入手続きを行ったのは平成 4 年 6 月 1 日となっており、その時点では申立期間の保険料は、時効により納付することはできない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年3月から56年3月まで  
県外の大学在学中の昭和51年3月に二十歳となり、以降、56年4月に就職するまで、私の母親が私の国民年金保険料を納付した。  
年金記録を照会したところ、昭和51年3月から56年3月までの納付記録が無かったため、訂正してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）がなく、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間当時、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無いほか、未加入である申立期間について国民年金の加入手続きが行われ、国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、聴取の過程において、申立人の国民年金保険料を納付したのは、申立人の母親ではなく、父親であったとの申立てに変遷しているなど、記憶が確かなものであるとは見受けられない。加えて、申立人の父親は既に他界しており、申立人及びその母親から当時の具体的な状況についての説明は得られず、ほかに申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年5月から48年3月まで

申立期間について、同居の母親が両親の保険料と一緒に自分の保険料も納付組織で納付していたはずである。集金人が家に集金に来ていたことを覚えている。また、昭和56年から62年の未納期間中に母親から、「厚生年金の前の期間は全部払っておいた、このまま払わないと先でもらえなくなる。」と言われたことを覚えている。

面倒を見ていた同居の両親が、自分達の国民年金保険料だけ納付して、子である私の保険料を納付していなかったということは、納得いかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、同居の母親が申立人の保険料も一緒に納付組織で納付をしていたはずである、と主張しているが、当時、納付組織での納付に使用されていた「国民年金保険料検認連名簿」を調査したところ、申立人の両親の納付記録は確認できたが、申立人の納付記録は、確認できなかった。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の両親は既に他界しているため、加入状況及び納付状況が確認できず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（領収書、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

さらに、国民年金手帳記号番号が昭和48年8月30日に払い出された時点では、申立期間の保険料は過年度分となるため、納付組織での納付はできないものであり、一部期間は時効により納付できない期間に該当している。

したがって、申立人の母親が言っていたという「厚生年金の前の期間は全部払っておいた。」については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で現年度分として納付することができた昭和 48 年 4 月から厚生年金保険に加入する前の 52 年 2 月までの保険料と推測される。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 山口国民年金 事案 41

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年5月から51年3月まで

昭和48年にA市（現在は、B市）から実家のあるC村（現在は、D市）に帰郷、51年3月に婚姻した。婚姻後は夫と二人分の国民年金保険料を地区の集金人に預けていた。

その後、役場から特例納付という制度で昭和48年以降の未納、免除期間について納付することができるとの連絡があったので、夫が役場に直接納めに行った。金額は3万円強ぐらいだったと記憶している。その時「これで未納は無い。」と役場の担当者から説明があった。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の夫が国民年金保険料を納付したと主張しているが、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身が保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の夫の記憶にある納付場所や納付金額以外は、当時の具体的な状況が不明である。

また、申立期間の国民年金保険料の納付方法について、申立人の夫は役場に直接持参し納付したとの申立てであるが、当時の役場の担当者に確認をしたところ、特例納付及び追納の国民年金保険料の収納は行っていなかったことが判明した。

さらに、申立人が記憶している保険料額は申立期間の保険料額と大きく相違しており、ほかに申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 香川国民年金 事案 81

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から46年3月まで

昭和43年2月25日、住所変更の手續に町役場へ行ったとき、国民健康保険窓口で、「41年2月からの国民年金の未納があるので、支払をしないと国民健康保険証を作成しない。」と言われた。その場で、41年2月から43年2月までの夫婦二人分の国民年金保険料、合計で7,000円から8,000円ぐらいを支払ったところ、国民健康保険証を渡してくれた。

その後の国民年金保険料は、地区の納付組織へ3か月に1回保険料を持って行って納めた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、預金通帳、確定申告書等)は無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和43年2月25日に、41年2月から43年2月までの国民年金保険料を町役場で納付したと主張しているが、当該期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、町役場窓口で納付することはできなかつたものと考えられ、申立内容は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から46年3月まで

昭和43年2月25日、住所変更の手續に町役場へ行ったとき、国民健康保険窓口で、「41年2月からの国民年金の未納があるので、支払をしないと国民健康保険証を作成しない。」と言われた。その場で、41年2月から43年2月までの夫婦二人分の国民年金保険料、合計で7,000円から8,000円ぐらいを支払ったところ、国民健康保険証を渡してくれた。

その後の国民年金保険料は、地区の納付組織へ3か月に1回保険料を持って行って納めた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、預金通帳、確定申告書等)は無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和43年2月25日に、41年2月から43年2月までの国民年金保険料を町役場で納付したと主張しているが、当該期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、町役場窓口で納付することはできなかつたものと考えられ、申立内容は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 香川国民年金 事案 84

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 3 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 50 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について照会を行ったところ、「昭和 45 年 3 月から 50 年 3 月までの期間について納付事実が確認できない。」との回答をもらったが納得できない。

当時、市役所の国民年金保険課から振込用紙が送られてきて、昭和 52 年に A 市に帰ってきた時、退職金の中から約 4 万 9,000 円を銀行に振込した。5 年分まとめて支払った記憶がある。

領収書は、表紙の色がグリーンの国民年金手帳に挟んで持っていたが紛失した。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を一括納付したと主張している時期は、特例納付の実施時期ではないとともに、仮に、直近の特例納付の時期に特例納付した場合でも、申し立てている金額と当該期間の保険料額（24 万 4,000 円）には大きな差異がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 香川国民年金 事案 87

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 3 月から 52 年 11 月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 52 年 11 月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答を受けたが納得できない。

昭和 47、48 年ごろに、A 町内にある義父母の自宅に帰省した際、義父（平成 16 年に死亡）から、私の国民年金保険料を納付しているという話を聞いている。

国民年金の加入手続は、義父が行ったものと思うが、申立期間中に転居した市町では、いずれも、夫が、私の国民年金住所変更手続きを行った。

申立期間のうち、私が A 町に転居して以降の昭和 50 年 5 月から 52 年 11 月までの期間については、地元婦人会の寄り合いに出席し、自分で保険料（付加保険料を含む。）を納付していたが、同町に転居する前の申立期間（45 年 3 月から 50 年 4 月まで期間）における保険料の納付方法については、義父から聞いていないため、分からない。

申立期間における保険料納付額については、義父から聞いておらず、また、自分でも覚えていないため、不明であるが、義父から、「高い方の保険料にしておいた。」と言われたことを覚えており、義父も、私と同様に、付加保険料を含む保険料を納付していたものと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち昭和 45 年 3 月から 50 年 4 月までの期間について、申立人の義父から、国民年金保険料を納付していると聞かされたと主張しているが、申立人の義父が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、当該期



間における保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間のうち昭和 45 年 5 月から 50 年 4 月までの期間については、申立人が県外の市町村に転出しており、申立人と義父は別々の市町村に居住していたため、申立人の義父が申立人の国民年金保険料を納付していたとする主張は、不自然である。

さらに、申立期間のうち昭和 50 年 5 月から 52 年 11 月までの期間については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）が無いとともに、社会保険庁の記録上、当該期間は国民年金の未加入期間となっていたことから、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたとは考えにくい。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和 52 年 12 月であり、この時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案65

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年2月まで

私は、事業所退職後すぐに、国民健康保険に加入するため、市役所を訪問した。その時に併せて国民年金の加入手続を行い、経済的に苦しかったので、免除の申請を行ったと記憶している。

児童扶養手当を受給していて、年金に加入しなかったら、当該手当は受給できないと聞いたこともある。

申立期間について、加入及び免除の記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に国民年金に加入し国民年金保険料の免除申請を行ったことを示す関連資料が無く、国民年金への加入状況及び国民年金保険料の免除状況は不明である。

また、申立人は、遅くとも平成2年4月中には、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人のA市への転入年月日は、2年5月25日とされており、申立内容と矛盾する。

さらに、申立人は、当時、児童扶養手当を受給するためには、国民年金への加入が必要であったと主張しているが、当該手当の受給要件に、国民年金の加入は義務付けられていないことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の①昭和56年10月から57年3月までの期間、②59年10月から同年12月までの期間、③60年4月から同年6月までの期間、④61年4月から同年12月までの期間、⑤62年5月及び同年6月、⑥62年9月、⑦62年12月、⑧平成元年4月、⑨元年6月から同年12月までの期間、⑩2年2月及び同年3月、⑪2年11月、⑫3年7月、⑬3年9月、⑭4年2月、⑮4年7月、⑯5年1月から同年3月までの期間、⑰5年7月及び同年8月、⑱5年10月、⑲5年12月及び6年1月及び⑳6年3月の期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月から57年3月まで  
② 昭和59年10月から同年12月まで  
③ 昭和60年4月から同年6月まで  
④ 昭和61年4月から同年12月まで  
⑤ 昭和62年5月及び同年6月  
⑥ 昭和62年9月  
⑦ 昭和62年12月  
⑧ 平成元年4月  
⑨ 平成元年6月から同年12月まで  
⑩ 平成2年2月及び同年3月  
⑪ 平成2年11月  
⑫ 平成3年7月  
⑬ 平成3年9月  
⑭ 平成4年2月  
⑮ 平成4年7月  
⑯ 平成5年1月から同年3月まで  
⑰ 平成5年7月及び同年8月  
⑱ 平成5年10月  
⑲ 平成5年12月及び6年1月  
⑳ 平成6年3月

申立期間の昭和56年3月から平成6年3月ごろまではA市に在住し、口座振替により国民年金保険料を納付していた。また、平成2年6月までは妻の分も一緒に口座振替していた。

確定申告時には社会保険料控除も申請していたし、納付していたと思っているので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が亡くなる平成2年6月までの間については、夫婦の国民年金保険料を口座振替していたと主張しているが、申立人及びその妻には、未納期間が多数散見され不自然である。

また、A市は、預金口座の残高不足により振替不能となった場合は、当該月分は口座による納付はできず、後日送付する納付書で納付されない場合は未納となるとしているが、申立人が口座振替又は納付書により国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

さらに、妻が死亡する平成2年6月までについて、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の口座振替状況等が不明であり、同年6月以降についても、申立人は、口座残高の管理等は十分ではなかったと述べるなど、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案70

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年12月までの期間並びに46年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年12月まで  
② 昭和46年7月及び同年8月

私は、旧A町役場の臨時職員として勤務していた時、国民年金係の担当者から「過去の未納分があるので納めたほうがいい。」と言われ、後日、過去の未納分を役場窓口で納付した記憶がある。

領収証は残っていないが納付したのは間違いないので申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料等が無く、また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶は曖昧であり、申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、旧A町役場で臨時職員として勤務していた昭和48年3月から同年6月末までの間に、申立期間に係る国民年金保険料を役場窓口で納付したと主張しているが、申立期間はいずれも国民年金手帳記号番号払出日以前の未加入期間であるとともに、このうち申立期間①は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案71

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年8月まで

私は、中学校卒業後の昭和31年ごろから事業所で働いており、国民年金保険料は給与から天引きされていた。

昭和45年に事業所を退職したが、退職後に会社から郵送されてきた国民年金手帳を見て、36年4月から40年3月までが未納となっていることが分かった。

昭和45年4月分の給与明細書しか残ってないが、申立期間についても勤務しており、給与から天引きされていたと思うので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（給与明細書等）は無い上、申立期間に係る申立人の記憶も曖昧である。

また、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人が勤めていた会社の当時の社長からその状況を聴取しても申立期間に係る国民年金保険料の給与からの天引きの有無等は確認できず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳が発行された昭和41年2月7日の時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案72

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

昭和35年10月の国民年金制度発足当初、地区の集会所で役場職員による説明会があり、「納付できない場合は免除ができる。」と言われたので、免除してもらっていた。その後、41年ごろと思うが、役場職員から「納付していなければ年金がもらえない。」と言われ、同じ地区に住む夫婦と一緒に夫が役場で納付した。

証拠は残っていないが、納付したのははっきりと覚えており、免除期間とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年ごろに申立期間に係る夫婦の国民年金保険料を追納したと主張しているが、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い上、申立人夫婦の保険料納付に関する記憶も曖昧である。

また、申立人が役場で一緒に追納したとする夫婦については、昭和48年3月1日及び50年12月9日に追納している記録が確認できるのみで、申立人が主張する41年ごろに国民年金保険料を追納している記録は確認できない。

さらに、申立人の特殊台帳において、昭和40年度から44年度までの間は申請免除とされていることが確認できるが、現在の納付記録では41年度からは納付とされていることから、追納時期は不明であるが、少なくとも45年度以降に41年度からの4年間を追納していると考えられ、申立人が追納の時期を誤認している可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案73

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

昭和35年10月の国民年金制度発足当初、地区の集会所で役場職員による説明会があり、「納付できない場合は免除ができる。」と言われたので、免除してもらっていた。その後、41年ごろと思うが、役場職員から「納付していなければ年金がもらえない。」と言われ、同じ地区に住む夫婦と一緒に夫が役場で納付した。

証拠は残っていないが、納付したのははっきりと覚えており、免除期間とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年ごろに夫が申立期間に係る夫婦の国民年金保険料を追納したと主張しているが、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い上、申立人夫婦の保険料納付に関する記憶も曖昧である。

また、申立人が役場で一緒に追納したとする夫婦については、昭和48年3月1日及び50年12月9日に追納している記録が確認できるのみで、申立人が主張する41年ごろに国民年金保険料を追納している記録は確認できない。

さらに、申立人の夫の特殊台帳において、昭和40年度から44年度までの間は申請免除とされていることが確認できるが、現在の納付記録では41年度からは納付とされていることから、追納時期は不明であるが、少なくとも45年度以降に41年度からの4年間を追納していると考えられ、申立人が追納の時期を誤認している可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。



## 徳島国民年金 事案74

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年9月から58年2月までの期間及び60年11月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年9月から58年2月まで  
② 昭和60年11月から63年3月まで

昭和55年8月にそれまで勤務していた会社を退職し、家業の木工業を手伝っていた。国民年金保険料は母親が家族の分を全部支払っていたので支払方法や申立期間当時の保険料額などは記憶に無いが支払っていたのは間違いない。母親は、既に死亡しているので詳しいことは解らない。領収書等の支払を証明する資料は何も残っていないが未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、母親も既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳記号番号はA社会保険事務所から払い出されていることから、A社会保険事務所が開設された昭和58年2月以後に払い出されたと推認できるが、この時点では、申立期間①の一部は時効により納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②に関しては、家族の国民年金保険料をまとめて納付していたと主張する申立人の母親についても、当該期間は未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 48 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 48 年 9 月まで

申立期間当初は母親が、昭和 40 年ごろからは私が、それぞれ母子会の集金人に国民年金保険料を納付していた。母親が「国民年金は国の制度であり間違いない。」と話していたのを記憶している。

昭和 52 年ごろ、市役所で夫の国民年金保険料を納付した際、私の分は納付済みと説明を受け安心していたのに、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、納付場所、金額、納付方法等についての申立人の記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 52 年 1 月の時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は 11 年以上と長期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛媛国民年金 事案 77

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から平成元年 3 月まで

昭和 36 年 4 月から 43 年 7 月までの期間は、母親が、毎月、近所の集金人に私の国民年金保険料を納付していた。その後は、勤務していた会社の社長が、私の給与から国民年金保険料を控除して納付していた。

母親又は会社の社長が国民年金保険料を納付していたものと信じていたのに、未納や免除になっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び申立人が勤務していた会社の社長が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和 43 年 8 月から平成元年 3 月までの期間について、勤務していた会社の社長が給与から国民年金保険料を控除し納付していたと主張しているが、当時、給与から控除されていたとする保険料は、申立人から提出された資料、国民健康保険組合への照会結果等から、国民健康保険組合の保険料であったものと推認され、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は 27 年と長期間に及んでいる上、申立人の妻についても、未納期間が多数存在している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛媛国民年金 事案 78

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月から平成 2 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から平成 2 年 8 月まで

夫が昭和 43 年に会社に入社してからは、その会社の社長が夫の給与から私の国民年金保険料を控除し納付していた。

社長が国民年金保険料を納付していたものと信じていたのに、未納又は免除になっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が勤務していた会社の社長が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 12 月に払い出されており、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

また、申立人は、申立期間について、申立人の夫が勤務していた会社の社長が夫の給与から申立人の国民年金保険料を控除し納付していたと主張しているが、当時、給与から控除されていたとする保険料は、申立人から提出された資料、国民健康保険組合への照会結果等から、国民健康保険組合の保険料であったものと推認され、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は約 20 年と長期間に及んでいる上、申立人には申立期間以外にも 10 年以上の未納期間があり、申立人の夫についても、国民年金加入期間はすべて免除又は未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年6月までの期間及び47年4月から51年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から46年6月まで  
② 昭和47年4月から51年12月まで

昭和54年2月ごろに小学校のPTA役員が自宅に来て、国民年金に加入するよう勧められたので、国民年金保険料を一括して納付することを約束し、その役員に加入手続を依頼した。

その後、A社会保険事務所から3万円程度、B社会保険事務所から5万円程度の納付書が送付されてきたので、銀行員に国民年金保険料の振込を依頼し納付した。

B社会保険事務所に納付したはずの国民年金保険料が未納となっており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が居住していたC市及びD市において、昭和44年6月及び54年3月に、それぞれ、別々に払い出されていることから、C市を管轄するB社会保険事務所は、申立人がC市からD市に転居したことを把握できなかったものと考えられ、D市に居住していたときに、B社会保険事務所から納付書が送付されてきたとする申立人の主張には、不自然な点が見受けられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号がD市で払い出された昭和54年3月の時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、一括して納付したとする国民年金保険料額は、特例納付した場合の金額と大きく異なっており、申立人が特例納付を行ったことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 5 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月から 42 年 3 月まで

昭和 47 年ごろ、地区の集金人に「38 年からの免除期間に係る国民年金保険料は、もうすぐ時効により納付できなくなるので、追納したらどうか。」と言われ、現年度分とは別に、集金人の家に保険料を持参した。その際、領収書は交付されなかった。

納付の証拠となるものは残っていないが、4 年間の免除期間に係る国民年金保険料を、4 回に分けて、昭和 47 年度中に納付したと思うので、納付記録が無いことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、地区の集金人に免除期間に係る国民年金保険料を納付したと主張しているが、当時、申立人が居住していた市では、納付組織においては免除期間に係る国民年金保険料を収納していなかったことが確認できるとともに、集金人は、申立人の免除期間を把握することはできなかったものと考えられ、申出内容には不自然な点が見受けられる。

また、申立人は、納付したとする国民年金保険料額等についての記憶が明確でない上、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛媛国民年金 事案 84

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 5 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 8 月まで  
申立期間当時、町役場窓口で国民年金と国民健康保険の加入手続を同時に申請し、また、国民年金保険料も町役場窓口で納付したと記憶している。調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、納付場所、金額、納付方法についての申立人の記憶が明確ではなく、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から37年3月までの期間、37年9月から38年3月までの期間及び39年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月から37年3月まで  
② 昭和37年9月から38年3月まで  
③ 昭和39年4月から同年9月まで

集金人から国民年金は25年以上納めていないともらえないと聞き、とにかく未納となっている保険料を納めなくてはと思い、まとめて昭和39年に市役所で納め、領収書もらった。当時、旧市役所の庁舎が建替中でその横に仮設事務所ができており、未納の分はまとめて市役所年金係に納めた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、納付金額、納付方法等についての申立人の記憶が明確ではなく、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間①の一部（昭和36年6月から同年9月までの期間）は、申立人が国民年金保険料を納付したとする昭和39年の時点では、時効により納付することができない期間であるとともに、申立期間①の残りの期間（昭和36年10月から37年3月までの期間）及び申立期間②の保険料は、過年度保険料として社会保険庁が発行する納付書により金融機関で納付ことになること、さらに、申立期間③の保険料については、現年度分の保険料として、国民年金印紙により納付することとなることから、39年に市役所年金係で一括して納付したとする申立は不自然であり、申立人が国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人には、申立期間以外に、昭和42年11月から50年9月までの長期にわたる国民年金にも厚生年金保険にも加入していない未加入

期間が存在する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から同年3月までの期間及び5年9月から7年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできないとともに、5年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から7年1月まで

申立期間のうち、平成5年4月から同年8月については、領収証(写)があるにもかかわらず未納となっていた。租税公課の納付については、国民年金保険料に限らず、すべて納入期限内に納付し、滞納の督促や処分等を受けたことは一度も無く、保険料の未納はあり得ない。

必ず納付しているので、記録訂正の証拠となった領収証(写)も、重複して納付した分と思われる。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫の厚生年金保険被保険者資格喪失により、平成5年1月に、国民年金の第1号被保険者となり、申立人の所持する領収証(写)の発行日から、申立人の夫は、同年8月に申立人の種別変更手続きを行い、同年4月から同年8月までの国民年金保険料の納付書を交付され、同年8月25日に国民年金保険料を納付したものと考えられる。

一方、申立人の夫が申立人の種別変更手続きを行ったA区役所の国民年金被保険者名簿に「奥さん働いたことなし。65歳までいっても期間不足者」との記載があり、同区役所においては、納付書発行後の平成5年9月に、この事実が判明したことにより、申立人に係る同年1月15日の第1号被保険者資格の取得記録を削除し、国民年金に未加入としたものと考えられ、申立人は、9年3月に第1号被保険者の資格記録が追加されるまで、社会保険庁の記録上、5年1月以降については国民年金の未加入者であり、申立人の夫は国民年金保険料を納付する機会が無かったものと推認される。

また、申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる夫は、国民年金保険料はすべて納期限内に納付したと主張しているが、平成7年2月から8年3月までの分を9年3月に、8年4月から9年3月までの分を9年5月に納付していることが確認でき、申立人の夫の主張には不自然な点がある。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年1月から同年3月までの期間及び5年9月から7年1月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとともに、5年4月から同年8月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月から55年3月まで  
昭和53年12月(20歳到達月)に、私の父がA町役場(現在のB市A支所)で私の国民年金の任意加入手続を行い、短期大学を卒業する55年3月までの間、保険料を納付していたと聞いている。  
社会保険庁の記録では、昭和55年3月以前の期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年4月ごろに払い出されており、申立人は55年3月まで学生であったことから、申立期間は任意加入期間となるため、制度上、55年3月以前にさかのぼって国民年金に加入できず、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人及び申立人の父親は、任意加入時に緑またはカーキ色の国民年金手帳よりも小さい手帳を受領したと主張しているが、当時、A町において、国民年金加入者にそのような手帳が配布されていたことについては確認できない。

さらに、申立人の父親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から51年6月まで

社会保険庁の記録では、昭和48年9月から51年6月までの期間(34か月)が未納となっているが、55年ごろ、妻から「未納期間の保険料をすべて納付してきた。」と聞いており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和55年ごろ、妻が一括で納付したと主張しているが、申立人が保管している45年11月から51年6月までの期間(68か月)の保険料を納付するための納付書には、金融機関の領収印が無く、通常であれば手元には1枚しか残らないはずの複写式の3枚の用紙(納付書・領収証書、領収控、領収済通知書)がそのままの状態に残されている。

また、社会保険庁の特殊台帳には、昭和55年6月に、45年11月から48年8月までの期間(34か月)の国民年金保険料が特例納付されていることが記載されており、国民年金保険料を納付したとされる申立人の妻が死亡しているため、当時の申立人の未納期間(昭和45年11月から51年9月までの68か月)のうち、45年11月から48年8月までの期間(34か月)のみの保険料を納付したかどうかについては確認できないが、旧A町役場(現在は、B市A支所)の被保険者名簿においても同様の記載があるなど、当該特殊台帳に誤りがあることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料(家計簿、金融機関の出入金記録等)が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付等に関与していないため、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年4月まで

A社でアルバイトをしている時に、母等から「国民年金には加入しておいたほうがいい。」と言われ、昭和36年4月ごろから41年4月までの間の国民年金保険料を納付し、手帳に検印を押してもらっていたような記憶がある。

保険料額は、50円か100円だった。集金に来ていたのか、どこに納めに行っていたのかは覚えていない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の保険料の納付場所、納付方法、納付時期等に関する記憶は曖昧であり、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間は、約5年と長期であるとともに、申立期間当時、申立人と同居していた妹も、申立期間については国民年金に未加入である。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人は、昭和38年8月に国民年金被保険者資格を喪失したとされているが、厚生年金保険の被保険者となる41年5月までの間に再度、国民年金被保険者資格を取得したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月から60年4月までの国民年金保険料については、納付しているものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月から60年4月まで

A社を退職後、B市役所で国民年金の加入手続をし、同市役所の窓口で国民年金保険料を納付してきた。同社を退職する少し前から、C社を起業し、健康食品の訪問販売を始めた。申立期間のころは同社の売上げは良く、経済的に余裕があったため、昭和53年6月から60年4月までの期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、昭和48年10月から49年7月までの期間について、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できるが、49年10月に厚生年金保険に加入して以降は、申立期間を含め、厚生年金保険から国民年金の切替えが3回あったが、いずれの場合についても国民年金の加入手続を行ったことは確認できない。

さらに、申立人は、送付されてきた納付書をB市役所へ持参し、年金係の窓口で納付したと説明しているが、当時、B市役所の窓口において国民年金保険料の収納は行われておらず、申立内容と相違している。

加えて、申立期間は、約6年と長期であるとともに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 長崎国民年金 事案 43

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から 56 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から 56 年 9 月まで

昭和 51 年 2 月に結婚のため退職してから、国民年金に加入し、同居の義父が私と夫と義母の三人分の国民年金保険料を納付していたと思う。夫や義母の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料だけ未納とされていることは納得できない。

申立期間の保険料が納付済みであることを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の加入手続に関する記憶が曖昧であるとともに、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和 57 年 4 月以降と推定されるが、この時点では、申立期間の一部は、時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から同年 9 月までの期間、43 年 4 月及び同年 5 月、44 年 1 月から同年 12 月までの期間、45 年 6 月から 48 年 11 月までの期間、51 年 8 月から 52 年 1 月までの期間並びに 52 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月から同年 9 月まで  
② 昭和 43 年 4 月及び同年 5 月  
③ 昭和 44 年 1 月から同年 12 月まで  
④ 昭和 45 年 6 月から 48 年 11 月まで  
⑤ 昭和 51 年 8 月から 52 年 1 月まで  
⑥ 昭和 52 年 8 月

私は、昭和 34 年 4 月に原爆手帳を交付されており、同手帳は社会保険か国民健康保険が一緒でないと使用できない。国民健康保険と国民年金は一对であると認識しており、厚生年金保険期間以外は、A 市役所か B 支所の出納係で納付しているはずである。金額は、最初は 100 円か 150 円であったと思うが、はっきり覚えていない。申立期間について、間違いなく納付していたので、国民年金保険料納付済期間として認めて欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、納付したとする保険料の金額についても、はっきり覚えていないとしているなど、申立人の記憶は曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 41 年 4 月から 52 年 8 月までの期間のうち、厚生年金保険加入期間を除く 6 つの期間すべてについて申し立てているとともに、国民健康保険と国民年金は一对であると認識しているとしており、国民健康保険の保険料の納付と国民年金保険料の納付を混同している可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年4月まで  
昭和36年ごろ、母親が私の国民年金保険料を納付していたと聞いていた。証明するものは何も無いし、納付期間もはっきりしないが、申立期間について、国民年金保険料納付済期間として認めて欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 60 年 3 月まで  
申立期間当時、A 市に居住しており、毎月市役所へ納付書を持参して現金で支払った。日記に記入していたが処分してしまった。国民年金に 1 年半も未加入ということは考えられない。申立期間について、国民年金保険料納付済期間として認めて欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金への加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の記録及び A 市の国民年金被保険者名簿の記録では、申立人の国民年金の資格記録は、昭和 54 年 2 月 1 日に資格喪失した後、次に資格取得したのは平成元年 2 月 26 日となっており、両記録とも、申立期間については、国民年金の未加入期間となっており、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年11月から40年3月まで  
昭和36年11月から40年3月まで間、国民年金未加入期間となっているが、当時はA市に居住し、町内会において保険料を納付していた。領収書は無いが、申立期間について、間違いなく納付していたので、国民年金保険料納付済期間として認めて欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、納付可能な申立期間についても過年度分の国民年金保険料として納付するしかなく、「町内会において保険料を納付していた。」という申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和41年9月に連番で払い出されており、夫の厚生年金保険の資格喪失後に夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、40年4月からの国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年8月まで

私は、申立期間直前に勤務していた事業所を退職する際、国民年金に加入するよう上司からアドバイスをもらったので、実習助手としてA市立の高等学校に勤務していた申立期間は、既に他界している母親に頼んで国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付をしてもらっていた。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金への加入手続、国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間の前後に、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年3月から52年3月まで

私は、既に他界している母親に頼んで、昭和48年3月から国民年金保険料を母親の分と併せてA郵便局で納付期限内に確実に納付してもらっていた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金への加入手続、国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推定される時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 熊本国民年金 事案 37

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 8 月まで  
結婚後は、家族 5 人（私、夫、義父母及び義妹）分の国民年金保険料をまとめて婦人会を通じて納付していた。  
申立期間について、夫の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の分を含めた家族 5 人分の国民年金保険料をまとめて納付していたと主張しているが、義妹の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 5 月以降に払い出されているとともに、申立期間当時、義妹の国民年金保険料は未納となっていることから、申立人の主張には不自然な点がある。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 10 月に払い出されていたことが推認され、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 熊本国民年金 事案 38

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 1 月まで

申立期間の国民年金保険料は、夫婦二人分を、無色透明のビニール袋の納税袋に入れて、当時の町内会長宅で納めていた。当時、「ピース 10 本入り 2 箱で年金を」という社会保険のキャッチコピーがあり、毎月 100 円を国民健康保険料と一緒に納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、妻は昭和 38 年 8 月から厚生年金保険被保険者であるとともに、妻の国民年金手帳記号番号は平成元年 3 月に払い出されていることから、申立期間当時、妻は国民年金には未加入となっており、申立てに矛盾がある。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 43 年 6 月に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人について申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 熊本国民年金 事案 39

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 7 月まで

申立期間の国民年金保険料は、夫婦二人分を、無色透明のビニール袋の納税袋に入れて、当時の町内会長宅で納めていた。当時、「ピース 10 本入り 2 箱で年金を」という社会保険のキャッチコピーがあり、毎月 100 円を国民健康保険料と一緒に納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、夫の国民年金手帳記号番号は昭和 43 年 6 月に払い出されていることから、申立期間当時、夫は国民年金には未加入となっており、申立てに矛盾がある。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 3 月に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人について申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 熊本国民年金 事案 40

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月まで

私の年金記録は、昭和 47 年に、43 年 1 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料を納付したことになっているが、44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付していないはずはない。

また、昭和 44 年ころは地区の人が国民年金保険料を集金しており、夫の分は納付済みとなっているにもかかわらず、私の分だけ未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付については、義父母が行ったとしており、申立人は保険料の納付に関与していないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の昭和 43 年 1 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料は、特例納付により納付されているとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は 45 年 8 月に払い出されており、44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、集金人が取り扱うことはできないなど、申立内容に矛盾がある。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人について申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 熊本国民年金 事案 41

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 5 月から 51 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 51 年 9 月まで

昭和 51 年 4 月に A 市の職員が来て、現在特例納付という制度があり、45 年 5 月から 51 年 9 月までの国民年金保険料を一括で納付すると厚生年金保険とつながるとの説明があり、19 万 2,500 円を支払った。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 4 月に、申立期間である 77 か月分の国民年金保険料を特例納付により納付したと主張しているが、その時期は、特例納付が実施されていた時期ではない上、納付したと主張する金額についても、申立期間の国民年金保険料を特例納付した場合の金額と異なっている。

また、申立人は、申立期間以後にも、長期にわたり国民年金保険料の未納期間があるなど、申立期間について特例納付を行ったと考えるには不自然な点がある。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 熊本国民年金 事案 42

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 5 月から 51 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 51 年 9 月まで

昭和 51 年 4 月に A 市の職員が来て、現在特例納付という制度があり、45 年 5 月から 51 年 9 月までの国民年金保険料を一括で納付すると厚生年金保険とつながるとの説明があり、19 万 2,500 円を支払った。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 4 月に、申立期間である 77 か月分の国民年金保険料を特例納付により納付したと主張しているが、その時期は、特例納付が実施されていた時期ではない上、納付したと主張する金額についても、申立期間の国民年金保険料を特例納付した場合の金額と異なっている。

また、申立人は、申立期間以後にも、長期にわたり国民年金保険料の未納期間があるなど、申立期間について特例納付を行ったと考えるには不自然な点がある。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 熊本国民年金 事案 43

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から63年3月までの期間及び63年9月から平成3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和58年4月から63年3月まで  
②昭和63年9月から平成3年3月まで

当時は妻が、毎月夫婦二人分の国民年金保険料を市役所に納めに行っていた。昭和58年に交通事故に遭い、しばらく納付が遅れたこともあったが、遅れた分は、翌年、納付書で市役所や郵便局で納めたこともあった。

申立期間については、申請免除をした覚えも未納の覚えも無いので、国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、妻が、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料をA市の国民年金係に納めていたと主張しているが、その金額を覚えておらず、昭和56年度及び57年度の国民年金保険料は、それぞれ年度末に一括納付しているなど、毎月納めていたという申立人の主張と矛盾している。

また、申立人が所持する昭和58年4月から6月分の納付書・領収証書には、領収印が押されておらず、当該期間については未納と考えるのが合理的であるととも、申立期間については、妻にも国民年金保険料の未納及び免除の期間がある。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人について申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 熊本国民年金 事案 44

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 2 月まで

当時は私が、毎月夫婦二人分の国民年金保険料を市役所に納めに行っていた。昭和 58 年に交通事故に遭い、しばらく納付が遅れたこともあったが、遅れた分は、翌年、納付書で市役所や郵便局で納めたこともあった。

申立期間については、申請免除をした覚えも未納の覚えも無いので、国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人が、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を A 市の国民年金係に納めていたと主張しているが、その金額を覚えておらず、昭和 56 年度及び 57 年度の国民年金保険料は、それぞれ年度末に一括納付しているなど、毎月納めていたという申立人の主張と矛盾している。

また、申立人が所持する昭和 58 年 4 月から 6 月分の納付書・領収証書には、領収印が押されておらず、当該期間については未納と考えるのが合理的であるととも、申立期間については、夫にも国民年金保険料の未納及び免除の期間がある。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から 63 年 6 月までの期間、63 年 9 月及び平成元年 3 月の国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 7 月から 63 年 6 月まで  
② 昭和 63 年 9 月  
③ 平成元年 3 月

平成 9 年 12 月ごろ、追納勧奨はがきに記載されていた 21 か月分の国民年金保険料 23 万 6,640 円を一括して社会保険事務所 2 階で追納したが、申立期間について免除のままになっているので納得できない。なお、担当は A という女性だったと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、追納勧奨はがきに記載されていた昭和 62 年 7 月から平成元年 3 月までの 21 か月分の申請免除に係る国民年金保険料を 9 年 12 月ごろに一括して追納したと主張しているが、その時点では、62 年 7 月から同年 11 月までの国民年金保険料は、時効により追納することができない。

また、社会保険庁の記録では、申立人は、昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料の追納申出を 10 年 7 月 21 日に行っているとともに、当該期間については、申立期間となっている昭和 63 年 9 月分及び平成元年 3 月分を除き、時効間際に 1 か月分ずつ国民年金保険料を追納しており、国民年金保険料を一括して追納したとする申立人の主張と矛盾する。

さらに、申立人は、追納勧奨はがきを所持しているものの、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から 53 年 6 月までの期間、62 年 4 月から 63 年 2 月までの期間、63 年 4 月から平成 5 年 4 月までの期間、5 年 12 月、6 年 4 月及び 6 年 8 月から 7 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 10 月から 53 年 6 月まで  
② 昭和 62 年 4 月から 63 年 2 月まで  
③ 昭和 63 年 4 月から平成 5 年 4 月まで  
④ 平成 5 年 12 月  
⑤ 平成 6 年 4 月  
⑥ 平成 6 年 8 月から 7 年 1 月まで

私が 20 歳当時から家計は父が管理しており、毎月、父に国民年金保険料を含む生活費を渡していたので、その中から国民年金保険料を父が納めていた。納付場所は郵便局か銀行で、納付金額は 1 万円前後だと記憶しており、年金の領収証も確認していた。さかのぼって一括して納付した記憶は無く、毎月、定期的に納めていたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無い上、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付については、父親が行っていたとしており、国民年金保険料の納付に関与していないことから、申立期間に係る具体的な国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間には、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、時効により納付できない期間が長期間含まれており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間には、申立人の主張する納付保険料額が実際の保険料額と大きく相違している期間も長期間含まれており、申立人の主張には矛盾がある。

加えて、申立期間は長期間であり、申立人については、申立期間以外にも国民年金保険料の未納期間がある。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人について申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 熊本国民年金 事案 47

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から48年12月まで  
昭和55年ごろ、特例納付の通知を受け、近所の公民館でまとめて国民年金保険料を納付した。  
夫は、特例納付を昭和55年6月30日に行っているが、私はそれより数か月前に納付した。  
当時、納付額は非常に大金であったが、対応した職員が「今、納付するなら年金がつながり、これで終わりである。」と言ったのを記憶している。  
夫婦で納付時期が若干前後しているが、夫の分は納付になっていて、私の分が未納になっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を特例納付したと主張しているが、納付場所、納付時期、納付方法及び納付金額等についての記憶が曖昧(あいまい)であり、納付状況等が明確でない。

また、申立人が国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料(家計簿等)が無く、申立期間以後にも未納期間や未加入期間がある。

さらに、申立人の夫についても、特例納付を行っていることが確認できるものの、申立期間の全部について国民年金保険料を納付しているわけではなく、申立期間以後にも未納期間及び未加入期間がある。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 熊本国民年金 事案 48

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 63 年 8 月まで  
昭和 61 年 4 月から 63 年 8 月までの間、町内の区長が毎月集金に来ており、その都度、私又は妻が区長に私の国民年金保険料を納めていたので、未納であるはずがない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人又はその妻が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続、納付金額等国民年金保険料の納付に関する記憶は明確でないとともに、申立人又はその妻が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無く、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の申立期間に係る国民年金加入記録は、平成 9 年 8 月に社会保険庁により追加処理されたものであり、申立期間当時、申立人は国民年金に加入していなかったものと推認されることから、申立期間について、毎月、国民年金保険料を納付していたとする申立内容は不合理である。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 熊本国民年金 事案 49

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から50年3月まで

昭和47年1月に結婚後まもなく、夫の母親が5年年金を受給するため保険料を一括して納付したことを契機に、未納となっていた国民年金保険料を一括して納付した。金額については、義母が一括して納付した保険料額5、6万円よりも少なかったことを覚えている。それ以降は地区の当番者が集金し、A町役場に納入していた。

夫は、申立期間の国民年金保険料を完納しており、私だけが未納ということはない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、義母が5年年金の保険料を一括して納付した昭和47年に、義母がA町役場で未納分の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、A町が保管する義母の国民年金被保険者名簿によれば、義母が5年年金の保険料を一括納付したのは50年4月であり、納付したとする金額も実際の国民年金保険料額と一致せず、申立内容には不自然な点がある。

また、申立人及び義母が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）が無く、納付したことをうかがわせる事情が見当たらない。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳の「国民年金印紙検認記録」欄には、昭和50年4月から検認印が押されているのみであり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人について申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 熊本国民年金 事案 51

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 51 年 3 月まで

A 市の嘱託職員で B さんという女性が集金に来ており、毎月国民年金保険料を支払っていた。その後、近所に住む C さんから特例納付ができると聞いて、最後の特例納付の時、B さんに 17 万円を支払った。その際、余ったからお釣りを持ってくると言われたが、お釣りはもらっていない。また、そのとき預り証を受け取ったが、その後廃棄した。

申立期間について国民年金保険料納付期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、集金人に国民年金保険料として 17 万円支払ったと主張しているが、その金額は申立人が手元にあった現金を未納期間を確認しないまま集金人に渡したとする額であり、申立期間に係る実際の国民年金保険料とは大きく異なっている。

また、申立人が申立期間に国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）が無く、申立人の記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>なため納付時期も特定できない。

さらに、申立期間以外にも未納期間があり、申立人の納付意識が高かったとは認められない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月及び同年2月

昭和52年1月ごろに、町役場から国民年金保険料の納付に係る通知が届いたので、町内の区長に直接、同月ごろに2か月分の国民年金保険料を納付した。

区長から町役場に納入されていなかったのかも知れないが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について申立人が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続、納付金額等国民年金保険料の納付に関する記憶が明確でなく、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無い。

また、申立人の申立期間に係る国民年金加入記録は、平成3年8月に社会保険庁により追加処理されたものであり、申立期間当時、申立人は国民年金に加入していなかったと推認されることから、当該期間の国民年金保険料を納付したとする申立内容には矛盾がある。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 大分国民年金 事案 36

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 48 年における一括納付月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 48 年における一括納付月まで  
私は、昭和 48 年に自宅に来た市役所の職員に「年金に加入するように、また、制度が開始してから今までの分の保険料をさかのぼって納付しないと今後いくら加入したくても加入できません。」と言われたので、私たち夫婦の申立期間の国民年金保険料として手持ち資金の中から 12 万 3,000 円を納付した。年金記録上で未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金保険料を一括納付したと主張する昭和 48 年当時は、特例納付が実施された時期ではなく、この時点では、申立期間の大部分について時効により納付できない期間である。

また、市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和 52 年 10 月 25 日に届出をし、46 年 2 月 1 日にさかのぼって資格取得したことが確認でき、52 年の届出の時点では、申立期間は既に時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も無く、届出直後の 52 年 11 月 9 日に 50 年 10 月から 52 年 3 月までの 18 か月分の保険料を夫婦で過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（領収書、家計簿、確定申告書等）も無く、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付時期について、当初は昭和 42 年と申し立てていたが、その後、48 年に変更しており申立内容に一貫性が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 37

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 48 年における一括納付月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 48 年における一括納付月まで  
私は、昭和 48 年に自宅に来た市役所の職員に「年金に加入するように、また、制度が開始してから今までの分の保険料をさかのぼって納付しないと今後いくら加入したくても加入できません。」と言われたので、私たち夫婦の申立期間の国民年金保険料として手持ち資金の中から 12 万 3,000 円を納付した。年金記録上で未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金保険料を一括納付したと主張する昭和 48 年当時は、特例納付が実施された時期ではなく、この時点では、申立期間の大部分について時効により納付できない期間である。

また、市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和 52 年 10 月 25 日に届出をし、46 年 2 月 1 日にさかのぼって資格取得したことが確認でき、52 年の届出の時点では、申立期間は既に時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も無く、届出直後の 52 年 11 月 9 日に 50 年 10 月から 52 年 3 月までの 18 か月分の保険料を夫婦で過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（領収書、家計簿、確定申告書等）も無く、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付時期について、当初は昭和 42 年と申し立てていたが、その後、48 年に変更しており申立内容に一貫性が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 38

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から61年3月まで  
私の国民年金は、昭和50年12月に<sup>しゅうとめ</sup> 姑 が手続してくれて、任意加入しました。私の国民年金保険料は、<sup>しゅうとめ</sup> 姑 が地区の納付組織（婦人会）や市役所で納付してくれていたもので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

市役所が保管している申立人の国民年金被保険者名簿には、昭和54年11月以降の国民年金保険料納付の記録が無い上、同年12月の検認記録欄に「督促」の印が押されており、申立人は文書又は電話により国民年金保険料の納付を督促されていたものと考えられる。

また、当該被保険者名簿には、昭和55年3月4日に申立人から任意加入をやめる電話があった旨が記載されているところ、申立人が所持している国民年金手帳には、資格喪失日が54年11月1日と記入されていることが確認できる。

これらのことから、申立人は、昭和54年12月の時点で保険料が未納になっていることや、55年3月以降にさかのぼって国民年金の資格が喪失になっていることを知り得たと推認できる。

また、申立人は、国民年金保険料を納付したことについての記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>である上、申立人の<sup>しゅうとめ</sup> 姑 が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（領収書、家計簿、確定申告書等）も無く、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人自身は、申立期間に係る国民年金への加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立人の<sup>しゅうとめ</sup> 姑 は既に亡くなっているため、申立人に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 40

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 6 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月から 41 年 3 月まで

申立期間については、同居していた<sup>しゅうとめ</sup> 姑 が、私たち夫婦の分と併せて三人分の国民年金保険料と一緒に納付していたので、未納とされていることに納得できない。

当時、地区の婦人会が国民年金保険料を集金しており、婦人会の役員をしていた<sup>しゅうとめ</sup> 姑 が保険料の集金に地区を回っていたことを記憶している。申立期間の夫の保険料は納付となっているのに、私の保険料が未納になっているのはおかしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 5 月に結婚した後、同居していた<sup>しゅうとめ</sup> 姑 が申立人及びその夫の分と併せて三人分の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているが、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、当時、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたと主張する申立人の<sup>しゅうとめ</sup> 姑 は既に亡くなっているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、市役所の国民年金被保険者名簿及び申立人及びその夫が所持する国民年金手帳の納付記録から、申立人は昭和 41 年 12 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付している事実が認められるところ、申立人の夫は、昭和 41 年度の保険料を年度内に納付しており、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付日は一致しておらず、夫婦一緒に納付していたとする申立人の主張と矛盾する。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は、昭和 41 年 10 月 31 日になっていることが確認できるが、この時点では、申立期間の大部分は時効に

より納付できない期間であり、加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 41

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から51年12月まで

私は、昭和40年5月に市役所で国民年金の任意加入手続をしたと思う。国民年金保険料の当初の納付金額は、月額300円から400円だったと思うが、自宅に来てくれていた市役所の職員に保険料を納付し、国民年金手帳にシールを貼ってもらっていた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年5月から国民年金保険料を自宅に集金に来てくれていた市役所の職員に納付していたと主張しているが、申立期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿・確定申告書等）は無い上、国民年金の任意加入手続、自宅に集金に来てくれていたとする市役所の職員、当初の納付金額及び国民年金手帳の交付に関する記憶はいずれも曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年12月の時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であるところ、51年12月以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 42

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年9月から同年12月までの期間及び平成2年12月から3年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年9月から同年12月まで  
② 平成2年12月から3年8月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料が、未納とされていることに納得い  
かない。

私は、郵便局で毎月納付しており、性格的に未納は考えられない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が毎月郵便局で納付していたとする国民年金保険料について、申立人は申立期間以外の納付済期間すべてに係る領収書は所持しているものの、申立期間に係る領収書のみを所持していない。

また、申立人は、申立期間に保険料を郵便局で毎月納付したと主張するが、申立人の国民年金手帳には、昭和62年1月14日から平成3年9月1日までの間は第3号被保険者であると記載されている。

さらに、社会保険庁の国民年金原簿によると、申立人の年金記録は、昭和63年9月15日に第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更が、平成2年12月8日に第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更が、それぞれ行われており、当該変更処理はいずれも社会保険事務所が8年3月時点で行っていることが確認できる。

ところで、上記の種別変更の記録が申立人の国民年金手帳の記載に反映されていないことについては、上記①の期間は、申立人の夫が昭和63年9月に会社を退職し平成元年に再就職しているが、申立人は、夫からその事実を知らされなかったため、種別変更届を出すことができなかったこと、及び上記②の期間は、申立人が平成2年11月の離婚に伴う種別変更届を出していないことによるものと考えられる。

上記の事実からすれば、申立期間は、社会保険事務所が平成8年3月に申



立人の資格記録を変更したことに伴い、第1号被保険者としての加入期間が確認され未納期間として追加処理されたものであり、資格記録の変更を行った8年3月時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間であると認められる。

加えて、社会保険庁の国民年金原簿によると、申立人は、平成元年1月16日から2年12月8日までの期間について第3号被保険者とされているが、これは、19年7月に特例届が提出されたことによるものである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 43

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から 49 年 12 月までの期間、51 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 52 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 1 月から 49 年 12 月まで  
② 昭和 51 年 4 月から同年 6 月まで  
③ 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

私の国民年金保険料については、私の母が、申立期間①は A 市役所で、申立期間②及び③は B 市役所で毎月納付した。申立期間について未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金保険料を申立期間①については A 市役所で、申立期間②及び③については B 市役所で、それぞれ毎月納付したと主張しているが、いずれの申立期間についても、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、国民年金保険料の納付に関与していないところ、当時、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたと主張する申立人の母親は既に亡くなっているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間①直後の昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料を 52 年 2 月 12 日に、申立期間②直後の 51 年 7 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を 53 年 8 月 11 日に、いずれも過年度納付をしていることが確認できるところ、この過年度納付は、その時点で過年度納付が可能な期間について国民年金保険料を納付したものと認められ、申立期間①及び②に係る保険料は、時効により納付することができなかった期間であると考えるのが自然である。

加えて、申立期間③の期間については、仮に申立人が納付したのであれば

昭和 53 年 8 月以降となるはずであるが、申立人は、当該期間直後の 52 年 4 月から 53 年 8 月まで申請免除を行っていることから、当該期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 宮崎国民年金 事案 59

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から61年3月まで

私は、結婚後、夫の勧めによりA市において国民年金に任意加入する  
手続を行った。夫の転勤により住所を転々としたが国民年金保険料を納  
め続けた。

申立期間については、近くの郵便局や銀行に納付したと思うので、未  
加入、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、  
確定申告書等）が無い。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和54年3月6日に任意  
加入し、56年9月15日で資格喪失したとされているが、任意加入被保険者  
については、本人からの資格喪失の申出が提出されない限り、資格喪失の  
処理が行われることは考え難く、第3号被保険者として再取得するまでの  
間に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情  
も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時、B市及びC市に居住し、両市におい  
て国民年金保険料を納付し続けたと主張しているが、社会保険庁における  
両市の記録がすべて未納となる可能性は低いと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判  
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め  
ることはできない。

## 宮崎国民年金 事案 60

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から42年3月まで

私は、妻と共に、昭和36年度の国民年金保険料については申請して免除を受けたが、37年度から41年度までの保険料については、免除申請をした記憶は無く、地区の納税組合で納付したと記憶している。ところが、社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、36年度から41年度までの6年間は免除になっているとの回答があった。37年度から41年度までの国民年金保険料が、納付ではなく免除とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを確認できる関連資料（領収書、国民年金手帳等）が無い上、社会保険事務所の特殊台帳の記録は、申立期間について全期間免除となっている。

また、申立期間当時に固定資産税等と共に国民年金保険料を毎年交代で集金していたとされる納税組合の班長は、すべて亡くなっているなど、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情を確認することはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料については免除申請しておらず、地区の納税組合で納付したと主張しているが、A町の国民年金担当職員を始め、毎年交代していた納税組合の班長や、各班長の取りまとめ役となっていた公民館長など、複数の者が国民年金保険料の収納に関係しているにもかかわらず、5年間もの間、申立人の申請免除との記録につい

て訂正を行うなどの措置を何ら行っていないことは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 宮崎国民年金 事案 61

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から42年3月まで

私は、夫と共に、昭和36年度の国民年金保険料については申請して免除を受けたが、37年度から41年度までの保険料については、免除申請をした記憶は無く、地区の納税組合で納付したと記憶している。ところが、社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、36年度から41年度までの6年間は免除になっているとの回答があった。37年度から41年度までの国民年金保険料が、納付では無く免除とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを確認できる関連資料（領収書、国民年金手帳等）が無い上、社会保険事務所の特殊台帳の記録は、申立期間について全期間免除となっている。

また、申立期間当時に固定資産税等と共に国民年金保険料を毎年交代で集金していたとされる納税組合の班長は、すべて亡くなっているなど、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情を確認することはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料については免除申請しておらず、地区の納税組合で納付したと主張しているが、A町の国民年金担当職員を始め、毎年交代していた納税組合の班長や、各班長の取りまとめ役となっていた公民館長など、複数の者が国民年金保険料の収納に関係しているにもかかわらず、5年間もの間、申立人の申請免除との記録につい

て訂正を行うなどの措置を何ら行っていないことは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 宮崎国民年金 事案 62

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 6 月まで

昭和 57 年 8 月ごろに、社会保険事務所からだったと思うが、郵便で通知があり、A 市 B 公民館で年金説明会が開かれるということで、当時の妻は仕事だったので私一人で出席した。

説明を聞いた後、お金を取りに帰り、その日のうちに現金で一人分 8 万円か 9 万円を持って行き、お釣りをもらった記憶がある。その際、手持ちの金額では足りなかったため、当時の妻に数万円借りた。領収書は、手書きの複写式のものを 1 枚もらったと思うが、引っ越しの際、紛失したようだ。

申立期間について未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、納付したとする金額が、申立期間の国民年金保険料額と乖離<sup>かいり</sup>しているなど、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が説明会に参加し、保険料を納付したとしている公民館は、昭和 60 年に設置されており、それ以前に同地区に公立の公民館は無かったことが確認されるなど、申立人の申立内容には不自然な点がある。

さらに、申立期間当時、社会保険事務所及び市役所において特定の個人に向けた国民年金の説明会が開催された事実は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 宮崎国民年金 事案 64

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から54年3月まで

私は、昭和48年2月に結婚をした折、A町役場で諸手続と一緒に国民年金の手続も行ったと思う。

保険料の金額は覚えていないが、役場の納付書により、B信用金庫C支店で家賃とともに定期的に支払っていた。未納は無いと思っていたので、さかのぼって納付したことは無い。

申立期間が未納とされていることは、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号は、昭和54年8月に夫婦連番で払い出されていることが確認できるが、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、加えて、申立人はこれまでにさかのぼって国民年金保険料を一括納付したことが無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 宮崎国民年金 事案 65

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から54年3月まで

私は、昭和48年2月に結婚をした折、A町役場で諸手続と一緒に国民年金の手続も行ったと思う。

保険料の金額は覚えていないが、役場の納付書により、B信用金庫C支店で家賃とともに定期的に支払っていた。未納は無いと思っていたので、さかのぼって納付したことは無い。

申立期間が未納扱いされていることは、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号は、昭和54年8月に夫婦連番で払い出されていることが確認できるが、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、加えて、申立人はこれまでにさかのぼって国民年金保険料を一括納付したことが無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 宮崎国民年金 事案 66

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から63年3月まで

私は、申立期間については、A高等学校で臨時の教員として勤務しながら、国民年金保険料を納付していたと記憶しているため、国民年金保険の加入事実が無いという社会保険庁の回答に納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、当時の国民年金保険料の納付状況<sup>あいまい</sup>についての記憶が曖昧である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶はないとしており、国民年金の加入状況が不明である。

加えて、申立期間以外にも複数の未加入期間があり、国民年金保険料の納付意識が必ずしも高いとは言い難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 鹿児島国民年金 事案 38

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年5月まで

学校卒業後、市役所で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行い、公民館の婦人部の人の集金により国民年金保険料を納付していた。婦人部の人は、一軒一軒集金し、全額集まらないと公民館に助成金が出ないため、私は国民年金保険料を必ず納付していたはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

納付書は年間分がまとめて届けられていたため、必ず4月から翌年の3月までの保険料を納付しており、6月から納付することはあり得ない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、領収書等)が無い上、申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年4月20日に市へ払い出されており、市の被保険者記録において、申立人の国民年金の加入届出年月日が同年5月22日となっていることと符合し、元年2月から3年3月までの国民年金手帳記号番号払出簿を確認しても、申立人への別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

また、平成2年4月の国民年金手帳記号番号の払出しの時点では、申立期間のうち、元年度の国民年金保険料は過年度に当たり、納付組織を通じて納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、平成元年3月の学校卒業後、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し及び国民健康保険の加入は、共に、2年4月以降となっていることから、手続を行った時期について矛盾があり、申立人及び母親から聴取を行っても、加入手続の時期や納付状況等の記憶も明確ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 鹿児島国民年金 事案 39

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から45年2月まで

私は、申立期間当時、短大に通っており、父が私の国民年金保険料を納付していたと聞いている。また、父が、「今は親が払うが、働き出したら自分で払え。」と言っていたことを覚えている。父は既に死亡し、証拠書類等はないが、父の言葉から納付していたはずであるので、申立期間の国民年金保険料の納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、領収書等)が無い上、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる父親も既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金の資格取得年月日は、市町村台帳によると昭和46年1月1日となっており、それ以前の国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

さらに、申立人には二人の姉がいるが、二人の加入記録を確認したところ、申立期間が始まる昭和44年8月時点では二人共未加入となっており、国民年金の加入は、申立期間以後の、いずれも婚姻による任意加入であることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 鹿児島国民年金 事案 40

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から44年1月までの期間、44年6月から45年4月までの期間、45年9月から46年3月までの期間、46年12月から47年10月までの期間及び51年2月から52年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月から44年1月まで  
② 昭和44年6月から45年4月まで  
③ 昭和45年9月から46年3月まで  
④ 昭和46年12月から47年10月まで  
⑤ 昭和51年2月から52年2月まで

厚生年金保険の被保険者ではない期間については、必ず国民年金保険料を納めていたはずである。

毎月1か月分ずつ納付していたが、手持ちのお金で納付していたので、金融機関から引き出して納付していたものではない。

預金通帳も古い時期なので持っていない。申立期間①については、県庁でアルバイトをして得た収入で納付しており、その他の申立期間についても、親が納付していたのではなく、自分自身で納付していた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人が昭和52年3月に国民年金に初めて任意加入した時点では、申立期間⑤以外の申立期間は、時効により国民年金保険料が納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人からの聴取結果においても、国民年金の加入手続についての記憶が曖昧で、申立期間については国民年金手帳の交付は受けたことが無いと明言しており、さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付を納付書によ

り行ったと申し立てているが、納付書方式は、一般的には昭和 46 年 10 月からの開始となっており、申立期間のうち、41 年 3 月から始まる申立期間①や、申立期間②及び申立期間③については、印紙検認方式による納付しか行われておらず、申立内容に矛盾が見られる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 鹿児島国民年金 事案 41

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年7月から52年3月まで

国民年金保険料の納付記録を確認した結果、申立期間の保険料が未納となっていることが判明した。

しかし、会社を退職した後の早い時期に、国民健康保険と同時に国民年金の加入手続を行い、保険料を納めてきた。妻が事業所で社会保険の事務に従事していたこともあり、退職後の手続は知っていた。

国民年金保険料の納付については、集金人が来ていたような気もするが、自分で銀行の支店に納付していた気もする。過年度分の国民年金保険料を一括して納付した記憶は無い。昭和52年4月22日に国民年金手帳記号番号が払い出されているとの説明を受けたが、当時においても申立期間中の国民年金保険料の納付は可能であり、納付書が届いていれば納付していたはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間中の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、社会保険庁の記録によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和52年4月に夫婦連番で払い出されている一方で、国民健康保険には51年7月から加入していることが確認でき、厚生年金適用事業所を退職した後の早い時期に、国民健康保険及び国民年金の加入手続を同時に行ったとする申立内容と矛盾が見られる。

また、申立人夫婦からの聴取結果においても、国民年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄に昭和51年7月22日と記載されていることから、国民年金の加入手続を行ったのはこのころではないかとしたり、国民年金保険料をさかのぼって一括して納付した記憶は無いと述べるなど、加入手続の時期や納

付方法等についての記憶は明確ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 鹿児島国民年金 事案 42

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から52年3月まで

国民年金保険料の納付記録を確認した結果、申立期間の国民年金が未納となっていることが判明した。

しかし、夫が会社を退職した後の早い時期に、国民健康保険と同時に国民年金の加入手続きを行い、保険料を納めてきた。私は過去に勤務した事業所で社会保険の事務に従事していたこともあり、離職後の手続は知っていた。

国民年金保険料の納付については、集金人が来ていたような気もするが、自分で銀行の支店に納付していた気もする。過年度分の国民年金保険料を一括して納付した記憶は無い。昭和52年4月22日に国民年金手帳記号番号が払い出されているとの説明を受けたが、当時においても申立期間中の国民年金保険料の納付は可能であり、納付書が届いていれば納付していたはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間中の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、社会保険庁の記録によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和52年4月に夫婦連番で払い出されている一方で、国民健康保険には51年7月から加入していることが確認でき、厚生年金適用事業所を退職した後の早い時期に、国民健康保険及び国民年金の加入手続きを同時に行ったとする申立内容と矛盾が見られる。

また、申立人夫婦からの聴取結果においても、国民年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄に昭和51年7月22日と記載されていることから、国民年金の加入手続きを行ったのはこのころではないかとしたり、国民年金保険料をさかのぼって一括して納付した記憶は無いと述べるなど、加入手続の時期や納付方法等についての記憶は明確ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 鹿児島国民年金 事案 43

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月から4年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月から4年4月まで

国民年金保険料については、すべて納付してきたと記憶しており、申立期間についても、平成3年4月ごろ、自分で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行った。その際、妻の分と併せて二人分の保険料を納付した。

納付方法については、照会申出書を社会保険事務所に提出した時点では、自治会の班長に納めていたと思っていたが、実際はよく覚えていない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、領収書等）が無い上、申立人は、国民年金保険料はすべて納付してきたと記憶していると申し立てているが、加入手続についての記憶は明確でなく、申立ての当初は自治会の班長に納めていたと主張していたが、その後、実際はよく覚えていないと述べ、納付を行ったとされる妻から聴取しても、納付方法や納付場所等の記憶は明確ではなく、国民年金の加入手続、保険料の納付方法等が不明である。

また、申立人は、妻と二人分の国民年金保険料を納付したと申し立てているが、申立期間については、妻も未納となっている。

さらに、平成4年7月6日に納付書が作成されていることが確認できることから、この時点では、申立期間を含む平成3年度分の保険料に未納があったと考えられ、当時、申立期間のすべての保険料を納付していたとは考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 鹿児島国民年金 事案 44

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年9月までの期間、60年10月から61年3月までの期間及び平成元年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から同年9月まで  
② 昭和60年10月から61年3月まで  
③ 平成元年4月

厚生年金保険適用事業所を退職してから次の厚生年金保険適用事業所に就職するまでの間に、市役所から国民年金保険料を納付するよう連絡があり、国民年金保険料を、毎月、市役所の窓口で納付していた。しかし、社会保険事務所に保険料の納付記録を確認したところ、申立期間が未納との回答があった。

申立期間当時、給料が高かったので国民年金保険料は月額2万円くらいを支払っていたと思うが、領収書をもらった記憶は無く、窓口担当者が記録簿に記録し、押印していたのを覚えているので、申立期間の国民年金保険料について納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

また、厚生年金適用事業所を退職した場合に、市役所から国民年金保険料を納付するよう連絡があったとの申立てであるが、市町村では、個々の住民が厚生年金保険適用事業所をいつ退職したかを把握することはできず、退職の都度、市町村から国民年金保険料を納付するよう連絡することは考えられない。

さらに、申立人は、国民年金保険料が月額2万円ぐらいであったと主張しているが、国民年金保険料は所得に関係無く定額であり、申立期間当時の保険料(申立期間①は6,220円、申立期間②は6,740円、申立期間③は8,000円)と



も大きく異なり、申立内容は不自然である。

加えて、申立期間及び申立人の申立期間以外の未加入期間のいずれについても、その妻も未加入又は未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 沖縄国民年金 事案 36

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年11月から58年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年11月から58年5月まで  
国民年金の納付記録を確認したところ、昭和56年11月から58年5月までについて納付記録が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間はA社を退職後、B社に就職するまでの期間であり、申立期間の妻の納付記録は納付済みとされている。納付は妻が行っていたので、妻の分が納付済みとされているにもかかわらず、夫である私の分が未納であることに納得がいかない。申立期間の納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の妻の記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳の記号番号は、沖縄特例の「みなし免除」の取扱いを受けるため、平成2年8月20日に払い出されたものと考えられ、その時点では、申立期間は時効により納付することができない期間である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 沖縄国民年金 事案 37

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 6 月から 53 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月から 53 年 4 月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和 49 年 6 月から 53 年 4 月については納付記録が確認できなかったとの回答をもらった。

20 歳になると同時に生活保護が打ち切られ、複数の仕事に従事し、病気がちの父親のため、役所へは頻繁に通っていた。

役所で年金の加入手続を行い、納付書で役所窓口又は銀行で必死にすべて納付していた。

よって、当時の保険料納付を証明する領収書等は残っていないが、当該期間が未納となっていることについて納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人については、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の加入手続の時期や保険料額についての記憶が曖昧であるとともに、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 53 年 9 月時点では、既に申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、これを納付するには特例納付によることとなるが、申立人は国民年金保険料を一括して納付した記憶が無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 沖縄国民年金 事案 38

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 63 年 3 月まで

昭和 59 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、納付の事実が確認できなかったとの回答をもらった。

当時は病気で働いておらず、母親が代わりに納付書で村役場において毎月納付しており、兄の国民年金保険料も母親が納付していた。当時の保険料の金額ははっきり憶えていないが、現在の保険料よりは安かったので、母親が働いて兄弟二人分の国民年金保険料を納めていた。未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料は、母親が申立人に代わってすべて納付しており、納付を行っていた母親は、兄弟の国民年金保険料の納付を昭和 59 年 4 月からはじめたと主張しているが、母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、母親の国民年金保険料の納付方法、納付額等に関する記憶は曖昧あいまいな点が多く、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、国民年金手帳記号番号の払出状況からすると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、昭和 62 年 12 月 11 日以降と推測され、申立期間の一部については、時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の兄についても、申立期間中に未納期間が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 沖縄国民年金 事案 39

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成3年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から平成3年1月まで

昭和53年4月以降の国民年金保険料については、必ず納付するか免除申請を行ってきた。保険料納付は毎月来る役所の集金人に、その都度納付してきた。この期間以前から自営業の収入は安定せず、経済的に苦しい状況のため、免除申請をしてきた。継続して免除されているものと思っていたので、その記録が無く、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が免除申請をしたことを示す関係資料（免除決定通知書、確定申告書等）が無い上、申立人の申立期間に係る免除手続、手続時期、手続回数等についての記憶が曖昧であり、免除申請の状況等が不明である。

また、申立期間が70か月と長期間であり、毎年度必要とされる免除申請の手続が適切に行われ、これに対する社会保険庁の事務処理が6年もの間、不適切に行われていたとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の国民年金保険料は免除されていたものと認めることはできない。

## 沖縄国民年金 事案 40

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成3年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から平成3年1月まで

昭和53年4月以降の国民年金保険料については、必ず納付するか免除申請を行ってきた。保険料納付は毎月来る役所の集金人に、その都度納付してきた。この期間以前から自営業の収入は安定せず、経済的に苦しい状況のため、免除申請をしてきた。継続して免除されているものと思っていたので、その記録が無く、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が免除申請をしたことを示す関係資料（免除決定通知書、確定申告書等）が無い上、申立人の申立期間に係る免除手続、手続時期、手続回数等についての記憶が曖昧であり、免除申請の状況等が不明である。

また、申立期間が70か月と長期間であり、毎年度必要とされる免除申請の手続が適切に行われ、これに対する社会保険庁の事務処理が6年もの間、不適切に行われていたとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の国民年金保険料は免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年から 34 年ごろまで  
② 昭和 35 年ごろ  
③ 昭和 36 年から 37 年ごろまで  
④ 昭和 38 年から 45 年ごろまで  
⑤ 昭和 46 年から 57 年ごろまで  
⑥ 昭和 58 年から現在まで

昭和 30 年から 4、5 年間ほど A 社に、35 年ごろ B 社に、36 年から 2 年間ほど C 社に、38 年から 8 年間ほど D 社に、46 年から E 社に勤務し、その後 58 年ごろから、E 社から買い取った店舗で独立して営業をしているものの、社会保険事務所から、厚生年金保険の加入期間は無く、国民年金保険料を 147 か月納付したという回答をもらった。給与明細等は無く、勤務期間もはっきりしないが、勤務したのは間違いないので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人については、事業主による申立期間の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料が無い。

また、①の期間については、A 社において住み込みで働き、毎月 100 円程度をもらっていたとのことであるが、厚生年金保険の被保険者は、適用事業所で働き報酬を受けるという使用関係があることが要件とされているところ、100 円程度は報酬とは考えられないこと、及び当該期間は義務教育期間であったことなどから、同商店と使用関係があったとは考えられず、被保険者であったとは認められない。

②及び③の期間については、申立人が勤務したとしている B 社及び C 社は、

所在地を管轄する法務局には両事業所の商業登記の記録は無く、また、社会保険事務所にも厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。さらに、申立人は、両事業所に勤務していた期間の記憶が明確でなく、同僚の名前の記憶も無い上、保険料控除の記憶も定かでない。

④の期間については、D社の事業主の証言により、申立人が申立期間に勤務していたことは認められる。しかし、当該事業所は、個人の飲食店であり、厚生年金保険の適用事業所とはならないため、事業主は、当時から厚生年金保険の適用事業所となる手続を取っておらず、厚生年金保険料も控除していないと説明している。また、申立人は、当該期間のうち、20歳になった昭和40年2月からは国民年金に加入し、同年4月から45年3月まで国民年金保険料を納付している。

⑤の期間については、雇用保険加入記録から、申立人が申立期間にE社に勤務していたことは認められる。しかしながら、当時の同事業所の代表者は、当該事業所を厚生年金保険の適用事業所として手続をしたのは、昭和64年1月であり、申立期間は適用事業所となっておらず、厚生年金保険料を控除していないと説明している。また、申立人は、当該期間においては国民年金に加入しており、一部期間について、国民年金保険料を納付し、53年1月からは、国民健康保険に加入している。

⑥の期間については、既にE社から独立しており、申立人自身が厚生年金保険の適用事業所としての手続を行っていないと述べていることから、厚生年金保険の被保険者とは認められない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について推認できる周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 北海道厚生年金 事案 19

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月31日から8年8月31日まで

A社には平成6年6月から8年8月まで勤務し、カバンの修理と配送をしていた。しかし、厚生年金保険の記録は平成7年1月31日資格喪失になっている。この後も平成8年8月まで同じく勤務しており、厚生年金に加入しているはずである。当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社から、申立人の資格喪失日は平成7年1月31日であり、申立期間は雇用していない旨の回答があり、雇用保険のデータも離職日が同年1月30日になっている。

また、申立人は、申立期間において、国民健康保険に加入している。

さらに、申立期間は老齢厚生年金が支給停止されておらず、全額支給されている。このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことを認めることはできない。

## 函館厚生年金 事案 5

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日まで  
前に勤務していた事業所が倒産したため、昭和 56 年 4 月から弟と知人の 2 名を引き連れて、一緒に(株)A工業に入社した。  
私の厚生年金の加入記録は昭和 56 年 11 月 1 日からだったが、他の 2 名は私より早い時期に厚生年金保険に加入した記録となっている。  
納得できないため再度記録の確認をお願いする。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの資料は無い。

申立人は、昭和 56 年 4 月 1 日から勤務したとの申立であるが、雇用保険の加入状況及び給付状況を確認したところ、前職場の倒産後、昭和 56 年 1 月 29 日から同年 9 月 7 日まで雇用保険を受給し、同年 11 月 1 日に、(株)A工業で雇用保険に加入したことが確認できる。

また、当該事業所は昭和 57 年 1 月 1 日付けで既に全喪しており、事業主も死亡のため記録確認についての証言を得ることはできない。

さらに、申立人に雇用保険の受給状況及び勤務状況を確認したところ、雇用保険を受給しながら、毎日ではないが当該事業所の現場に出向き、人員のやりくり等をしていた事を聴取した。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認めることはできない。

## 函館厚生年金 事案6

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月ごろから 41 年 10 月ごろ  
昭和 40 年 10 月ごろから 41 年 10 月ごろまでA市のB医院に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの資料は無い。

また、申立人が申立期間において勤務したとしている事業所については、医師会の回答により当時実在していたことは確認できたが、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所としての該当は無く、雇用保険の加入記録も認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 函館厚生年金 事案 7

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月及び同年 5 月  
昭和 55 年 9 月から A 保険(株)に、平成 2 年 5 月から B 保険(株)に勤務したが、職場を変更する時には、健康保険及び厚生年金保険は切れないようにしてきたつもりである。確認してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする A 保険(株) C 支社及び B 保険(株) D 支社は両社とも現存していることから両社に照会したところ、A 保険(株) C 支社からの回答では、昭和 55 年 9 月 1 日から平成 2 年 4 月 29 日までの期間、B 保険(株) D 支社から提出のあった就業証明書では、平成 2 年 6 月 1 日から 9 年 8 月 31 日までの期間に勤務していたことが確認できるが、申立期間に係る勤務実態は確認できない。

また、A 保険(株)及び B 保険(株)の健康保険組合の記録から、A 保険(株)では、資格取得が昭和 55 年 9 月 1 日、資格喪失が平成 2 年 4 月 30 日、B 保険(株)では、資格取得が 2 年 6 月 1 日、資格喪失が 9 年 9 月 1 日とされており、社会保険事務所の厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主より、給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの資料は無い。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 釧路厚生年金 事案6

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 36 年 5 月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間において勤務していたA店については厚生年金保険の適用事業所とはなっていないとの回答を得た。

しかし、A店に勤務を始めた時に保険証をもらって病院にかかった記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していたとするA店は、周辺住民に対する聞き取り調査により、申立人の説明どおりの所在地に当時存在していたことは確認できたが、それ以外のことについては確認できず、社会保険庁の記録によると、A店という名称または類似した名称の適用事業所は存在しない。

また、給与明細等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料は無く、申立人は、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

さらに、当時の事業主及び同僚に関する申立人の記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>で、申立てを裏付ける証言も得ることができず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 宮城厚生年金 事案 39

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月 1 日から 63 年 5 月 1 日  
昭和 61 年 12 月 1 日から 63 年 5 月 1 日まで、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。  
私は当時、A病院に准看護師として勤務しており、厚生年金保険に加入していたと思うので、年金記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「人事異動通知書」及びA病院に保管されていた「人事記録」から、申立人が申立期間において、A病院に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A病院に保管されている申立人の「基準給与簿」によれば、申立期間については厚生年金保険料を給与から控除されておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について、確認できるその他の関連資料及び周辺事情も無い。

また、A病院に保管されていた「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」では、資格取得年月日は昭和 63 年 5 月 1 日となっており、その際に申立人が健康保険証を受領したことを確認した受領印も認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 宮城厚生年金 事案 40

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年から 32 年まで

昭和 29 年から 32 年まで勤務していたA町のB事業場（法人名称、C社）の厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を得た。在職中の給与支払明細書等は保管していないが、当時のことは記憶しており、厚生年金保険に加入していたはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険庁の記録によると、B事業場という名称の厚生年金保険適用事業所は存在せず、C社がA町に近接するD市に適用事業所として存在していたものの、社会保険庁が作成したC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は見当たらず、申立人が一緒に働いたとしている同僚3名の記録も無い。

このほか、C社は、既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 宮城厚生年金 事案 41

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月1日から34年8月1日まで

申立人は、「A社が経営していた事業所に勤務した昭和31年3月1日から厚生年金保険料が控除されていたが、加入期間の最初の半分しか受給していない。」と言っていた。

また、A社から事業所経営を引き継いだ会社において上司であったB氏が、経営不振だったA社が、給与から控除した厚生年金保険料を意図的に納めなかったのではないかと語っている。

報道によると社会保険事務所に事業主が厚生年金保険料を納めていなくても、給与から控除されていたことが分かれば良いということだったので申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は昭和34年8月1日であり、社会保険庁が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間について、健康保険の番号に欠番は無く、その中に申立人の氏名は見当たらない上、他の被保険者の資格取得日の状況から、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたにもかかわらず、事業主が厚生年金保険の加入手続を行っていなかったとも考え難い。

さらに、B氏から提出のあった上申書によれば、A社が経営不振により厚生年金保険料を意図的に納めなかったのではないかとする時期は昭和39年ごろであり、申立期間とは異なっている。



このほか、当該事業所は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 青森厚生年金 事案4

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月から 39 年 2 月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入について照会したところ、加入した事実が無い旨の回答をもらった。私は、B市内の高校を1年で中退し、当時の社長の勧めで就職した。退職した際に健康保険証を事業所に返した記憶があるので、厚生年金保険にも加入していたはずである。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、給与明細等、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料が無く、具体的な本人の記憶も無い上、同事業所は昭和 59 年 10 月 29 日に全喪し、廃業に至っており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、同僚は「申立人は年齢も若く見習的な仕事内容だった。」とも証言しており、他の同僚と同様に厚生年金保険に加入していたと推認することは困難である。

さらに、同事業所は、社会保険庁の記録から、昭和 38 年 11 月 1 日に新たに厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できることから、申立期間のうち、38 年 8 月 1 日から同年 10 月 31 日までの期間は、同事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

加えて、社会保険庁の記録である健康保険厚生年金被保険者原票によると、昭和 38 年 11 月から 40 年 3 月までに資格取得した被保険者 14 人の中に申立人の氏名が無い上、健康保険の番号にも欠番が無く、申立人

の厚生年金被保険者資格の取得手続が行われたことをうかがわせる記録も確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 20 日から同年 9 月 30 日まで  
年金の加入記録を照会したところ、A社に勤めていた期間の厚生年金保険加入記録が無いとの回答をもらった。加入記録が無いことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社に勤務していたことについては、職務内容についての具体的な記憶及び当時の同僚の証言により推認できるが、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、同事業所保管の資料である「健康保険被保険者名簿」には申立人の氏名が無く、社会保険事務所保管の「健保記号番号順索引簿」には健康保険の整理番号に欠番は無かった。さらに、同名簿と同索引簿を突合した結果その記載内容が一致した。

加えて、同事業所は、当時、業界の通例として、入社後半年程度経過してから厚生年金保険に加入させていたと説明しており、当時の同僚からも同様の証言を得ている。

その上、申立人は、B市保管の国民健康保険加入記録によると、申立期間中に国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 山形厚生年金 事案 12

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月から 44 年 4 月まで

申立期間における厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間は加入していなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間は、A株式会社B支所で季節労働者として勤務しており、採用された時には勤務したことがある関連会社と同じ条件だったと記憶している。

関連会社で勤務していた期間が厚生年金保険の加入期間となっているので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、記憶も不明確である。

また、A株式会社B支所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるものの既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人に当該事業所での仕事を紹介したとする本社工場の労務担当者の説明では、当時、季節労働者は、厚生年金保険には加入しないのが一般的であったと述べている。

このほか、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年5月から19年12月1日まで  
申立期間における厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間は加入していなかったとの回答をもらった。  
申立期間は、株式会社Aで働いていたので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったB病院の母の死亡診断書により、申立人が申立期間当時、株式会社Aに勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、申立期間中に厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料を保管していないことから、厚生年金保険料の控除の事実は確認できず、保険料控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、事業所照会の結果、同社は、昭和19年から20年までの厚生年金保険被保険者資格取得・喪失届を一部分は保存しているものの、申立人の加入記録は確認できない旨を説明しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福島厚生年金 事案9

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月から同年9月まで

昭和18年3月に国民学校高等科2年を卒業して、同年4月少年工としてA社に勤務した。勤務先はB県C市にあり、同年9月体調を崩して会社を退職して帰郷した。仕事の内容は旋盤加工であり、また、当時の給料袋等の厚生年金保険の加入に関する資料は無い。

同級生がD市のA社E工場に昭和18年4月に就職して終戦まで勤務した期間について厚生年金がさかのぼって支給されている。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料及び申立人の勤務の実態が確認できる資料等はない。

また、社会保険事務所のA社F工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、適用年月日が昭和18年11月1日と記載されていることから、申立期間に当該事業所は適用事業所ではなかったため、申立人は申立期間について当該事業所の従業員として厚生年金保険に加入することができなかったものと思われる。

さらに、同級生が昭和18年4月から終戦まで勤務したとの申立内容は、申立人の勘違いで、また、同級生の勤務先についてもA社E工場でなくG都道府県の関連会社であつたらしいと申立内容を変更している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月から 53 年 3 月まで  
社会保険事務所に A 社の厚生年金保険の加入期間について照会したところ、当該事業所は昭和 57 年 9 月 1 日からの適用のため、以前の加入期間は無いとの回答があった。

B 社という事業所の求人広告で面接を受け、昭和 52 年 11 月 10 日ごろに採用されたが、当時は A 社の健康保険証をもらったように思うので、厚生年金保険に加入していたのではないかと思う。当時の社長に確認してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料及び申立人の勤務の実態が確認できる資料等は無い。

申立人は A 社に勤務していたと述べているが、申立人の厚生年金保険の加入記録は、同社が厚生年金保険に適用されるまでの期間、関連会社の B 社で加入している事実が確認できる。

一方、当時の A 社の社長から当時の申立人の勤務状況等を聴取したところ、「申立人は A 社の社員として採用したが、小さな会社で人の出入りも多く安定して仕事ができるようになるまで試用期間があった。人によっては 3 か月から 5 か月あり申立人も試用期間があった。」と述べていることから、申立期間は試用期間のため厚生年金保険に加入していなかったと考えられる。

また、申立期間は A 社の保険証をもらったように思うと主張しているが、申立期間が同社の厚生年金保険の適用以前であり、保険証交付の可能性について伝えると、「会社の証明書で医療機関に受診した」と主張を変えるなど記憶も定かで無い。



これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から同年12月11日まで  
A社における厚生年金保険被保険者加入期間照会申出を行ったところ、最初の資格取得年月日が昭和31年12月12日との回答であった。

しかし、私は、A社での昭和31年4月1日付けの2か月間試用等の辞令、同年6月1日付けの社員任用の辞令及び同年8月5日付けのB工場への勤務命令の辞令を所持しており、また、「昭和31年10月1日の役員従業員名簿」にも私の名前が載っているとおり、31年12月以前に同社に採用されているのは明らかなので、資格取得年月日を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった資料及びA社が保管している従業員台帳から、申立人は、同社に昭和31年4月1日から継続して勤務していることが確認できる。

しかし、A社の従業員台帳の厚生年金保険被保険者証の欄に記載されている同保険記号番号は、社会保険庁の同保険被保険者台帳記号番号払出票により、資格取得日を昭和31年12月12日として32年1月7日に払い出されていることが確認され、それ以前に同保険の被保険者資格を取得したことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人から同日入社したと説明のあった4人のうち、A社の人事記録及び社会保険庁の記録から確認ができた3人についてみると、同社は当時、工場等の単位での社会保険の適用となっており、いずれも全国の工場へ配属後の昭和31年8月ないし同年9月に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認される。

さらに、A社では、当時の賃金台帳等の保険料控除に係る関係書類は保管しておらず、申立人も当時の給与明細書を持っていないため、申立人が

申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されている事実を確認できる資料は無く、保険料控除に関し申立人の記憶も定かでない。

加えて、雇用保険の加入記録によれば、申立人の雇用保険の資格取得日は入社日の翌年である昭和 32 年 4 月 1 日とされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年から同 42 年まで  
厚生年金保険の被保険者加入期間照会を行ったところ、厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答があった。

A社B営業所に勤務したことの証拠となるものは一切無いが、勤務したことは事実であり、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社B営業所に勤務してC銀行本店ビル工事の仕事をしていたとしているが、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は申立期間において厚生年金保険の適用事業所とされていないことが確認できる。なお、申立人は申立期間中、同保険の適用事業所である同社D支店に社員として勤務していた事実も確認できなかった。

また、A社の説明によると、「昭和20年代から40年代中ごろまでの工事の施工は直営施工の現場係制度という方式で行っており、現場係の班長はA社と嘱託関係にあり、かつ、同社の社員名簿にも登載され、厚生年金保険に加入している場合もある。しかし、現場係制度において現場係の班に勤務する個々の労働者については、現場係の班長が労働者の募集や宿舍の管理、仕事の割り振りなどを行い、その募集した労働者については、同社の現場係の班長と直接契約を結んでいたため、同社の社員とは認識しておらず、厚生年金保険への加入手続は行わなかった」としている。

さらに、申立人の厚生年金保険料の控除を推認できるその他の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年10月1日から9年11月21日まで  
② 平成9年11月21日から12年3月31日まで

A社に勤務していた、申立期間①（B県所在時）及び②（C県所在時）について、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、同社における両期間の加入記録は無く、加入記録は平成8年9月1日から同年10月1日までのみであるとの回答であった。

しかし、平成8年9月1日から12年3月31日までの間は、確かにA社に勤務し、保険証も所持していた。給与明細書等はないが、給与から社会保険料も控除されていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

よって、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めて欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、登記簿謄本によれば、平成9年10月1日にB県からC県に移転していること、また、申立人についても、住民票等によれば、同年7月1日にB県からC県に住所移転していることが確認できる。

しかし、A社がB県に所在していた際に、社会保険事務を委託していた社会保険労務士事務所が保管していた台帳によれば、申立人は、平成8年9月30日付けで「任意退職」とされ、それに伴い、同年10月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格喪失届が社会保険事務所に提出されていることが確認できる。

一方、社会保険庁の記録によれば、A社において、申立人の申立期間と近接する期間に厚生年金保険の加入記録が1か月間となっている同僚が3人いるが、いずれもその後、他の会社で厚生年金保険に加入している。こ

のうち、電話聴取できた1名から自分は同社を1か月で「任意退職」し他の会社に勤務したとの証言を得ている。

また、前述の社会保険労務士事務所の担当社会保険労務士が既に他界しているため、申立人の勤務実態等や雇用保険の記録が確認できない上に、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されている事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、社会保険庁及びC県D市の記録によれば、申立人は、A社の厚生年金保険の資格喪失した平成8年10月から10年3月まで国民年金保険料が申請免除されているほか、D市に転入した9年7月1日から同市を転出する16年4月7日まで国民健康保険に加入していることが、それぞれ確認できる。

これら申立内容及び収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月から昭和 52 年 2 月  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、昭和 51 年 12 月から 52 年 2 月まで勤務した有限会社 A での加入記録が無いとの回答をもらった。給与明細書があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書から申立人が当時有限会社 A に勤務していたことは認められるが、提出された給与明細書を見ると厚生年金保険料を控除されておらず、他の期間の給与明細書等も保存されていない。

また、有限会社 A に勤務したとしている期間については、雇用保険の記録が確認できない。

さらに、申立人は、当時の同僚や保険料控除に関する記憶が無く、有限会社 A は、既に平成 19 年 2 月 28 日に解散しており、当時の事業主に照会したところ、「明言はできないが、当時、3 ヶ月間は試用期間として厚生年金保険には加入させず、よって保険料は控除していなかったと思う。」との回答があったが、そのほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 39 年 2 月まで

社会保険庁の記録では、申立期間である昭和 38 年 4 月から 39 年 2 月までについて、厚生年金保険に未加入になっている。申立期間の在籍を証明する事業主からの文書があるので申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が有限会社Aに勤務していたことは、事業主による在籍証明書及び同僚の証言から確認できるものの、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所保管の有限会社Aの健康保険厚生年金被保険者名簿には申立人の氏名は見当たらず、欠番も確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和18年4月から20年8月19日までの期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできず、19年2月25日から同年10月1日までの厚生年金保険被保険者期間を18年4月から20年8月19日までに修正することはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月から19年2月25日まで  
② 昭和20年8月から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社の資格期間について、昭和19年2月25日から20年10月1日までとなっていたが、18年3月に尋常高等小学校を卒業し、同年4月に同級生のB氏、C氏、D氏と一緒にA社へ入社し、敗戦直後の昭和20年8月18日にD氏（入社直後に退社）を除き3人一緒に退社していることを憶えているので、事実と異なる年金記録の訂正をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、申立人が給与明細書等を所持せず、確認することができない。

また、当該事業所は平成14年にE業を止め、社名も株式会社Aに変更しているが、同社に照会したところ、申立期間当時の資料が廃棄されているほか、当時の状況を知る者がいないため、申立どおりの届出を行ったかは不明であることから、昭和18年4月に当該事業所に入社し、20年8月18日に退職したとする申立人の主張を確認することが出来ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 1 日から 53 年 7 月 1 日まで  
社会保険庁の記録では、A社の資格取得日が昭和 53 年 7 月 1 日となっている。しかし、実際に勤務していたのは、52 年 10 月からであり、在籍証明書があるので、当該期間について被保険者であったことを認めて欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の在籍証明書により、申立期間について申立人が勤務していたことは認められるが、申立人は給与明細書等の資料を所持しておらず、同社に申立人に係る厚生年金保険の適用について照会したところ、関連資料は保存期間の終了等により既に処分されており確認できる資料は無かった。

さらに、雇用保険の加入記録についても申立期間は雇用保険の被保険者期間とはなっていなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 21

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月ごろから 34 年 12 月 31 日まで  
昭和 31 年 10 月ごろから 34 年 12 月 31 日まで、A社に勤務し、一度退職した後、35 年 6 月に同社に再就職した。このほど、当時の同僚と話した際、当該同僚は、同社に勤務していた期間が厚生年金保険被保険者期間として認められているとの情報を得たので、私の勤務していた期間も被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間すべてを厚生年金保険被保険者期間であったと主張しているが、申立期間に係る保険料控除を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無く、給与からの保険料控除及び健康保険証の受領についても記憶が無い。

また、社会保険事務所保管のA社の厚生年金保険被保険者名簿には、整理番号の欠番も無く、申立人の記録は確認できない。

さらに、申立人が主張する当時の同僚の厚生年金保険被保険者記録は、昭和 38 年 10 月 1 日以降となっており、申立期間当時に、厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる事情とは考えがたい。

このほか、申立内容が正しいことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 22

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 11 月から 16 年 12 月まで

① 平成 10 年 11 月から 12 年 1 月までの期間において、A 社について、厚生年金保険適用事業所となったことはないが、法人事業所は社会保険適用が義務付けられており、この期間について厚生年金保険被保険者と認めてほしい。

② 平成 12 年 2 月から 15 年 10 月まで厚生年金保険の適用事業所となった B 社において 13 万円、A 社から 12 万円の給与をそれぞれ受けており、B 社から給与 13 万円に対しての厚生年金保険料、A 社から給与 12 万円に対しての所得税が控除されているが、本来であれば 25 万円に対しての厚生年金保険料を控除すべきであり、そのため年金が減ってしまうのは納得できない。また、15 年 11 月から厚生年金保険の適用事業所となった C 社において 13 万円、A 社から 12 万円の給与をそれぞれ受けており、C 社から給与 13 万円に対しての厚生年金保険料、A 社から給与 12 万円に対しての所得税が控除されているが、本来であれば 25 万円に対しての厚生年金保険料を控除すべきであり、そのため年金が減ってしまうのは納得できない。

これらを併せて、申立期間において厚生年金保険被保険者として給与支給額 25 万円に相当する被保険者記録への訂正をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から、提出のあった A 社の給与明細書には、厚生年金保険料の控除の記録は無く、また、厚生年金保険の適用事業所でないことから、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認める

ことはできず、さらに、B社及びC社の給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と、社会保険事務所の記録上の標準報酬月額は一致しており、申立期間②について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人が主張する標準報酬月額の相違については、仮に申立ての給与支給額が報酬月額に該当するとしても、厚生年金保険法第75条は、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとしていることから、本件については、標準報酬月額の変更を記録上行ったとしても、保険給付には反映されない。

## 茨城厚生年金 事案 23

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月から同年 9 月まで  
② 昭和 34 年 10 月から 35 年 8 月まで  
③ 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に、申立期間③についてはC社に、それぞれ正社員として勤務していたが、給与から厚生年金保険料を控除されていたかについては明確に覚えておらず、健康保険証の交付を受けたかどうか<sup>あいまい</sup>も記憶が曖昧であるが、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社、B社及びC社に勤務していた期間のすべてを厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、全申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料及び保険料が控除されていたことの明確な記憶が無い。

また、社会保険事務所保管のA社、B社及びC社の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票には、整理番号の欠番もなく、申立人の記録は確認できない。さらに、申立人が各事業所において同僚<sup>あいまい</sup>であるとした者の氏名も確認できなかった。

加えて、申立期間①のA社は昭和 37 年 7 月 6 日付けで、申立期間③のC社は平成 13 年 2 月 20 日付けで、それぞれ全喪事業所になっており、調査を尽くしたものの、両申立期間当時の人事記録等の資料、役員や同僚などの証言等を得ることもできなかった。そして、申立期間②については、社会保険庁の記録では、申立人は国民年金に加入しており、国民年金保険料の期限内納付が確認できる。

このほか、申立内容が正しいことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 24

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月26日から2年4月1日まで

A社に昭和63年11月1日から平成5年12月1日まで勤務していたので、社会保険庁に記録されている被保険者期間に申立期間が欠けているのは納得がいかない。申立期間についても被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間のすべてを厚生年金保険被保険者期間であったと主張しているが、申立期間に係る保険料控除を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

また、A社に保管されている厚生年金保険被保険者資格取得届控、厚生年金被保険者資格喪失届控及び当該事業所の作成した厚生年金加入期間記録証明書から確認できる申立人の厚生年金保険被保険者期間は社会保険庁の記録と一致している。

さらに、申立人は、昭和63年11月1日から平成2年4月1日までの期間も継続してA社に在籍していたと主張しているが、雇用保険の加入記録から申立期間の在籍を確認できず、申立期間の健康保険加入状況については、社会保険庁の記録から任意継続被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立内容が正しいことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 群馬厚生年金 事案 11

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和32年3月25日から33年5月7日まで  
②昭和34年11月11日から35年4月10日まで  
A省の出先の事務所に継続して勤務していた。申立期間については、同僚であるB氏、C氏と共に勤務していた。関係する証拠書類は無いが、勤務していたことは事実であり、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間について、D省E局に照会したところ、申立人は、A省の非常勤職員として採用された昭和33年5月7日以降、12か月間継続して勤務していたため、国家公務員共済組合法施行令第2条第1項第7号の規定により、34年5月7日付けで職員の資格を得て、国家公務員共済組合の組合員となり、以降35年9月までの間、長期掛金（共済組合年金保険料）が控除されていたとの回答を得た。このため、申立期間②については、国家公務員共済組合の加入期間であるため、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立人の申立期間①について、国家公務員共済組合の加入年月日が昭和34年5月7日であることからすると、前述の規定によれば、申立人が勤務を開始したのは、その12か月前の33年5月7日となるが、これは社会保険庁の記録における申立人の厚生年金保険資格取得年月日と一致する。さらに、申立人は元同僚より1か月程遅れてA省に採用になったと主張しているが、その元同僚の厚生年金保険の資格取得年月日を確認したところ、申立人の資格取得年月日の1か月程前である33年4月4日となっている。これらの事情を踏まえると、申立人が勤務を開始したのは、社会保険庁の記録どおり、33年5月7日であったと推認される。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 群馬厚生年金 事案 12

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 50 年 11 月 11 日まで  
申立期間については、当時の妻と一緒に厚生年金保険に加入していたと思うので、当該期間を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人が経営していた事業所で厚生年金保険に加入していたと主張しているが、当該事業所は法人登記されていたことが確認できない上、申立人は法人であったことが確認できる資料も保有していないため、申立人が経営していた事業所は非法人である個人経営の事業所であったことがうかがえる。一方、申立人は「当時、働いていたのは自分と妻を含め3人であった」旨の供述をしていることから、当該事業所は従業員数が5人未満である社会保険非適用事業所であったことが推認できる。

また、申立人は、「申立期間当時の状況については、会計事務所の所長が知っている」と申し立てているが、当該事務所長は、「事務所の開業日（昭和 50 年 8 月 26 日）の1年か2年後に申立人が顧客になったが、申立期間のことは承知していない」と述べており、申立期間に係る当時の状況については不明としている。さらに、申立人は「会社を立ち上げた際にA信用金庫B支店から融資を受けた」としているが、同支店は平成2年7月に開業しており、申立内容に矛盾が見られる。

加えて、申立人は、申立人が経営していた事業所について複数の名称を挙げているが、社会保険庁保有の事業所名簿を確認したところ、それらの事業所名はすべて見当たらないため、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立人本人が雇主であったことから、申立人は、当該事業所に使用される者ではなく、厚生年金保険の被保険者になり得なかった状況にある。このため、申立人が自身の厚生年金保険料を給与から控除し、社会保険庁に納付していたとは認められない。

なお、当時の妻及び弟の年金記録を確認したが、申立期間における厚生年金保険の加入の事実はなく、申立期間において申立人と一緒に厚生年金保険料を納付していた形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 17

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月 1 日から 34 年 4 月 20 日まで

私は、A社に昭和 30 年 5 月に入社し、1 か月後には正採用となり、35 年 4 月まで勤めていたが、社会保険庁から、申立期間は被保険者期間に該当していないとの回答を受けた。50 年以上前なので給料明細は残っていないが、社会保険料を引かれていた記憶はあるので申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料及び明確な記憶が無い。また、社会保険事務所の保管する申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者原票及び健康保険厚生年金被保険者名簿には、申立人は、昭和 34 年 4 月 20 日資格取得、35 年 4 月 20 日資格喪失と記録されており、健康保険番号の欠落も無く、手続に不自然な点は見当たらない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 30 年 8 月であることが社会保険事務所の記録から確認でき、申立人は申立期間の一部については、同社において厚生年金保険の被保険者となることはできない。

加えて、事業所への照会を行ったところ、人事記録等の資料は廃棄してしまっており、申立人の当時の勤務状況等は確認できなかった。かつ、一般的な話として申立期間当時は社会保険制度に対する認識が低く、従業員の意向によっては厚生年金保険に加入させない風潮があったと聞いている、との話があった。

そのほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 69

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年6月1日から35年4月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、上記申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。A株式会社B工場朝早くから夜遅くまで働いたのに、厚生年金保険の加入記録が一月しかないのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の入社した経緯、同僚の名前を覚えていること、社員旅行の記憶があることなどから、当該事業所に勤務していたと推認できるが、勤務期間を確認できるものは無く、かつ、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる資料は無い。

また、社会保険事務所の保管している厚生年金手帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、その事務処理は適正に行われていることが確認でき、一方、「正社員にはしないほしい。」旨の希望を当時、申立人から当該事業所の担当者に伝えていることから、事業主が厚生年金保険の被保険者資格を喪失する手続を行ったものと考えられる。

さらに、当該事業所は既に全喪しているとともに、当該事業所の本社においても申立期間当時の人事記録等は保管しておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 70

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月1日から39年6月4日まで  
② 昭和39年7月4日から40年9月1日まで

A株式会社には、昭和37年6月から40年9月ごろまで継続して勤務していたのに、39年6月4日から同年7月4日までしか厚生年金保険の加入記録が無かった旨の回答を社会保険事務所からもらった。同僚の名前も覚えており、勤務していたことは間違いないので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる資料は無く、申立人は保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、当該事業所は①の申立期間後の昭和39年6月4日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人は申立期間①において当該事業所の厚生年金保険の被保険者となることができない。

申立期間②については、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、健康保険番号に欠番も無い上、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和39年7月4日になっているが、手続に不自然な形跡は見受けられない。さらに、申立人の勤務実態を証明する、当時の同僚などの証言、資料等も得られない。

このほか、当該事業所は既に全喪しており、当時の役員等の証言を得ることもできず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 71

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 4 月ごろまで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A会社に勤務していたころの加入記録が無かった旨の回答を社会保険事務所からもらった。昭和 31 年 4 月から 32 年 4 月ごろまで勤務していたので当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は同期入社の名前を覚えており、かつ、社会保険事務所が保管する厚生年金保険の被保険者名簿に名前があることから、勤務していたことは確認できるが、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる資料は無く、申立人は保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

社会保険庁の記録によれば、当該事業所は昭和 31 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の一部において、申立人は当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者となることができない。また、申立人が同期入社したとする 2 名は、入社後、相当期間経過後に厚生年金保険の被保険者となっていることから、当該事業所では採用後一定期間経過後に厚生年金保険の被保険者の資格取得手続を行っていたものと推認される。

このほか、当該事業所では、申立期間当時の人事記録等は保管しておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 東京厚生年金 事案 72

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 10 日から 38 年 12 月 31 日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、昭和 35 年 4 月から 38 年 12 月まで勤務していた割賦販売店の厚生年金保険被保険者記録が確認できなかったとの回答をもらった。37 年、帰宅途中に列車事故に遭遇していることから、当時のことは鮮明に記憶している。被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 5 月 3 日帰宅途中、列車事故に遭遇し、その際、乗客として新聞の取材を受けている記録を保存していること、また、申立人の記憶は鮮明で、かつ、証言は具体的であるほか、申立人が勤務していたとする割賦販売店が所在した近隣住民の証言等を総合すると、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間を含め、申立人及び申立人の上司は見当たらない。さらに、同名簿に記載されている被保険者数は申立期間中では最大で 32 名であり、申立人が証言している当時の従業員数 40 名から 50 名と比べると人数が大きく乖離していることから、当該事業所ではすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは考えにくい。

また、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無いほか、当該事業所は既に全喪しており、当時の役員等の証言を得ることはできず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月から 34 年 5 月まで (A 社)  
② 昭和 35 年 9 月から 36 年 5 月まで (B 社)  
③ 昭和 36 年 7 月から 37 年 12 月まで (C 社又は D 社)  
④ 昭和 38 年 1 月 (E 社)

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、すべての申立期間において、給与明細書等、申立人が申立てに係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる資料は無く、かつ、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶及び申立期間に関する記憶も曖昧である。

また、申立てに係るすべての事業所について社会保険事務所が管理する事業所別厚生年金保険被保険者名簿の記載状況を入念に確認したものの、申立てに係る事実は見当たらない。

さらに、A 社 (申立期間①)、B 社 (申立期間②) 及び C 社又は D 社 (申立期間③) は、既に全喪しており、当時の人事記録等の資料を得ることはできず、同僚等の証言も得ることができない。

加えて、E 社 (申立期間④) は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所でないことが社会保険事務所の調査結果から確認できることから、申立人が申立期間において当該事業所の厚生年金保険の被保険者となることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 74

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 5 月 1 日まで  
(A社)  
② 昭和 46 年 6 月 26 日から 47 年 11 月 1 日まで  
(A社)  
③ 昭和 48 年 7 月 20 日から同年 8 月 1 日まで  
(B社)

A社(①及び②の期間)及びB社(③の期間)に勤務していた期間について厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、加入記録が無い旨の回答をもらった。A社及びB社の事業主は同一人であり、厚生年金保険料も控除されていたと記憶しているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間①については、申立人が勤務していたA社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 44 年 5 月 1 日であり、申立人は申立期間について同社の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

申立期間②については、社会保険事務所の保管する申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は昭和 46 年 6 月 26 日に厚生年金保険の資格喪失をしており、同時に健康保険法第 55 条に基づく継続療養を受給していることが確認でき、かつ、同社は 46 年 7 月 26 日付けで全喪していることから、申立人は同社の従業員として申立期間について厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、申立人が勤務していたB社については、昭和47年11月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることから、申立人は同社の厚生年金保険の被保険者となることもできない。

申立期間③については、社会保険事務所の保管する申立人が勤務したB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和48年7月20日に厚生年金保険の資格喪失をしていることが確認できる。

また、社会保険庁の記録では申立人について、申立期間の国民年金保険料の全額免除申請がなされている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 21

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月7日から同年12月7日まで

私が、Aに申立期間中に勤務していたことは、後の勤務先であるBに提出した経歴書に、Aのことを記載しているもので、明らかである。当時Aは、50人くらい臨時雇いの者が働いていたので、厚生年金保険の適用事業所でなければならないはずである。厚生年金保険料を給与から控除されていたかは記憶が定かではないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするAに申立人の履歴書が保存されており、そこに昭和29年5月7日採用、同年12月18日退職とのメモ書きがあり、申立人がAに勤務していたことは推認できるが、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険庁の記録では、Aが厚生年金保険の適用事業所となったのが昭和30年1月1日であることが確認できることから、申立期間は、Aの従業員として、厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、Aには当時の賃金台帳等の資料が保管されておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 22

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月から 51 年 1 月 20 日まで  
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、社会保険庁の記録では、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった旨の回答を得た。

A社に昭和 50 年 11 月から 51 年 1 月 20 日まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間のうち、昭和 50 年 12 月 1 日から 51 年 1 月 20 日までの期間A社に在籍していた事実は、申立人の同社における雇用保険被保険者記録から確認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A社の申立期間当時の事業主及び経理部長は既に死亡しているため、後任の事業主に照会したところ、「申立期間当時のことは詳細には分からないが、同社では、入社から3か月間は試用期間を設けており、試用期間については社会保険の加入は行わない。」との証言を得ており、申立人の同社での在籍期間は3か月に満たないものであることから、申立期間は試用期間としての扱いであった可能性がうかがえる。

さらに、A社は既に全喪しており、当時の同僚等の証言も得ることができず、申立てに係る事実を確認できる周辺事情は見当たらない。

加えて、厚生年金保険被保険者原票に、申立人のA社における厚生年金保険加入に係る記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 23

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月1日から33年2月1日まで  
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社で厚生年金保険の被保険者となったのが、昭和33年2月1日からであるとの回答を得た。私は、26年に同社に入社しており、同社が厚生年金保険の適用事業所となった29年3月1日から厚生年金保険の被保険者であるはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管しているA社の前で撮影した写真（昭和26年社員一同のメモ貼付）により、申立人が、昭和26年当時から、同社に勤務していたことがうかがえるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

また、社会保険庁が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿によると、A社が適用事業所となった昭和29年3月1日に資格を取得した4名中3名は役員であることが確認でき、申立人が記憶している当時の所長の資格取得日は、申立人同様、33年2月1日となっていることから、A社は適用事業所となった当初、役員のみが社会保険に加入し、その後、順次、社員を加入させていたことがうかがわれる。

さらに、当該事業所は全喪しており、当時の事業主の証言も得ることができず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 神奈川厚生年金 事案 24

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年の約 3 か月 (A 社)  
② 昭和 56 年の約 3 か月 (B 社)  
③ 昭和 56 年の約 3 か月 (C 社)  
④ 昭和 58 年の約 3 か月 (A 社)  
⑤ 昭和 58 年の約 3 か月 (B 社)  
⑥ 昭和 58 年の約 3 か月 (C 社)

私は、昭和 56 年に A 社、B 社、C 社の 3 社にそれぞれ約 3 か月勤務し、58 年も同 3 社にそれぞれ約 3 か月勤務した記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無い。また、申立人が申し立てている 3 社については、社会保険事務所の厚生年金保険適用事業所名簿に記載が無い上、雇用保険の記録も確認できない。

A 社及び B 社については、申立人の会社名、所在地に関する記憶が曖昧であり、事業所の特定が困難なため、申立人が当該事業所に勤務していた事実が確認できない。

C 社については、同一名称の事業所の本社に照会したが、申立人が同社に在籍していたかどうかの確認ができない。

このほか、すべての申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 長野厚生年金 事案 18

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 3 日から昭和 37 年 10 月まで  
昭和 35 年 1 月から A 社に勤務することになり、社員寮で生活していたのに申立期間について厚生年金保険に加入していないことになっている。同社では、関係資料は保存していないとのことで証拠となる資料は何も無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和 35 年 1 月 4 日に A 社に入社したことは、厚生年金保険の加入記録から確認できるが、A 社では、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を既に廃棄しており、申立人に係る勤務実態、申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、当時のことを証言してくれる同僚もおらず、申立人の保険料控除に係る記憶も曖昧<sup>あいまい</sup>で、このほか、申立てに係る事実を認定できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 長野厚生年金 事案 19

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年6月から25年11月30日まで  
② 昭和26年6月から同年8月31日まで  
③ 昭和26年11月24日から27年11月まで

A市のB社に昭和24年6月から26年3月まで、また、同市のC社に26年6月から27年11月まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社は、昭和28年8月1日に、C社は、昭和30年8月15日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の関連資料は既に廃棄されており、当時の雇用実態を確認することはできない。

B社は、昭和18年5月17日から厚生年金保険の適用事業所になっているものの、申立人が入社したという昭和24年6月から保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立人は、C社が適用事業所となった昭和26年9月1日から厚生年金保険の被保険者となっており、申立人が入社したという26年6月から保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の元同僚は、C社において昭和26年9月1日から27年5月1日まで厚生年金保険に加入しているものの、その証言からは、申立人の勤務期間は明らかでなく、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことまでは確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 8

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年6月1日から37年4月1日まで  
② 昭和47年9月1日から63年8月5日まで

私は、昭和34年6月から間違いなくA社に勤務していた。34年に来襲した伊勢湾台風の前後に健康保険証を使った記憶もある。

また、昭和47年8月にA社を退職した後、同年9月にB社に入社した。同社では厚生年金保険に加入していなかったため、やむなく国民年金に加入していたが、その期間についても厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無く、保険料控除に関する申立人の記憶もあいまいである。

申立期間②については、申立てのとおり、申立人は国民年金に加入し、保険料を納付している。

さらに、申立ての事業所が厚生年金保険適用事業所となった時期は、A社が昭和37年4月1日、B社が63年8月5日であり、申立期間においてはいずれも厚生年金保険適用事業所ではなく、申立人は両社が厚生年金保険の適用事業所となった時期に、厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 9

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月から 41 年 10 月まで

私は、昭和 40 年 7 月から 41 年 10 月まで義兄に紹介された A 社でトラック運転手として確かに勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であることを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社の慰安旅行の写真及び A 社の証言から、申立人が A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無く、A 社にも当時の資料等は保管されておらず、申立人の厚生年金保険の手続及び保険料控除の事実が確認できない。

また、申立人は、「昭和 40 年 7 月から 41 年 10 月まで A 社に勤務し、41 年 11 月から B 社に勤務していた。」としているが、申立人の雇用保険の記録をみると、申立人は、41 年 8 月 25 日までは未加入となっている上、同年 8 月 26 日以降は B 社の被保険者となっている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 10

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 6 月 1 日から 25 年 12 月 31 日まで

私は、昭和 22 年 6 月に A 社に入社し、25 年 12 月まで勤務していた。当時のものと思われる給与明細書では、厚生年金保険料も控除されていることから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、A 社に勤務していたことは、A 社の回答により確認できるが、A 社は、昭和 25 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、この時点の厚生年金保険被保険者名簿に申立人は記載されておらず、申立期間当時、申立人と一緒に働いていたとする同僚も、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、申立人が保険料控除の資料として提出した給与明細書は、発行時期が不明である上、裏面には A 社と申立人が昭和 26 年 1 月から勤務したとしている B 社が連名で記載されている。さらに、当該給与明細書の厚生年金保険料の控除額は、申立期間当時の保険料率で計算される控除額とは大きく異なっていること、及び失業保険料の控除額をみると、27 年から 34 年の間の控除率を適用した額と一致していることから、当該給与明細書において、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 富山厚生年金 事案5

### 第1 委員会の結論

申立人については、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月から同年6月まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和30年4月にA社で発生した火災を詳細に記憶しているなど、工員として勤務していたことはいかかわれるものの、当該事業所は33年に閉鎖されているため、勤務期間を示す資料を確認することができない。

また、申立人は、給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかについて具体的な記憶を有しておらず、さらに、保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等も無い。

加えて、申立人が事業所での同僚であったとしている二人についても、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっていたことを確認することができないなど、ほかに申立内容を裏付ける関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 7

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 1 月から 30 年 4 月 1 日まで

D社における私の厚生年金保険加入期間が、昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 5 月 1 日までとなっているが、同社に入社してから取得した運転免許証の取得日が 29 年 2 月であることから、同年 1 月には入社していたはずなので、記録を訂正してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料は無い。また、当該事業所は現存しているものの、申立てに係る当時の事実を確認できる関連資料は残っていない。

さらに申立人によれば、同時に入社した人は無かったと主張しているが、社会保険事務所の記録によると、申立人と同じ昭和 30 年 4 月 1 日付けの資格取得者が数名確認でき、申立人より半年ほど後に入社したとされる後輩も、同日付の資格取得となっていることから、当該事業所では入社日を資格取得年月日としていなかったと推測される。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 静岡厚生年金 事案 21

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月ごろから 40 年 9 月ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。当時勤務していたことは確かであるので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る給与明細等、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料は無く、厚生年金保険料の控除についての記憶も無い。

また、申立期間当時、申立てに係る事業所から社会保険関係事務を委託されていた社会保険労務士が保管している当該事業所の健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届及び報酬月額算定基礎届において、申立人についての届出は無い。

さらに、公共職業安定所の雇用保険記録では、申立てに係る事業所における被保険者記録は見当たらない。

加えて、申立人の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について、事業主に照会したところ、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 22

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 ごろ から 27 年 8 月 ごろ まで  
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

当該申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る給与明細書等、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料は無い。

また、申立人は昭和 53 年に死亡しており、申立人の妻等により、申立人は申立期間に 3 事業所に勤務したと申立てされているが、いずれの事業所も社会保険庁の記録では申立期間は厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、申立人は申立期間において当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、申立てに係る 3 事業所のうち、1 事業所の事業主が関連したことが把握できた事業所について申立人の厚生年金保険被保険者記録の有無を確認したところ、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立人の妻等から当時の勤務状況、同僚の情報等を新たに得ることは困難である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 23

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年ごろから 48 年ごろまで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。  
給与明細等はないが、働いていたことは事実であるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る給与明細等、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料が無く、かつ申立期間について国民年金加入記録があり、保険料を納付済みである。

また、社会保険事務所が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号も欠番は見られない。

さらに、公共職業安定所の雇用保険記録では、申立てに係る事業所における被保険者記録は見当たらない。

加えて、事業主に対して、申立人の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 25

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月から 52 年 2 月 5 日まで

昭和 48 年 3 月から A 社で正社員として働いていたが、社会保険事務所の記録は厚生年金保険の資格取得日が昭和 52 年 2 月 5 日となっており、納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除に係る申立人の具体的な記憶も無い。

また、A 社は昭和 56 年 12 月 1 日に全喪しており、後継事業所と思われる B 社は適用事業所であるものの現在厚生年金被保険者は皆無であり、連絡も取れない状況である上、当時関与していたと申立てのあった社会保険労務士も死亡していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人に係る雇用保険被保険者記録によると、A 社における雇用保険の資格取得日は昭和 52 年 2 月 5 日で、離職日は 56 年 11 月 30 日であることが確認でき、申立期間は雇用保険被保険者期間となっていない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 26

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年から 37 年まで

昭和 35 年から 37 年までA事業所で厚生年金保険に加入していた。当時、同僚と給与明細書を見せ合いながら厚生年金保険のことを話題にしていた記憶がある。当時の同僚として、一部は苗字だけであるが5名ほど覚えている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の管理する厚生年金被保険者名簿により、申立人から当時の同僚等として申立てのあった者5名のうち3名が確認でき、うち1人の同僚からの証言により、申立人の当該事業所での勤務を推認することができる。

しかし、当該名簿に申立人は登録されておらず、また、当時の同僚等として申立てのあった5名のうち2名についても確認することができないことから、社員について厚生年金保険の適用について異なる取扱いをしていた可能性が否定できない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

加えて、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、事業主に照会したものの、これらの事実を確認できる関連資料を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 27

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 5 月 1 日まで

A社に勤務していた期間の一部である申立期間について、厚生年金保険被保険者記録を社会保険事務所に照会したところ、同社の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和 38 年 5 月 1 日であり、申立期間については厚生年金保険の加入記録が見当たらないとの回答があった。

しかし、私は、A社に昭和 37 年 4 月 1 日に入社し、当初から厚生年金保険に加入していたはずであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

また、申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況については、A社がすでに全喪しているため、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人の同社における厚生年金保険料控除に係る記憶は明確ではない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料等はない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 35

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月21日から4年6月20日まで

私は、昭和62年11月21日にA社に入社し、平成7年3月1日まで継続して勤務しており、途中で契約内容を変更された記憶は無い。当時の給与明細は残っていないが、申立期間中も毎月給与の支払を受けており、私の預金口座に給与が振り込まれたことを示す預金通帳がある。ところが、3年3月21日から4年6月20日までの厚生年金保険の加入記録が無いので、この期間を加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保有している預金通帳を見ると、申立期間中、毎月末に給与の振込みを受けたことを示す記録が確認できるものの、銀行では振込元に関する記録を保存していないため、A社から振り込まれたものかどうかは確認できない。また、同社では、申立人は昭和62年11月21日に入社し、平成3年3月21日にいったん退社した後、4年6月21日に再入社したと説明している。

さらに、B市の国保資格状況連絡票によると、申立人は平成3年4月に国民健康保険の加入の届出を行っており、健康保険組合の資格取得及び喪失届並びに雇用保険の加入記録でも、申立人の厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人は平成2年4月から老齢厚生年金を受給しているが、当時、被保険者である場合には標準報酬に応じて支給の停止が行われる制度となっており、申立人が厚生年金保険に加入している期間については支給の一部停止が行われている一方で、申立期間については、支給の一部停止はみられず、被保険者でなかったことが推認される。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 36

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 10 月から同年 12 月まで  
② 昭和 32 年 4 月から 37 年 8 月まで

私は、昭和 31 年 10 月から同年 12 月まで A 社に勤務し、32 年 4 月から 37 年 8 月までは B 社に勤務していた。2 社とも給与は 3,000 円か 4,000 円くらいあり住み込みで働いていた。社会保険料も給与から天引きされていたと思う。しかし、社会保険庁の記録では、申立期間①、②とも厚生年金保険の加入記録が無く納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、社会保険事務所が保有する A 社の被保険者名簿に登載されていないが、当時の社長の名前を記憶しており、また、同社の先輩であると申し立てている C 氏が同社の被保険者名簿に登載されていることから、申立人は同社に在籍していたものと推認される。しかし、申立人は、当時は見習であったと説明しており、申立人と同期入社で同じく見習であったと申し立てている D 氏についても同社の被保険者名簿に名前が見当たらないことから、見習期間であったため、同社において厚生年金保険に加入していなかったものと思われる。

また、申立期間②については、社会保険事務所の記録によると、B 社は昭和 49 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、同社は従業員が少なかったと申し立てていることから厚生年金保険の適用を受ける事業所としての要件を欠いていたものと推認される。なお、申立人が同僚であったと申し立てている E 氏は同事業所の被保険者名簿に登載されているが、資格取得時期は同事業所の新規適用日と同日の昭和 49 年 8 月 1 日となっている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 大阪厚生年金 事案 37

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から54年10月まで

私は、昭和48年9月から54年10月までA社の現場事務所で現場監督の仕事をしており、社員用のヘルメットや制服等の支給を受け社員寮にも入っていた。しかし、社会保険庁の記録では、同社に勤務していた期間は厚生年金保険の未加入期間とされている。同社に問い合わせたところ、雇用ではなく業務委託である旨の証明書が送られてきたが、当時、そのような契約を取り交わした覚えはないので、同社に勤務していた期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人が申立期間において同社の業務に従事していたことは認めているが、申立人は社員ではなく、同社との業務委託契約に基づき業務を行っていたと回答している。この点について、同社から提出のあった総勘定元帳の写しをみると、「外注費」勘定の中に申立人への報酬が計上されており、また、「仮受金」勘定には「外注所得税」という名目で申立人の報酬の1割が計上されており、所得税の源泉控除をしていたことが確認できる。

さらに、雇用保険の記録上も、申立期間における申立人の加入記録は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 38

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 8 月 16 日から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 4 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、上記申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答をもらった。当該期間については勤務していたことは確かなので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人はA社を退職した昭和 31 年 8 月 16 日から引き続きB社に就職し、35 年 4 月 1 日まで在職したと主張しているが、同社の社会保険の新規適用は社会保険庁の記録によれば31年10月1日であり、申立人の資格取得日と一致するとともに、同社代表取締役の資格取得日も31年10月1日となっていることから、申立人は、同日付けをもって、厚生年金保険の被保険者としての届出がなされたものと考えられる。なお、申立期間①については給与から保険料の控除を受けていた事実をうかがわせる資料は見当たらなかった。

申立期間②については、申立人はB社を退職したのと同じ日の昭和 35 年 4 月 1 日にC社に就職したとしている。しかし、同社の新規適用年月日は同年 12 月 1 日であるため、申立期間の一部については、通常厚生年金保険被保険者となることができない期間である。

また、申立期間当時の状況について、申立人は社員が 10 名程度であったとしているが、C社の被保険者台帳によれば、適用事業所となった当時、20 名程度の社員がいたことが確認できるなど申立内容が事実関係と矛盾している面がみられる。

そのほか、申立当時、C社に在職し、控除も受けていたことを確認できる

事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年ごろから 36 年ごろまで  
② 昭和 36 年ごろから 37 年 4 月 30 日まで  
③ 昭和 38 年ごろから 40 年ごろまで

① 昭和 32 年ごろから 36 年ごろまで勤務していた A 社での厚生年金保険加入期間が無い。

② B 社で昭和 37 年 5 月 1 日から 38 年 5 月 1 日まで厚生年金保険の加入期間があるが、36 年ごろから勤務していたので加入期間はもっと長いと思う。

③ 昭和 38 年ごろから 40 年ごろまで勤務していた C 社での厚生年金保険加入期間が無い。

①③の期間とも保険料は控除されていたと思う。昭和 35 年に長女が産まれたので働いていないはずはない。

### 第3 委員会の判断の理由

①の期間については、A 社における給与の支給日が毎月 15 日と月末の 2 回であったとする申立人の申立てと現事業主の証言が一致しており、勤務していたことは推認される。しかし、当該事業所が適用事業所となったのは昭和 53 年 4 月 1 日であり、また、申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

②の期間については、申立人は B 社における厚生年金保険の被保険者資格を、新規適用事業所となった昭和 37 年 5 月 1 日に取得しているが、法人に組織変更する以前から適用事業所となっていた D 社 (B 社の前身) での勤務や厚生年金保険料の控除については、申立人及び当該事業所双方に当時の関係書類の保存は無く、確認できない。また、B 社は、職人については、出入りが激しく加

入させていない場合もあったが、1年以上勤務していたら加入させていると思う旨の陳述をしている。一方、申立人は、D社に36年ごろ入社したとしており、その1年後の時期とB社における厚生年金保険加入時期とは、ほぼ一致すると認められる。

③の期間については、C社の現事業主が申立人の名前には覚えがあると証言しているものの、事業所の厚生年金保険については今に至るまで加入したことが無く、加入していないので厚生年金保険料も控除したことは無いとしている。さらに、申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 40

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 5 月から 9 年 2 月 17 日まで  
平成 3 年 5 月から 10 年 2 月 3 日まで、A 社に勤務していた。当初から正社員と同様の勤務形態（1 日 8 時間勤務）であったので、その間当然に社会保険に加入していると思っていたが、10 年 2 月の会社倒産時、初めて申立期間が未加入であるという事実を知った。未加入期間を加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の在職状況について、雇用保険資格取得データにより、少なくとも雇用保険資格取得日の平成 7 年 5 月 29 日以降は A 社に勤務していたことは確認できる。

次に、申立期間における被保険者資格について見ると、A 社が加入していた B 健康保険組合及び C 厚生年金基金のいずれにおいても、申立人の加入期間は平成 9 年 2 月 17 日資格取得及び 10 年 2 月 3 日資格喪失となっており、厚生年金保険の加入記録と一致している。

さらに、申立人の国民年金納付記録及びその夫の被扶養者記録から、申立人は申立期間において国民年金の第 3 号被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間にかかる厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 福井厚生年金 事案 25

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月ごろから20年4月1日まで

昭和12年に20歳でA社に採用され、会計を担当していたが、15年に同社B支店開設のため上京し、25年までB支店に勤務していたが、厚生年金保険の加入年月日が20年4月1日からとなっている。

勤務した期間のうち、昭和17年6月から20年4月1日までの期間の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和17年6月から19年9月までは、労働者年金保険法で男子筋肉労働者が加入対象であったため、事務職員は加入できなかった期間である。

昭和19年10月から厚生年金保険法と改称され、事務職員を含む男女労働者が加入対象となったが、申立人の年金記号番号は、20年9月30日に同年4月1日へ遡及<sup>そきゆう</sup>して当時の事業所名であるA社のほかの従業員4名と共に払い出されており、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得年月日は、健康保険と厚生年金保険の適用月日が区別されて記載されているほかの被保険者とは異なり、20年4月1日と記載されていることから、申立人の健康保険と厚生年金保険の資格取得日が同時期であること、及び年金記号番号払出簿の資格取得年月日が一致していることが確認できる。

また、申立人が勤務していたA社（同社は名称変更を繰り返しており、現在の名称はC社）において申立期間における関連資料は保管されておらず、厚生年金保険料控除を確認できる資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福井厚生年金 事案 26

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月31日まで  
昭和19年10月1日から20年8月までの期間を兄と共にA社に勤務した。兄は同社での厚生年金保険の資格記録が判明しているのに、私の資格記録が無いのは納得できないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとする事業所は、A社の名称で厚生年金保険の適用事業所であったが、当該事業所の被保険者氏名索引簿に申立人の氏名は無い。

また、申立人が記憶している同僚2名についても、同事業所の被保険者氏名索引簿に該当する氏名は無い。

さらに、申立人の兄は平成11年に亡くなり事情を確認することができず、申立人が勤務した事業所を引き継ぐB社は、「現在、保管されている名簿には申立人の氏名は無く、申立人が勤務していたかどうかは不明である。」と回答しており、同じく関連会社のB社も、「昭和20年6月の空襲により関連資料が消失したため、申立人が勤務していたかどうかは不明である。」と回答している。

加えて、申立人は申立期間中に空襲で負傷し入院した記憶はあるものの、当時、健康保険証を使った記憶は無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 京都厚生年金 事案 18

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から同年 6 月まで  
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、平成 18 年 8 月 22 日付けで、昭和 38 年 1 月から同年 6 月までの間の加入記録が無いとの回答があった。  
私は昭和 38 年 1 月から同年 6 月まで、A社のB工場でプラスねじの加工作業に従事していた。  
空白となっているのは納得できないので、記録を訂正してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、明確な記憶も無い。また、A社に照会を行ったものの、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況などについて、これらを確認できる関連資料や証言を得ることができなかった。さらに、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金被保険者名簿に申立人の名前は見当たらないほか、健康保険番号の欠落も見受けられない。

加えて、申立期間においてA社で勤務していた申立人の知人(申立人の中学生時代の同級生)は、申立人が申立期間に当該事業所で勤務していたかどうか記憶はないと証言しており、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 京都厚生年金 事案 19

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 大正 13 年 3 月から昭和 17 年 5 月まで  
② 昭和 17 年 6 月から 23 年 7 月まで  
③ 昭和 25 年 1 月から 33 年 10 月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、上記申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。私が勤務していたのは法人の会社であり、健康保険はA健康保険組合に加入していたので厚生年金保険には当然加入、保険料は控除されていたはずである。被保険者であったことを認めて、遺族である妻に対して遺族年金の支給を求める。

(注) 申立ては死亡した申立人の子が申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは、当時の株主表及び定款等の関連資料から推認できるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料が無い。

申立期間①については、労働者年金法の施行が昭和 17 年 6 月、厚生年金保険法の施行が 19 年 10 月であることから、17 年 6 月以前の申立期間については、制度上認められないため、申立人は当該期間については厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

申立期間②及び③ (③に係る事業所については申立人が代表取締役である。)については、社会保険事務所の保管する両事業所の健康保険厚生年金

保険被保険者名簿とも申立人の氏名は無く、健康保険番号の欠落も見当たらない。また、申立期間②については、申立人の家族が保管している国民健康保険証の記録から、申立人は国民健康保険組合に昭和 14 年 8 月から 22 年 7 月までは加入していたことが確認できる。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除があったことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間にかかる厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 京都厚生年金 事案 20

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 1 日から 47 年 7 月 6 日

私の記憶では、A店で働いて厚生年金保険料を払っていたことに間違いはない。A店からは厚生年金保険の加入について説明されなかったが、従業員としては厚生年金保険に加入していたと信じていた。厚生年金保険料を払っていたことは間違いのないと思うので、厚生年金保険に加入していたことを認めて欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA店に勤務していたことは、同僚の証言から推認できるものの、申立人は厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの資料は無い。

また、申立期間中において、申立人と同様の業務に従事していた同僚は、同事業所に勤務していた期間について、国民健康保険及び国民年金に加入していた、と証言している。さらに社会保険庁の記録では、A店は強制適用事業所ではなく、任意包括適用事業所としての届出も行っていない。

加えて、申立期間に勤務していたA店の事業主は既に死亡しており、生存している事業主の親族に確認しても、詳細は不明とのことであった。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 4 月まで

私が平成 19 年 9 月に受け取った期間照会回答票では、私が勤務していた事業所の記録は存在したが、その中に私の名前が見当たらないとの回答になっていた。

事業所が厚生年金保険制度に加入していないのなら仕方がないが、私の名前だけが記録に無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は勤務していたとするA社での業務内容や勤務状況を詳細に記憶している上、同時期に勤務していたとする元同僚の厚生年金保険記録が確認できることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料（給与明細書等）を有しておらず、厚生年金保険料の控除についての記憶も無い。

また、社会保険事務所の被保険者名簿では、申立人の記録は確認できず、被保険者整理番号に欠番は無く、その記録に不自然さはみられない。

さらに、申立人が同時期に勤務していたとする元同僚の中には、厚生年金被保険者資格の確認できない者もあり、当時厚生年金保険に加入していなかった従業員がいたことが推察される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 25

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月18日から39年3月25日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、平成19年8月24日付けで、申立期間において設備会社に係る厚生年金保険被保険者の記録が無い旨の回答を受けた。

しかし、私は、当該事業所に昭和36年9月1日から48年4月20日まで継続して勤務しており、途中で退職した記憶は無いので納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、二人一組で行う業務に携わっており、昭和36年9月1日に入社してから48年4月20日に退職するまで、雇用形態の変更も無く継続して勤務していたと説明しており、同僚もその旨、証言している。

しかし、申立人の雇用保険被保険者の記録は、当該事業所で被保険者となった日が昭和39年3月26日で、離職年月日が48年4月20日であり、厚生年金保険被保険者の記録と一致している。このことから、申立人が36年に入社していたとしても、39年3月以前で雇用保険被保険者の記録は途切れている。

また、申立人の厚生年金保険の被保険者番号に近い14人の年金記録を調査した結果、うち二人は申立人と同じく当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間が1～2年間途切れた後に継続している状況がみられたことから、事業所側又は被保険者側があえて厚生年金保険被保険者資格を喪失させたことも否定できない。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書、賃金台帳などの資料が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 26

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から同年12月30日まで  
② 昭和25年2月1日から27年4月30日まで  
③ 昭和27年5月ごろから同年11月ごろまで  
④ 昭和28年3月ごろから29年1月ごろまで

私は、申立期間の①はA事業所、②はB事業所、③はC事業所、④はD事業所（臨時社員）に勤務していた。雇用形態はそれぞれ異なっていたが、4社とも健康保険証を会社からもらった記憶がある。また、A事業所では給与から何か控除されていたと思うし、C事業所に勤務している時にけがをして病院で受診をした記憶がある。勤務時間は4社とも通常勤務だったので、厚生年金保険に加入していたと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情が、いずれの事業所に関しても無い。

また、申立人が勤務していたと主張するA事業所及びC事業所については、社会保険事務所の記録では、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっておらず、両社の事業主は、当時は厚生年金保険の適用事業所となっていなかったことから、従業員は厚生年金保険に加入しておらず、保険料控除も行っていなかったとしている。

昭和29年に全喪し、現存していないB事業所については、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の被保険者としての記録は無い。

申立人が昭和28年3月ごろ臨時社員として入社したD事業所（臨時社員）については、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和29年2月1日



の資格取得となっており、申立期間に係る被保険者としての記録は無い。当該事業所で同じ雇用形態であった元同僚の厚生年金保険の資格取得年月日も申立人と同じである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 27

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年春から 35 年春までのうち 1 年  
私は、申立期間に A 事業所（臨時社員）にトラック運転手として勤務していた。  
また、A 事業所の在職中に健康保険被保険者証を使って入院もしていた。  
しかし、社会保険庁の記録では、申立期間が厚生年金保険の加入期間となっておらず、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立人が勤務していたとする A 事業所は平成 2 年に B 事業所と合併しているが、合併後の B 事業所が保管している A 事業所の昭和 35 年度臨時工索引名簿により、申立人が 33 年 10 月 25 日から 35 年 6 月 30 日まで在籍していたことが確認できる。

しかし、当該名簿に記載されている工員の中には厚生年金保険の被保険者になっている者が認められるが、これらの者はいずれも臨時工に採用された後の 1 年 8 か月から 6 年経過した後に厚生年金保険の被保険者となっているほか、同名簿で本工採用と記載されている者も認められる。申立人は臨時工として採用後 1 年 8 か月で退職していることから、厚生年金保険に加入していたとうかがえる状況にはない。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 28

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間にA事業所に勤務し、在職中に健康保険被保険者証を使って歯医者に通院したこともある。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間が厚生年金保険の加入期間となっておらず、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立人が勤務していたとするA事業所は平成2年にB事業所と合併しているが、合併後のB事業所が保管しているA事業所の昭和37年度本工索引名簿により37年10月21日から同年12月1日まで申立人が在籍していたことが確認できる。

しかし、当該名簿に記載されている工員の中に厚生年金保険の被保険者になっていることが確認できる者が4人認められるが、これらの者が厚生年金保険の被保険者となったのは、1名が10日後、2名が1か月10日後、また、他の1名は3か月10日後となっている。当該名簿では申立人は採用の1か月10日後に退職していることから、申立人が厚生年金保険に加入していたとかがえる状況にはない。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 5 月 1 日まで  
平成 19 年 7 月に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、放送局に勤務していた昭和 38 年の標準報酬月額の定時決定の額が、従前の 3 万 6,000 円から 3 万円に下がっていた。  
放送局では年々給与が上がることも下がることはなかったため標準報酬月額の記入の誤りではないかと思ひ、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

また、放送局の人事記録によると、申立人が申立期間の標準報酬月額を算定する期間（昭和 38 年 5 月から 7 月まで）の直前の昭和 38 年 4 月に人事異動があり、勤務地が変わっていることから、申立期間に報酬内容が変わった可能性がある。

さらに、当時の同僚 10 人の申立期間前後の標準報酬月額の推移を調査した結果、うち 3 人は標準報酬月額が下がった期間があり、給与が上がる一方の事業所であっても個人の状況（通勤方法や住居の変更、結婚離婚等）により標準報酬月額が下がることはあり得る。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間前の標準報酬月額による厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 30

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年ごろから30年ごろまで  
② 昭和30年ごろから35年11月1日まで

私は、昭和28年ごろから30年ごろまでA社に勤務し、30年ごろから35年10月までB社に勤務していた。いずれの会社でも厚生年金保険料を払っていたのに、厚生年金保険の記録がないことが、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

いずれの申立期間についても、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

申立期間①については、当時申立人が住んでいたという関係会社の寮の存在が確認でき、A社に勤務していた事実は推認できるが、同社の厚生年金被保険者名簿に申立人の記録は無い。

申立期間②については、同僚の母親の証言から申立人がB社に勤務していたことはうかがえるが、同僚の厚生年金保険の加入記録は、申立期間とは相違しており、申立人の具体的な勤務期間は特定できない。また、同社は、昭和31年4月1日から厚生年金保険の適用事業所となっているが、同社の厚生年金被保険者名簿に申立人の記録は無く、同社は、既に全喪している。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 鳥取厚生年金 事案 11

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月から 41 年 1 月まで  
昭和 39 年 12 月から 41 年 1 月ごろまで、A社に勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、当時の同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは確認できるが、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等を保管しておらず、事業所も保存期限経過により賃金台帳等を保存していないため、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

また、社会保険庁が保管するA社の被保険者名簿には申立人の氏名の記載は見当たらず、整理番号にも欠番は見当たらない。

さらに、雇用保険の加入記録について公共職業安定所へ照会したところ、申立期間についてA社での申立人の加入期間は存在しないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 島根厚生年金 事案 15

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年ごろから32年ごろまで  
昭和28年ごろから32年ごろまで、A事業所に常勤で勤務していたことから、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人は、給料から事業主により保険料が控除されていたか否か一切分からないとしているほか、事業主及び同僚の氏名の記憶が無く、法人又は個人事業所の別、就職、退職時期等についても明確な記憶が無いとしていることから、事業所を特定することができない。

さらに、A事業所という名称での厚生年金保険適用事業所は確認できず、類似する名称の4事業所について厚生年金保険新規適用時期を確認したが、いずれも申立期間以降であった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 島根厚生年金 事案 16

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月から 35 年 6 月まで  
A 事業所に勤務した申立期間について、確かに働いていたことから、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、保険料控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できず、申立人が記憶する事業主の氏名から確認できる B 事業所は厚生年金保険の適用事業所ではあるが、事業所名称について、申立人が記憶する事業所名称とは一部相違する上に、所在地も申立人の記憶とは異なる。なお、B 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の記録は確認できない。

さらに、当時の同僚として申立人が回答した 2 名については、B 事業所において厚生年金保険に加入していた記録が確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 島根厚生年金 事案 17

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月 16 日から同年 11 月 1 日まで  
昭和 47 年 3 月 16 日から 55 年 7 月 16 日まで、勤務先の事業所名は、  
A 事業所から B 事業所に、また B 事業所が C 事業所に、さらに D 事業  
所へと変わったが、勤務形態も変わらず同じ仕事をしていた。申立期  
間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和 47 年 3 月 16 日から 55 年 7 月 16 日  
まで、事業所は変わったが続けて勤務を行ったと申し立てているが、雇用  
保険の記録でも、申立期間については勤務をしていたことを確認するこ  
とができない上に、厚生年金適用事業所名簿等においても、申立人が申  
立期間において勤務していたとする事業所を確認することができない。

また、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険  
料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周  
辺事情も無い。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚 2 名を挙げているが、2 名と  
も当該申立期間中において厚生年金保険被保険者の記録はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断す  
ると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保  
険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはでき  
ない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 38 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 39 年 3 月 1 日から 40 年 9 月まで

当時、A社では事務職員であり、従業員が少ない会社であったので、同じ職種の人はいなかったが正社員として働いていた。

当時厚生年金保険に加入していた証拠となるものは無いが厚生年金保険料を確かに引かれていた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

今回同時に申立てをする夫は、同じ会社でともに正社員として働いていたのに、全く記録が無かったので自分の記録も正しくないのではないかと思った。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にかかる厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料を控除されていた記憶があると申し立てているが、厚生年金保険料の控除金額については記憶していない。

また、雇用保険の加入記録についても確認したところ、申立期間は雇用保険の被保険者であった記録は確認できなかった。

さらに、社会保険庁が事業所ごとに管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間にかかる申立人の氏名は確認できなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月1日から39年2月中ごろまで  
当時、A社では電気工事の設計見積りと営業をしており正社員であった。同僚には仕事の内容は違うがBさん、Cさんがいた。証拠書類は無いが当時厚生年金保険料を確かに引かれていた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。  
また、今回同時に申立てをする妻は少しではあるが、加入期間があったのに自分の記録が無いのは納得いかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にかかる厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料を控除されていた記憶があると申し立てているが、厚生年金保険料の控除金額については記憶していない。

さらに、社会保険庁が事業所ごとに管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同僚2名の氏名は載っているが、申立人の氏名は確認できず健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月2日から同年11月1日

当時、A社に勤務していたが、B社を立ち上げるために昭和42年4月1日出向を命ぜられたものである。当然、健康保険や厚生年金保険にも加入していたと記憶している。給与はA社から支給されていたと思われ、社会保険料も控除されていたと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の社内履歴によると申立人が申立期間にB社に勤務していたことは確認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、B社の厚生年金保険の新規適用年月日は昭和42年11月1日であり、同社での保険料控除及び納付はできない。

一方、A社に照会をしたところ当時の出向者については、出向先で厚生年金保険に加入していたであろうという回答を得た。

さらに、雇用保険の加入記録についても確認したところ、申立期間は雇用保険の被保険者であった記録は確認できなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことを認めることはできない。

## 香川厚生年金 事案 9

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月から 44 年 2 月まで

A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、加入期間が無いとの回答があった。

当時の事業主は、見習期間等の扱いはしていないとのことであり、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の加入記録により、当該事業所において、申立期間の一部の期間を含む昭和 44 年 1 月 6 日から 45 年 3 月 28 日まで勤務していたことは認められるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料は無い。

また、厚生年金基金の加入員資格取得年月日は、昭和 44 年 3 月 1 日であり、社会保険庁の厚生年金保険資格取得年月日と一致している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 香川厚生年金 事案 12

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 40 年頃まで  
平成 19 年 8 月 2 日に社会保険事務所から昭和 33 年 4 月から 40 年にかけて働いていたA社について、「厚生年金保険適用事業所として見当たりません」との回答をもらった。  
15 歳のときに親類の経営するA社において住み込みで働き始め、結婚を契機に辞めたが、給与から食費等とともに厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めて欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が当時実在し、申立人が同社において勤務していたことは、港湾管理事務所の資料及び当時の経営者の子の証言から推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が控除されていたという保険料額も当時の保険料と乖離している。

また、A社は、当時、強制適用事業所とならない非適用業種の個人事業所であり、厚生年金保険任意適用事業所としての記録も無い。

さらに、申立人及び当時の経営者の子から、適用事業所であるB社、C社において被保険者である可能性も示唆されたが、両事業所においても申立人及び同僚の記録は無い。

加えて、A社の経営者夫婦や同僚は、当時、国民年金被保険者であったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案22

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から51年8月まで  
前勤務事業所を退職してすぐに、A市に転居し、B事業所に就職し、3年間勤務した。給与明細書等は残っていないが、勤務していたことは事実であるので、厚生年金保険被保険者として認めて欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人からの聴取結果及び当該事業所照会結果により、申立人が当該事業所において勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所において、申立人に係る人事記録や賃金台帳等が保管されておらず、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうか確認できる資料は無い。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、欠番も見当たらない。

さらに、現在の事業主（当時の事業主の息子、昭和50年6月入社）は「当時の運送業は人の出入りが激しく、1～2か月で辞めていく人が多かったため、雇用してすぐに厚生年金の届出を行っていなかったのは確かである。厚生年金保険の適用もせず辞めていった人は多くいたと思われる。」と証言している。

なお、申立期間に係る当該事業所での雇用保険の加入記録も確認できない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案23

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月11日から29年11月4日まで  
② 昭和30年1月25日から同年7月22日まで  
③ 昭和30年8月16日から33年3月11日まで  
④ 昭和33年3月11日から同年5月6日まで

船員手帳に雇入れ及び雇止めの記載のある①昭和28年11月11日から29年11月4日までの期間、②30年1月25日から同年7月22日までの期間、③30年8月16日から33年3月11日までの期間及び④33年3月11日から同年5月6日までの期間については、船員保険の適用があったと思うので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する船員手帳から、申立人が申立期間において、船舶A（申立期間①）、船舶B（申立期間②）及び船舶C（申立期間③、④）に乗船していたことは確認できる。

しかし、上記船員手帳は、船員保険の資格の特喪、標準報酬月額等に関する記載欄の記入が無く、同手帳により申立人が申立期間に船員保険に加入していた事実を確認することはできない。

また、申立期間において、申立期間に係る船舶所有者は、船員保険の適用を受けていないほか、申立人の船員保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 徳島厚生年金 事案24

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年10月から19年11月まで  
② 昭和19年12月から21年12月まで

私は、尋常小学校高等部を2年で中途退学し、昭和17年10月から19年11月まで、A事業所に勤務するとともに、その後、19年12月から21年12月まで、B事業所に勤務した。

当時の給与明細書等証拠となる資料は残っていないが、B事業所に勤務していた際、当時の給与明細書において控除されている金額を見て社長に尋ねたところ、「これは保険代で入らないといけないものだ」と答えてくれた記憶がある。

両事業所に勤務していたのは事実であるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の氏名等から、申立人が申立てのあった両事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①については、A事業所に係る厚生年金保険の新規適用年月日が昭和22年9月5日であり、これより前に当該事業所において厚生年金保険被保険者は確認できない。

また、申立期間②については、申立期間当時、B事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるものの、昭和18年7月19日から22年12月5日までの間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみても、申立人の氏名は登載されておらず、健康保険の記号番号に欠番も確認できない。

さらに、両事業所から支給された申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案25

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年8月まで

昭和46年4月から50年8月まで、A市B町にあったC事業所に勤務していた。朝から夕方まで働いたので常勤であったが、約30年も前のことなので厚生年金保険に加入していたかどうかの記憶は無い。

当該事業所に勤務していたのは事実であるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している事業主の氏名及び同僚の氏名から、申立人が申立てのあった事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の昭和39年5月から58年1月までの健保記号番号順索引簿をみても、番号順に漏れは無く、申立人の氏名も確認できない。

また、当該事業所は、平成4年5月に全喪しており、申立人が事業主により、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらず、申立人の厚生年金保険料の控除についての記憶は無い。

さらに、申立人が記憶している同僚の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、1名は記録が存在したが、ほかの2名の記録は確認できなかった。

なお、申立人の申立期間に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛媛厚生年金 事案 22

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 4 月から 15 年 5 月 21 日まで  
A 社に勤めていたが、厚生年金保険に加入していない旨の回答をもらった。  
給与明細書において厚生年金保険料が引かれていたため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人が A 社から毎月支給されていた給与額等を記録した手帳から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、A 社が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない上、申立人は、「申立てに係る事業所の業種は製造業であり、申立期間当時の常勤従業員は申立人一人であった」と説明していることから、当該事業所は、厚生年金保険法における適用事業所の要件（常時 5 人以上の従業員を使用する事業所）を備えていなかったものと推認される。

また、申立人は、平成元年 8 月 1 日から B 国民健康保険組合に加入していることが確認でき、通常、厚生年金保険と同時に加入する健康保険の被保険者ではなかったものと推認される。

なお、申立人が手帳に記録している月ごとの保険料額は、当時の同国民健康保険組合の保険料額又はこの保険料額に労働組合費等を加えた金額とほぼ一致しており、申立人が申立期間において事業主により引かれていたとする保険料は同国民健康保険組合の保険料であり、厚生年金保険の保険料ではなかったものと推認される。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。  
これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 7 月 31 日まで  
A社に勤めていたが、厚生年金保険に加入していない旨の回答をもらった。当時は子供が小さかったので健康保険が途切れたことは無かった。

健康保険と厚生年金保険は同時に加入していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社において申立人と一緒に働いていたとする同僚の証言から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁が保管するA社の健康保険厚生年金被保険者原票の中に申立人の記録は無い上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について事業主に照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険庁の国民年金の加入記録により、申立人は、申立期間について、国民年金に強制加入（納付1月、未納2月及び免除7月）していることが確認できる。

なお、事業主は、「当時は、試用期間3か月経過後に社会保険の加入手続きをしていたが、試用期間経過後も加入手続きをしていない場合もあった」と証言をしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。  
これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことと認めることはできない。

## 愛媛厚生年金 事案 24

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月から 51 年 10 月まで  
② 昭和 51 年 11 月から 57 年 4 月まで

A社（申立期間①）及びB社（申立期間②）に勤めていた。

当時の給与明細書等はないが、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間①についてはA社、申立期間②についてはB社に勤務していたと認められる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、申立人が勤務していたA社は昭和55年3月12日、B社は平成3年6月1日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B社に照会したところ、「健康保険及び厚生年金保険に加入したのは平成3年からであり、申立期間当時は、雇用保険のみに加入していた」と回答している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料はない上、申立人から聴取しても、保険料控除の記憶は明確ではない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情はない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年から 38 年まで

申立期間当時、A社のB店に勤務していた。

当時の給与明細書等はないが、確かに従業員として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の証言から、申立人が申立期間において、同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所になった事実は確認できない上、事業主は、「これまで厚生年金保険に加入したことはないと思う」との証言をしていることから、同事業所は、申立期間において、厚生年金保険は適用されていなかったものと推認される。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの資料は無く、申立人から聴取しても、厚生年金保険料が給与から控除されていたことの明確な記憶は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛媛厚生年金 事案 26

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年から 38 年 8 月まで  
申立期間当時、A社のB店に勤務していた。

当時の給与明細書等はないが、確かに従業員として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の証言から、申立人が申立期間において、同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所になった事実は確認できない上、事業主は、「これまで厚生年金保険に加入したことはないと思う」との証言をしていることから、同事業所は、申立期間において、厚生年金保険は適用されていなかったものと推認される。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの資料は無く、申立人から聴取しても、厚生年金保険料が給与から控除されていたことの明確な記憶は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 高知厚生年金 事案 26

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月から平成 2 年 1 月まで

私は、A社に昭和 59 年 3 月から平成 2 年 1 月まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険加入期間となっていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかの記憶は明瞭では無く、保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、A社については、申立期間の前後の期間を含む健康保険・厚生年金保険適用事業所名簿を見ても、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められないほか、申立期間において、申立人が雇用保険に加入した記録は残っていない。

このほか、同僚等の証言も得られず、同社も当時の資料等が無いことから、申立人の勤務形態及び保険料控除の有無等については不明であるとしており、申立内容が正しいことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 高知厚生年金 事案 27

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで  
② 昭和 29 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
③ 昭和 29 年 9 月 1 日から 30 年 3 月ごろまで  
④ 昭和 30 年 11 月 5 日から 31 年 9 月ごろまで

私は、A社で昭和 29 年 4 月 1 日から同年 7 月末まで勤務していたが、申立期間①及び②が厚生年金保険加入期間となっておらず、また、B社で 29 年 9 月 1 日から 30 年 3 月ごろまで勤務していたが、申立期間③が厚生年金保険加入期間となっておらず、さらに、C社で昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 9 月ごろまで勤務したにもかかわらず、申立期間④が厚生年金保険加入期間となっていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A社、B社及びC社設については、給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかの記憶は無いと申し述べているほか、保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、A社、B社（類似の名称を持つD社）及びC社は全喪により、当時の賃金台帳等の資料が保存されていないため、給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうか確認できない。

2 A社については、申立人が記憶するA社の下請会社の関係者からの証言等が得られないほか、申立期間①の前後の期間を含む健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿をみても、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

3 B社については、申立人が記憶するB社の下請会社の関係者からの証言等が得られないほか、B社と類似の名称を持つD社は厚生年金保険の適用

事業所であるが、申立期間③の前後の期間を含む社会保険庁の記録をみても、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

- 4 C社については、申立期間④の直前である昭和 30 年 4 月 1 日から同年 11 月 5 日まで厚生年金保険被保険者期間とされているが、このことは、C社が行っていた百貨店の第 1 期の建設工事期間の終期である同年 10 月 31 日とおおむね一致していることから裏付けられる。

また、申立期間④の前後の期間を含む健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿をみても、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められず、同僚からの証言等も得られない。

- 5 このほか、申立内容が正しいことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 高知厚生年金 事案 28

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から 55 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 4 月から 55 年 3 月まで、義父が経営する A 社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録では、51 年 4 月 1 日から 52 年 4 月 1 日までとなっているので、申立期間の厚生年金保険への加入を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかの記憶は無いと申し述べており、保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、A 社については、申立期間の前後の期間を含む健保記号番号順索引簿を見ても、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められないほか、A 社での雇用保険の加入記録を見ると、申立人は昭和 51 年 4 月 1 日から 52 年 4 月 1 日までとされており、厚生年金保険の被保険者期間と一致している。

さらに、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和 52 年 4 月 1 日の直後の同年 4 月 8 日に健康保険証を返納した記録が確認できるほか、A 社と一緒に勤務していた申立人の妻や同僚等の証言も得られず、同社にも当時の賃金台帳等の資料が保存されていないため、給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうか確認できない。

このほか、申立内容が正しいことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 高知厚生年金 事案 29

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月から 52 年 1 月まで

私は、昭和 50 年 10 月から 52 年 1 月まで A 社で勤務していたが、その期間が厚生年金保険加入期間となっていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については、給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかの記憶は無いと申し述べているほか、保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、申立人が勤務していたと主張する事業所は、社会保険事務所の記録では、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっておらず、当時、A 社に出資していた関係者は、厚生年金保険の加入については記憶に無いと証言している。

さらに、申立人と一緒に勤務したとしている申立人の妻についても、申立期間において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できない。

このほか、申立内容が正しいことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 20

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年9月ごろから20年3月まで

昭和19年9月ごろから20年3月まで勤めていたA社における厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に確認を依頼したところ、加入していた事実は無いとの回答を受けた。

当時、B高等小学校に在籍していたが、学徒勤労働員によりA社C工場で働いていたことは間違いないので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B高等小学校から学徒勤労働員によりA社C工場で働いていたとの申立てであるが、勤労働員をされた学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、労働者年金保険（現厚生年金保険）の被保険者には該当しない取扱いとなっている。

また、学徒勤労令（昭和19年8月23日勅令第518号）及び学徒勤労令施行規則（昭和19年8月23日文部、厚生、軍需省令）においても、学徒勤労を受ける者が負担する経費として厚生年金保険料は規定されていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間は厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。



## 福岡厚生年金 事案 21

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月 30 日から 47 年 4 月 10 日まで (A (株))

② 昭和47年4月10日から48年8月1日まで ((株)B)

私の厚生年金保険の加入期間は、A(株)では、昭和46年3月1日から同年4月10日まで、また、(株)Bでは、46年4月10日から同年8月1日までとなっている。

しかし、私の記憶では、A(株)には昭和46年3月1日から47年4月10日まで、(株)Bには47年4月10日から48年8月1日まで勤務していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A(株)が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の同社での資格喪失日が、社会保険庁の記録どおり昭和46年4月30日と記載されていることが確認できる。

また、(株)Bは、社会保険庁の記録によると、申立期間中の昭和47年8月31日に全喪している。

さらに、社会保険庁が管理するA(株)及び(株)Bに係る被保険者原票からは、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日や喪失日の記録について不自然な点は見られず、申立人が、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 22

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月から 47 年 3 月まで

申立の期間は、A市にあった、B店という店で調理師として働いていた。

現在まで何度か転職はしたが、すべて厚生年金保険に加入している会社で働いてきたので、申立期間についても会社名は分からないが、B店を経営していた会社が厚生年金保険に加入していたはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者情報から、B店を経営していたと思われるC(株)において、申立人が申立期間について、雇用保険の被保険者であったことが確認できる。

しかしながら、C(株)は、申立期間から後の昭和 50 年 8 月 5 日に厚生年金保険の新規適用事業所になっている。

また、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかを記憶しておらず、給与明細など、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料も無い。

さらに、C(株)は既に全喪しており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 佐賀厚生年金 事案 20

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月10日から32年10月ごろまで

勤務していたA社のB事業場が、昭和31年4月に閉鎖された後、失業保険を受給していたところ、残務整理にあたるために呼び戻され、再度、A社に勤務した。その際、給料は減額されたものの引き続きもらっており、厚生年金保険料も控除されていたと記憶している。32年10月ごろ、業務終了となり解散し、その後、C社に勤務した。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する写真及び仕事内容、同僚の氏名等に関する記憶から、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等、申立人の当該申立期間に係る勤務状況が確認できる資料は無い。

また、申立人はB事業場の閉鎖後に失業給付を受給していたと説明しており、社会保険庁の記録どおり、昭和31年4月10日付でA社を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものと考えられる。31年4月以降、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人が資格を取得した旨の記載は無く、申立人がA社において、厚生年金保険被保険者資格を再度取得したことをうかがわせる事情は無い。

さらに、雇用保険記録では、申立期間中の昭和31年9月24日から、C社における申立人の失業保険加入記録があり、同年4月10日から翌32年10月ごろまでA社に勤務していたとする申立てと相違する。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 佐賀厚生年金 事案 21

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年1月1日から同年9月1日まで  
② 平成元年8月から3年5月まで

A社に勤務した期間は、昭和50年9月から62年1月までの期間及び平成元年8月から3年5月までの期間であるが、社会保険庁の記録では、このうち、昭和61年1月から同年8月までの期間及び平成元年8月から3年5月までの期間が厚生年金保険に未加入となっている。保険料控除の事実を示す書類は無いが、勤務していたことは確かなので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険加入期間は、昭和50年9月1日から62年1月31日までの期間及び平成元年9月1日から6年5月31日までの期間とされており、この期間に同社に勤務していた事実は確認できる。しかし、給与明細等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料は無い。

また、A社は既に廃業しており、当時の労働者名簿、賃金台帳等の関係書類は保存されておらず、唯一、保管されていた厚生年金保険被保険者資格確認通知書の控えについて、社会保険庁の記録と照合したところ、加入記録はすべて一致していた。

さらに、申立人が昭和61年4月1日から同年5月17日まで入院していた病院に保管されていた傷病手当金請求書において、申立人が健康保険の任意継続被保険者であることが確認でき、申立人は、61年4月以前にA社に係る健康保険、厚生年金保険の資格を喪失していたものと考えられる。

加えて、申立人の妻は国民年金に加入しており、国民年金制度が改正され新た

な被保険者種別が設けられた昭和 61 年 4 月に、任意加入から第 1 号被保険者に種別変更されている上、平成元年 8 月に第 3 号被保険者から第 1 号被保険者に種別変更されていることから、これらの時期に申立人が厚生年金保険被保険者ではなくなっていたものと考えられる。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 佐賀厚生年金 事案 22

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から同年 10 月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した昭和 46 年 7 月から同年 10 月までの期間について厚生年金保険の加入記録は無い旨の回答を得た。妻と一緒にA社に入社したにもかかわらず、妻のみ厚生年金保険に加入したことになるので申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社には、当時の人事記録は保管されておらず、申立人がA社に勤務していた事実を確認することができない。

また、A社の総務課担当者は、「当時の資料として社会保険台帳のみが保管されているが、同台帳に申立人の妻の記録はあるものの申立人の記録は無く、申立人については社会保険に加入させていないものと思われる。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間について、国民年金に加入し保険料を納付している上、申立人には雇用保険に加入した記録も確認できない。

加えて、申立人の厚生年金保険料控除に関する記憶は曖昧であり、ほかに申立人に係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 佐賀厚生年金 事案 23

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月から30年11月ごろまで

昭和28年ごろ、A社のレストラン部に勤務した。始めはウエイトレスだったが、後にレジ係にかわった。2年ぐらいは勤務したと思う。レストラン部では主任、コック、数名のウエイトレス等と一緒に仕事をしていた。会社から健康保険証や厚生年金手帳をもらったか覚えておらず、当時、病院に行った記憶も無い。同僚等と写った写真を何枚か所持している。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは元上司の証言等から確認できるものの、A社は既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等、申立人の当該申立期間に係る在籍が確認できる資料及び申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。また、申立人においても厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうかの記憶は曖昧であり、健康保険証を所持していた記憶も無い。

さらに、社会保険庁が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記載は無く、健康保険番号に欠番は無い。

加えて、申立人が名前をあげているウエイトレス3名についても当該事業所における厚生年金保険の加入記録は無い。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 長崎厚生年金 事案2

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により控除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月から 5 年 4 月まで

私は、A社に平成 2 年 4 月 1 日から 6 年 4 月 30 日まで勤務しており、その間、雇用保険にも加入していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、厚生年金保険の保険料控除が行われていたことを推定できる給与明細等の資料が無い。

また、申立期間は、国民年金加入期間となっており、このうちの一部の期間については、国民年金第 1 号被保険者として国民年金保険料を納付し、国民年金第 3 号被保険者として健康保険の被扶養配偶者に認定されている。さらに、申立人は当該事業所において社会保険の事務を行っており、平成 5 年 5 月 1 日から社会保険事務所の指導により厚生年金保険に加入した経緯を自覚し、申立人は、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていなかったことを認識していたものと思われる。

加えて、申立期間について、その他の事業所の厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を控除されていたものと認めることはできない。

## 熊本厚生年金 事案 15

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月 11 日から 48 年 10 月 11 日まで  
② 昭和 49 年 11 月 1 日から 50 年 2 月 1 日まで

A事業所(①の期間)における厚生年金保険の加入期間が昭和 48 年 10 月 11 日から 49 年 1 月 21 日までとなっているが、厚生年金保険被保険者証の「初めて資格を取得した年月日」が 47 年から 48 年に修正された形跡がある。

また、B事業所(②の期間)における厚生年金保険の加入期間が昭和 50 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日となっているが、私は、同年の元旦に同事業所で夜勤をした記憶があるので、厚生年金保険の資格取得日が同年 2 月 1 日からとなっていることに納得できない。

上記の期間について、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

①の申立期間において、申立人がA事業所に勤務していたことを示す関連資料(給与明細書等)が無く、申立人の同事業所における雇用保険の加入日も昭和 48 年 10 月 11 日となっていることから、申立人が、申立期間について、同事業所に勤務していたことは確認できない。

また、申立人の資格取得記録が記載されている年金手帳記号番号払出簿には、申立人を含む3人の資格取得年が昭和 47 年から 48 年に修正された形跡がみられるものの、同払出簿に記載された他の被保険者の資格取得年はすべて 48 年が正しいことから、申立人の資格取得年月日も、48 年 10 月 11 日が正しい日付であるものと推認される。

一方、②の申立期間において、申立人は、雇用保険の加入記録により、申立期間を含む昭和 49 年 11 月 2 日から 50 年 9 月 30 日までB事業所に勤務し

ていたことが確認できるものの、申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことを示す給与明細書、賃金台帳等の関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 8

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 7 月及び同年 8 月 (A 社)  
② 昭和 44 年 9 月から 45 年 1 月まで (B 社)

私は、A 社に当時の社長の長男と友人である関係で入社した。

また、その後、A 社の社長の紹介で B 社に入社した。B 社では、先輩と自動車で品物の配達業務等を担当した。

A 社及び B 社共に勤務した期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社は厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、申立人は申立期間に当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者になることができない。

なお、この事実は社会保険事務所から申立人に回答されており、申立人もこれを了承している。

申立期間②について、申立人は B 社の複数人の同僚の氏名、仕事の内容等も詳しく記憶していることから、申立人が B 社に勤務していたことは推認できるものの、申立人について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立人は B 社に勤務していた期間は見習であったと述べている。さらに、社会保険事務所が保管する B 社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が記憶している複数人の同僚の氏名はあるものの、申立人の名前は無く、被保険者番号の欠番も無い。

なお、B 社の現事業主は、会社を移転した際に、古い書類は廃棄したと述べており、人事記録等の当時の資料を確認できなかった。このほか、B 社には申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 宮崎厚生年金 事案 8

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 24 日から 34 年 6 月 30 日まで

私は、既に A 社で勤務していた弟の勧めもあって、B 市にあった会社を辞め、上京した翌日の昭和 32 年 6 月 24 日から、同社に住み込みで働いた。

社会保険庁の記録によると、申立期間については、私が厚生年金保険に加入していなかったとのことであったが、勤務したことは事実であるので、厚生年金の被保険者であったことを認めてほしい。

なお、私は、申立期間中の昭和 32 年 10 月、会社近くの病院で急性盲腸炎の手術を受けた際、健康保険を使って治療を受けた覚えがある。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

社会保険庁の記録では、A 社（昭和 40 年 10 月 1 日付けで B 社から名称を変更）は、34 年 7 月 1 日付けで厚生年金保険に新規適用されており、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。また、申立人が同社で勤務する以前から在籍していたとする申立人の弟、事業主、同僚等 7 人の、同社での厚生年金保険被保険者の資格取得日はすべて 34 年 7 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人が A 社において雇用保険の被保険者であったことを示す記録は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 宮崎厚生年金 事案 9

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月 22 日から 56 年 8 月まで

私は、昭和 53 年 6 月から 3 年ぐらい A 社という事業所で建材配達の仕事をしていた。

今回、厚生年金保険の加入記録について照会したところ、昭和 53 年 6 月 1 日から同年 9 月 22 日までの 3 か月のみ記録があると言われた。

給与明細書等は持っていないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

社会保険庁の記録によれば、申立人は昭和 53 年 9 月 22 日に厚生年金被保険者資格を喪失しており、また、同日に健康保険証を返納したとの記録が確認できる。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の被保険者記録同様昭和 53 年 9 月 21 日離職となっており、この時期に事業主により雇用保険においても資格を喪失する手続が行われたことが確認できる。

申立内容及びこれまでに収集した関係資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 鹿児島厚生年金 事案 14

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月25日から33年4月30日まで  
A社に係る厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について記録が無かった旨の回答を受けた。退職日は、結婚した昭和33年5月30日の1か月前で、退職してからB市に帰って来た記憶がある。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

社会保険庁が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社における申立人の被保険者の資格取得日は昭和29年4月25日、資格喪失日は31年9月25日と確認でき、また、健康保険証の返納を示す「証返納」の押印が資格喪失日と同じ日付で確認できることから、社会保険庁の記録のとおり、事業主による厚生年金保険被保険者の資格喪失届が行われたものと推認できる。

また、申立人が退職年の証拠であると主張する年金手帳の厚生年金保険の「被保険者でなくなった日」欄の昭和33年については、申立人自身による記載と推認できることから、申立内容を裏付けるものとはならない。なお、申立期間当時における住所地については、申立人に係る戸籍の附票では、現住所のC県B市における住定日(昭和51年8月13日)が記載されているのみのため、確認できない。

さらに、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の被保険者資格の取得届等について、申立事業所に照会したところ、申立期間当時の関連文書は既に廃棄されており、これらの事実を確認できない。



加えて、申立人が同僚の名前を記憶していないことなどから、新たな証言を得ることは難しい。

このほか、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 鹿児島厚生年金 事案 15

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月1日から26年1月30日まで  
申立期間について、厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、未加入との回答があった。

昭和21年10月にA家の婿養子となり、同年11月に同家の叔父が経営するB社に入社して以来、退職するまで現場監督の補助や競争入札に参加する営業業務も行っており、昭和26年ないし27年に同社が倒産した時の経過も覚えている。給与明細書はA家の母親が管理していて、「月額250円の給与からいろいろ差し引いている。」と聞いていた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、また、申立人は、給与明細書を自ら確認しておらず、厚生年金保険料を控除されていたことについて具体的な記憶は無い。

申立人は、B社における業務内容、同社の経営状況を記憶していること、及び社会保険庁が管理している健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が主張する姓のみが特定できる同僚のC氏に係る記録が確認できることから、申立期間当時、同社に在籍していたものと推察される。

しかし、B社については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿等により、厚生年金保険の適用事業所の期間が昭和24年4月1日から26年1月30日までと確認できることから、その期間に含まれていない申立期間の一部（21年11月1日から24年3月31日まで）は同社の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人に係る厚生年

金保険の加入記録は存在しないことが確認でき、同名簿には欠番も見られない。

さらに、B社については既に全喪していること、及び同僚のC氏については、既に死亡していることなどから新たな証言等を得ることは難しいものと考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 鹿児島厚生年金 事案 16

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 2 日から 61 年 3 月 25 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間について確認できなかった旨の回答を受けた。A社は父が設立した会社で、同社には、昭和 53 年の創業以来、平成 17 年 11 月に事業をやめるまで継続して勤務していたので、途中で未加入期間は無いはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料は無い。

A社における在職期間について、申立人は昭和 53 年 8 月の創業以来、平成 17 年 11 月まで継続して勤務していたと主張しているが、厚生年金保険被保険者原票により、申立期間については同社の厚生年金保険の被保険者であることが確認できない。

また、申立人に係る雇用保険の被保険者情報により、A社においては、取得日が昭和 53 年 4 月 1 日、離職日が 54 年 4 月 1 日、再取得日が 63 年 10 月 1 日、再離職日が平成 13 年 9 月 2 日と確認できるものの、その間の昭和 57 年 7 月 28 日から 59 年 10 月 31 日までについては、A社とは異なるB社（採石業務開始のために創設された事業所で、社長はA社と同じ。）に在職していることが確認できることから、申立期間において申立に係る事業所に在職していたとは推認できない。なお、申立人は、申立期間においては、在籍するA社から給料を受けていたが、勤務地はC県D郡E村であったことから、B社には出向していた認識であると説明している。なお、

B社における厚生年金保険の適用の記録は確認できない。

さらに、申立人は、国民健康保険被保険者であった記憶が無いと主張しているが、申立期間のうち、昭和58年5月2日から61年3月25日（A社における厚生年金保険の被保険者資格の再取得日）まで、C県F町（現G市）における国民健康保険の被保険者であることが確認できる。

このほか、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 沖縄厚生年金 事案 27

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 1 日から 44 年 4 月 30 日まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いとされた。保険料の控除の事実が確認できる書類は無いが、A社に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所に照会したところ、申立人は申立期間においてA社で雇用保険に加入していた記録が無く、かつ、A社が既に全喪しており人事記録等も存在しないことなどから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していた事実が確認できない。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無い。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者原票により、A社における申立期間を含む昭和 41 年 2 月 1 日から 44 年 5 月 3 日までの期間に厚生年金保険の資格を取得した者 24 人について調査したところ、申立人の氏名は確認できず、健康保険番号に欠落も見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 沖縄厚生年金 事案 28

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和8年生

住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年8月1日から同年9月1日

② 昭和27年3月1日から30年4月1日

私が勤務していた期間の昭和26年8月から30年3月までのうち、申立期間については、厚生年金保険の加入記録が無いとされた。保険料の控除の事実が確認できる書類は無いが、A社に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していたとするA社は、昭和25年2月に厚生年金保険の適用を受けたが、既に30年9月1日に全喪しているほか、申立期間のいずれも、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無い。

また、申立人は、以前に当該事業所を管轄する社会保険事務所に給与明細書等を提出したと主張しているが、申立人が平成5年1月ごろに提出し、社会保険事務所が保管している裁定請求書には、給与明細書を添付することとはされていないため、戸籍謄本、住民票謄本及び公的年金期間確認請求書が添付されているのみである。

社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金被保険者名簿によると、申立期間①については、A社における申立期間を含む昭和25年2月1日から26年9月1日までの期間に厚生年金保険の資格を取得した者25人について調査したところ、申立人は、26年9月1日に初めて厚生年金保険の被

保険者となっている。

申立期間②については、申立人に関し標準報酬月額の設定は、資格取得時のみであり、その後の改定が行われていないことなどから、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失手続は適正に行われたものと思われる。

また、A社に関する同資料により昭和25年から30年までの従業員(52名)の資格喪失状況をみると、27年中に申立人を含む7名(13%)が喪失しているほか、A社が全喪した30年中には27名(52%)が喪失している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。



## 沖縄厚生年金 事案 29

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月から 52 年 10 月まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いとされた。保険料の控除の事実が確認できる書類は無いが、A社に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により申立人がA社に勤務していたことは確認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実が確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料が無い。

また、A社に照会を行ったが、申立人に関する人事記録等もなく、厚生年金保険について申立期間に係る資格取得届出及び保険料の納付事実が確認できない。

さらに、申立人は、昭和 48 年 11 月から 52 年 10 月まで継続して勤務していたとして主張しているが、当該事業所における申立人の厚生年金保険被保険者資格の異動状況を見ると、48 年 11 月 1 日に取得、同年 12 月 21 日に喪失し、翌年 1 月 9 日に申立人の健康保険証が返納されていることが確認でき、申立期間について厚生年金保険と一体として加入すべき政府管掌健康保険に加入していないことから、申立人は、厚生年金保険に加入し保険料を納付していなかったことが推認できる。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が、厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 沖縄厚生年金 事案 30

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 7 日から 50 年 4 月 1 日まで  
私は、申立期間においてA労働組合B支部の専従職員として勤務しており、厚生年金保険には、C支部の職員と併せて加入し、C支部職員が集金していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実が確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料が無い。

B支部に照会を行ったところ、厚生年金保険料の控除状況を確認できる資料が既に処分されており、事実確認を行うことができないため、申立期間に関し、申立てどおりの届出を行ったか否かは不明としている。

一方、当時のB支部幹部から「申立期間当時、自分と申立人は厚生年金保険に加入しておらず、昭和 50 年 4 月 1 日に一緒に加入した。」との証言があり、当時の社会保険事務担当者の証言も同様の内容であった。

また、申立期間当時、厚生年金保険料の集金を担当していた職員も「7名分の厚生年金保険料を納めていたが、申立人は含まれていなかった。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金手帳記号番号払出簿を調査したところ、申立期間について払い出された事実は確認できない。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事

情は無い。

これら申立内容及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。